

# 県政概要

【「県民幸福度日本一」の福岡県を目指して】

令和2年度

福岡県



## はじめに

新型コロナウイルス感染症がまん延する中、県民、事業者の皆さまには、感染拡大防止の取り組みにご協力いただき、感謝申し上げます。そうした中、医療従事者の皆さまの懸命な治療にもかかわらず、多くの方々がこの感染症によりお亡くなりになっています。心からご冥福をお祈り申し上げます。加えて、令和2年7月豪雨により、本県は筑後地域を中心に大きな被害に見舞われました。平成29年の九州北部豪雨以来、4年連続の災害です。このたびの豪雨により、犠牲となられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された全ての皆さまにお見舞い申し上げます。



本県では、県民一人一人がこの県に生まれ、生活して良かったと実感できる「県民幸福度日本一」を目指しています。県民一人一人が幸福を実感できるよう、生活者の視点を重視しながら、県民の皆さまに寄り添う「温かみのある行政」に一層力を入れるとともに、本県をもっと元気にするさまざまな施策を推進してまいります。

令和2年度は、何より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と医療提供体制の維持や確保に取り組みつつ、社会経済活動のレベルを徐々に引き上げ、事業者の事業継続支援や働く場を失った方々への雇用創出を行います。また、地域における個人消費を喚起し、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化を図ります。

次に、4年連続となった豪雨災害被災地のそれぞれの復旧・復興、防災減災対策を加速するため、被災した道路や河川などの着実な復旧、営農再開と産地の復興支援などに取り組みます。

また、地方創生の実現に向け、誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、安心して子どもを産み育てていくことができる地域社会をつくっていくため、県経済の発展と活力の原動力である中小企業への支援や、各地域の特徴や強みを生かして、農林水産業や観光産業、先端成長産業などの振興を図り、魅力ある働く場を一つでも多くつくります。さらに、県民一人一人の健康寿命を延ばす「ふくおか健康づくり県民運動」とスポーツの力で県民生活を元気にする「スポーツ立県福岡」の取り組みや、出会い、結婚、出産、子育て、仕事の各ライフステージに合わせた支援に取り組みます。

この資料は、こうした県行政の姿を分かりやすく紹介したものです。県行政への理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和2年9月

福岡県知事 小川 洋





## 県政概要を読まれる方へ

- この資料は、県政の動きと郷土福岡県の姿について、理解を深めていただくものとして作成しています。
- 「Ⅰ 県勢の概況」は、県のあゆみ、人口、経済、土地利用、水利用等のほか、本県の姿、九州における本県の位置などを明らかにしています。
- 「Ⅱ 県の総合計画」は、平成29年3月に策定した「福岡県総合計画」について、わかりやすく説明しています。
- 「Ⅲ 県政の現況と施策」は、主な項目ごとに、現状、課題、令和2年度及び当面の主要施策について、グラフや表をできるだけ多く採り入れて、わかりやすく説明しています。
- 「Ⅳ 地域別の主な事業」は、「北九州」「福岡」「筑後」「筑豊」の四圏域ごとの地域振興の方向と主な事業を掲げています。
- 「Ⅴ 令和2年度県予算の概要」は、令和2年度予算を説明しています。
- 巻末には、「Ⅵ 参考資料」として、令和元年度県政をめぐる主な出来事及び都道府県、県内市町村の主要指標等を掲載しています。
- グラフや表の中では、年号の「昭和」「平成」「令和」は省略し、昭和、平成、令和が混在する場合は、西暦を60年（'85）、29年（'17）というように表示しています。年次は歴年（1～12月）、年度は会計年度（4月～翌年3月）です。また、構成比は表示単位未満を四捨五入した数値のため、内訳合計が100.0にならない場合があります。
- この資料について、御質問、御意見等がありましたら、福岡県企画・地域振興部総合政策課（電話092-643-3158）に御連絡ください。



# 目 次

## I 県勢の概況

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1 福岡県のあゆみと概況    | 1  |
| 2 主要指標からみた県勢の地位 | 4  |
| 3 九州における福岡県の地位  | 6  |
| 4 人 口           | 8  |
| 5 経 済           | 12 |
| 6 土地利用          | 16 |
| 7 水 利 用         | 18 |
| 8 県 財 政         | 20 |

## II 県の総合計画

|         |    |
|---------|----|
| 福岡県総合計画 | 27 |
|---------|----|

## III 県政の現況と施策

### 1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1 発展力のある中小企業をつくる          | 30 |
| （1）創業の促進                  | 31 |
| （2）経営基盤強化の促進              | 31 |
| （3）新たな事業展開の促進             | 34 |
| （4）小規模事業者の事業の持続的発展        | 38 |
| 2 アジアの産業拠点をつくる            | 38 |
| （1）基幹産業のさらなる振興            | 41 |
| （2）県経済を担う成長産業の振興          | 42 |
| （3）新市場を創出する次世代産業の育成       | 44 |
| （4）国内外企業誘致の推進             | 45 |
| 3 国内外の観光客を呼び込む            | 47 |
| （1）観光資源の開発                | 47 |
| （2）外国人観光客等の受入環境整備         | 47 |
| （3）プロモーション活動の強化           | 48 |
| （4）観光推進体制の整備              | 49 |
| 4 足腰の強い農林水産業をつくる          | 50 |
| （1）農林水産物の販売・消費の拡大         | 50 |
| （2）需要に応じた生産力の強化           | 52 |
| （3）意欲ある担い手の育成・確保          | 54 |
| （4）県民とともに作る農林水産業の推進       | 56 |
| 5 雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる | 57 |
| （1）求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援    | 58 |
| （2）職業能力の向上                | 60 |
| （3）安心して働くことができる環境の整備      | 61 |

|  |    |
|--|----|
| 6 魅力にあふれた暮らしやすい地域をつくる                    | 62 |
| (1) 地域の活性化                               | 62 |
| (2) 地方創生のためのまちづくりと交通網の整備                 | 67 |
| 7 アジアとともに繁栄し、九州・山口の一体的発展を支えるための社会資本を整備する | 70 |
| (1) アジアの活力取り込みと人・モノの流動拡大                 | 71 |
| (2) 地域間連携強化のための広域ネットワークの整備               | 77 |

## 2 安心して子育てができること

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1 安心して子どもを生み育てることができる社会をつくる | 83 |
| (1) 若者が結婚・子育てに希望を持つ社会づくりの推進 | 83 |
| (2) 子どもと母親などの健康の推進          | 83 |
| (3) 子育てを応援する社会づくりの推進        | 84 |
| 2 きめ細かな対応が必要な子どもを支える        | 85 |
| (1) 家庭環境上の課題を抱えた子どもへの支援     | 85 |
| (2) 貧困の状況にある子どもへの支援         | 87 |

## 3 子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1 「学力・体力・豊かな心」を育成する      | 88 |
| (1) 学力の向上                | 88 |
| (2) 体力の向上                | 89 |
| (3) 豊かな心の醸成              | 89 |
| (4) 学校、家庭、地域の連携・協働       | 91 |
| (5) 教育環境づくり              | 92 |
| 2 「社会にはばたく力」を育成する        | 95 |
| (1) 知識や経験等を生かした課題解決能力の育成 | 95 |
| (2) 多様で特色のある能力や個性の伸長     | 95 |
| (3) キャリア教育の充実            | 97 |
| 3 「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する | 97 |

## 4 女性がいいきと働き活躍できること

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 1 女性が活躍する社会をつくる               | 99  |
| 2 社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える | 100 |

## 5 高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 1 高齢者が元気で活躍する社会をつくる       | 104 |
| 2 高齢者が安心して生活する社会をつくる      | 105 |
| 3 障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる | 110 |

## 6 誰もが元気で健康に暮らせること

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1 生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる    | 115 |
| 2 誰もが必要な医療を受けられる社会をつくる   | 121 |
| 3 社会的に厳しい状況にある生活困窮者等を支える | 125 |

## 7 心のぬくもりと絆を実感できる社会であること

|  |     |
|--|-----|
| 1 NPO・ボランティアの活躍や地域コミュニティの活性化を通じて、ともに支え合う社会をつくる | 128 |
| 2 人権が尊重される心豊かな社会をつくる                           | 129 |

|  |                              |     |
|--|------------------------------|-----|
| 3  | 生涯学習社会をつくる                   | 130 |
| <b>8 豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること</b> |                              |     |
| 1  | 県民の文化活動を盛んにする                | 131 |
| 2  | 県民のスポーツ活動を盛んにする              | 135 |
| 3  | アジアに開かれた交流拠点をつくる             | 137 |
| (1)  | 海外との地域間交流・連携の推進              | 137 |
| (2)  | 外国人が暮らしやすい地域づくり              | 140 |
| (3)  | アジアの知的拠点の形成                  | 142 |
| <b>9 災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること</b>         |                              |     |
| 1  | 災害に強いまちをつくる                  | 144 |
| 2  | 犯罪や事故のない社会をつくる               | 152 |
| (1)  | 安全・安心を実感できる治安の確保             | 152 |
| (2)  | 道路交通の安全確保                    | 156 |
| 3  | 暮らしの安全・食品の安全を守る              | 159 |
| (1)  | 暮らしの安全の確保                    | 159 |
| (2)  | 食品の安全・安心の確保                  | 160 |
| <b>10 環境と調和し、快適に暮らせること</b>                 |                              |     |
| 1  | 資源を有効活用し、環境負荷の少ない社会をつくる      | 162 |
| (1)  | 低炭素社会の推進                     | 162 |
| (2)  | 循環型社会の推進                     | 164 |
| 2  | 環境に優しく、安価で安定的なエネルギー需給構造を実現する | 168 |
| 3  | 自然と共生し、快適な環境をつくる             | 170 |
| (1)  | 自然共生社会の推進                    | 170 |
| (2)  | 快適な生活環境の形成                   | 176 |
| <b>計画推進の基盤づくり</b>                          |                              |     |
| 1  | 地方分権の推進                      | 185 |
| 2  | 行財政改革の推進                     | 186 |
| <br><b>IV 地域別の主な事業</b>                     |                              |     |
| 1  | 地域別主要指標                      | 194 |
| 2  | 北九州地域                        | 195 |
| 3  | 福岡地域                         | 196 |
| 4  | 筑後地域                         | 197 |
| 5  | 筑豊地域                         | 198 |
| <br><b>V 令和2年度県予算の概要</b>                   |                              |     |
| 1  | 一般会計歳入歳出予算、特別会計予算            | 199 |

## VI 参考資料

|   |                        |     |
|---|------------------------|-----|
| 1 | 平成31年・令和元年県政10大ニュース    | 202 |
| 2 | 平成31年・令和元年度県政をめぐる主な出来事 | 208 |
| 3 | 海外主要指標                 | 211 |
| 4 | 都道府県主要指標               | 213 |
| 5 | 市町村主要指標                | 215 |
| 6 | 福岡県行政機構一覧              | 219 |

---

---

## I 県勢の概況

|   |                     |    |
|---|---------------------|----|
| 1 | 福岡県のあゆみと概況 .....    | 1  |
| 2 | 主要指標からみた県勢の地位 ..... | 4  |
| 3 | 九州における福岡県の地位 .....  | 6  |
| 4 | 人 口 .....           | 8  |
| 5 | 経 済 .....           | 12 |
| 6 | 土地利用 .....          | 16 |
| 7 | 水 利 用 .....         | 18 |
| 8 | 県 財 政 .....         | 20 |

---

---





## 1 福岡県のあゆみと概況

### ● 県のあゆみ

福岡県は、古代、遠<sup>とお</sup>の朝廷<sup>みかど</sup>と呼ばれた大宰府政庁や、外国使節の迎賓館である鴻臚館がおかれ、中国大陸や朝鮮半島と我が国の交流の窓口でした。中世に入っても、博多の港は中国や朝鮮半島をはじめ、琉球や南海との貿易基地として栄えました。

江戸時代に入ると、木ろうなどの商品作物や博多織、久留米餅、小倉織などの工芸品の生産が盛んになりました。多くの街道や港、遠賀川、筑後川の水運が発達し、本県は九州の交通の要衝を占めていました。

明治から昭和にかけて、筑豊や大牟田で石炭の産出が盛んになり、これを活用して北部に鉄鋼、機械、電気、化学、窯業などを中心とする「北九州工業地帯」が、南部大牟田地区には重化学コンビナートが形成され、日本の近代化と経済発展を支えました。

第2次世界大戦後は、国の傾斜生産政策と朝鮮戦争による特需景気などにより、鉄鋼、金属、化学などの製造業や石炭産業が隆盛となり、いち早く荒廃から立ち直りました。

昭和30年以降の高度成長期には、本県の工業生産も大きく伸びましたが、同時に進行したエネルギー革命により、石炭産業が衰退し、筑豊地域は特に深刻な打撃を受けました。さらに、30年代中期以降は、全国各地で工業団地の整備等が進み、本県の経済は徐々に沈滞し、人口も5年間減少しました。しかし、40年代中期以降は第3次産業が大きく成長し、福岡市を中心に商業やサービス業の集積が進み、人口は増加に転じました。

2度のオイルショック以降は、低成長や円高、産業構造の転換の中で、素材型産業の比重の大きい本県経済は厳しい状況になりました。このため、先端成長産業の育成、集積に取り組み、自動車産業、先端半導体、バイオ、ロボットなどの企業立地が進んでいます。

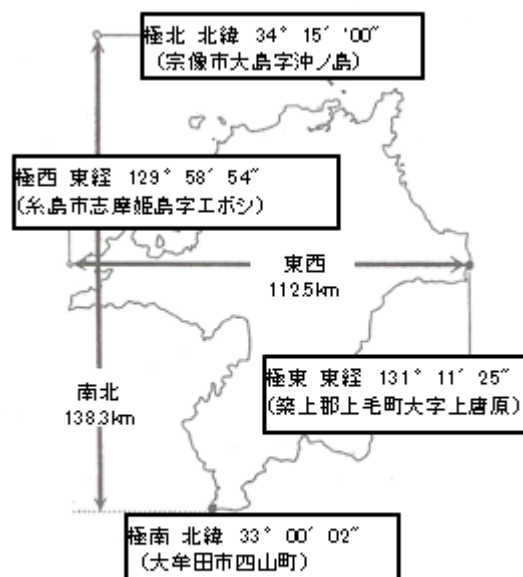
平成17年、北九州空港が開港し、九州国立博物館が開館しました。23年には九州新幹線博多～鹿児島中央間が、28年には東九州自動車道北九州市～宮崎市間が全線開通しました。このように、アジアをはじめ、世界との交流を促進するために重要な交通基盤の整備、文化機能の強化は着実に進展しています。

九州の経済や文化、行政の中核機能の集積が進む中、アジア諸国・世界各地との交流をさらに拡大し、九州、西日本、アジアにおける広域交流都市圏として、一層の飛躍を図っています。

### ● 位置

九州の北に位置する本県は、九州と本州を結ぶ交通の要衝を占めています。福岡、東京間880kmに対して、福岡、上海間は890kmとほぼ同距離にあり、福岡、ソウル間は540kmと、朝鮮半島や中国大陸に極めて近い位置にあります。

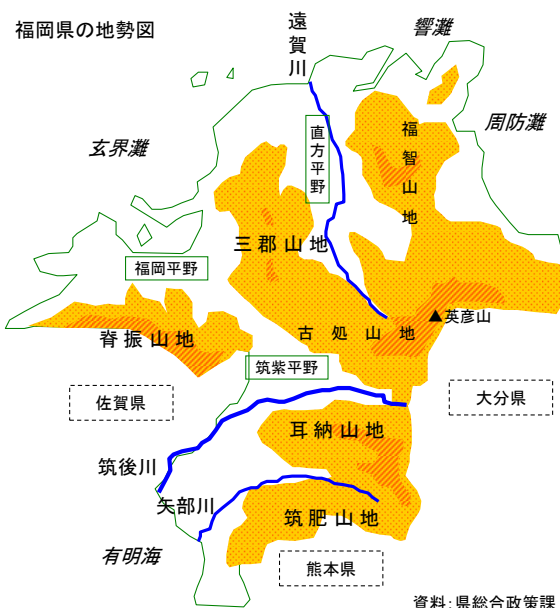
(注) 距離はOAG Flight Guideによる。



\* 緯度経度については「世界測地系」による数値

● 地勢

本県の北部には、玄界灘、響灘、周防灘が、西南部には有明海が広がっています。三郡山地、脊振山地、筑肥山地、耳納山地などの山地や筑後川、遠賀川、矢部川などの川があります。川沿いには平野が広がり自然に恵まれています。



● 気候

日本海側に位置する福岡、北九州地方は、冬季は北西の季節風が吹きつける日本海型気候区の特徴が見られますが、年間を通してみると気候は温暖です。

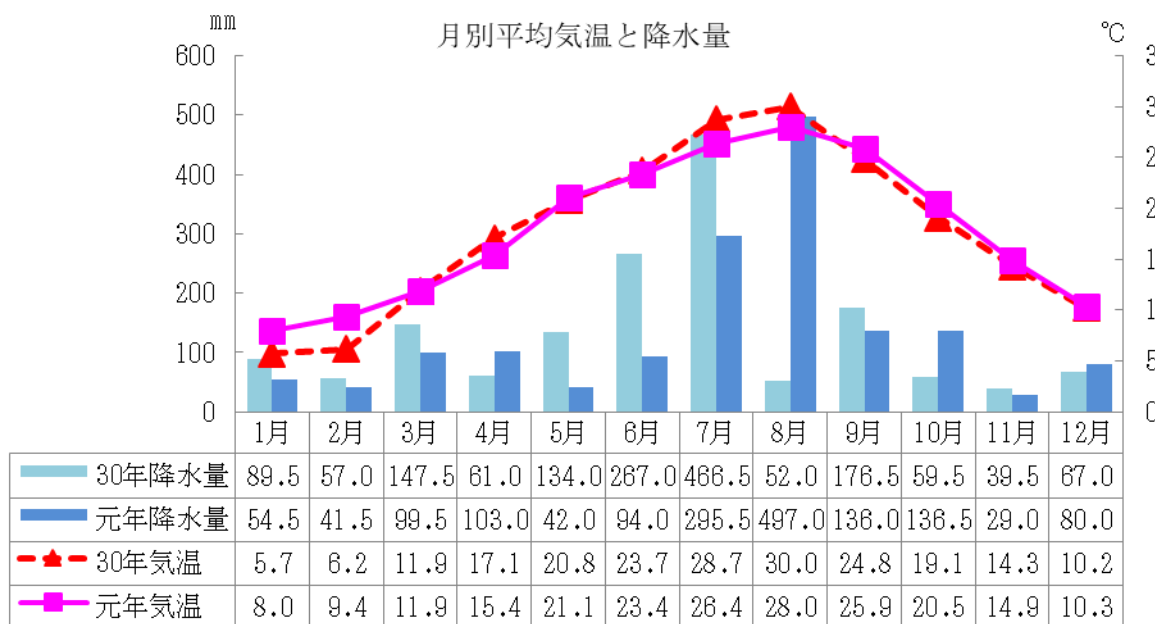
周囲を山に囲まれた筑豊地域と筑後地域は、最高気温が高く、最低気温が低い内陸型気候の特徴を示しています。

降水量は年間概ね1,700mmを超え、県境の山地では2,400mmを超えるところもあります。

| 年次        | 海面気圧<br>(平均)<br>hPa | 気温      |         |         | 相対湿度<br>(平均)<br>% | 日照時間<br>時間 | 降水量<br>mm | 風速<br>(平均)<br>m/秒 |
|-----------|---------------------|---------|---------|---------|-------------------|------------|-----------|-------------------|
|           |                     | 平均<br>℃ | 最高<br>℃ | 最低<br>℃ |                   |            |           |                   |
| 27年 ('15) | 1015.6              | 17.3    | 35.8    | -0.9    | 71                | 1,872.0    | 1,867.5   | 2.8               |
| 28年 ('16) | 1015.6              | 18.1    | 37.0    | -4.0    | 73                | 1,831.5    | 2,420.5   | 2.7               |
| 29年 ('17) | 1015.7              | 17.6    | 37.5    | -0.6    | 69                | 2,069.1    | 1,318.5   | 2.8               |
| 30年 ('18) | 1015.8              | 17.7    | 38.3    | -1.8    | 69                | 2,094.8    | 1,617.0   | 2.8               |
| 元年 ('19)  | 1015.3              | 17.9    | 37.6    | 0.6     | 70                | 1,982.0    | 1,608.5   | 2.7               |

資料：気象庁HP（観測：福岡管区気象台）

注：福岡地点の値



資料：気象庁HP（観測：福岡管区気象台）

注：福岡地点の値



## 2 主要指標からみた県勢の地位

本県の特性を明らかにする自然環境、人口、経済、教育、文化、医療など各分野の主要指標

| 区 分  |             | 年 次<br>(度) | 単 位                    | 福岡県     | 全 国       | 対全国比<br>(%) | 全国<br>順位 | 資 料   |
|--|-------------|------------|------------------------|---------|-----------|-------------|----------|---|
| (自然環境)                                       |             |            |                        |         |           |             |          |   |
| 総 面 積  |             | 30 年       | 100<br>km <sup>2</sup> | 49.87   | 3,779.74  | 1.32        | 29       | 総務省統計局<br>「統計でみる都道府県のすがた<br>2020」                               |
| 可 住 地 面 積 割 合<br>( 対 総 面 積 )                 |             | 30 年度      | %                      | 55.4    | 32.9      | —           | 8        | 〃   |
| 森 林 面 積 割 合<br>( 対 総 面 積 )                   |             | 26 年度      | %                      | 44.5    | 65.5      | —           | 40       | 〃   |
| (人口・世帯)                                      |             |            |                        |         |           |             |          |   |
| 総 人 口  |             | 27 年       | 万人                     | 510     | 12,709    | 4.01        | 9        | 総務省統計局<br>「平成27年国勢調査」   |
| 人 口 増 加 率 ( 22 ~ 27 ) 年                      |             | —          | %                      | 0.6     | -0.8      | —           | 6        | 〃   |
| 住 民 基 本 台 帳 人 口                              |             | 30 年       | 万人                     | 513     | 12,744    | 4.03        | 9        | 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成31年1月1日現在)」                        |
| 総 世 帯 数                                      |             | 27 年       | 千世帯                    | 2,201   | 53,449    | 4.12        | 9        | 総務省統計局<br>「平成27年国勢調査」   |
| 人 口 集 中 地 区 ( D I D )<br>人 口 割 合 ( 対 総 人 口 ) |             | 27 年       | %                      | 72.4    | 68.3      | —           | 10       | 総務省統計局<br>「平成27年国勢調査」   |
| 年 少 ( 0 ~ 14 才 )<br>人 口 割 合                  |             | 27 年       | %                      | 13.4    | 12.6      | —           | 8        | 〃   |
| 老 年 ( 65 才 以 上 )<br>人 口 割 合                  |             | 27 年       | %                      | 25.9    | 26.6      | —           | 38       | 〃   |
| 生 産 年 齢 ( 15 ~ 64 才 )<br>人 口 割 合             |             | 27 年       | %                      | 60.7    | 60.7      | —           | 11       | 〃   |
| (経 済)  |             |            |                        |         |           |             |          |   |
| 県 内 総 生 産 ( 名 目 )                            |             | 29 年度      | 億円                     | 196,792 | 5,474,085 | —           | 8        | 内閣府経済社会総合研究所<br>「2017年度国民経済計算」<br>県調査統計課「県民経済計算」<br>(全国順位は28年度) |
| 一 人 当 たり 県 民 所 得                             |             | 29 年度      | 千円                     | 2,888   | 3,190     | —           | 29       | 〃   |
| 民 営 事 業 所 数                                  |             | 28 年       | 事業所                    | 223,008 | 5,578,975 | 4.00        | 7        | 総務省統計局・経済産業省「平成28年経済センサス・活動調査」(確報)産業横断的集計                       |
| 農 業 産 出 額                                    |             | 30 年       | 億円                     | 2,124   | 91,283    | 2.33        | 15       | 農林水産省<br>「平成30年生産農業所得統計」  |
| 海 面 漁 業 生 産 額                                |             | 30 年       | 億円                     | 131     | 9,377     | 1.39        | 20       | 農林水産省<br>「平成30年漁業産出額」   |
| 海 面 養 殖 業 生 産 額                              |             | 30 年       | 億円                     | 161     | 4,861     | 3.30        | 13       | 〃   |
| 製 造 品 出 荷 額 等                                |             | 29 年       | 億円                     | 97,384  | 3,190,358 | 3.05        | 11       | 経済産業省「平成30年工業統計表」   |
| 商 品 販 売 額                                    |             | 27 年       | 億円                     | 217,609 | 5,448,359 | 3.99        | 4        | 総務省・経済産業省「平成28年経済センサス・活動調査 産業別集計(卸売業,小売業に関する集計)」                |
| 内 訳  | 卸 売 業 販 売 額 | 27 年       | 億円                     | 161,558 | 4,068,203 | 3.97        | 4        | 〃   |
|  | 小 売 業 販 売 額 | 27 年       | 億円                     | 56,051  | 1,380,156 | 4.06        | 8        | 〃   |

| 区 分   | 年次<br>(度) | 単 位 | 福岡県    | 全 国   | 対全国比<br>(%) | 全国<br>順位 | 資 料                               |
|---|-----------|-----|--------|-------|-------------|----------|-----------------------------------|
| (学校教育)  |           |     |        |       |             |          |                                   |
| 大 学 ( 国 ・ 公 ・ 私 ) 数                                   | 元年度       | 校   | 34     | 786   | 4.33        | 6        | 文部科学省「令和元年度学校基本調査報告書」             |
| 短 期 大 学 数   | 元年度       | 校   | 18     | 326   | 5.52        | 4        | 〃                                 |
| 高 等 学 校 卒 業 者 の 進 学 率                                 | 元年度       | %   | 53.8   | 54.7  | —           | 16       | 〃                                 |
| (社会教育・文化・スポーツ)  |           |     |        |       |             |          |                                   |
| 公 民 館 数<br>( 人 口 100 万 人 当 た り )                      | 27年度      | 館   | 65.1   | 111.5 | —           | 38       | 総務省統計局<br>「統計でみる都道府県のすがた<br>2020」 |
| 図 書 館 数<br>( 人 口 100 万 人 当 た り )                      | 27年度      | 館   | 23.1   | 26.2  | —           | 39       | 〃                                 |
| 青 少 年 教 育 施 設 数<br>( 人 口 100 万 人 当 た り )              | 27年度      | 所   | 6.9    | 7.4   | —           | 32       | 〃                                 |
| (労 働)   |           |     |        |       |             |          |                                   |
| 第 1 次 産 業 就 業 者 比 率                                   | 27年       | %   | 2.9    | 4.0   | —           | 38       | 総務省統計局<br>「平成27年国勢調査」             |
| 第 2 次 産 業 就 業 者 比 率                                   | 27年       | %   | 21.2   | 25.0  | —           | 37       | 〃                                 |
| 第 3 次 産 業 就 業 者 比 率                                   | 27年       | %   | 75.9   | 71.0  | —           | 5        | 〃                                 |
| 完 全 失 業 率   | 元年        | %   | 2.8    | 2.4   | —           | 2        | 総務省統計局<br>「労働力調査」                 |
| (居 住 環 境)   |           |     |        |       |             |          |                                   |
| 持 ち 家 比 率   | 30年度      | %   | 52.8   | 61.2  | —           | 45       | 総務省統計局<br>「統計でみる都道府県のすがた<br>2020」 |
| 上 水 道 給 水 人 口 比 率<br>( 対 行 政 区 域 内 人 口 )              | 29年度      | %   | 93.9   | 97.2  | —           | 36       | 〃                                 |
| 下 水 道 普 及 率<br>( 対 行 政 区 域 内 人 口 )                    | 28年度      | %   | 80.9   | 78.2  | —           | 12       | 〃                                 |
| 主 要 道 路 実 延 長<br>( 総 面 積 1 k m <sup>2</sup> 当 た り )   | 29年度      | km  | 0.94   | 0.50  | —           | 5        | 〃                                 |
| 都 市 公 園 数<br>( 可 住 地 面 積 100 k m <sup>2</sup> 当 た り ) | 29年度      | 所   | 219.84 | 88.78 | —           | 5        | 〃                                 |
| (社会保険・健康・医療)  |           |     |        |       |             |          |                                   |
| 生 活 保 護 被 保 護 実 人 員<br>( 月 平 均 人 口 千 人 当 た り )        | 29年度      | 人   | 25.03  | 16.77 | —           | 5        | 総務省統計局<br>「統計でみる都道府県のすがた<br>2020」 |
| 生 活 習 慣 病 に よ る 死 亡 者 数<br>( 人 口 10 万 人 当 た り )       | 29年度      | 人   | 526.6  | 570.9 | —           | 41       | 〃                                 |
| 一 般 病 院 数<br>( 人 口 10 万 人 当 た り )                     | 29年度      | 施設  | 7.9    | 5.8   | —           | 15       | 〃                                 |
| (安 全)   |           |     |        |       |             |          |                                   |
| 火 災 出 火 件 数<br>( 人 口 10 万 人 当 た り )                   | 29年度      | 件   | 28.3   | 31.1  | —           | 37       | 総務省統計局<br>「統計でみる都道府県のすがた<br>2020」 |
| 交 通 事 故 発 生 件 数<br>( 人 口 10 万 人 当 た り )               | 30年度      | 件   | 612.5  | 340.5 | —           | 5        | 〃                                 |
| 刑 法 犯 認 知 件 数<br>( 人 口 千 人 当 た り )                    | 29年度      | 件   | 8.25   | 7.22  | —           | 8        | 〃                                 |

### 3 九州における福岡県の地位

#### ● 九州の中核

本県は、福岡市を中心とする商業や金融業、北九州市を中心とする工業などの産業や、学術、文化、情報機能が集積し、九州の中核としての役割を担っています。

#### ● 九州の3分の1を超える人口

2つの政令市を擁し、九州最大の人口が集積し、平成10年には500万人を超えました。福岡都市圏を中心に人口が増加し、九州の総人口の35.3%を占めています。

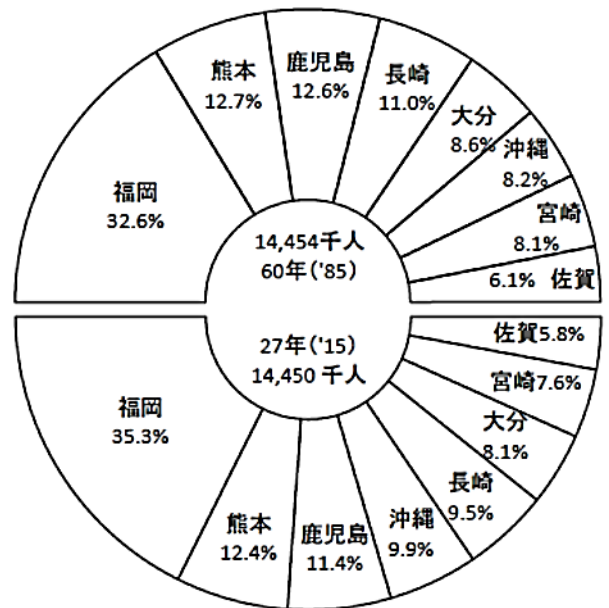
#### ● 産業の中心地域

本県は、九州の総生産の38.4%を占めています。工業は、我が国有数の工業地域である北九州市を中心に高い集積を誇り、製造品出荷額で九州の39.6%を占めています。

商業、サービス業、金融業など本県の第3次産業の集積は高く、特に卸売業販売額は、九州の58.0%と圧倒的シェアを誇っています。

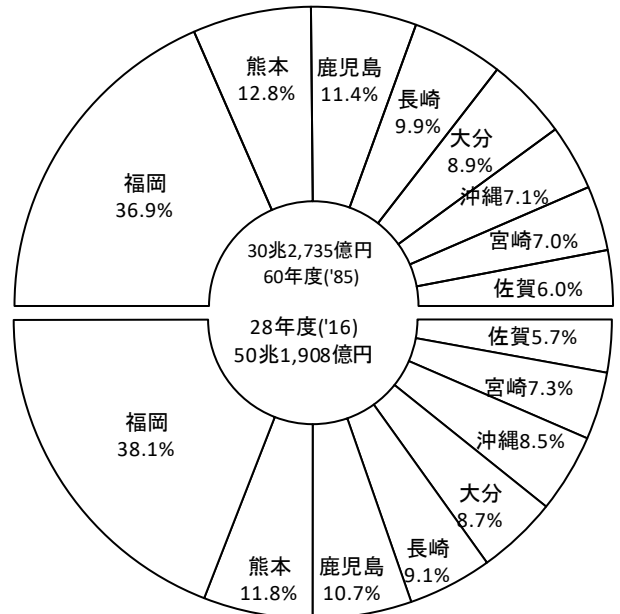
農業は、九州の農業産出額の11.3%となっています。

九州における総人口の県別構成



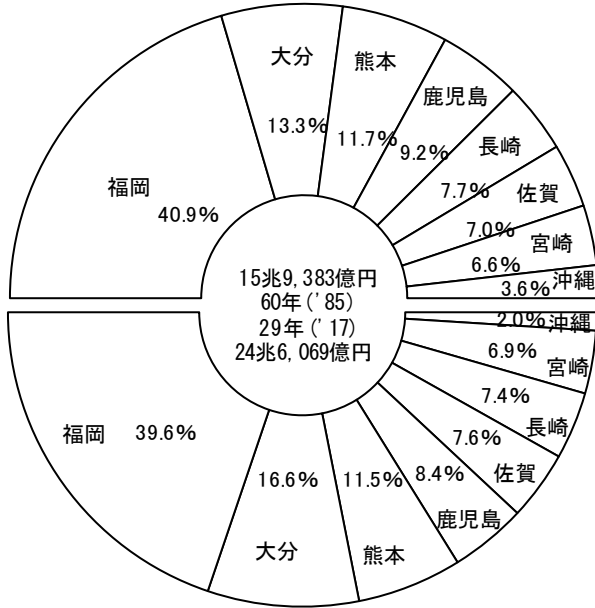
資料：総務省統計局「国勢調査」

九州における総生産の県別構成



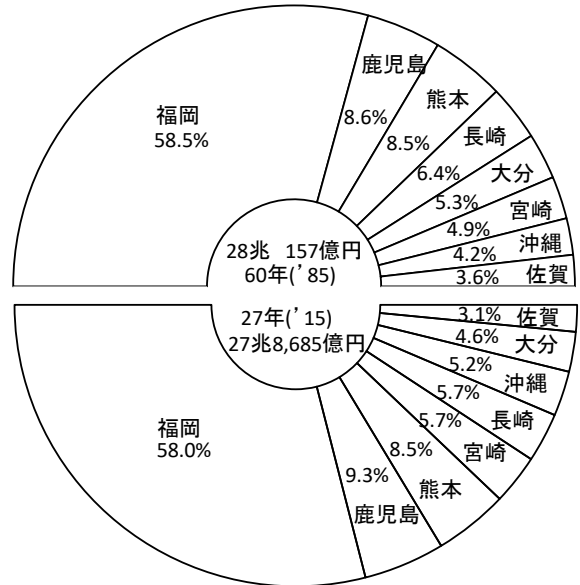
資料：内閣府経済社会総合研究所「県民経済計算」平成28年度

九州の製造品出荷額等の県別構成



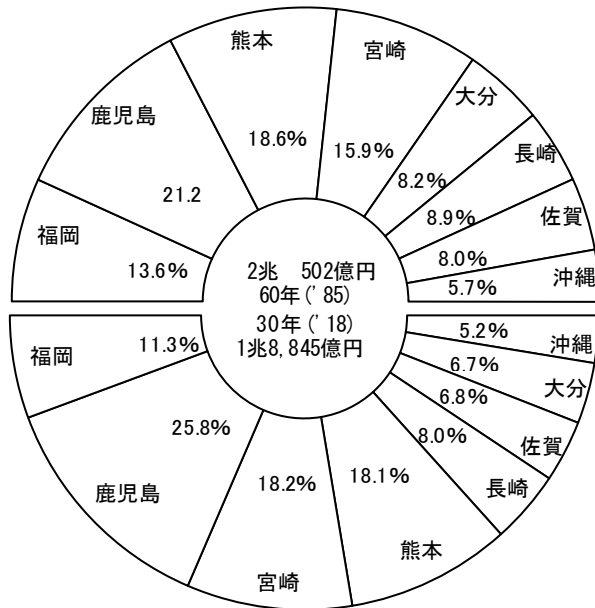
資料：経済産業省「平成30年工業統計表」

九州の卸売販売等の県別構成



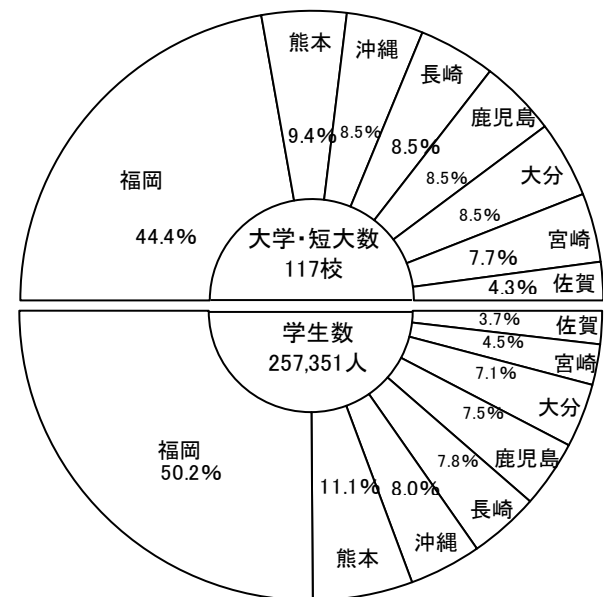
資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサスー活動調査」

九州の農業産出額の県別構成



資料：農林水産省「平成30年生産農業所得統計」

九州の大学・短大数及び学生数の県別構成



資料：文部科学省「令和元年度学校基本調査報告書」

● 高い高等教育機能

本県には34の大学と18の短期大学があり、大学・短大数、学生数はそれぞれ九州の44.4%、50.2%に及んでいます。九州各県から学生が集まる高い教育機能を有しています。

# 4 人 口

## ● 総人口の推移

平成27年国勢調査による27年10月1日現在の本県の人口は、5,101,556人で、22年から27年の5年間に29,588人（増加率0.58%）増加しました。

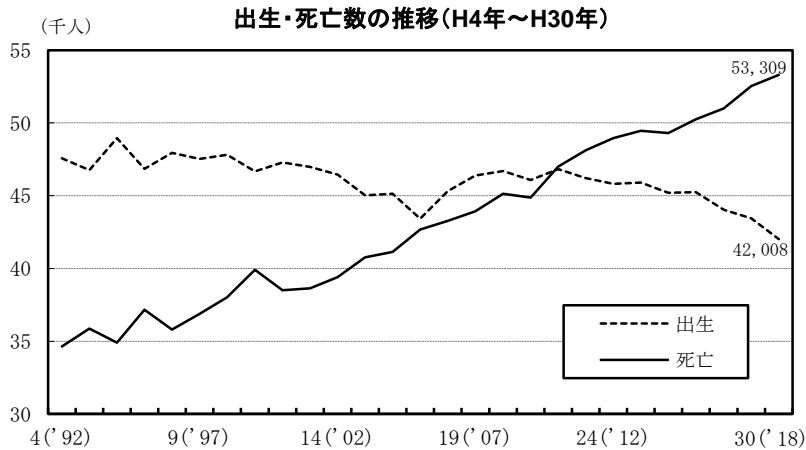
福岡市、北九州市の2つの政令市を有する本県は、人口集積が高く、全国の人口（1億2,709万人：総務省統計局「平成27年国勢調査」）の4.0%を占め、全国第9位の人口規模となっています。

人口の推移を要因別にみると、30年の自然増減については、出生数42,008人、死亡数53,309人となり、死亡数が出生数を上回りました。また、令和元年の社会増減については、県外への転出者数は102,943人、県外からの転入者数は105,868人となり、2,925人の転入超過となりました。

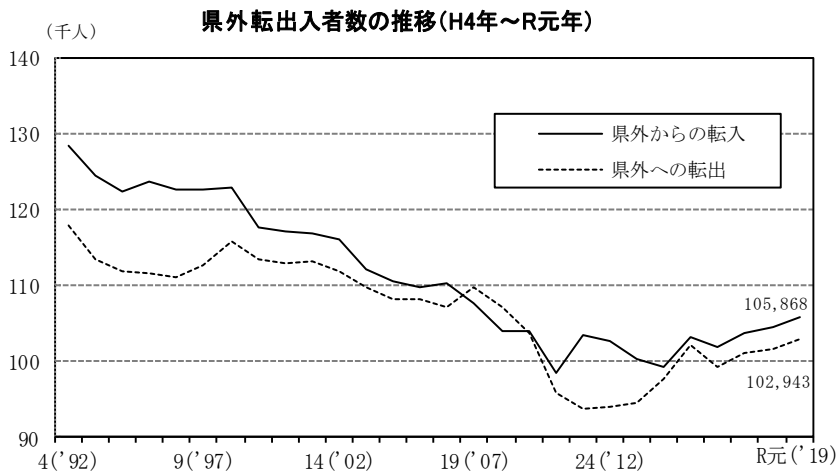
総人口の推移（H2年～H27年）

| 年次       | 10月1日<br>現在人口<br>(千人) | 対前回年<br>増加人口<br>(千人) | 対前回年<br>人口増加率<br>(%) |
|----------|-----------------------|----------------------|----------------------|
| H 2('90) | 4,811                 | 92                   | 1.95                 |
| 7('95)   | 4,933                 | 122                  | 2.54                 |
| 12('00)  | 5,016                 | 82                   | 1.67                 |
| 17('05)  | 5,050                 | 34                   | 0.68                 |
| 22('10)  | 5,072                 | 22                   | 0.44                 |
| 27('15)  | 5,102                 | 30                   | 0.58                 |

資料：総務省統計局「国勢調査報告」、  
27年は総務省統計局「平成27年国勢調査」



資料：厚生労働省「人口動態統計」



資料：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」



## 人口規模上位10都道府県(27年)

### ● 男女の数(性比)

本県の人口(平成27年10月1日現在)を男女別にみると、男性241万人、女性269万1千人で、女性が男性を28万1千人上回っています。

性比(女性100人に対する男性の数)は89.6で、全国的にも女性の比率が高いという特徴があります。

| 順位 | 都道府県 | 人口(千人)  |        |        | 性比    | 対H22年増加率(%) | 構成比(%) |
|----|------|---------|--------|--------|-------|-------------|--------|
|    |      | 総数      | 男      | 女      |       |             |        |
|    | 全国   | 127,095 | 61,842 | 65,253 | 94.8  | -0.75       | 100.0  |
| 1  | 東京都  | 13,515  | 6,667  | 6,849  | 97.3  | 2.70        | 10.6   |
| 2  | 神奈川県 | 9,126   | 4,559  | 4,567  | 99.8  | 0.86        | 7.2    |
| 3  | 大阪府  | 8,839   | 4,256  | 4,583  | 92.9  | -0.29       | 7.0    |
| 4  | 愛知県  | 7,483   | 3,741  | 3,742  | 100.0 | 0.98        | 5.9    |
| 5  | 埼玉県  | 7,267   | 3,628  | 3,638  | 99.7  | 1.00        | 5.7    |
| 6  | 千葉県  | 6,223   | 3,096  | 3,127  | 99.0  | 0.10        | 4.9    |
| 7  | 兵庫県  | 5,535   | 2,642  | 2,893  | 91.3  | -0.95       | 4.4    |
| 8  | 北海道  | 5,382   | 2,537  | 2,845  | 89.2  | -2.26       | 4.2    |
| 9  | 福岡県  | 5,102   | 2,410  | 2,691  | 89.6  | 0.58        | 4.0    |
| 10 | 静岡県  | 3,700   | 1,821  | 1,879  | 96.9  | -1.72       | 2.9    |

資料：総務省統計局「平成27年国勢調査」

### ● 地域別人口

本県の地域別人口(平成27年10月1日現在)をみると、福岡地域の259万1千人(県の人口の50.8%)が最も多く、以下、北九州地域の128万1千人(同25.1%)、筑後地域の81万2千人(同15.9%)、筑豊地域の41万7千人(同8.2%)となっています。

22年10月から27年10月の5年間に福岡地域は9万6千人(増加率3.83%)増加し、北九州地域は2万6千人(減少率1.97%)、筑後地域は2万1千人(同2.48%)、筑豊地域は1万9千人(同4.44%)それぞれ減少しました。

### 地域別人口の推移(H12年～H27年)

| 地域  | 人口(千人) |       |       |       | 構成比(%) |      |      |      | 人口増加数(千人) | 人口増加率(%) |
|-----|--------|-------|-------|-------|--------|------|------|------|-----------|----------|
|     | H12    | H17   | H22   | H27   | H12    | H17  | H22  | H27  |           |          |
| 北九州 | 1,352  | 1,329 | 1,307 | 1,281 | 27.0   | 26.3 | 25.8 | 25.1 | -26       | -1.97    |
| 福岡  | 2,328  | 2,415 | 2,496 | 2,591 | 46.4   | 47.8 | 49.2 | 50.8 | 96        | 3.83     |
| 筑後  | 870    | 856   | 833   | 812   | 17.3   | 17.0 | 16.4 | 15.9 | -21       | -2.48    |
| 筑豊  | 466    | 450   | 436   | 417   | 9.3    | 8.9  | 8.6  | 8.2  | -19       | -4.44    |

資料：総務省統計局「国勢調査」

### ● 市町村別人口増減数・増減率

平成27年国勢調査による27年10月1日現在の市町村別人口の増減をみると、22年から27年の5年間に人口が増加したのは10市6町、減少したのは18市24町2村でした。

最も人口が増加したのは福岡市の74,938人で、最も減少したのは北九州市の15,560人となっています。増加率は新宮町の22.95%が最も高く、減少率は東峰村の10.61%が最も高くなっています。

### 人口増減数・増減率の大きい市町村(H22年～H27年)

| 順位 | 増加数  |        | 減少数  |         |
|----|------|--------|------|---------|
|    | 市町村名 | 人      | 市町村名 | 人       |
| 1  | 福岡市  | 74,938 | 北九州市 | -15,560 |
| 2  | 新宮町  | 5,665  | 大牟田市 | -6,278  |
| 3  | 大野城市 | 4,438  | 八女市  | -4,649  |
| 4  | 春日市  | 3,963  | 朝倉市  | -3,911  |
| 5  | 粕屋町  | 3,363  | 嘉麻市  | -3,846  |
| 6  | 福津市  | 3,350  | 柳川市  | -3,598  |
| 7  | 久留米市 | 2,150  | 大川市  | -2,610  |
| 8  | 志免町  | 1,692  | みやま市 | -2,593  |
| 9  | 太宰府市 | 1,686  | 中間市  | -2,414  |
| 10 | 須恵町  | 1,219  | 飯塚市  | -2,346  |

| 順位 | 増加率  |       | 減少率  |        |
|----|------|-------|------|--------|
|    | 市町村名 | %     | 市町村名 | %      |
| 1  | 新宮町  | 22.95 | 東峰村  | -10.61 |
| 2  | 粕屋町  | 8.01  | 小竹町  | -9.21  |
| 3  | 福津市  | 6.04  | 嘉麻市  | -9.03  |
| 4  | 福岡市  | 5.12  | 添田町  | -9.03  |
| 5  | 須恵町  | 4.68  | 川崎町  | -8.08  |
| 6  | 大野城市 | 4.68  | 芦屋町  | -7.55  |
| 7  | 志免町  | 3.88  | 福智町  | -7.46  |
| 8  | 春日市  | 3.71  | 香春町  | -7.05  |
| 9  | 太宰府市 | 2.39  | 赤村   | -7.04  |
| 10 | 宗像市  | 1.06  | 大川市  | -6.97  |

資料：総務省統計局「平成22年国勢調査」、「平成27年国勢調査」

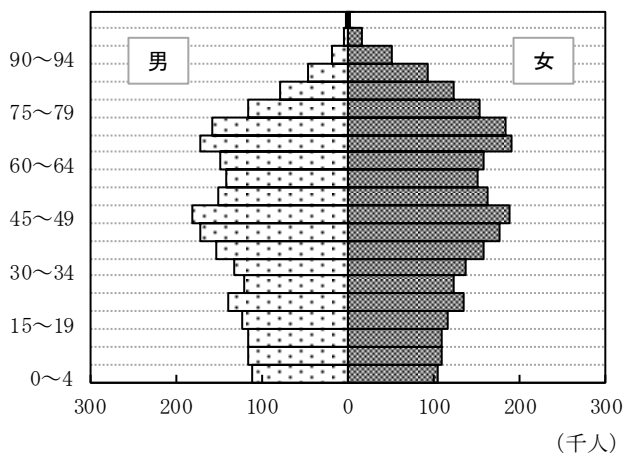
● 年齢別人口構成

本県の人口（令和元年 10 月 1 日現在）を年齢 3 区分別にみると、年少人口（0～14 歳）が 66 万 9 千人、生産年齢人口（15～64 歳）が 297 万 3 千人、老年人口（65 歳以上）が 140 万 6 千人で構成比はそれぞれ 13.3%、58.9%、27.8%となっています。前年に比べると、年少人口はほぼ横ばいで、生産年齢人口は 1 万 5 千人（0.5%）減少しているのに対し、老年人口は 1 万 7 千人（1.2%）増加しています。

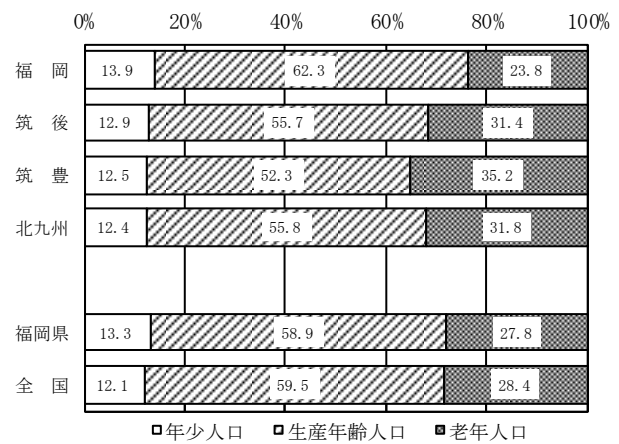
老年人口割合は、前年に比べると 0.3 ポイント上昇しており、人口の高齢化が進んでいます。

市町村別にみると、年少人口は新宮町で 20.8%、生産年齢人口は粕屋町で 64.1%、老年人口は東峰村で 44.4%とそれぞれ最も高くなっています。

福岡県の人口ピラミッド（令和元年）



地域別年齢 3 区分別人口割合（令和元年）



資料：総務省統計局「令和元年10月1日現在推計人口」  
 県調査統計課「福岡県の人口と世帯年報」  
 注) 割合には「年齢不詳」を含まない。

市町村年齢 3 区分別割合（令和元年）

年少人口割合

| 順位 | 高い市町村 |        |
|----|-------|--------|
|    | 市町村   | 割合 (%) |
| 1  | 新宮町   | 20.8   |
| 2  | 粕屋町   | 18.1   |
| 3  | 久山町   | 16.8   |
| 4  | 須恵町   | 16.8   |
| 5  | 那珂川市  | 16.5   |

生産年齢人口割合

| 順位 | 高い市町村 |        |
|----|-------|--------|
|    | 市町村   | 割合 (%) |
| 1  | 粕屋町   | 64.1   |
| 2  | 福岡市   | 63.5   |
| 3  | 大野城市  | 62.0   |
| 4  | 春日市   | 61.5   |
| 5  | 新宮町   | 61.1   |

老年人口割合

| 順位 | 高い市町村 |        |
|----|-------|--------|
|    | 市町村   | 割合 (%) |
| 1  | 東峰村   | 44.4   |
| 2  | 添田町   | 43.1   |
| 3  | 小竹町   | 42.1   |
| 4  | 香春町   | 41.7   |
| 5  | みやこ町  | 41.5   |

資料：県調査統計課「福岡県の人口と世帯年報」

人口構造の変化（S25年～R元年）

| 区分      | S25 ('50) | S35 ('60) | S45 ('70) | S55 ('80) | H2 ('90) | H12 ('00) | H22 ('10) | H27 ('15) | R元 ('19) | R元 (全国) |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|----------|---------|
| 実数(千人)  |           |           |           |           |          |           |           |           |          |         |
| 総人口     | 3,530     | 4,007     | 4,027     | 4,553     | 4,811    | 5,016     | 5,072     | 5,102     | 5,110    | 126,167 |
| 年少人口    | 1,251     | 1,257     | 943       | 1,050     | 910      | 743       | 684       | 676       | 669      | 15,210  |
| 生産年齢人口  | 2,126     | 2,541     | 2,792     | 3,073     | 3,288    | 3,393     | 3,228     | 3,058     | 2,973    | 75,072  |
| 老年人口    | 153       | 208       | 293       | 426       | 598      | 870       | 1,123     | 1,305     | 1,406    | 35,885  |
| 構成比 (%) |           |           |           |           |          |           |           |           |          |         |
| 年少人口    | 35.4      | 31.4      | 23.4      | 23.1      | 19.0     | 14.8      | 13.6      | 13.4      | 13.3     | 12.1    |
| 生産年齢人口  | 60.2      | 63.4      | 69.3      | 67.5      | 68.6     | 67.8      | 64.1      | 60.7      | 58.9     | 59.5    |
| 老年人口    | 4.3       | 5.2       | 7.3       | 9.4       | 12.5     | 17.4      | 22.3      | 25.9      | 27.8     | 28.4    |

資料：総務省統計局「国勢調査報告」、「令和元年10月1日現在推計人口」、県調査統計課「福岡県の人口と世帯年報」  
 注) 総人口には年齢不詳者を含む。構成比には年齢不詳者を含まない。

● 世帯数

国勢調査による平成27年10月1日現在の  
本県の一般世帯数は219万7千世帯で、22年  
に比べ9万世帯（4.3%）増加しています。

1世帯当たりの平均人員は2.26人で、全国  
（2.33人）に比べ0.07人少なく、22年に比  
べると0.09人減少しています。

世帯数の推移（S50年～H27年）

| 年次        | 世帯総数<br>(千世帯) | 一般世帯数<br>(千世帯) | 1世帯<br>あたり<br>人員 | (全国)             |
|-----------|---------------|----------------|------------------|------------------|
|           |               |                |                  | 1世帯<br>あたり<br>人員 |
| S 50('75) | 1,303         | 1,299          | 3.24             | 3.28             |
| 55('80)   | 1,432         | 1,426          | 3.13             | 3.22             |
| 60('85)   | 1,523         | 1,519          | 3.05             | 3.14             |
| H 2('90)  | 1,639         | 1,624          | 2.89             | 2.99             |
| 7('95)    | 1,783         | 1,774          | 2.72             | 2.82             |
| 12('00)   | 1,918         | 1,907          | 2.57             | 2.67             |
| 17('05)   | 2,010         | 1,985          | 2.47             | 2.55             |
| 22('10)   | 2,110         | 2,107          | 2.35             | 2.42             |
| 27('15)   | 2,201         | 2,197          | 2.26             | 2.33             |

資料：総務省統計局「国勢調査報告」、「平成27年国勢調査」  
注1) 世帯総数には世帯の種類「不詳」と施設等の世帯を含む  
注2) 一般世帯とは、施設等（寮・病院等）に入所している者を除く世帯

● 世帯構成

世帯を家族類型別にみると、核家族世帯が増加しています。また、世帯人員が1人の「単独世帯」は82万1千世帯（同37.4%）で、高齢化の進行により急激に増加しています。

世帯の家族類型別一般世帯数(H2年～H27年)

| 世帯の家族類型  | 一般世帯数(千世帯)  |             |              |              |              |              | 家族類型別割合(%)  |             |              |              |              |              |          |
|----------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------|
|          | 2<br>( '90) | 7<br>( '95) | 12<br>( '00) | 17<br>( '05) | 22<br>( '10) | 27<br>( '15) | 2<br>( '90) | 7<br>( '95) | 12<br>( '00) | 17<br>( '05) | 22<br>( '10) | 27<br>( '15) | 27<br>全国 |
| 総 数      | 1,624       | 1,774       | 1,907        | 1,985        | 2,107        | 2,197        | 100.0       | 100.0       | 100.0        | 100.0        | 100.0        | 100.0        | 100.0    |
| 親族のみの世帯  | 1,227       | 1,279       | 1,322        | 1,342        | 1,347        | 1,354        | 75.7        | 72.1        | 69.3         | 67.6         | 64.0         | 61.6         | 64.5     |
| 核家族世帯    | 985         | 1,046       | 1,103        | 1,136        | 1,163        | 1,197        | 60.7        | 58.9        | 57.9         | 57.2         | 55.2         | 54.5         | 55.9     |
| 夫婦のみ     | 261         | 305         | 347          | 370          | 394          | 420          | 16.0        | 17.2        | 18.2         | 18.6         | 18.7         | 19.1         | 20.1     |
| 夫婦と子供    | 595         | 595         | 590          | 578          | 568          | 567          | 36.6        | 33.5        | 30.9         | 29.1         | 26.9         | 25.8         | 26.9     |
| 男親と子供    | 17          | 20          | 22           | 25           | 25           | 27           | 1.1         | 1.1         | 1.2          | 1.2          | 1.2          | 1.2          | 1.3      |
| 女親と子供    | 113         | 126         | 145          | 163          | 176          | 183          | 6.9         | 7.1         | 7.6          | 8.2          | 8.4          | 8.3          | 7.6      |
| 核家族以外の世帯 | 241         | 233         | 219          | 207          | 184          | 157          | 14.9        | 13.1        | 11.5         | 10.4         | 8.7          | 7.1          | 8.6      |
| 非親族を含む世帯 | 3           | 5           | 8            | 12           | 20           | 18           | 0.2         | 0.3         | 0.4          | 0.6          | 0.9          | 0.8          | 0.9      |
| 単独世帯     | 394         | 490         | 577          | 630          | 736          | 821          | 24.3        | 27.6        | 30.2         | 31.7         | 35.0         | 37.4         | 34.6     |

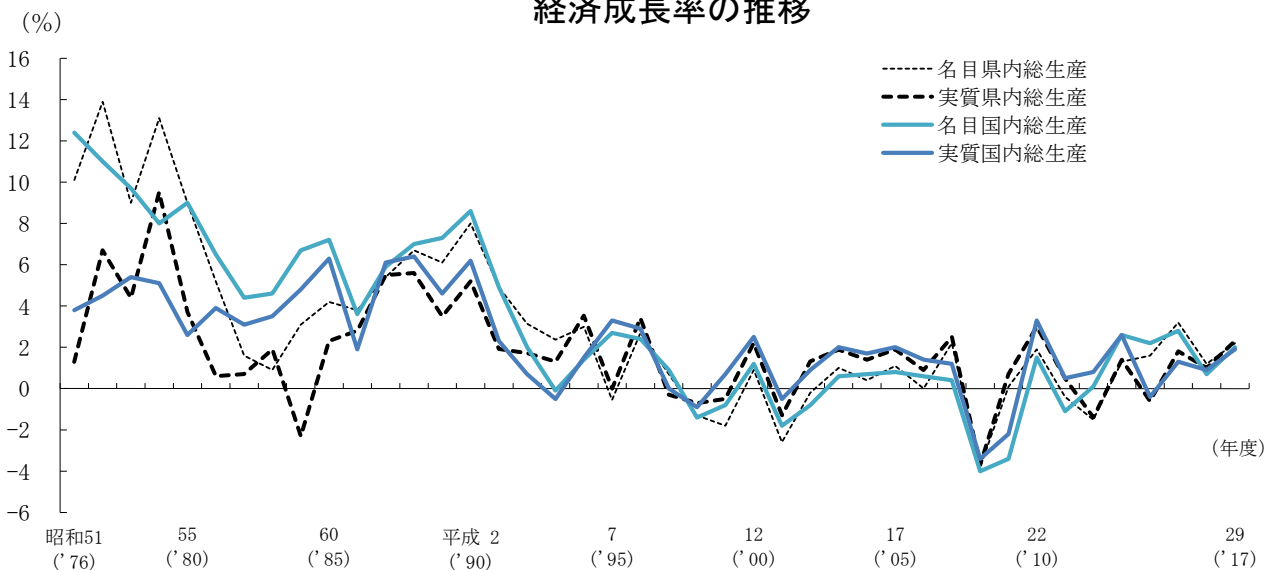
資料：総務省統計局「国勢調査報告」、「平成27年国勢調査」  
注1) H22に世帯の家族類型の定義変更があり、「親族のみの世帯」、「核家族以外の世帯」、「非親族を含む世帯」は、  
H17以前はそれぞれ「親族世帯」、「その他の親族世帯」、「非親族世帯」。

# 5 経 済

## ● 長期的な歩み～高度経済成長期まで

本県の産業は、明治 34 年の官営八幡製鉄所の創業以来、鉄鋼業をはじめとする重化学工業を中心に発達し、四大工業地帯の一つに数えられるなど、わが国の経済発展をリードしてきました。しかし、昭和 30 年代のエネルギー革命による石炭産業の衰退や、新産業都市や工業整備特別地域の全国的な整備等により、我が国の高度成長期における本県工業の伸びは相対的に小さくなりました。40 年代には、物流拠点としての展開、福岡・北九州都市圏における地方中枢機能の集積等により、第 3 次産業化が進展し、産業構成はサービス業の比率が高く、製造業の比率が低い産業構造となりました。

### 経済成長率の推移



注) 国内総生産の昭和55年度以前、昭和56～6年度及び平成7年度以降、また県内総生産の平成2年度以前、平成3～8年度、平成9～13年度、平成14～18年度及び平成19年度についてはそれぞれ、作成基準の概念や推計方法等が異なっており接続しない。  
また、実質において国内総生産の昭和55年度以前及び県内総生産の平成8年度までは固定基準年方式、国内総生産の昭和55年度及び県内総生産の平成9年度以降は連鎖方式に基づく数値である。

資料：県調査統計課「県民経済計算」  
内閣府経済社会総合研究所「2017年度国民経済計算」

#### 経済活動別県内総生産(名目)

| 項 目                                  | 実数 (億円)    |          |         | 構成比 (%)    |          |         | 項 目                                  | 実数 (億円) | 構成比 (%) | 項 目                                    | 実数 (億円)  |          | 構成比 (%)  |          | 対前年度増加率 (%) |
|--------------------------------------|------------|----------|---------|------------|----------|---------|--------------------------------------|---------|---------|--|----------|----------|----------|----------|-------------|
|                                      | 50年度 ('75) | 60 ('85) | 7 ('95) | 50年度 ('75) | 60 ('85) | 7 ('95) |                                      |         |         |  | 22 ('10) | 29 ('17) | 22 ('10) | 29 ('17) |             |
| 1. 産 業 業                             | 52,455     | 102,555  | 160,972 | 91.4       | 91.7     | 93.3    | 1. 産 業 業                             | 160,139 | 88.7    | 1. 農林水産業                               | 1,440    | 1,690    | 0.8      | 0.9      | 5.0         |
| (1) 農 林 水 産 業                        | 2,287      | 2,369    | 1,938   | 4.0        | 2.1      | 1.1     | (1) 農 林 水 産 業                        | 1,443   | 0.8     | 2. 鉱 業                                 | 97       | 86       | 0.1      | 0.0      | 5.3         |
| (2) 鉱 業                              | 752        | 1,080    | 793     | 1.3        | 1.0      | 0.5     | (2) 鉱 業                              | 237     | 0.1     | 3. 製 造 業                               | 32,192   | 30,160   | 17.6     | 15.3     | 4.2         |
| (3) 製 造 業                            | 11,891     | 23,935   | 30,370  | 20.7       | 21.4     | 17.6    | (3) 製 造 業                            | 26,915  | 14.9    | 4. 電 気・ガ 斯・水 道                         | 5,087    | 5,137    | 2.8      | 2.6      | -2.7        |
| (4) 建 設 業                            | 5,744      | 8,151    | 11,571  | 10.0       | 7.3      | 6.7     | (4) 建 設 業                            | 9,117   | 5.1     | 5. 建 設 業                               | 8,424    | 10,087   | 4.6      | 5.1      | 0.9         |
| (5) 電 気・ガ 斯・水 道 業                    | 981        | 3,646    | 4,657   | 1.7        | 3.3      | 2.7     | (5) 電 気・ガ 斯・水 道 業                    | 4,096   | 2.3     | 6. 卸 売・小 売 業                           | 26,080   | 28,641   | 14.3     | 14.6     | 2.7         |
| (6) 卸 売・小 売 業                        | 13,804     | 21,835   | 36,916  | 24.0       | 19.5     | 21.4    | (6) 卸 売・小 売 業                        | 29,830  | 16.5    | 7. 運 輸・郵 便 業                           | 11,040   | 13,164   | 6.0      | 6.7      | 4.6         |
| (7) 金 融・保 険 業                        | 2,315      | 4,846    | 8,441   | 4.0        | 4.3      | 4.9     | (7) 金 融・保 険 業                        | 8,880   | 4.9     | 8. 宿 泊・飲 食 サ ー ビ ス 業                   | 4,609    | 5,492    | 2.5      | 2.8      | 1.4         |
| (8) 不 動 産 業                          | 3,705      | 10,587   | 18,343  | 6.5        | 9.5      | 10.6    | (8) 不 動 産 業                          | 21,605  | 12.0    | 9. 情 報 通 信 業                           | 9,788    | 10,547   | 5.4      | 5.4      | -1.3        |
| (9) 運 輸・通 信 業                        | 4,679      | 9,427    | 14,420  | 8.1        | 8.4      | 8.4     | (9) 運 輸 業                            | 10,698  | 5.9     | 10. 金 融・保 険 業                          | 7,188    | 6,949    | 3.9      | 3.5      | 3.5         |
| (10) サ ー ビ ス 業                       | 6,298      | 16,679   | 33,522  | 11.0       | 14.9     | 19.4    | (10) 情 報 通 信 業                       | 9,496   | 5.3     | 11. 不 動 産 業                            | 19,847   | 22,363   | 10.9     | 11.4     | 2.3         |
| 2. 政 府 サ ー ビ ス 生 産 者                 | 5,375      | 9,650    | 14,079  | 9.4        | 8.6      | 8.2     | (11) サ ー ビ ス 業                       | 37,823  | 21.0    | 12. 専 門・科 学 技 術・業 務 支 援 サ ー ビ ス 業      | 13,758   | 16,783   | 7.5      | 8.5      | 2.2         |
| (1) 電 気・ガ 斯・水 道 業                    | 126        | 332      | 1,364   | 0.2        | 0.3      | 0.8     | 2. 政 府 サ ー ビ ス 生 産 者                 | 15,620  | 8.7     | 13. 公 務                                | 8,968    | 8,945    | 4.9      | 4.5      | 1.8         |
| (2) サ ー ビ ス 業                        | 2,124      | 3,923    | 4,417   | 3.7        | 3.5      | 2.6     | (1) 電 気・ガ 斯・水 道 業                    | 1,806   | 1.0     | 14. 教 育                                | 7,890    | 7,907    | 4.3      | 4.0      | 0.9         |
| (3) 公 務                              | 3,125      | 5,396    | 8,297   | 5.4        | 4.8      | 4.8     | (2) サ ー ビ ス 業                        | 4,689   | 2.6     | 15. 保 健 衛 生・社 会 事 業                    | 16,229   | 18,291   | 8.9      | 9.3      | 0.7         |
| 3. 対 家 計 民 間 非 営 利 サ ー ビ ス 生 産 者     | 1,951      | 3,222    | 3,756   | 2.4        | 2.9      | 2.2     | (3) 公 務                              | 9,126   | 5.1     | 16. そ の 他 の サ ー ビ ス                    | 9,091    | 9,429    | 5.0      | 4.8      | 2.5         |
| 4. 小 計 (1+2+3)                       | 59,182     | 115,427  | 178,807 | 103.1      | 103.2    | 103.6   | 4. 小 計 (1+2+3)                       | 179,673 | 99.5    | 17. 小 計 (1~16)                         | 181,728  | 195,671  | 99.5     | 99.4     | 2.2         |
| 5. 輸 入 品 に 課 さ れ る 税・関 税             | 204        | 463      | 996     | 0.4        | 0.4      | 0.6     | 5. 輸 入 品 に 課 さ れ る 税・関 税             | 1,707   | 0.9     | 18. 輸 入 品 に 課 さ れ る 税・関 税              | 1,768    | 3,081    | 1.0      | 1.6      | 11.9        |
| 6. (控 除) 総 資 本 形 成 に 係 る 消 費 税       | —          | —        | 581     | —          | —        | 0.3     | 6. (控 除) 総 資 本 形 成 に 係 る 消 費 税       | 889     | 0.5     | 19. (控 除) 総 資 本 形 成 に 係 る 消 費 税        | 816      | 1,959    | 0.4      | 1.0      | 11.1        |
| 7. (控 除) 掃 蕩 利 子                     | 1,977      | 4,036    | 6,618   | 3.4        | 3.6      | 3.8     | 7. 県 内 総 生 産 (市 場 価 格 表 示) (4+5-6-7) | 180,491 | 100.0   | 20. 県 内 総 生 産 (市 場 価 格 表 示) (17+18-19) | 182,680  | 196,792  | 100.0    | 100.0    | 2.2         |
| 8. 県 内 総 生 産 (市 場 価 格 表 示) (4+5-6-7) | 57,409     | 111,854  | 172,604 | 100.0      | 100.0    | 100.0   |                                      |         |         |  |          |          |          |          |             |

注) 平成17年度、平成22年度以降については産業分類が変更されている。

資料：県調査統計課「県民経済計算」

● 高度経済成長期後～世界金融危機までの本県経済の特徴

わが国の経済は、昭和48年の変動為替相場制への移行と第1次石油危機をきっかけに、いわゆる高度経済成長期が終わり、経済成長率は緩やかになっていきます。その後、平成3年にはバブル崩壊、7年には阪神・淡路大震災などのショックもあって、10年以降はプラスとマイナスを行き来する景気循環を繰り返し、20年に米国証券大手の破たんを契機とした世界金融危機により、急激な景気悪化に見舞われました。

この間における本県の県内総生産（名目）の推移をみると、昭和50年度は5兆7,409億円でしたが、平成7年度には17兆2604億円となり、20年間で3倍の規模となりました。7年度以降は18兆円前後で推移していましたが、20年度には、世界金融危機の影響で自動車を始めとする生産や輸出が急激に減少し、伸び率は前年度比マイナス4.0%となりました。

産業別構成比の変化をみると、製造業が昭和50年度の20.7%から平成17年度には14.9%に、卸売・小売業が24.0%から16.5%にそれぞれ大きく低下しました。一方で、都市型産業である不動産業は6.5%から12.0%に、サービス業は11.0%から21.0%へと大幅に増加し、サービス業が本県の県内総生産で最も大きな産業となりました。

※県（国）内総生産の値は、該当する年（度）の遡及した最新の推計結果に基づくものです。

県民所得の分配及び県民可処分所得

| 項目                          | 実 数 (億 円)      |              |             |              |              |              | 構 成 比 (%)      |              |             |              |              |              | 対前年度<br>増加率(%) |
|-----------------------------|----------------|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|----------------|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|----------------|
|                             | 50年度<br>( '75) | 60<br>( '85) | 7<br>( '95) | 17<br>( '05) | 22<br>( '10) | 29<br>( '17) | 50年度<br>( '75) | 60<br>( '85) | 7<br>( '95) | 17<br>( '05) | 22<br>( '10) | 29<br>( '17) |                |
| 1. 県民雇用者報酬                  | 32,779         | 64,959       | 95,212      | 92,895       | 95,554       | 103,284      | 73.2           | 71.8         | 71.5        | 65.3         | 70.4         | 70.0         | 3.3            |
| (1) 賃金・俸給                   | 29,607         | 56,891       | 82,472      | 78,654       | 82,765       | 88,631       | 66.1           | 62.9         | 61.9        | 55.3         | 61.0         | 60.1         | 3.5            |
| (2) 雇主の社会負担                 | 3,172          | 8,068        | 12,740      | 14,241       | 12,789       | 14,653       | 7.1            | 8.9          | 9.6         | 10.0         | 9.4          | 9.9          | 2.0            |
| 2. 財産所得(非企業部門)              | 3,586          | 7,602        | 10,065      | 9,096        | 6,932        | 8,873        | 8.0            | 8.4          | 7.6         | 6.4          | 5.1          | 6.0          | 8.8            |
| (1) 一般政府                    | 106            | -1,704       | -1,855      | -664         | -622         | 49           | 0.2            | -1.9         | -1.4        | -0.5         | -0.5         | 0.0          | 109.0          |
| (2) 家計                      | 3,433          | 9,145        | 11,764      | 9,549        | 7,420        | 8,701        | 7.7            | 10.1         | 8.8         | 6.7          | 5.5          | 5.9          | 1.4            |
| (3) 対家計民間非営利団体              | 47             | 161          | 157         | 212          | 135          | 122          | 0.1            | 0.2          | 0.1         | 0.1          | 0.1          | 0.1          | 11.0           |
| 3. 企業所得<br>(企業部門の第一次所得バランス) | 8,419          | 17,948       | 27,963      | 40,225       | 33,251       | 35,302       | 18.8           | 19.8         | 21.0        | 28.3         | 24.5         | 23.9         | 1.8            |
| (1) 民間法人企業                  | 2,947          | 8,738        | 12,480      | 24,859       | 20,866       | 21,238       | 6.6            | 9.7          | 9.4         | 17.5         | 15.4         | 14.4         | 0.5            |
| (2) 公的企業                    | -274           | 68           | 555         | 1,850        | -205         | 1,074        | -0.6           | 0.1          | 0.4         | 1.3          | -0.2         | 0.7          | 13.1           |
| (3) 個人企業                    | 5,746          | 9,143        | 14,927      | 13,516       | 12,590       | 12,990       | 12.8           | 10.1         | 11.2        | 9.5          | 9.3          | 8.8          | 3.2            |
| 4. 県民所得(要素費用表示)<br>(1+2+3)  | 44,785         | 90,510       | 133,240     | 142,216      | 135,736      | 147,459      | 100.0          | 100.0        | 100.0       | 100.0        | 100.0        | 100.0        | 3.3            |
| 5. 生産・輸入品に課される税<br>(控除)補助金  | 2,818          | 6,613        | 10,997      | 12,982       | 11,201       | 15,057       | 6.3            | 7.3          | 8.3         | 9.1          | 8.3          | 10.2         | 2.2            |
| 6. 県民所得(市場価格表示)<br>(4+5)    | 47,603         | 97,122       | 144,237     | 155,198      | 146,937      | 162,516      | 106.3          | 107.3        | 108.3       | 109.1        | 108.3        | 110.2        | 3.2            |
| 7. その他の経常移転(純)              | 1,586          | 2,260        | 12,922      | 12,440       | 12,771       | 12,264       | 3.5            | 2.5          | 9.7         | 8.7          | 9.4          | 8.3          | -6.2           |
| 8. 県民可処分所得(6+7)             | 49,189         | 99,383       | 157,159     | 167,638      | 159,708      | 174,781      | 109.8          | 109.8        | 118.0       | 117.9        | 117.7        | 118.5        | 2.5            |

資料：県調査統計課「県民経済計算」

● 世界金融危機以降の本県経済

わが国の経済は、世界金融危機以降、雇用・所得環境の改善が続き、企業収益が高水準で推移するなど、緩やかな回復が続いていました。平成30年後半以降、中国経済の減速等の影響を受け、輸出が低下し、企業の生産活動の一部に弱さが続いていたところ、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行の影響により、足元で急速に悪化しています。

本県経済の動向をみると、20年9月以降、世界経済の急激な減速を受け、自動車をはじめとする生産や輸出が急激に減少し、景気が大きく後退しましたが、21年2月を底にアジア向けを中心に輸出が増加基調となり、生産も持ち直しました。23年3月に発生した東日本大震災の影響で自動車を中心に生産が大きく減少しましたが、その後に被災地の代替生産やサプライチェーンの回復により持ち直しました。26年と令和元年には、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその反動減、28年中盤には円高による輸出減もありましたが、本県景気は基調として緩やかに拡大していました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、生産、貿易、消費などが減少し、現在、景気は厳しい状況にあります。

本県の県内総生産（名目）は、東日本大震災直後の23年度及び1ドル70円台の円高が続いた24年度に伸び率がマイナスとなったものの、その後はプラスが続き、29年度には19兆6,792億円となりました。この間の産業別構成比については、大きな変動はみられません。

福岡県鉱工業指数の推移

平成27年=100

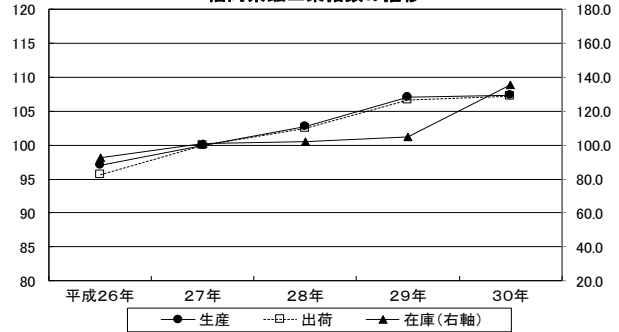
|       | 生産    |        | 出荷    |        | 在庫(右軸) |        |
|-------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|
|       | 原指数   | 前年比(%) | 原指数   | 前年比(%) | 原指数    | 前年比(%) |
| 平成26年 | 97.0  | 2.3    | 95.6  | 0.4    | 92.7   | -9.6   |
| 27年   | 100.0 | 3.1    | 100.0 | 4.6    | 101.2  | 9.2    |
| 28年   | 102.7 | 2.7    | 102.5 | 2.5    | 102.0  | 0.8    |
| 29年   | 107.1 | 4.3    | 106.7 | 4.1    | 104.7  | 2.6    |
| 30年   | 107.4 | 0.3    | 107.2 | 0.5    | 135.8  | 29.7   |

資料：県調査統計課

※在庫の数値は期末値

福岡県鉱工業指数の推移

平成27年=100



資料：県調査統計課

※在庫の数値は期末値

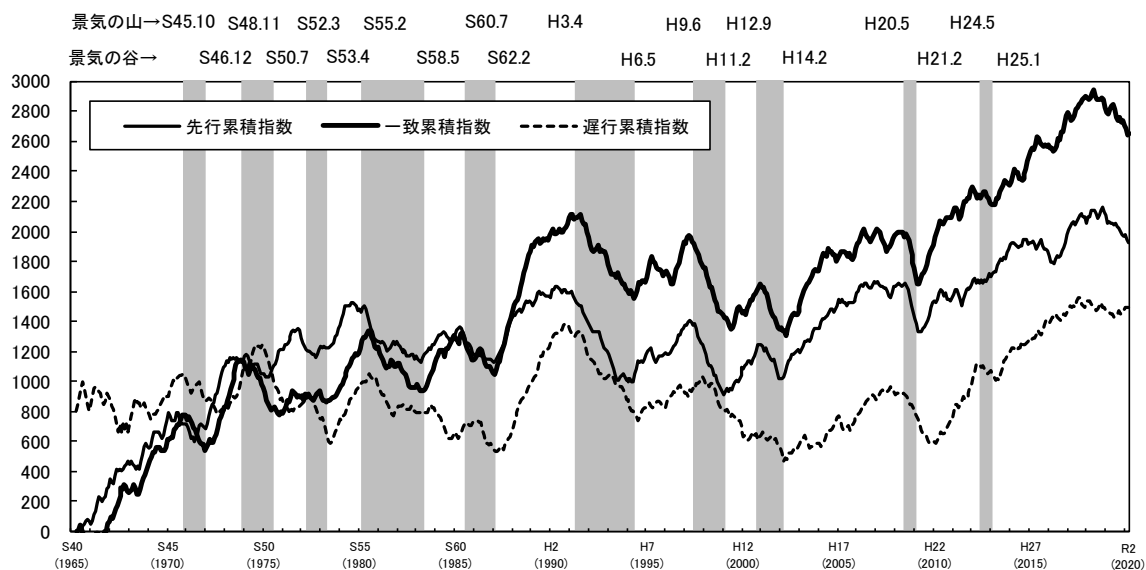
県内総生産(支出側)(名目)

| 項目                        | 実数(億円)    |         |         |         |         |         | 構成比(%)    |         |        |         |         |         | 対前年度増加率(%) |
|---------------------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|--------|---------|---------|---------|------------|
|                           | 50年度('75) | 60('85) | 7('95)  | 17('05) | 22('10) | 29('17) | 50年度('75) | 60('85) | 7('95) | 17('05) | 22('10) | 29('17) |            |
| 1. 民間最終消費支出               | 30,603    | 60,595  | 79,509  | 109,450 | 106,467 | 113,862 | 53.3      | 54.2    | 46.1   | 60.6    | 58.3    | 57.9    | 1.9        |
| (1) 家計最終消費支出              | 30,245    | 59,412  | 77,342  | 107,030 | 103,898 | 110,600 | 52.7      | 53.1    | 44.8   | 59.3    | 56.9    | 56.2    | 1.9        |
| (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出      | 358       | 1,182   | 2,167   | 2,420   | 2,570   | 3,262   | 0.6       | 1.1     | 1.3    | 1.3     | 1.4     | 1.7     | 1.5        |
| 2. 政府最終消費支出               | 6,047     | 10,753  | 28,028  | 35,986  | 37,929  | 41,738  | 10.5      | 9.6     | 16.2   | 19.9    | 20.8    | 21.2    | 2.4        |
| (1) 国出先機関                 | 1,297     | 2,223   | 2,804   | 3,864   | -       | -       | 2.3       | 2.0     | 1.6    | 2.1     | -       | -       | -          |
| (2) 県                     | 2,561     | 3,952   | 5,793   | 6,539   | -       | -       | 4.5       | 3.5     | 3.4    | 3.6     | -       | -       | -          |
| (3) 市町村                   | 2,188     | 4,578   | 7,675   | 9,198   | -       | -       | 3.8       | 4.1     | 4.4    | 5.1     | -       | -       | -          |
| (4) 社会保険基金                | -         | -       | 11,756  | 16,385  | -       | -       | -         | -       | 6.8    | 9.1     | -       | -       | -          |
| 3. 県内総資本形成                | 20,932    | 32,620  | 43,334  | 37,195  | 32,686  | 43,906  | 36.5      | 29.2    | 25.1   | 20.6    | 17.9    | 22.3    | 7.8        |
| (1) 総固定資本形成               | 19,633    | 31,387  | 42,380  | 36,729  | 34,176  | 42,673  | 34.2      | 28.1    | 24.6   | 20.3    | 18.7    | 21.7    | 6.5        |
| a 民間                      | 14,985    | 23,246  | 30,763  | 28,241  | 25,921  | 34,060  | 26.1      | 20.8    | 17.8   | 15.6    | 14.2    | 17.3    | 7.1        |
| b 公的                      | 4,648     | 8,141   | 11,617  | 8,488   | 8,255   | 8,612   | 8.1       | 7.3     | 6.7    | 4.7     | 4.5     | 4.4     | 4.0        |
| (2) 在庫変動                  | 1,299     | 1,233   | 954     | 466     | -1,490  | 1,233   | 2.3       | 1.1     | 0.6    | 0.3     | -0.8    | 0.6     | -          |
| 4. 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合 | -173      | 7,885   | 21,732  | -2,140  | 5,597   | -2,714  | -0.3      | 7.1     | 12.6   | -1.2    | 3.1     | -1.4    | -          |
| 5. 県内総支出(市場価格表示)(1+2+3+4) | 57,409    | 111,854 | 172,604 | 180,491 | 182,680 | 196,792 | 100.0     | 100.0   | 100.0  | 100.0   | 100.0   | 100.0   | 2.2        |
| 6. 県外からの所得(純)             | -3,410    | -1,419  | -1,299  | 7,249   | 3,183   | 7,584   | -5.9      | -1.3    | -0.8   | 4.0     | 1.7     | 3.9     | 27.5       |
| 7. 県民総所得(市場価格表示)(5+6)     | 53,998    | 110,435 | 171,305 | 187,741 | 185,862 | 204,376 | 94.1      | 98.7    | 99.2   | 104.0   | 101.7   | 103.9   | 3.0        |

資料：県調査統計課「県民経済計算」

参考（本県の昭和 40 年以降の景気動向）

## 景気動向指数（累積DI）グラフ（S40年～）



※網掛け部分は景気後退期を表す

※遅行指数はグラフ上での動きを見やすくするため、800を加算している

### ○景気動向指数 Diffusion Indexes (DI)

多くの経済指標の中から景気を敏感に反映する指標を選び、その変化を表した総合的な景気指標。景気の現状把握や将来予測に利用される。また、累積DIとは毎月公表している景気動向指数の月々の値を累積した指数。基調的な動きを視覚的にとらえることができ、景気の趨勢や局面の理解に利用される。

#### 一致指数

景気に対しほぼ一致して動く指数であり、景気の現状把握に利用される。

#### 先行指数

景気に対し先行して動く指数であり、一般的に数ヶ月先行することから、今後の景気の動きの予知に利用される。

#### 遅行指数

景気に対し遅れて動く指数であり、一般的に半年から1年遅行することから、景気の転換点などの事後的な確認に利用される。

# 6 土地 利 用

## ● 土地利用の概況

本県の総面積は、約 49 万 9 千 ha で、全国の総面積の 1.3%、九州の 11.8%を占めています。県土は、比較的地形がなだらかで、全国と比較して農地や宅地等の可住地面積が広く、森林が少ないという特徴があります。

近年の土地利用の推移としては、宅地の増加、農地の減少の傾向があります。

県土の調和ある発展をめざすためには、荒廃農地・森林の再生や近郊住宅地の空き家対策など、県土を適切かつ有効に管理するとともに、災害に強い都市構造の形成など安全・安心な県土づくりを進めていく必要があります。

利用区分別土地利用の推移

(単位：ha、全国は万ha、%)

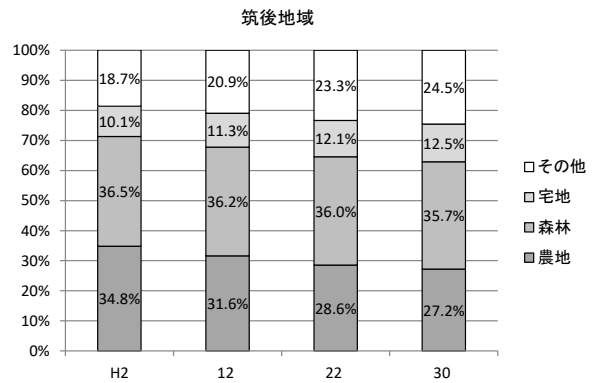
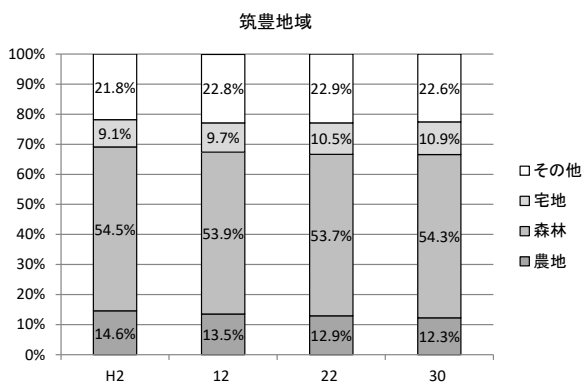
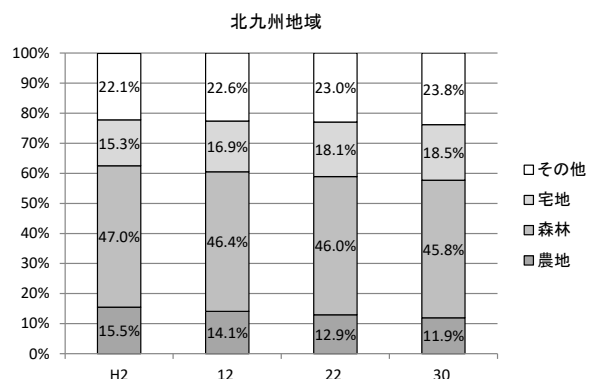
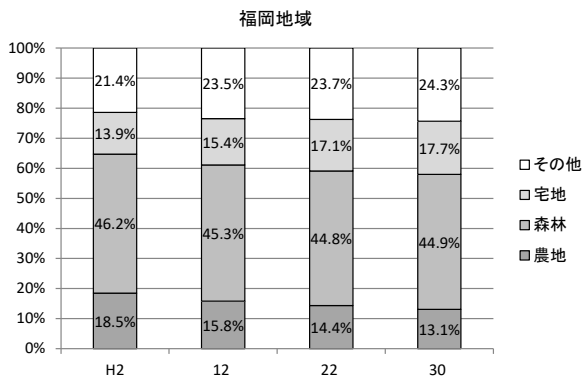
| 区分  | 平成 2 年  |       | 12      |       | 22      |       | 30      |       | 全国 (30) |       |
|-----|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
|     | 実数      | 構成比   | 実数      | 構成比   | 実数      | 構成比   | 実数      | 構成比   | 実数      | 構成比   |
| 農 地 | 105,568 | 21.3  | 94,713  | 19.1  | 86,813  | 17.4  | 81,300  | 16.3  | 442     | 11.7  |
| 森 林 | 225,956 | 45.5  | 223,266 | 44.9  | 221,725 | 44.5  | 222,251 | 44.6  | 2,503   | 66.2  |
| 道 路 | 24,980  | 5.0   | 28,737  | 5.8   | 31,120  | 6.3   | 32,877  | 6.6   | 140     | 3.7   |
| 宅 地 | 60,985  | 12.3  | 67,408  | 13.6  | 73,390  | 14.7  | 75,796  | 15.2  | 196     | 5.2   |
| その他 | 79,041  | 15.9  | 82,949  | 16.7  | 84,676  | 17.0  | 86,428  | 17.3  | 499     | 13.2  |
| 総面積 | 496,530 | 100.0 | 497,073 | 100.0 | 497,724 | 100.0 | 498,652 | 100.0 | 3,780   | 100.0 |

注) 平成 2 年、12 年、22 年の「農地」の面積には採草放牧地が含まれています。

資料：県総合政策課

注) 実数、構成比については四捨五入の関係で計と内訳が一致していない場合があります。

## 地域別土地利用の推移



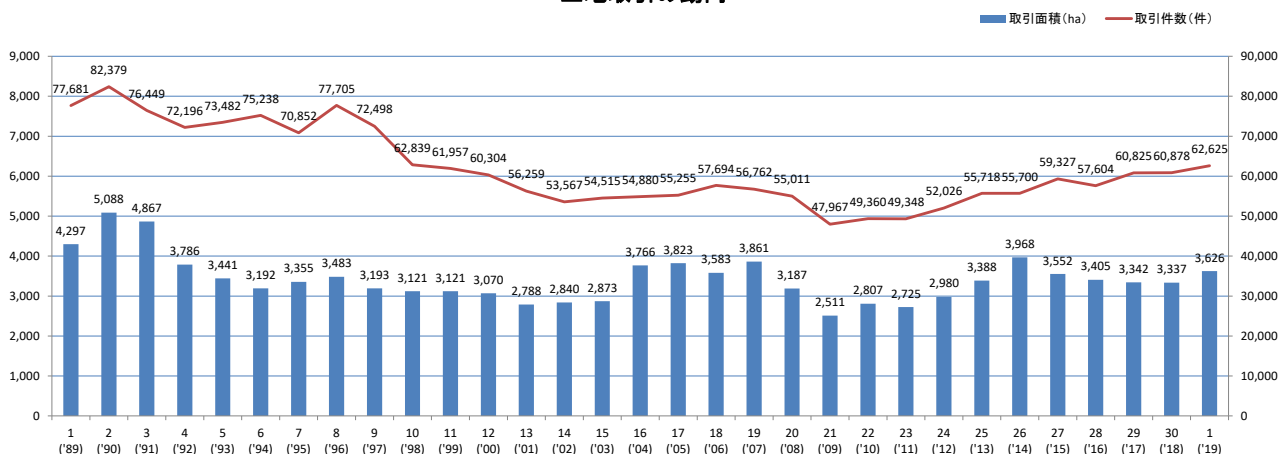
資料：県総合政策課



● 土地取引の動向

近年の土地取引の動向は、平成22年より回復傾向にあります。

土地取引の動向

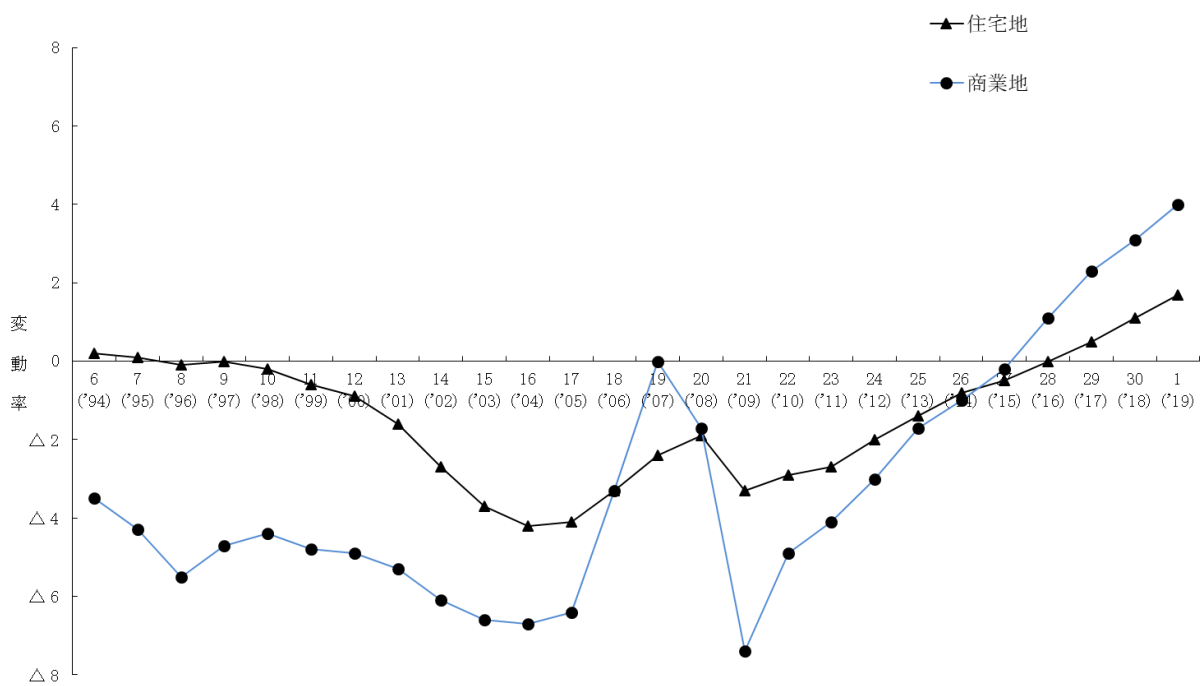


資料：県総合政策課

● 地価の概況

令和元年度の福岡県地価調査によれば、県全体の対前年度変動率は、住宅地が+1.7%、商業地が+4.0%で、住宅地は3年連続の上昇、商業地は4年連続の上昇となっています。

地価調査平均変動率の推移（平成6年度～令和元年度）



資料：県総合政策課

# 7 水 利 用

## ● 水需要の推移

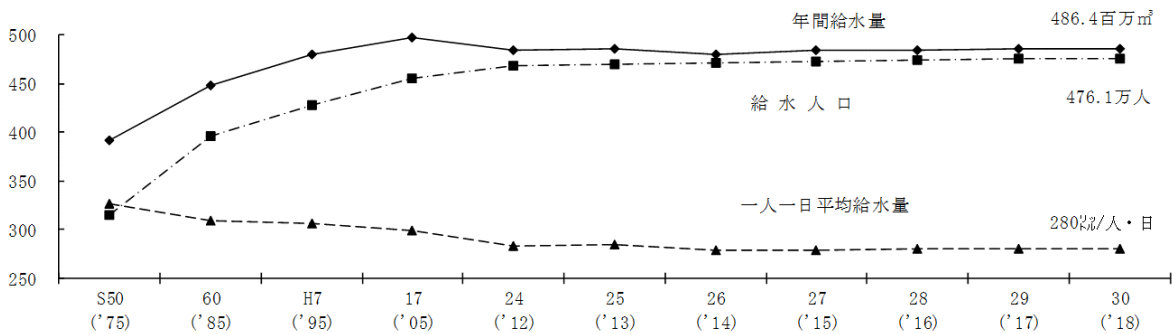
平成30年における本県の年間水需要量は約22億 $m^3$ であり、これを使用形態別にみると、水道用水4.9億 $m^3$ （22.3%）、工業用水1.5億 $m^3$ （6.8%）、農業用水15.6億 $m^3$ （70.9%）（推計値）となっています。

使用形態別のうち水道用水について、上水道における年間給水量をみると、人口の増加、生活水準の向上等により急増してきましたが、昭和53年の異常渇水以降節水意識が定着し、節水機器の普及もあって、近年はほぼ横ばいで推移しています。

工業用水について、従業員30人以上の事業所における使用量（回収水を除く）をみると、鉄鋼業等の使用量の低下に伴い、近年は減少傾向にあります。

また、農業用水は、そのほとんどが水田のかんがい用水として使用されていますが、耕地面積の減少により、総量としては減少傾向にあります。

水道用水（上水道）給水量の推移



(単位 給水人口：万人、一人一日平均給水量：ℓ/人・日、年間給水量：百万 $m^3$ )

| 年度        | S50 ('75) | 60 ('85) | H7 ('95) | 17 ('05) | 24 ('12) | 25 ('13) | 26 ('14) | 27 ('15) | 28 ('16) | 29 ('17) | 30 ('18) |
|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 給水人口      | 314.9     | 396.0    | 428.5    | 455.6    | 468.1    | 469.4    | 470.9    | 473.2    | 474.6    | 475.1    | 476.1    |
| 一人一日平均給水量 | 327       | 309      | 306      | 299      | 283      | 284      | 279      | 279      | 280      | 280      | 280      |
| 年間給水量     | 391.7     | 448.6    | 480.1    | 497.9    | 483.7    | 485.9    | 479.3    | 484      | 484.4    | 486.2    | 486.4    |

資料：「福岡県の水道」（県水資源対策課 水道整備室）  
※簡易水道、専用水道による給水量は除く

工業用水使用量の推移（従業員30人以上の事業所）

(単位：千 $m^3$ /日)

| 年              | S50 ('75) | 60 ('85) | H7 ('95) | 17 ('05) | 24 ('12) | 25 ('13) | 26 ('14) | 27 ('15) | 28 ('16) | 29 ('17) | 30 ('18) |
|----------------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 淡水使用量 (回収水を除く) | 777       | 652      | 610      | 566      | 551      | 543      | 540      | 575      | 527      | 412      | 406      |

資料：「福岡県の工業」（県調査統計課）

H27については、県調査統計課「平成24年及び28年経済センサスー活動調査（製造業に関する確報）」による。

注）四捨五入の関係により、計が一致しない場合がある。

農業用水量の推移

(単位：百万 $m^3$ /年)

| 年度       | S58 ('83) | H5 ('93) | 12 ('00) | 24 ('12) | 25 ('13) | 26 ('14) | 27 ('15) | 28 ('16) | 29 ('17) | 30 ('18) |
|----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 水田かんがい用水 | 1,814     | 1,743    | 1,658    | 1,593    | 1,591    | 1,582    | 1,582    | 1,575    | 1,558    | 1,545    |
| 畑地かんがい用水 | 52        | 41       | 13       | 13       | 13       | 13       | 13       | 13       | 15       | 15       |
| 畜産用水     | 7         | 6        | 5        | 4        | 4        | 4        | 4        | 4        | 4        | 4        |
| 計        | 1,873     | 1,790    | 1,676    | 1,610    | 1,607    | 1,599    | 1,599    | 1,591    | 1,577    | 1,564    |

資料：「第65次福岡農林水産年報」（九州農政局）、「第4次土地利用基盤整備基本調査結果」（農林水産省農村振興局）他

注）用水量は水田面積等を基にした推計値。

四捨五入の関係により、計が一致しない場合がある。

● 水資源の安定的確保

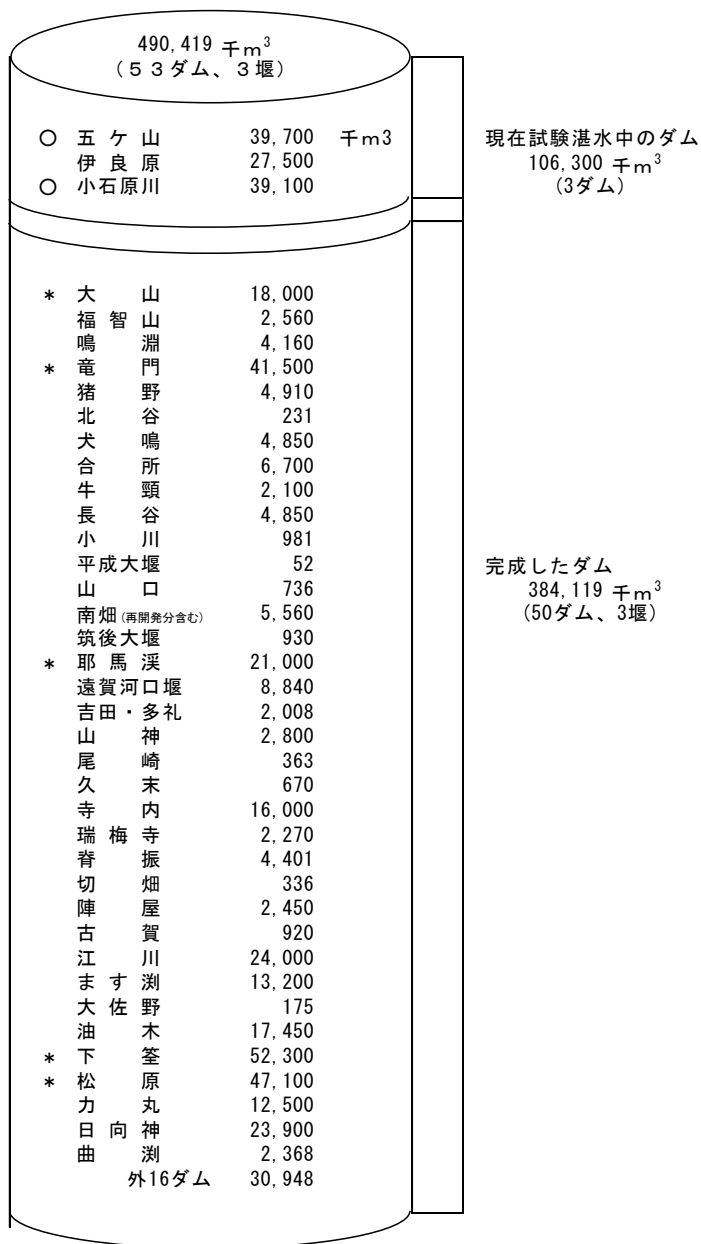
本県は、地形的に山が浅く、大河川が少ないことから水資源に恵まれていません。特に人口密度が高い福岡都市圏には、大河川が1つもありません。また近年、降水量の変動幅が大きくなる傾向にあることから、渇水発生の危険性が高くなっています。

このため、本県ではダム開発を基本としながら、筑後川から福岡都市圏へ導水する「福岡導水」などの広域的導水や日本最大規模の海水淡水化施設など、多様な水資源確保策を促進してきました。

現在、本県の関係ダムとして、3つのダムが試験湛水中です（右図参照）。このうち五ヶ山ダムと小石原川ダムは、洪水調節と異常渇水に備えた機能を併せ持つダムであり、特に、五ヶ山ダムについては、昭和53年と平成6年の大渇水で甚大な影響を受けた福岡都市圏の渇水対策として期待されます。

また、水資源開発を推進するためには、ダム建設だけでなく、水源地域対策を積極的に行う必要があります。（公財）福岡県水源の森基金の活用などにより水源かん養機能の向上を図るとともに、（公財）筑後川水源地域対策基金などと協力して水源地域の環境整備を進めています。

福岡県関係ダムの有効貯水量（令和2年5月現在）



\*は、県外ダム  
○は、渇水対策容量を備えたダム

資料：県水資源対策課

● 危機管理対策としての水の利用

福岡県西方沖地震のような自然災害や施設事故、テロなどの緊急事態に対する危機管理対策として、北九州市と福岡都市圏間を送水管で結び、緊急時に水道水を融通することを目的とした「北部福岡緊急連絡管」を整備し、平成23年4月1日から供用を開始しています。

1 財政の状況

本県では、今後見込まれる財源不足の解消を図るとともに、将来に向けて持続可能で安定した財政運営を実現するため、平成29年2月に「福岡県財政改革プラン2017」（計画期間：平成29年度～令和3年度）を策定し、行政改革と一体となって、財政の健全化に取り組んでいます。

令和2年度当初予算においては、①職員定員の削減や給与制度の総合的見直しによる「人件費の抑制」で7億円、②必要性や効果の低い事業を廃止・効率化・重点化するなど見直しを実施する「事務事業の見直し」で56億円、③後発医薬品の使用促進等による医療費適正化等を図る「社会保障費の増加の抑制」で10億円、④必要な社会資本整備を着実に進める一方で、県単独公共事業を2%程度抑制する「建設事業の重点化」で6億円、⑤県税の確保対策の強化、未利用県有地の計画的売却等による「財政収入の確保」で25億円と、これら5つの改革項目に対する取組みにより、合計で目標額を上回る104億円の改革効果を上げています。

また、豪雨災害復旧・復興対策などにより、多額の県債を発行することから、通常債残高の圧縮について、目標の達成は難しくなっているところですが、災害対策などのやむを得ない要因を除いた部分で、財政改革プランに沿って財政の健全化を着実に推進していきます。

**令和2年度当初予算における改革措置状況**

（単位：億円）

|             | 目 標 | 2 年度当初予算 |
|-------------|-----|----------|
| 人件費の抑制      | 5   | 7        |
| 事務事業の見直し    | 55  | 56       |
| 社会保障費の増加の抑制 | 10  | 10       |
| 建設事業の重点化    | 2   | 6        |
| 財政収入の確保     | 18  | 25       |
| 改革効果額計      | 90  | 104      |

資料：県財政課

**財政改革プランの目標達成状況**

|            | 財政改革プラン                               |                   | 2 年度当初予算   |
|------------|---------------------------------------|-------------------|--|
|            | 目 標                                   | 2 年度見込            |  |
| プライマリーバランス | ○平成29年度から令和3年度までの計画期間中に黒字化            | 152億円の黒字          | 35億円の黒字<br>(豪雨災害復旧・復興対策等のやむを得ない要因を除くと、377億円の黒字)            |
| 通常債残高      | ○令和3年度末通常債残高を平成28年度末に比べ、780億円程度圧縮     | 平成28年度末に比べ575億円の減 | 1,026億円の増<br>(やむを得ない要因を除くと、798億円の減)                        |
|            | ○通常債の発行額及び残高を毎年度確実に減少させる              | 前年度に比べ発行額及び残高の減少  | 発行額は34億円の減、残高は102億円の増<br>(やむを得ない要因を除くと、それぞれ49億円の減と239億円の減) |
| 財政調整等三基金   | ○予期しない税収減や災害発生による支出増などへの対応に必要な残高を確保する | 416億円             | 350億円  |

※ やむを得ない要因：豪雨災害復旧・復興対策、国の補正予算対応、国土強靱化対応、減収補填債発行

資料：県財政課

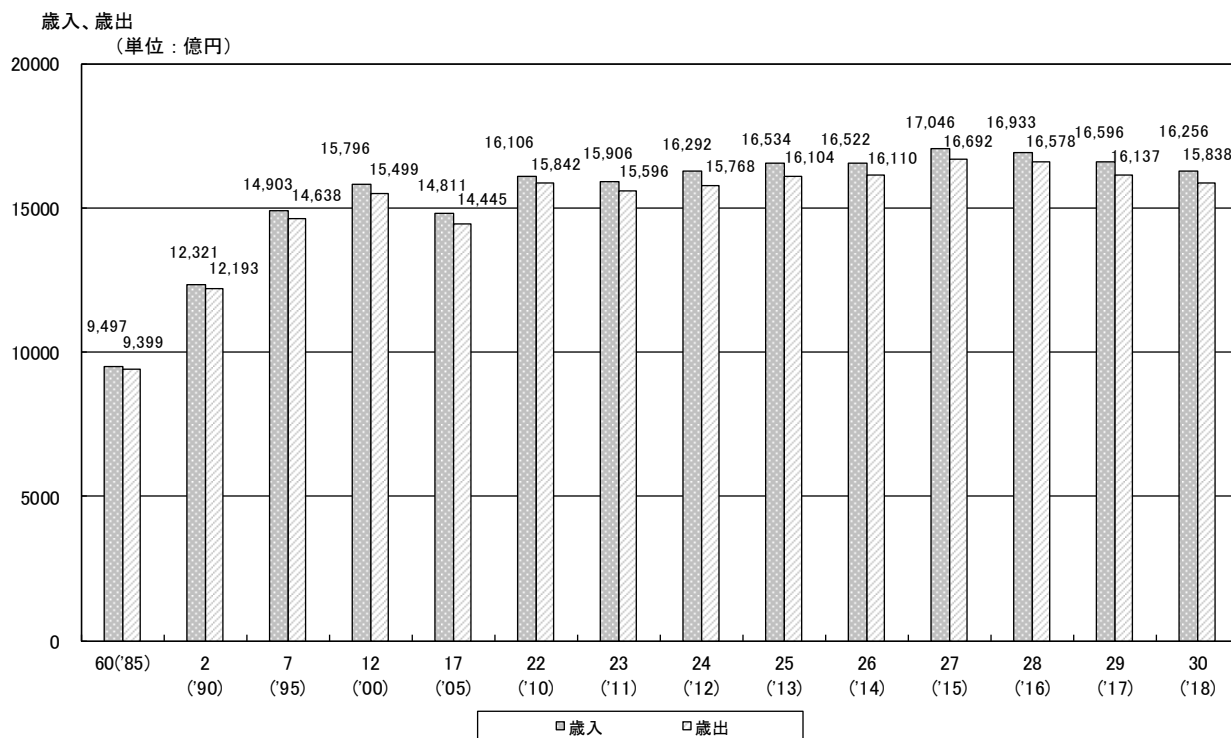
## 2 平成 30 年度決算

### (1) 歳入歳出決算の状況

平成 30 年度の普通会計の歳入歳出決算の概要は次のとおりです。

- 歳入については、企業業績が堅調に推移したことなどにより、法人二税が増加したものの、税源移譲により個人県民税が減少したため、県税収入は減少しました。また、地方法人特別譲与税が増加したものの、地方交付税、臨時財政対策債が減少したことなどにより、歳入総額は前年度から 340 億円減少し、1 兆 6,256 億円となりました。
- 歳出については、九州北部豪雨災害の復旧・復興に全力で取り組むとともに、①地域経済の活性化と魅力ある雇用の創出、②若い世代の夢と希望を叶える社会、③安全・安心、災害に強い福岡県、④誰もが活躍できる社会の実現に向けた施策を実施しました。一方、税源移譲に伴い税関連交付金が減少したことなどにより、歳出総額は前年度から 299 億円減少し、1 兆 5,838 億円となりました。
- 平成 30 年度の実質収支は、43 年連続の黒字となり、黒字額は 42 億円となりました。

### 歳入歳出決算（普通会計）の推移



(単位：百万円)

| 区分               | 60年('85) | 2年('90)   | 7年('95)   | 12年('00)  | 17年('05)  | 22年('10)  | 23年('11)  | 24年('12)  | 25年('13)  | 26年('14)  | 27年('15)  | 28年('16)  | 29年('17)  | 30年('18)  |
|------------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額             | 949,715  | 1,232,139 | 1,490,299 | 1,579,552 | 1,481,059 | 1,610,614 | 1,590,600 | 1,629,177 | 1,653,444 | 1,652,242 | 1,704,633 | 1,693,270 | 1,659,600 | 1,625,613 |
| 歳出総額             | 939,853  | 1,219,308 | 1,463,824 | 1,549,918 | 1,444,539 | 1,584,229 | 1,559,571 | 1,576,819 | 1,610,430 | 1,611,005 | 1,669,153 | 1,657,790 | 1,613,717 | 1,583,844 |
| 歳入歳出差引<br>(形式収支) | 9,862    | 12,831    | 26,475    | 29,634    | 36,520    | 26,385    | 31,029    | 52,358    | 43,014    | 41,237    | 35,480    | 35,480    | 45,883    | 41,769    |
| 翌年度へ繰越すべき財源      | 5,907    | 9,066     | 24,695    | 27,727    | 34,753    | 24,549    | 29,083    | 50,407    | 41,078    | 37,047    | 31,359    | 32,113    | 38,278    | 37,539    |
| 実質収支             | 3,955    | 3,765     | 1,780     | 1,907     | 1,767     | 1,836     | 1,946     | 1,951     | 1,936     | 4,190     | 4,121     | 3,367     | 7,605     | 4,230     |

資料：県財政課

平成 30 年度歳入歳出決算（普通会計）対前年度比較表

(単位:百万円、%)

| 区 分              | 平成30年度<br>決算額(a) | 平成29年度<br>決算額(b) | 増減額<br>(a)-(b) | 増減率<br>(a)/(b) |
|------------------|------------------|------------------|----------------|----------------|
| 歳入総額             | 1,625,613        | 1,659,600        | ▲ 33,987       | 98.0           |
| (1) 県税           | 631,160          | 660,082          | ▲ 28,922       | 95.6           |
| 個人県民税            | 139,718          | 178,845          | ▲ 39,127       | 78.1           |
| 法人二税             | 164,226          | 156,339          | 7,887          | 105.0          |
| その他              | 327,216          | 324,898          | 2,318          | 100.7          |
| (2) 地方譲与税        | 86,328           | 76,822           | 9,506          | 112.4          |
| 地方法人特別譲与税        | 82,215           | 72,706           | 9,509          | 113.1          |
| その他              | 4,113            | 4,116            | ▲ 3            | 99.9           |
| (3) 地方交付税        | 247,645          | 257,329          | ▲ 9,684        | 96.2           |
| 普通交付税            | 242,984          | 249,886          | ▲ 6,902        | 97.2           |
| 特別交付税            | 4,661            | 7,443            | ▲ 2,782        | 62.6           |
| (4) 国庫支出金        | 183,423          | 185,978          | ▲ 2,555        | 98.6           |
| (5) 県債           | 245,449          | 253,694          | ▲ 8,245        | 96.8           |
| 通常債              | 157,570          | 164,117          | ▲ 6,547        | 96.0           |
| 臨時財政対策債          | 87,879           | 89,577           | ▲ 1,698        | 98.1           |
| (6) その他          | 231,608          | 225,695          | 5,913          | 102.6          |
| うち三基金からの繰入       | 5,709            | 2,300            | 3,409          | 248.2          |
| 歳出総額             | 1,583,844        | 1,613,717        | ▲ 29,873       | 98.1           |
| (1) 義務的経費        | 939,656          | 935,264          | 4,392          | 100.5          |
| 人件費              | 386,921          | 383,556          | 3,365          | 100.9          |
| うち退職手当           | 35,296           | 34,134           | 1,162          | 103.4          |
| 社会保障関係費          | 330,082          | 329,528          | 554            | 100.2          |
| 障がい者自立支援給付費      | 24,985           | 23,364           | 1,621          | 106.9          |
| 後期高齢者医療給付費負担金    | 72,800           | 71,642           | 1,158          | 101.6          |
| 介護給付費負担金         | 56,630           | 55,654           | 976            | 101.8          |
| 難病医療費            | 4,040            | 6,823            | ▲ 2,783        | 59.2           |
| その他              | 171,627          | 172,045          | ▲ 418          | 99.8           |
| 公債費              | 222,653          | 222,180          | 473            | 100.2          |
| (2) 投資的経費        | 245,158          | 235,143          | 10,015         | 104.3          |
| 補助公共事業費          | 125,435          | 121,300          | 4,135          | 103.4          |
| 単独公共事業費          | 70,339           | 75,143           | ▲ 4,804        | 93.6           |
| 直轄事業負担金          | 26,626           | 24,791           | 1,835          | 107.4          |
| 災害復旧事業費          | 22,758           | 13,909           | 8,849          | 163.6          |
| (3) その他          | 399,030          | 443,310          | ▲ 44,280       | 90.0           |
| 税関連交付金           | 121,263          | 160,316          | ▲ 39,053       | 75.6           |
| 国民健康保険財政安定化基金積立金 | 0                | 7,462            | ▲ 7,462        | 皆減             |
| その他              | 277,767          | 275,532          | 2,235          | 100.8          |

資料: 県財政課

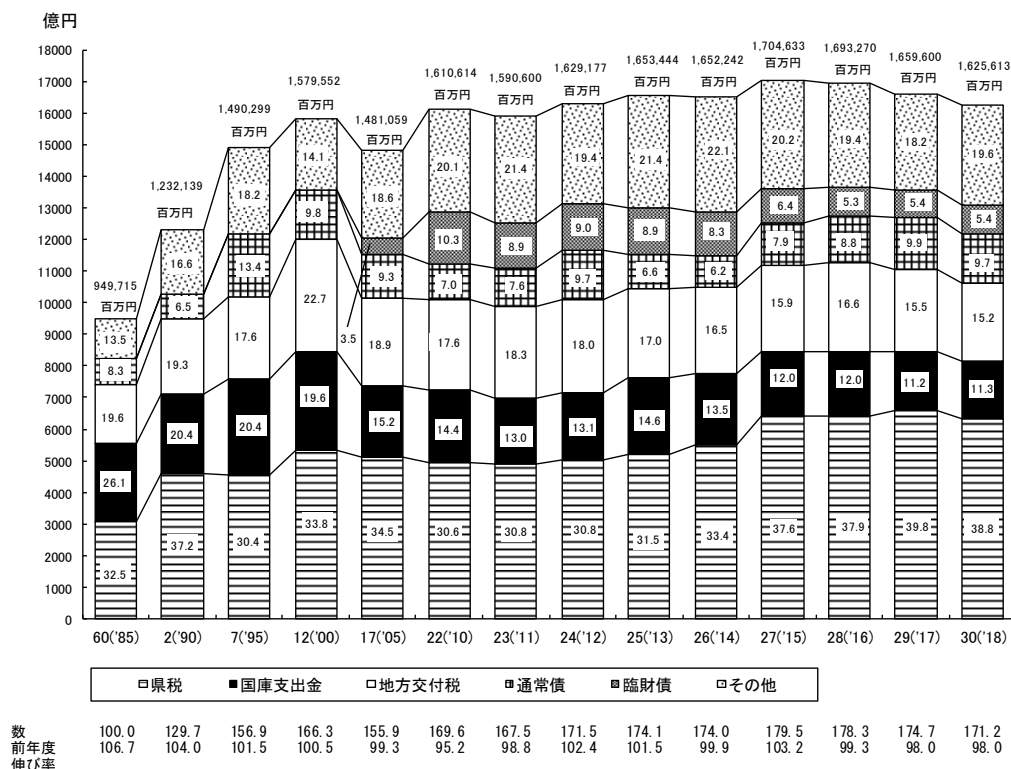
(2) 歳入決算の状況

平成 30 年度の普通会計の歳入決算額は 1 兆 6,256 億円で、前年度に比べて 339 億 87 百万円、2.0%減少しました。

主な内訳をみると県税 6,311 億 60 百万円(構成比 38.8%)、地方交付税 2,476 億 45 百万円(15.2%)、国庫支出金 1,834 億 23 百万円(11.3%)、県債 2,454 億 49 百万円(15.1%)となっています。

これらを前年度と比較すると、県税は 4.4%の減、地方交付税は 3.8%の減、国庫支出金は 1.4%の減、県債は 3.2%の減となっています。

## 歳入決算額（普通会計）の推移



資料：県財政課

前年度と比較して主な増減のあるものは次のとおりです。

### ○ 県税

企業業績が堅調に推移したことなどにより法人二税が78億87百万円の増となる一方で、税源移譲により個人県民税が391億27百万円の減となったこと等により、289億22百万円の減となっています。

### ○ 地方譲与税

地方法人特別税を都道府県へ再分配する地方法人特別譲与税が95億9百万円の増となったこと等により、95億6百万円の増となっています。

### ○ 地方交付税

地方財政計画において、地方税の増収等が見込まれたことにより地方交付税の総額が減となったことにより、96億84百万円の減となっています。

### ○ 国庫支出金

災害復旧事業関係国庫支出金が54億84百万円の増となる一方で、国民健康保険財政安定化基金補助金が74億59百万円の減となったこと等により、25億55百万円の減となっています。

### ○ 県債

減収補填債が59億円の減、臨時財政対策債が16億98百万円の減となったこと等により、82億45百万円の減となっています。

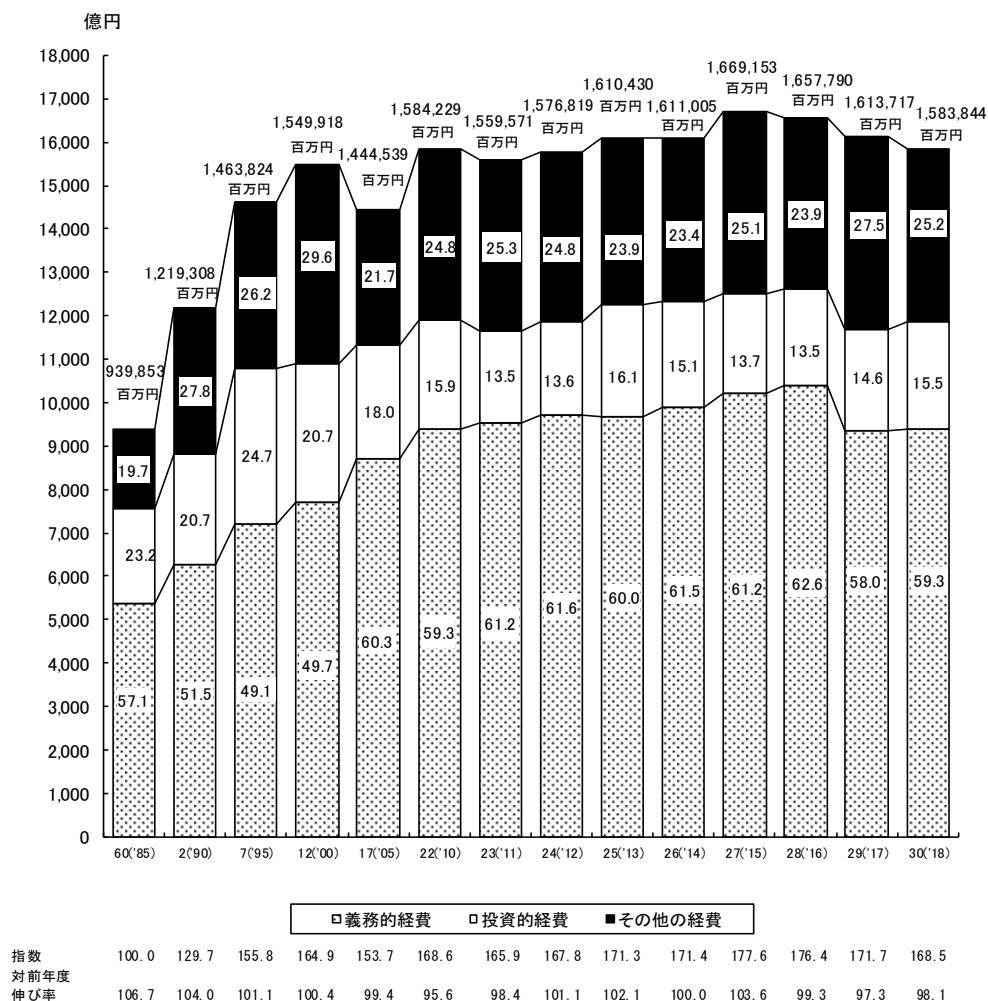
### ○ その他

福岡国際空港株式会社に出資を行う財源として基金繰入金を充てたこと等により、59億13百万円の増となっています。

(3) 歳出決算の状況

平成30年度の普通会計の歳出決算額は1兆5,838億44百万円で、前年度に比べて298億73百万円、1.9%減少しています。

性質別歳出決算額（普通会計）の推移



資料：県財政課 ※計数は端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

※～H17:義務的経費 = 人件費 + 扶助費 + 公債費

H17～:義務的経費 = 人件費 + 社会保障関係費 + 公債費

社会保障関係費は、扶助費に後期高齢者医療負担金、介護給付費負担金等を加えたもの

歳出決算額を経費の性質から分類すると、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができます。

義務的経費は、経費の支出が義務づけられているものであり、職員等の人件費のほか、生活保護費、後期高齢者医療負担金といった社会保障関係費及び県債の元利償還費等の公債費がこれに含まれます。

また、投資的経費は、支出の効果が資本形成に向けられる経費であり、道路、橋りょう、高等学校、公園、公営住宅等の公用・公共施設の建設等に要する普通建設事業費のほか、災害復旧事業費がこれに含まれます。

歳出決算額を性質別内訳でみると、義務的経費9,396億56百万円(構成比59.3%)、投資的経費2,451億58百万円(15.5%)、その他の経費3,990億30百万円(25.2%)となっています。これらを前年度と比較すると、義務的経費は0.5%の増、投資的経費は4.3%の増、その他の経費は10.0%の減となっています。



前年度と比較して主な増減のあるものは次のとおりです。

○ 義務的経費

人件費は、人事委員会勧告に基づく給与改定により職員給が増となったこと、定年退職者が増したことに伴い退職手当が増となったこと等から、33億65百万円、0.9%の増、社会保障関係費は、障がい者自立支援給付費の支給件数が増となったこと等から、5億54百万円、0.2%の増、公債費は、借入利率の低下により利子が減となる一方で、臨時財政対策債の元金償還額が増となったこと等から、4億73百万の増となり、義務的経費全体で43億92百万円の増となっています。

○ 投資的経費

久留米スポーツセンター体育館の整備完了等により単独公共事業費が減となる一方で、九州北部豪雨に伴う災害復旧事業費が増となったこと等から、100億15百万円の増となっています。

○ その他

福岡国際空港株式会社に35億70百万円の出資を行った一方で、税関連交付金が390億53百万円の減、国民健康保険財政安定化基金積立金が74億62百万円の減となったこと等から、442億80百万円の減となっています。

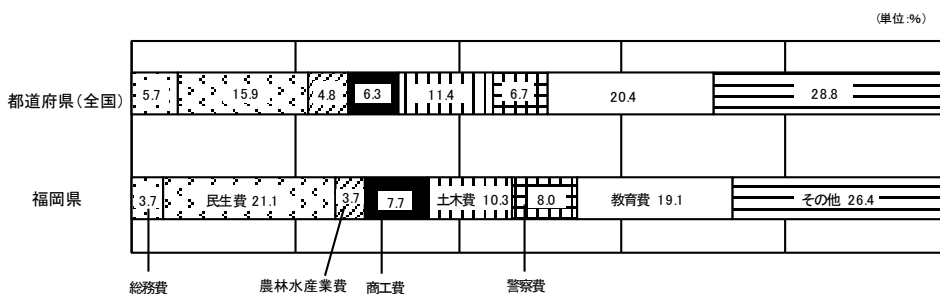
また、歳出決算額はその行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、警察費、教育費、災害復旧費、公債費等に区分することができます。

歳出決算額を主な目的別内訳で見ると、総務費591億34百万円(構成比3.7%)、民生費3,349億17百万円(21.1%)、農林水産業費591億2百万円(3.7%)、商工費1,218億3百万円(7.7%)、土木費1,629億73百万円(10.3%)、警察費1,268億52百万円(8.0%)、教育費3,018億71百万円(19.1%)となっています。これらを前年度と比較すると、総務費は7.5%、土木費は4.7%、警察費は2.5%の増となり、民生費は2.1%、農林水産業費は1.1%、商工費は0.6%の減となっています。

目的別歳出決算額について、全国の構成比と比較すると、本県は後期高齢者医療費等の社会保障関係費の歳出全体に占める割合が高いことから、民生費の構成割合が比較的高くなっています。

目的別歳出決算額（普通会計）の構成比

(30年度)



資料：総務省「都道府県決算状況調」

### 3 令和2年度当初予算

#### (1) 予算編成方針

令和2年度当初予算においては、令和元年度2月補正予算（経済対策）と一体となった14か月予算を編成しました。

豪雨災害の復旧・復興を加速するとともに、防災減災に取り組みます。また、少子高齢化・人口減少、第4次産業革命の進展、人生100年時代の到来という時代の変化に対応し、地方創生の実現に向け、県民の誰もが住み慣れたところで「働く」「暮らす」「育てる」ことができる地域社会をつくっていきます。

併せて、「財政改革プラン2017」に沿って、財政の健全化を着実に推進していきます。

#### (2) 予算編成の内容

令和2年度当初予算の規模は、一般会計1兆8,517億24百万円、特別会計9,557億85百万円、合計2兆8,075億9百万円で、それぞれ元年度当初予算と比較して103.7%（うち一般歳出は100.6%）、100.6%、102.6%となっています。

### 予 算 規 模

（一般会計、特別会計）

（単位：千円）

| 区 分    | 令和2年度                 | 令和元年度                 | 比 較        |         |
|--------|-----------------------|-----------------------|------------|---------|
|        | 当初予算（A）               | 当初予算（B）               | （A）－（B）    | （A）／（B） |
| 一般会計   | 1,851,724,148         | 1,785,816,843         | 65,907,305 | 103.7%  |
| うち一般歳出 | 1,266,706,643         | 1,259,732,438         | 6,974,205  | 100.6%  |
| 特別会計   | (14会計)<br>955,784,629 | (15会計)<br>950,319,367 | 5,465,262  | 100.6%  |
| 合 計    | 2,807,508,777         | 2,736,136,210         | 71,372,567 | 102.6%  |

（注）一般歳出は、一般会計歳出総額から、公債費、税関連市町村交付金等を除いたもの。

資料：県財政課「令和2年度当初予算の編成概要」

#### 地方消費税増収分は社会保障施策の充実・安定化に活用されています

本県では、消費税率引上げに伴う地方消費税増収分約669億円を、子ども・子育てや医療・介護などの社会保障施策の一部に充当しています。

##### 【充当した施策の主なもの】

##### ●子ども・子育て分野

- ・ 保育所定員の拡大に伴う保育所運営費の増額
- ・ 一時預かり事業、延長保育事業、放課後児童クラブの運営などへの支援
- ・ 幼稚園、保育所などの保育料無償化を実施

##### ●医療・介護分野

- ・ 国民健康保険などにおける低所得者の方々に対する保険料軽減措置の拡充
- ・ 難病対策における医療費助成の対象疾病の拡大

---

---

## II 県の総合計画

|               |    |
|---------------|----|
| 福岡県総合計画 ..... | 27 |
|---------------|----|

---

---



## 福岡県総合計画

本県では、県民一人ひとりが幸福を実感できる「県民幸福度日本一」を目指して、県政推進の基本指針である「福岡県総合計画」（平成 29 年 3 月策定）に基づき、総合的に施策を展開しています。

県全体でこの総合計画を共有し、市町村、企業、民間団体、そして県民の皆さんと協力・連携を図りながら、県政運営を行ってまいります。

### ● 計画の期間

平成 29 年度～令和 3 年度までの 5 年間とします。

### ● 計画の概要

「福岡県総合計画」では、目指すべき福岡県の姿、「県民幸福度日本一」の福岡県を実現するため、県民の幸福度を向上させる「10 の事項」を柱とした体系に沿って、総合的に施策を展開することとしています。

また、施策の実効性を高めるため、県民意識調査を通じて県民の幸福実感、施策に対する県民のニーズなどを把握するとともに、具体的な数値目標（156 件）を掲げ、その達成度を確認しながら、PDCA サイクルを通じ、施策の充実・強化に努めます。

こうした施策の展開に加えて、県、市町村を通じて喫緊の課題である「地方創生」について、市町村と一体となって推進するため、「しごとを創る」「ひとを創る」「地域を創る」の 3 つを県と市町村で共有すべき重点戦略とし、地方創生の実現に向けた取組みを推進します。

## 目指すべき福岡県の姿「県民幸福度日本一」の福岡県

### 具体的イメージ

#### (1) 日本海側の、かつ、アジアを向いた一大拠点「福岡県」

我が国でアジアに最も近く、日本海側にある大都市圏という地理的優位性を活かし、台頭するアジアの活力を取り込んで成長するとともに、防災・減災への備えを万全にし、我が国の中枢機能のバックアップ体制を構築することで、国土強靱化と我が国のバランスのとれた発展に貢献する福岡県。

#### (2) 県民の希望が叶い、将来に期待が持てる「福岡県」

女性、高齢者、障がいのある人など、誰もがそれぞれの希望に応じて活躍でき、子どもが夢と希望を持って成長できる福岡県。全ての県民が、昨日よりも今日、今日よりも明日は良くなると将来に希望が持てる福岡県。

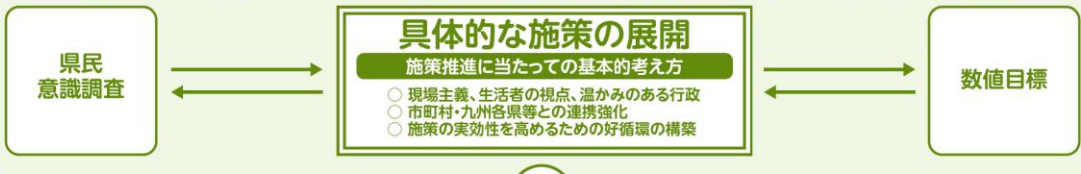
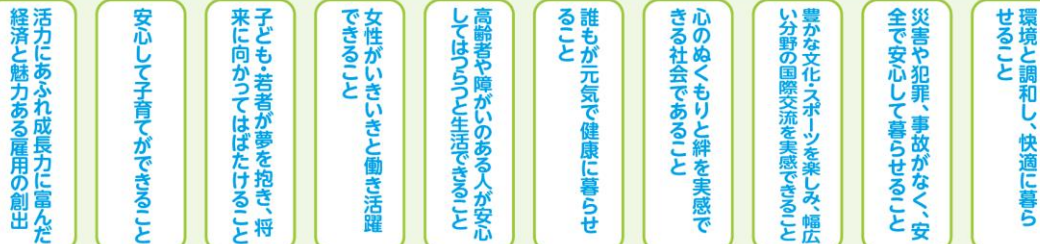
#### (3) 誰もが住み慣れたところで長く元気に暮らせる「福岡県」

地方創生の基本である、誰もが住み慣れたところで働き、安心して子どもを産み育て、長く元気に暮らしている福岡県。県民一人ひとりが「この県に生まれて良かった、生活して良かった」と思える福岡県。



### 福岡県の姿を実現するための施策

#### 10の柱



### 地方創生の推進

#### 重点戦略

#### しごとを創る

- 《主な取組み》
- ・基幹産業である自動車産業の振興
  - ・バイオ・メディカル、ロボット・システム、水素エネルギー等の成長産業・次世代産業の振興・育成
  - ・地域資源を活用した観光産業の振興
  - ・地域の特色に応じた農林水産業の振興
  - ・ものづくりからサービス業までの多彩な中小企業の振興

#### ひとを創る

- 《主な取組み》
- ・結婚・出産・子育て支援
  - ・国際的な視野を持ち、地域で活躍する人材の育成
  - ・子どもの学力・体力の向上
  - ・子どもの貧困対策の強化

#### 地域を創る

- 《主な取組み》
- ・女性や高齢者、障がいのある人等の活躍支援
  - ・医療・介護・生活支援に関するサービスの一体的な提供
  - ・市町村・地域住民と一体になった地域振興
  - ・スポーツ・文化の振興による地域活性化
  - ・移住定住の促進
  - ・防災・減災対策の強化
  - ・飲酒運転や性犯罪等の防犯対策の強化



## 「県民幸福度日本一」の福岡県の実現

## ● 福岡県総合計画とSDGsの関係

SDGsは、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、貧困や飢餓の根絶、人種、国、性別等による不平等の解消、環境保全など、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもので、2030年を期限とする包括的な17の目標とその下に細分化された169のターゲットで構成されています。

国は、平成28年12月にSDGsの実現に向けて先駆的な役割を果たすため、「SDGs実施指針」（令和元年12月改定）を決定し、特に注力すべき8つの優先課題を掲げました。その主なものは、「成長市場の創出」、「あらゆる人々が活躍する社会の実現」、「健康・長寿の達成」、「循環型社会の構築」などであり、本県の総合計画の考え方と重なっているところが多数あります。

本県では、総合計画の推進を通じてSDGsの実現に貢献しています。

### SDGsの17の目標

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS







---

---

### Ⅲ 県政の現況と施策

|    |   |     |
|----|---|-----|
| 1  | 活力にあふれ成長力に富んだ<br>経済と魅力ある雇用の創出             | 30  |
| 2  | 安心して子育てができること                             | 83  |
| 3  | 子ども・若者が夢を抱き、<br>将来に向かってはばたけること            | 88  |
| 4  | 女性がいきいきと働き<br>活躍できること                     | 99  |
| 5  | 高齢者や障がいのある人が安心して<br>はつらつと生活できること          | 104 |
| 6  | 誰もが元気で健康に暮らせること                           | 115 |
| 7  | 心のぬくもりと絆を<br>実感できる社会であること                 | 128 |
| 8  | 豊かな文化・スポーツを楽しみ、<br>幅広い分野の国際交流を<br>実感できること | 131 |
| 9  | 災害や犯罪、事故がなく、<br>安全で安心して暮らせること             | 144 |
| 10 | 環境と調和し、<br>快適に暮らせること                      | 162 |
|    | 計画推進の基盤づくり                                | 185 |

---

---



# 1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出

## 1 発展力のある中小企業をつくる



### ● 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援

#### ○ 事業者に対する支援

県では、新型コロナウイルスの影響を受ける事業者に対する支援について、資金繰り支援、事業継続支援、販路開拓支援の三つの柱で取り組んでいます。

資金繰りの支援では、県制度融資に3年間実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症対応資金」を創設するとともに、「緊急経済対策資金」における保証料を県が全額負担して事業者の保証料負担をゼロにするなどの支援を行っています。

事業継続の支援では、売上げの急減に直面する事業者を国の「持続化給付金」と相まって幅広く支援するため、「福岡県持続化緊急支援金」を創設し、速やかな支給に取り組むとともに、国の「家賃支援給付金」の給付を受けた事業者に対し、県独自の「福岡県家賃軽減支援金」を上乗せして給付しています。

さらに、テレワークの導入への支援、新たな製品開発等に取り組む中小企業への補助率のかさ上げを行うとともに、「新しい生活様式」の定着を図るため、経営革新に取り組む中小企業が実施する感染症防止対策への支援などを行っています。

販路開拓の支援では、飲食店が行うデリバリーやテイクアウトなど経営革新の取組みへの支援や通販サイトを活用した県産品販売キャンペーン（「福岡県ウェブ物産展」）の実施などを行っています。

#### ○ 「新しい生活様式」を踏まえた地域経済活動の活性化

県内に観光客を呼び戻すため、国の大型キャンペーンに先行して、県民と九州在住者に県内での宿泊や周遊を促す「福岡の魅力再発見」キャンペーンの実施や宿泊事業者が行う感染防止の取組みに対する支援を行っています。

地域における個人消費を喚起し、商店街をはじめ地域経済の活性化を図るため、商工会議所・商工会等が行うプレミアム付き地域商品券の発行規模を拡大しています。

### ● 福岡県中小企業振興条例と福岡県中小企業振興基本計画に基づく支援

経済のグローバル化や情報化の進展等による企業間競争の激化、人口減少や高齢化の進展等による市場規模の縮小など、本県経済を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、地域経済の活性化を図っていくためには、県内企業の99.8%を占め、雇用の約8割を担っている中小企業の多様で活力ある成長発展が不可欠です。

このため、本県では、「福岡県中小企業振興条例」に基づき、平成31年3月、中小企業が直面する諸課題や取り巻く環境の変化とこれまでの取組成果を踏まえ、「第2次福岡県中小企業振興基本計画」を策定しました。

この条例と基本計画に基づき、中小企業支援団体、金融機関、市町村などの関係機関との緊密

な連携のもと、県内4地域における地域中小企業支援協議会を中心に、企業の創業段階から、経営基盤の強化、新たな事業展開といった成長段階に応じた、中小企業1社1社に対するきめ細かい支援に取り組んでいます。

## (1) 創業の促進

### ● 地域における創業の促進

県経済の活性化を図るためには、新たな需要を掘り起こす活力ある企業が数多く生まれることが重要です。本県では、市町村、商工会議所、商工会、金融機関等の地域中小企業支援協議会の構成機関と連携し、創業希望者を掘り起こし、農林水産物や観光資源などの地域資源を活用した創業を支援しています。

また、今後ますます活躍が期待される女性の創業意欲を高めるため、県内4地域で女性向け創業相談会の開催に取り組んでいます。

### ● ベンチャー企業の創出・育成

本県では、中小・ベンチャー企業がビジネスプランを発表する「フクオカベンチャーマーケット」(FVM)をWEB配信で実施しています。FVMは、バイオ、IoT等の先端技術やモノづくりなどの産業分野に特化した回を含め毎月開催し、中小・ベンチャー企業とビジネスパートナーのマッチングの場を提供しています。FVMでのビジネスプラン発表を目指す企業等に対し、ビジネスプランのブラッシュアップやプレゼンテーションセミナー・練習会の開催、FVMでの発表後の商談フォローなどを通じて総合的に支援しています。

更に、九州・山口各県の一押しのベンチャー企業と、九州内外のビジネスパートナーが集うビジネスマッチングイベント「九州・山口ベンチャーマーケット」を開催し、ベンチャー企業の資金調達や販路開拓を支援しています。

## (2) 経営基盤強化の促進

### ● 経営基盤の強化

本県では、中小企業振興の地域拠点として県内4か所(福岡、久留米、北九州、飯塚)に中小企業振興事務所を配置するとともに、(公財)福岡県中小企業振興センター、商工会議所・商工会、福岡県中小企業団体中央会を通じ、中小企業に対する経営、金融などの各種相談をはじめ、様々な支援を行っています。

### ○ 地域中小企業支援協議会

地域における雇用の創出と地域経済の活性化を図るためには、地域に根差した中小企業の振興が不可欠です。そのため、中小企業振興事務所を中心として市町村、商工会議所・商工会、金融機関、専門家団体などで構成する「地域中小企業支援協議会」を県内4地域(北九州・福岡・筑後・筑豊)に設立し、創業、事業計画の策定、経営基盤の強化、販路の開拓、新事業分野への進出など、中小企業の成長段階に応じたきめ細かな支援を行っています。また、各地域における支援の成功事例を創り出し、県下全域に拡大させるため、各協議会の構成機関が推薦する意欲的な中小企業を重点支援企業として位置づけ、地域の力をあげて集中的に支援しています。

○ (公財) 福岡県中小企業振興センター

窓口相談や登録専門家の派遣により、中小企業の経営課題に個別に対応するとともに、インターネット等を活用した販路開拓支援、専門のアドバイザーによる自動車産業への参入支援などを行っています。

○ 商工会議所・商工会

経営指導員等による巡回指導・窓口相談等、小規模事業者の経営改善・強化に向けた商工会議所、商工会等の活動を支援しています。

【県内の商工会議所・商工会】

商工会議所：19 団体、商工会：52 団体、商工会連合会：1 団体

○ 福岡県中小企業団体中央会

従来からの協同組合等への指導に加え、個々の企業では不足する経営資源を補うための企業間連携や農商工連携等による地域特産品づくりを支援しています。

県内の企業数

| 中小企業    |        |         |        | 大企業 |        | 合計      |        |
|---------|--------|---------|--------|-----|--------|---------|--------|
|         |        | うち小規模企業 |        |     |        |         |        |
| 企業数     | 構成比(%) | 企業数     | 構成比(%) | 企業数 | 構成比(%) | 企業数     | 構成比(%) |
| 135,052 | 99.8   | 112,884 | 83.4   | 337 | 0.2    | 135,389 | 100.0  |

資料：中小企業白書2020版(中小企業庁) (2016年6月時点)

県内の従業者数

| 中小企業           |        |                |        | 大企業            |        | 合計             |        |
|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|
|                |        | うち小規模企業        |        |                |        |                |        |
| 会社及び個人従業者総数(人) | 構成比(%) | 会社及び個人従業者総数(人) | 構成比(%) | 会社及び個人従業者総数(人) | 構成比(%) | 会社及び個人従業者総数(人) | 構成比(%) |
| 1,272,986      | 77.7   | 391,652        | 23.9   | 364,999        | 22.3   | 1,637,985      | 100.0  |

資料：中小企業白書2020版(中小企業庁) (2016年6月時点)

● 金融と経営の一体的支援

福岡県信用保証協会を事務局とする「中小企業経営改善・金融サポート会議」(以下、サポート会議)による経営改善計画策定等支援をはじめ、関係機関の緊密な連携により中小企業に対する金融と経営の一体的支援策について具体的に協議を行い、効果的な支援を行っています。

○ 県制度融資による資金繰り支援

県内中小企業の資金繰りの円滑化を図るため、県の資金を金融機関に預託し、低利融資を促進することで中小企業経営を支援しています。令和2年度からは、事業承継時の経営者による個人保証を不要とし、保証料を大幅に軽減する国の「事業承継特別保証制度」の対象となる中小企業者を「緊急経済対策資金(事業承継支援型)」の融資対象に追加するなど、中小企業の更なる資金繰りの円滑化を支援しています。

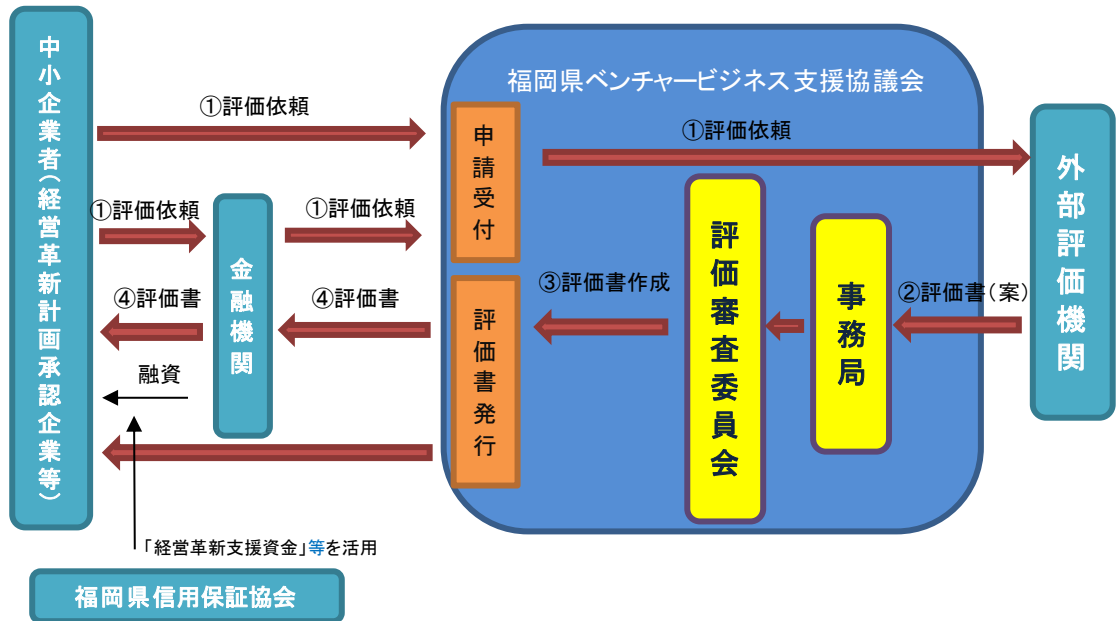
○ 福岡県中小企業技術・経営力評価事業

経営革新計画の承認を受けた中小企業が、計画を確実に実行できるよう、資金調達及び課題解決の支援を行っています。

具体的には、当該企業の技術力・経営力等を外部評価機関が客観的に評価し、円滑な資金調

達と経営改善につなげています。また、評価を受けた中小企業に対し、県制度融資の「経営革新支援資金」等による低利の資金供給を行っています。

### 「福岡県中小企業技術・経営力評価制度」



#### ○ 専門家派遣事業（経営改善計画策定等支援）

サポート会議では、専門家派遣事業（中小企業振興センター）を通じ、中小企業診断士や税理士等の専門家を活用して、中小企業の経営改善計画の策定とその着実な実行を支援しています。

また、計画を実行するために必要な資金については、県制度融資の「緊急経済対策資金（経営改善支援型）」により支援を行っています。

#### ● ものづくり生産性向上中核人材の育成・確保

製造現場の生産性向上に資する中核人材を育成するために、3次元設計、CAEのデジタル技術活用講座や、金型、めっき、プラスチックの製造基盤技術講座を開催しています。

また、理工系大学・高等専門学校において、県内ものづくり中小企業の魅力を伝えるパネルの展示を行うとともに、高等学校に対して、地元ものづくり中小企業へのインターンシップの実施を促進し、現場体験によるものづくりへの関心を深める等、若者の地元定着を図っています。

#### ● 福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点

県内の中堅・中小企業が、新たに事業を展開する際に必要となる、技術開発、販路開拓、海外展開などに精通したプロフェッショナル人材の確保を支援する拠点を設置し、運営しています。本拠点では、人材戦略マネージャーが新たな事業展開に意欲のある企業の人材ニーズを的確に捉え、民間人材ビジネス事業者へとつなぎます。副業・兼業での人材マッチングを促進するため、専任のスタッフを配置するとともに、県外のプロフェッショナル人材が副業・兼業の形態で県内企業に勤務する際の旅費に対する補助金制度を創設しています。

● 中小企業の生産性向上支援

県内の中小企業が直面する人手不足等の経営課題を解決するため、福岡県中小企業生産性向上支援センターを令和元年9月に設置し、中小企業診断士等が企業診断を行った後、生産性アドバイザーが企業の改善段階に応じた支援を行います。

また、支援を受けている県内中小企業を対象に生産性向上に資する設備の導入費用について、その一部を補助します。

● 販路開拓支援

商談会や展示会の開催、大規模展示会への出展支援等により、中小企業の販路開拓を支援しています。また、中小企業の販路開拓支援を行う常設店舗「DOCORE ふくおか商工会ショップ」の運営に対して助成を行い、県内の地域特産品や隠れた逸品の販路開拓及びテストマーケティングの場を提供していきます。

● 事業承継促進

中小企業の経営者は高齢化が進んでおり、事業承継が極めて重要な課題となっています。県内中小企業の事業承継を促進するため、商工会議所、商工会、金融機関、専門家団体、行政など約170の関係機関が参画する「福岡県事業承継支援ネットワーク」を設立し、関係機関一体となって、経営者の気付きから事業承継の実現までを一貫して支援しています。

(3) 新たな事業展開の促進

● ものづくり基盤の強化

「福岡県ものづくり中小企業推進会議」を中核として、成長に向けて自主的な取組みを行う「やる気を持った中小企業」に対し、行政や支援機関、業界団体等が一体となって支援を行うことで、本県ものづくり産業のリーディング企業を創出します。

● 県内4地域の研究開発支援拠点

北九州、福岡、久留米、飯塚の4か所に地域企業の研究開発支援拠点を設置しています。

北九州では、(株)北九州テクノセンターが(公財)北九州産業学術推進機構と連携して、情報関連産業等の研究開発拠点としての役割を果たしています。

福岡では、(株)福岡ソフトリサーチパークが情報関連産業の研究開発拠点としての役割を担っています。

久留米では、(株)久留米リサーチ・パークがバイオテクノロジー等の研究開発の拠点としての役割を担っています。

飯塚では、飯塚研究開発センターが(公財)飯塚研究開発機構による運営のもと、自動車関連産業や医工学連携等の分野で地域の産学官による共同研究の拠点となっています。

● (公財)福岡県産業・科学技術振興財団

新技術・新産業の創出を目指す中核機関である(公財)福岡県産業・科学技術振興財団が基礎研究から応用研究、実用化研究までの研究活動を一貫して支援するとともに、マッチングコーディネーターの活用により、企業のニーズと大学等のシーズをマッチングさせ、企業の新技術・新

製品開発を支援しています。

● 工業技術センター

工業技術センターは、「県内中小企業の発展を支援する実践的研究開発機関」として、県内中小企業や産業が抱える課題やニーズに関する技術を提供し、その発展を支援します。

同センターは、化学繊維研究所、生物食品研究所、インテリア研究所、機械電子研究所の4つの研究所を有しており、これらの研究所において、「研究開発」、「人材育成」、「技術相談」、「情報収集・提供」、「技術交流」、「試験分析」、「コーディネート」を実施し、県内の技術支援中核機関としての役割を果たしています。

● 知的財産支援センター

県内中小企業の新技術・新製品開発による新たな事業展開を知的財産の創造・保護・活用の側面から支援することを目的として、県内3か所（福岡、北九州、久留米）に知的財産支援センターを設置し、知的財産に関する普及・啓発、窓口相談、知的財産実務者育成、開放特許活用、外国出願支援を実施しています。

● ものづくり中小企業の新製品開発支援

ものづくり中小企業が経営革新計画に基づき実施する新製品開発に要する経費の一部を補助し、併せて工業技術センターによる技術支援を行うことにより、計画に則り新製品を着実に事業化できるよう支援しています。

● 大川家具のブランド力強化

本県における家具産業は、事業所数、製造品出荷額ともに全国上位にあり、全国有数の集積地域ですが、住居様式、生活スタイル、購買パターンの変化や、アジア各国製品との価格競争の激化により、事業所数、製造品出荷額等は10年前に比べていずれも減少しています。

このような中、県内家具製造業者が国内外の厳しい競争を勝ち抜いていくためには、付加価値の高い家具（例えば、木材曲げ加工技術を用いた脚物家具）の生産技術を強化するとともに、住居をトータルコーディネートできる総合的な企画により家具を開発することが効果的です。

そこで本県では、工業技術センターインテリア研究所内に「家具試作支援ラボ」、「家具評価支援ラボ」を設置し、家具の企画から試作、評価までを行う体制を整え、家具製造事業者の新たな家具開発を技術的な側面から一貫して支援し、大川家具のブランド力強化を促進しています。

● 新分野に挑戦する経営革新の推進

本県では、事業者が新しい事業活動を行うことにより、その経営力の向上を図ることを目的とした経営革新を推進しています。経営革新計画策定指導員が計画の策定・実行を商工会議所・商工会の経営指導員と一緒にきめ細かく支援しています。

● 産業デザインの振興

本県では、全国5位のデザイナーの集積を活かし、平成9年に設立された「福岡県産業デザイン協議会」を中心として産業デザインの振興に取り組んでいます。デザイン開発ワークショップ



やマッチング事業等を実施するとともに、デザインアワード受賞企業の商談力の向上及び販路拡大のため、商談力強化セミナーやワークショップ等を開催し、商談会や販売会への出展支援を通じ、中小企業によるデザインを活用した商品開発を一貫して支援しています。

#### ● 農商工連携の強化

農林漁業者と商工業者が産業分野を超えてノウハウ・技術を持ち寄り、新たな地域特産品等を開発・販売する農商工連携は、農林漁業者の所得向上だけでなく、地域経済の活性化や雇用機会の創出につながる重要な取組みです。

そのため、農林漁業者と食品加工・流通業者等との交流会や販路開拓のための商談会等を開催するとともに、中小企業振興センター内の「ふくおか6次産業化・農商工連携サポートセンター」に農商工連携アドバイザーを配置して、新商品・新サービスの開発や販路開拓等の取組みを積極的に支援しています。

#### ● 地域産業資源を活用した事業化支援

本県には、魅力ある農林水産物、伝統や文化に根ざした優れた工芸品の生産技術、観光資源などが豊富に存在します。こうした地域産業資源を活用したビジネスは地域活性化に大きな役割を果たすため、中小企業団体中央会を通じて新商品・新サービスの事業化に向けた計画策定の支援を行っています。

#### ● 福岡アジアビジネスセンター（福岡 ABC）

県内の企業が今後も成長し発展していくためには、アジア市場の拡大をチャンスと捉え、グローバルにビジネスを展開していくことが重要です。そこで、本県では平成24年に「福岡アジアビジネスセンター」を設置し、アドバイザーによる個別コンサルティングや情報提供、セミナーの開催、相談会などを通じて、県内中小企業の海外展開を積極的に支援しています。

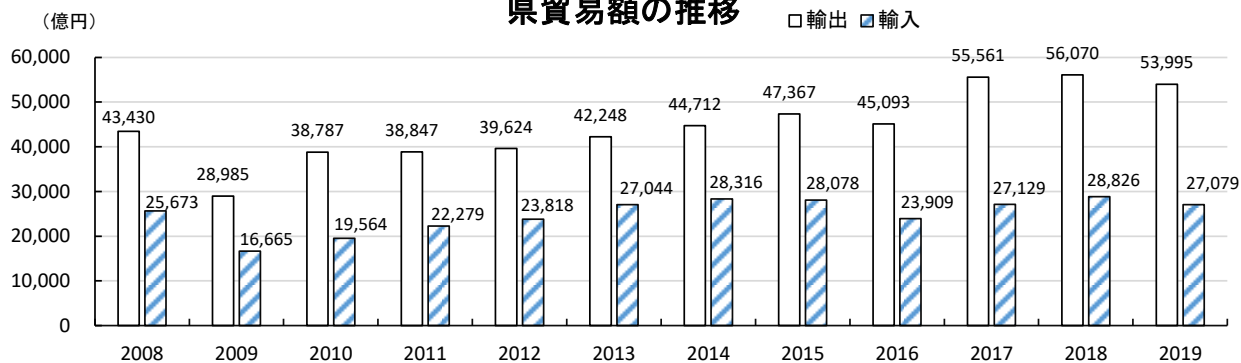
#### ● アジアビジネス展開支援資金

県内中小企業のアジアにおけるビジネス展開のため、県制度融資「アジアビジネス展開支援資金」を平成22年に創設し、アジア向け新製品の開発・製造や現地販売拠点の開設にかかる資金などについて支援しています。

#### ● アジアビジネス訪問団派遣事業

国内市場の拡大が見込めない中、県内中小企業の生き残りとなる飛躍のためには海外市場の活力を取り込むことが重要です。新型コロナウイルスの影響により、今年度は県内中小企業と成長著しいアジア地域の現地企業との商談会をオンラインで開催し、県内中小企業の海外ビジネス展開を支援します。

## 県貿易額の推移



財務省「令和元年貿易統計」をもとに編纂

### 県内港輸出品目(上位20品目)

| 2019年 |                 |               |        |
|-------|-----------------|---------------|--------|
| 順位    | 品目              | 輸出額           | 構成比    |
| 1     | 自動車             | 1,650,575,963 | 30.6%  |
| 2     | 半導体等電子部品        | 923,880,901   | 17.1%  |
| 3     | ゴム製品            | 273,709,663   | 5.1%   |
| 4     | 半導体等製造装置        | 265,528,472   | 4.9%   |
| 5     | 鉄鋼              | 250,236,737   | 4.6%   |
| 6     | その他の化学製品        | 208,881,096   | 3.9%   |
| 7     | プラスチック          | 130,000,641   | 2.4%   |
| 8     | 有機化合物           | 120,427,195   | 2.2%   |
| 9     | 原動機             | 109,413,780   | 2.0%   |
| 10    | 再輸出品            | 86,964,010    | 1.6%   |
| 11    | 船舶              | 71,700,421    | 1.3%   |
| 12    | 科学光学機器          | 64,827,844    | 1.2%   |
| 13    | 金(マネタリーゴールドを除く) | 60,324,628    | 1.1%   |
| 14    | 二輪自動車・原動機付自転車   | 58,173,021    | 1.1%   |
| 15    | 事務用機器           | 57,896,133    | 1.1%   |
| 16    | 非鉄金属            | 57,031,908    | 1.1%   |
| 17    | 建設用・鉱山用機械       | 56,214,361    | 1.0%   |
| 18    | 電気回路等の機器        | 50,550,018    | 0.9%   |
| 19    | ポンプ及び遠心分離機      | 48,347,770    | 0.9%   |
| 20    | 自動車の部分品         | 44,624,967    | 0.8%   |
| 総計    |                 | 5,399,488,769 | 100.0% |

※財務省「令和元年貿易統計」をもとに編纂

### 県内港輸入品目(上位20品目)

| 2019年 |              |               |        |
|-------|--------------|---------------|--------|
| 順位    | 品目           | 輸入額           | 構成比    |
| 1     | 半導体等電子部品     | 257,458,852   | 9.5%   |
| 2     | 自動車の部分品      | 151,407,707   | 5.6%   |
| 3     | 魚介類及び同調製品    | 111,831,901   | 4.1%   |
| 4     | 石炭           | 107,597,153   | 4.0%   |
| 5     | 家具           | 105,349,894   | 3.9%   |
| 6     | 絶縁電線及び絶縁ケーブル | 102,562,653   | 3.8%   |
| 7     | 鉄鋼           | 83,461,831    | 3.1%   |
| 8     | 有機化合物        | 80,257,667    | 3.0%   |
| 9     | 非鉄金属         | 77,969,934    | 2.9%   |
| 10    | 無機化合物        | 76,526,896    | 2.8%   |
| 11    | 金属製品         | 69,895,017    | 2.6%   |
| 12    | 天然ガス及び製造ガス   | 68,388,056    | 2.5%   |
| 13    | 果実及び野菜       | 65,190,327    | 2.4%   |
| 14    | 衣類及び同付属品     | 63,481,465    | 2.3%   |
| 15    | 金属鉱及びくず      | 60,959,228    | 2.3%   |
| 16    | 再輸入品         | 57,563,456    | 2.1%   |
| 17    | 音響・映像機器(含部品) | 56,594,793    | 2.1%   |
| 18    | プラスチック       | 52,644,403    | 1.9%   |
| 19    | 肉類及び同調製品     | 44,079,488    | 1.6%   |
| 20    | 電気回路等の機器     | 42,240,436    | 1.6%   |
| 総計    |              | 2,707,905,057 | 100.0% |

### 主な貿易相手国・地域

#### 輸出(2019年)

| 順位 | 国(地域)名  | 金額<br>(百万円) | 構成比<br>(%) | 主要品目                   |
|----|---------|-------------|------------|------------------------|
| 1  | 中華人民共和国 | 1,311,757   | 24.3       | 自動車、半導体等製造装置、半導体等電子部品  |
| 2  | アメリカ合衆国 | 830,340     | 15.4       | 自動車、ゴム製品、原動機           |
| 3  | 大韓民国    | 622,955     | 11.5       | 半導体等電子部品、半導体等製造装置、自動車  |
| 4  | 香港      | 513,310     | 9.5        | 半導体等電子部品、電気回路等の機器、再輸出品 |
| 5  | 台湾      | 295,065     | 5.5        | 自動車、その他の化学製品、半導体等製造装置  |
|    | その他     | 1,826,061   | 33.8       |                        |
| 合  | 計       | 5,399,489   | 100.0      |                        |

※財務省「令和元年貿易統計」をもとに編纂

#### 輸入(2019年)

| 順位 | 国(地域)名  | 金額<br>(百万円) | 構成比<br>(%) | 主要品目                     |
|----|---------|-------------|------------|--------------------------|
| 1  | 中華人民共和国 | 873,751     | 32.3       | 半導体等電子部品、家具、自動車の部分品      |
| 2  | 台湾      | 266,666     | 9.8        | 半導体等電子部品、再輸入品、科学光学機器     |
| 3  | 大韓民国    | 210,255     | 7.8        | 鉄鋼、自動車の部分品、有機化合物         |
| 4  | アメリカ合衆国 | 159,301     | 5.9        | 穀物及び同調整品、魚介類及び同調整品、無機化合物 |
| 5  | タイ      | 156,250     | 5.8        | 自動車の部分品、天然ゴム、肉類及び同調整品    |
|    | その他     | 1,041,683   | 38.5       |                          |
| 合  | 計       | 2,707,905   | 100.0      |                          |

※財務省「令和元年貿易統計」をもとに編纂

#### (4) 小規模事業者の事業の持続的発展

##### ● 生産性向上の促進

商工会議所・商工会の経営指導員による巡回指導や窓口相談を通じて、収益力を向上し持続的な経営を行うためのノウハウ習得を支援するなど、小規模企業の生産性向上を促進しています。

さらに、域内消費に依存している小規模企業が限られた経営資源で効率的に販路を拡大するため、ICTを活用した域外への販路開拓を促進しています。

工業技術センター機械電子研究所では、CAE（コンピュータを活用したシミュレーション解析システム）支援ラボを開設し、ものづくり中小企業のCAEを活用した新製品開発を支援しています。CAEを活用することにより試作回数を最小限に抑えることができるため、開発にかかる大幅なコスト削減と期間短縮が図られます。

##### ● 魅力ある商店街の形成

大型店の進出や消費者ニーズの多様化などを背景に、県内商店街は、来街者の減少や売上不振など厳しい状況にあります。しかし、少子高齢化が進む中、住民の身近な買い物の場であるとともに、地域コミュニティの重要な担い手です。

このため、本県では、安全・安心で快適な買い物環境づくりのための施設整備や、賑わい創出のためのイベント、宅配サービス等の買い物支援、空き店舗の活用、魅力ある店舗の誘致、繁盛店を創出するための専門家派遣、まちゼミの開催、観光振興施策と連動した取組みなど、商店街が消費者や地域住民のニーズに応じて行う創意工夫ある取組みを支援し、魅力ある商店街づくりを進めています。

##### ● 地域商品券による地域経済活性化支援

新型コロナウイルス感染症等の影響により落ち込んだ個人消費を一層喚起し、商店街をはじめ地域経済の活性化を図るため、市町村と連携して、商工会議所、商工会及び商店街に対するプレミアム付き地域商品券の発行を支援しています。

## 2 アジアの産業拠点をつくる



##### ● 本県製造業の特徴

本県製造業の付加価値額は、輸送用機械器具製造業（4,322億円）、食料品製造業（3,586億円）、鉄鋼業（2,383億円）の順に大きくなっています。また、従業者数は、食料品製造業（4万3千人）、輸送用機械器具製造業（3万1千人）、金属製品製造業（2万1千人）の順に多く、それぞれ合計すると全体の約4割を占めています。

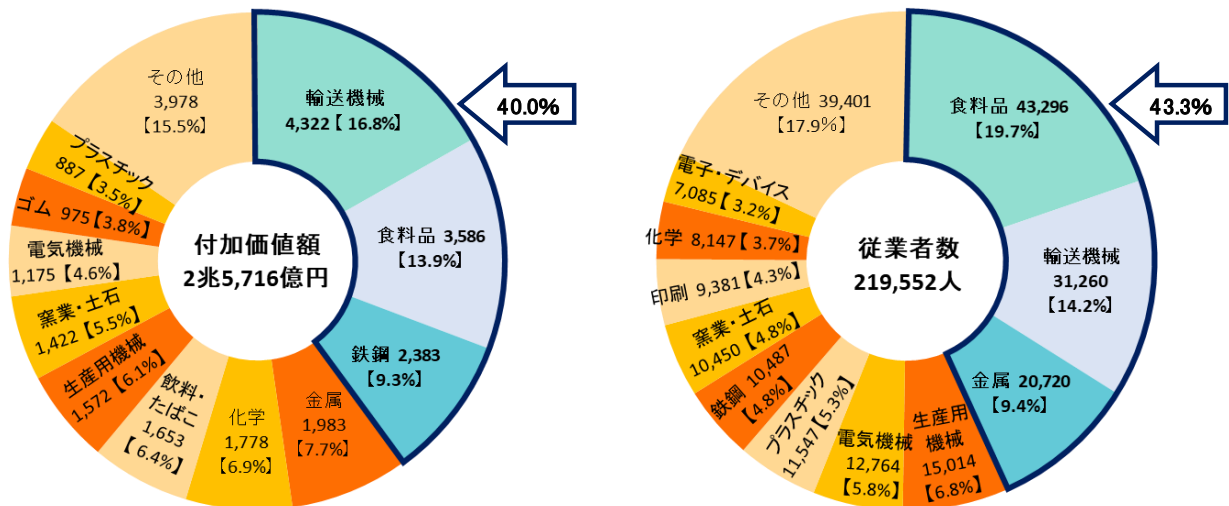
本県は3つの自動車メーカーの工場が立地していることから、輸送用機械器具製造業の出荷額は全国第6位となっています。

また、食料品製造業は、豊富で良質な農水産物が調達出来ることや、大消費地に近く物流環境に恵まれていることなどから集積が進み、出荷額は全国第10位です。

近年、新興国の経済成長等による世界的な競争の激化を背景に、経済のグローバル化が急速に進展しています。このような中、本県経済が引き続き成長・発展していくためには、県内の大学

や企業がもつ技術・人材の蓄積などのポテンシャルを基礎に、産学官が一体となって、将来の雇用と所得を生み出す成長産業の育成・集積に取り組んでいくことが重要です。

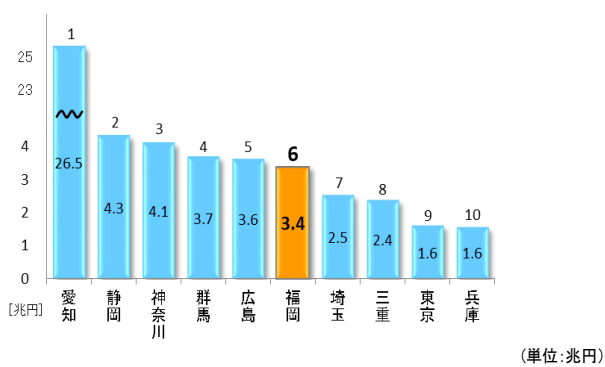
このため本県は、自動車、バイオ・メディカル、ロボット・システム、水素エネルギー、有機光エレクトロニクス等の分野において、新しい技術や製品を次々と生み出し、新たな企業を呼び込む先端成長産業拠点づくりを進めています。



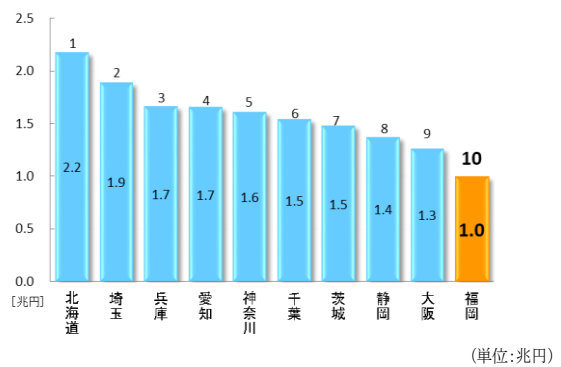
注：数字の単位未満は四捨五入を原則としているため、合計の数値と内容を集計した数値が一致しない場合がある。  
出所：福岡県「H30年福岡県の工業」より作成

### 輸送用機械器具製造業及び食品製造業の出荷額

(輸送用機械器具製造業)



(食品製造業)



出所：経済産業省「平成30年工業統計調査」より作成

工業出荷額の業種別構成

(単位：億円)

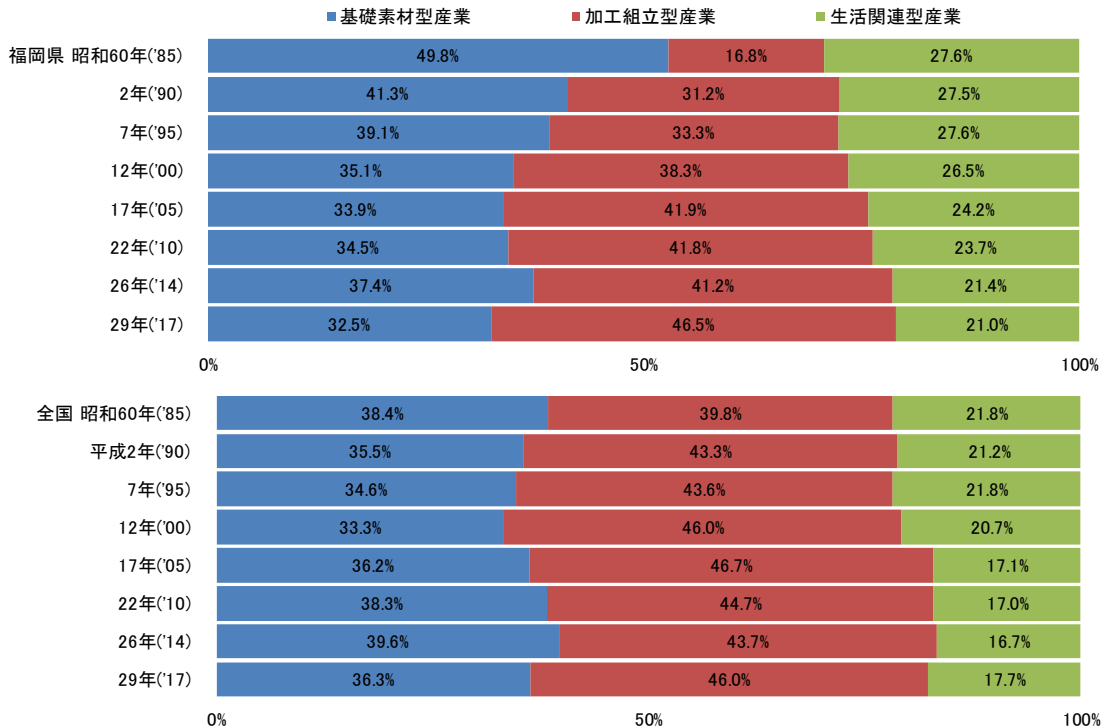
| 区分        | 平成2年(1990) |       | 7年(1995) |       | 12年(2000) |       | 17年(2005) |       | 22年(2010) |       | 26年(2014) |       | 29年(2017) |       |
|-----------|------------|-------|----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
|           | 出荷額        | 構成比   | 出荷額      | 構成比   | 出荷額       | 構成比   | 出荷額       | 構成比   | 出荷額       | 構成比   | 出荷額       | 構成比   | 出荷額       | 構成比   |
| 総額        | 77,107     | 100.0 | 78,162   | 100.0 | 73,679    | 100.0 | 77,515    | 100.0 | 82,076    | 100.0 | 84,336    | 100.0 | 92,503    | 100.0 |
| 食料品       | 7,256      | 9.4   | 8,347    | 10.7  | 7,999     | 10.9  | 7,851     | 10.1  | 8,677     | 10.6  | 9,042     | 10.7  | 9,920     | 10.7  |
| 飲料・たばこ    | 5,070      | 6.6   | 5,119    | 6.5   | 4,389     | 6.0   | 6,043     | 7.8   | 6,562     | 8.0   | 4,922     | 5.8   | 5,854     | 6.3   |
| 繊維        | 377        | 0.5   | 328      | 0.4   | 213       | 0.3   | 244       | 0.3   | 444       | 0.5   | 468       | 0.6   | 496       | 0.5   |
| 衣服        | 1,121      | 1.5   | 918      | 1.2   | 658       | 0.9   | 407       | 0.5   | -         | -     | -         | -     | -         | -     |
| 木材        | 1,584      | 2.1   | 1,496    | 1.9   | 1,097     | 1.5   | 646       | 0.8   | 519       | 0.6   | 654       | 0.8   | 524       | 0.6   |
| 家具        | 2,759      | 3.6   | 2,180    | 2.8   | 1,508     | 2.0   | 1,087     | 1.4   | 798       | 1.0   | 825       | 1.0   | 763       | 0.8   |
| パルプ・紙     | 1,026      | 1.3   | 1,010    | 1.3   | 923       | 1.3   | 747       | 1.0   | 834       | 1.0   | 801       | 0.9   | 900       | 1.0   |
| 印刷        | 3,838      | 5.0   | 3,950    | 5.1   | 4,172     | 5.7   | 2,536     | 3.3   | 2,163     | 2.6   | 2,094     | 2.5   | 1,856     | 2.0   |
| 化学        | 6,373      | 8.3   | 5,635    | 7.2   | 4,558     | 6.2   | 4,440     | 5.7   | 4,452     | 5.4   | 5,307     | 6.3   | 4,336     | 4.7   |
| 石油・石炭     | 615        | 0.8   | 423      | 0.5   | 368       | 0.5   | 423       | 0.5   | 816       | 1.0   | 815       | 1.0   | 882       | 1.0   |
| プラスチック    | 1,570      | 2.0   | 1,710    | 2.2   | 1,716     | 2.3   | 2,081     | 2.7   | 2,220     | 2.7   | 2,229     | 2.6   | 2,635     | 2.8   |
| ゴム        | 2,391      | 3.1   | 2,058    | 2.6   | 1,498     | 2.0   | 1,645     | 2.1   | 2,045     | 2.5   | 2,551     | 3.0   | 2,207     | 2.4   |
| なめし革      | 49         | 0.1   | 36       | 0.0   | 27        | 0.0   | 30        | 0.0   | 24        | 0.0   | 25        | 0.0   | 31        | 0.0   |
| 窯業・土石     | 4,102      | 5.3   | 4,920    | 6.3   | 3,868     | 5.3   | 3,432     | 4.4   | 3,548     | 4.3   | 4,109     | 4.9   | 3,659     | 4.0   |
| 鉄鋼        | 8,973      | 11.5  | 7,121    | 9.1   | 6,034     | 8.2   | 7,813     | 10.1  | 8,977     | 10.9  | 9,047     | 10.7  | 8,585     | 9.3   |
| 非鉄金属      | 891        | 1.2   | 804      | 1.0   | 1,040     | 1.4   | 820       | 1.1   | 918       | 1.1   | 1,188     | 1.4   | 1,223     | 1.3   |
| 金属製品      | 4,339      | 5.6   | 5,358    | 6.9   | 4,786     | 6.5   | 4,238     | 5.5   | 3,994     | 4.9   | 4,859     | 5.8   | 4,960     | 5.4   |
| 一般機械      | 6,949      | 9.0   | 5,058    | 6.5   | 5,383     | 7.3   | 5,408     | 7.0   | -         | -     | -         | -     | -         | -     |
| はん用機械     | -          | -     | -        | -     | -         | -     | -         | -     | 2,607     | 3.2   | 1,521     | 1.8   | 1,830     | 2.0   |
| 生産用機械     | -          | -     | -        | -     | -         | -     | -         | -     | 2,623     | 3.2   | 3,409     | 4.0   | 4,006     | 4.3   |
| 業務用機械     | -          | -     | -        | -     | -         | -     | -         | -     | 143       | 0.2   | 310       | 0.4   | 302       | 0.3   |
| 電子・デバイス   | -          | -     | -        | -     | -         | -     | 4,295     | 5.5   | 2,789     | 3.4   | 2,475     | 2.9   | 1,805     | 2.0   |
| 電気機械      | 7,429      | 9.6   | 9,147    | 11.7  | 9,733     | 13.2  | 2,733     | 3.5   | 2,553     | 3.1   | 2,754     | 3.3   | 2,911     | 3.1   |
| 情報通信機器    | -          | -     | -        | -     | -         | -     | 213       | 0.3   | 145       | 0.2   | 108       | 0.1   | 123       | 0.1   |
| 輸送用機械     | 9,529      | 12.3  | 11,699   | 15.0  | 12,972    | 17.6  | 19,661    | 25.4  | 23,481    | 28.6  | 24,185    | 28.7  | 32,084    | 34.7  |
| 精密機械      | 121        | 0.2   | 141      | 0.2   | 146       | 0.2   | 145       | 0.2   | -         | -     | -         | -     | -         | -     |
| その他       | 745        | 1.0   | 704      | 0.9   | 589       | 0.8   | 580       | 0.7   | 744       | 0.9   | 636       | 0.8   | 611       | 0.7   |
| 全国に占めるシェア | 2.4%       |       | 2.6%     |       | 2.5%      |       | 2.6%      |       | 2.8%      |       | 2.8%      |       | 3.1%      |       |
| 九州に占めるシェア | 41.1%      |       | 39.4%    |       | 36.1%     |       | 37.4%     |       | 37.5%     |       | 36.9%     |       | 39.9%     |       |
| 全国に占める順位  | 13位        |       | 12位      |       | 13位       |       | 13位       |       | 13位       |       | 11位       |       | 11位       |       |

資料：県調査統計課「福岡県の工業」。ただし全国については経済産業省「工業統計表」による。

注：1 従業者4人以上の事業所

2 平成14年から旧中分類「電気機械器具」を3分割し、「電気機械器具」「情報通信機械器具」「電子部品・デバイス」となった。

3 平成20年の産業分類改訂（一部移設）のため、平成22年以降は平成17年以前の数値と接続しない。



資料：県調査統計課「福岡県の工業」、全国については経済産業省「工業統計表（市町村編）」

注：従業者4人以上の事業所

基礎素材型産業：木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業

加工組立型産業：はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業

生活関連型産業：食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、家具・装備品製造業、印刷・同関連業、なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業

注：平成22年以降は産業分類改訂（一部移設）のため、平成17年以前の数値と接続しない。

(1) 基幹産業のさらなる振興

● 北部九州自動車産業アジア先進拠点化の推進

本県は、アジアをリードする自動車の一大生産拠点を目指して、「国際競争力の高い企業の集積」、「アジアをリードする自動車の開発・生産拠点の構築」、「新たな自動車社会を提案し、アジアに発信する拠点の形成」、「自動車先端人材集積・交流拠点の形成」の4つの目標からなる「北部九州自動車産業アジア先進拠点推進構想」を推進しています。

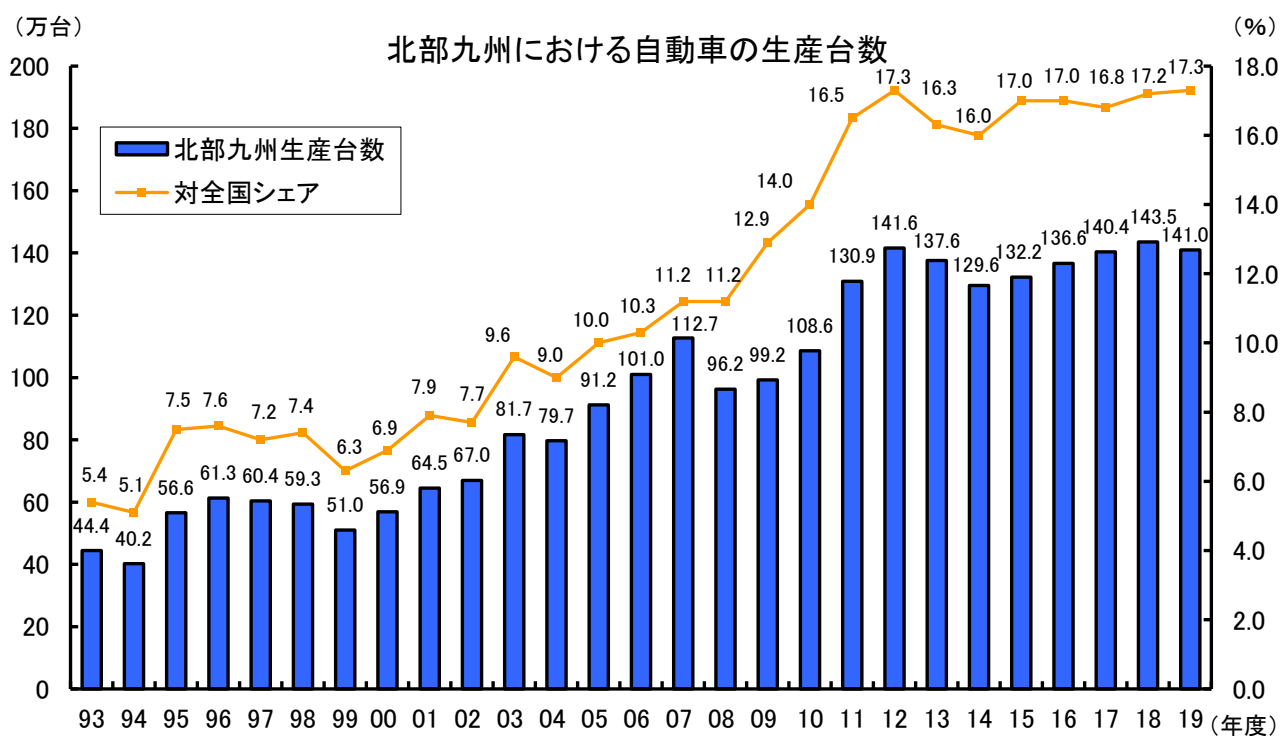
北部九州は、日産自動車九州㈱、トヨタ自動車九州㈱、ダイハツ九州㈱、日産車体九州㈱の4つの自動車メーカーが立地し、年間154万台の生産能力を持つ世界有数の自動車生産拠点となり、多くの関連企業が集積しています。

こうした中、ダイハツ工業㈱は「ダイハツグループ九州開発センター」を開設、トヨタ自動車九州㈱は「テクニカルセンター」を開設するなど、北部九州は、生産だけでなく、開発・設計から生産まで一貫して担える拠点として成長しており、アジアを中心に展開している自動車工場の「マザーファクトリー」としての機能も担う存在となっています。

また、本県では、産学官一体となって設立した「ふくおかFCVクラブ」を核に、FCVの普及と水素ステーションの整備を一体的に推進しています。

FCVについては、県公用車として3台導入しており、これを活用して、県内各地で展示や試乗会を行う「ふくおかFCVキャラバン」と、それを九州各県に広げた「九州FCVキャラバン」を実施し、普及を促進しています。

水素ステーションについては、候補地の紹介から地権者との交渉まで一貫したサポートを行い、民間事業者の整備を促進しています。



資料：県自動車産業振興室

## (2) 県経済を担う成長産業の振興

### ● バイオ・メディカル産業の振興

バイオ分野では、県南久留米地域を中心に、バイオテクノロジーを核とした新産業・バイオベンチャーの創出により、関連企業・研究機関の集積を促進し、バイオ産業の振興を図っています。

産学官による「福岡県バイオ産業拠点推進会議」を中核組織として、中小企業やベンチャー企業の研究開発を支援する「新製品・新技術創出研究開発支援事業」、バイオ分析・評価機器を整備したオープンラボ「福岡バイオインキュベーションセンター」や「福岡バイオファクトリー」を中心としたバイオ企業の育成と誘致などに取り組んでいます。

また、メディカル分野では、機器の開発を行う企業やユーザーとなる病院・福祉施設や大学、行政・産業支援機関等が参加する「ふくおか医療福祉関連機器開発・実証ネットワーク」を設立し、このネットワークのもと、関係者のマッチングを図るとともに、商工部と保健医療介護部が連携して法規制への対応支援を行うこと等により、本県発の医療福祉機器開発を推進しています。

### ● 食品製造業の試作開発支援

本県における食品製造業は、輸送用機械に次ぎ製造業の付加価値額が高く、県内の雇用を支える重要産業となっています。近年、食品の商品寿命が短くなる中、売上げの維持・拡大を図るためには、数多くのアイデアをスピーディーに試作・評価し、新商品を生み出し続けることが重要です。また、製品の付加価値を高めるためには、原料の有効成分（ポリフェノール等）を把握し、商品企画に活かすことが効果的です。

そこで本県では、工業技術センター生物食品研究所内に「ふくおか食品開発支援センター」を平成 26 年 11 月に設置し、高付加価値食品の全国・海外展開を進める中小食品製造企業を対象として、食品加工から物性評価までの一連のスピーディーな試作を支援しています。併せて、「食品開発プロモーター」を配置し、商品の企画、高付加価値化に対するアドバイス等を行ってきました。令和元年度からは、「食品開発プランナー」「食品製造プランナー」を配置し、戦略的な商品企画と品質・生産管理等の製造プロセスの技術支援等を行っています。

また、県産酒の認知度向上や消費拡大を図ることを目的として、工業技術センター生物食品研究所において、新しい酵母を福岡県酒造組合と共同で開発するなど、全国新酒鑑評会などの品評会で金賞を受賞できるような日本酒の生産を支援してきました。この酵母の活用と併せて、各酒蔵が付加価値の高い日本酒を安定して醸造することを目的として、数値管理により酒造りができる人材や日本酒の官能評価（利き酒）ができる人材を育成しています。

### ● IoT 技術を活用した新たな成長産業の創出

国内 IoT 市場におけるユーザー支出額は、令和元年においては 7 兆 1,537 億円であり、令和元年～6 年は年間平均成長率 12.1%で成長し、6 年には 12 兆 6,363 億円に達するとの予想もあり（調査会社 IDC Japan）、政府の「骨太の方針 2019」においても日本経済の「地方活性化の鍵」として位置付けられています。

こうした流れを受け、国においては、地域における IoT プロジェクト創出の取組みを支援しており、「福岡県 IoT 推進ラボ」が、平成 28 年 7 月に、「地方版 IoT 推進ラボ」の第一弾として選定されました。



本県には、産学官で構成される「福岡県ロボット・システム産業振興会議」や「福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議」の取組みにより、ロボット、半導体、プログラミング言語「mruby」をはじめとする、IoT 関連の高度な技術力を持つ企業が集積しています。

こうした強みを活かして、「福岡県 IoT 推進ラボ」では、ニーズの掘り起こしから、ビジネスマッチング、製品・サービスの開発実証、市場開拓、普及・展開まで一貫した支援を行うことで、県内企業による IoT 技術を活用した新たな製品・サービスの創出を促進しています。

#### ● ロボット・システム産業の振興

本県では、産学官連携組織である「福岡県ロボット・システム産業振興会議」を中核として、これまでに培ってきたロボットや半導体関連の基盤技術を活用し、製品開発や可能性調査、市場開拓等の支援に取り組み、新しいニーズにマッチした製品の開発や導入を推進しています。

さらに、経済産業省「戦略的基盤技術高度化支援事業」等の国事業や「ロボット・システム開発センター」、「三次元半導体研究センター」、「社会システム実証センター」を活用して、人材育成やベンチャー企業等の研究開発支援、産学官共同研究開発等に取り組んでいます。

また、令和 2 年度からは新たに、本格的な宇宙利用時代の到来に向け、宇宙ビジネスの県内での認知度を高め、本県発の宇宙機器やデータ利用サービスの開発を促進するためのフォーラムを開催します。

#### ● Ruby・コンテンツビジネスの振興

本県では、クリエイターを養成する教育機関が多く、優秀な人材に恵まれているというポテンシャルを活かしたコンテンツ産業と、生産性が高く国産のプログラミング言語である「Ruby および mruby」に着目したソフトウェア産業の振興を図っています。

この分野では、デジタル化、ネットワーク化が急速に進む中、業種や国等を越えて企業の連携が進んでいます。県内でも一社では実現できない付加価値の高い製品を創出する取組みが生まれており、このような連携は今後ますます重要になります。本県では平成 24 年に設立した「福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議」のもと「福岡県 Ruby・コンテンツ産業振興センター」を活用し、ビジネスのきっかけづくりとなる同業者や異業種の企業によるコミュニティ活動を中心に企業の連携を促進し、オリジナル製品を開発できる企業を増やしています。

また、令和 2 年度より、今後実用化や活用が期待されるブロックチェーン分野への IT 企業の参入と関連企業の集積を促進するためのフォーラムの開催や、ブロックチェーン要素技術の開発が可能な技術者を養成するためのワークショップを開催します。

#### ● 先端技術系スタートアップの成長支援

本県では、バイオ、IoT、ロボット・システム、Ruby など成長産業の育成に取り組み、優れた技術を持つ企業の育成に貢献してきました。そのような中から、「J-startup」（世界で活躍するスタートアップを創出する経済産業省のプログラム）に選出される企業が登場するなど先端技術系スタートアップへの期待が高まっています。

こうした流れを加速するため、令和 2 年度から、有望な先端技術系スタートアップの起業家を対象に、第一線で活躍する起業家や投資家を講師として招き、起業や経営に関するノウハウを学ぶプログラム「福岡県スタートアップ・キャンプ」（仮称）を開催します。



また、先端技術系スタートアップとベンチャーキャピタルのマッチングの場として、ピッチイベントを開催し、資金調達や業務提携、販路拡大を支援します。

### (3) 新市場を創出する次世代産業の育成

#### ● 福岡水素戦略の展開

水素は、エネルギー効率が高くクリーンで多様な供給源があるという優れた特徴を持っており、資源に乏しい我が国において、エネルギーの安全供給を確保する上でのキーテクノロジーとして期待されています。

本県は、平成16年にオールジャパンの産学官連携組織「福岡水素エネルギー戦略会議」を設立し、研究開発や人材育成、産業の育成・集積などを総合的に展開する「福岡水素戦略」を推進してきました。

福岡水素戦略では、家庭用燃料電池を150世帯に集中設置した世界最大の「福岡水素タウン」や水素をパイプラインで市街地に供給し本格利用する世界初のモデル地区「北九州水素タウン」等の先進的な取組みにより、家庭用燃料電池やFCVの開発・普及に貢献してきました。また、世界最高水準の試験施設「水素エネルギー製品研究試験センター」による製品開発支援、水素関連製品に要求される技術等について情報提供を行う研究会の開催、技術アドバイザーの派遣、大規模展示会への出展支援など、製品開発から販路開拓まで一貫した支援を行い、水素エネルギー新産業の育成・集積を図っています。さらに、トヨタ自動車九州宮田工場において、太陽光発電から水素を製造し、燃料電池フォークリフトや定置用燃料電池で利活用するモデル事業を推進しています。

今後、水素エネルギーの実用化、産業化に向けた支援を強化し、水素エネルギービジネスの拠点の構築を図っていきます。

#### ● 航空機産業の拠点化の推進

今後、世界的に航空機需要が拡大することが見込まれ、国内では三菱重工業がMSJ（三菱スペースジェット）の事業化を決定しており、我が国の航空機産業も急成長していくことが期待されます。

本県では、産学官からなる「福岡県航空機産業振興会議」を平成22年に設立し、24時間利用可能で広大な用地や港湾機能を有する北九州空港周辺地域への航空機関連企業の誘致とともに、自動車やロボット産業で培った高い技術力を有する県内企業の航空機産業への参入促進に取り組んでいます。

アドバイザーによる個別指導や、参入に必要な資格取得に対する助成の他、参入を目指す企業グループが実施する受注体制構築のための研究会等に対する助成、航空機メーカー等からの試作品受注に対する助成、更には国内外の展示会への出展支援や、商談会支援など、県内企業の航空機産業参入を積極的に支援することで、航空機産業の拠点化を目指しています。

また、工業技術センター機械電子研究所に「航空機産業技術支援グループ」を令和元年7月に設置し、航空機に関して豊富な知識と経験を持つ支援員とともに、川下企業の調達ニーズ等の情報収集・提供、参入能力のある県内企業の発掘等を行っています。

併せて、航空機部品に関する加工・検査・評価機能の強化を図り、県内企業の航空機産業への参入を技術面から強力に支援しています。

● 有機光エレクトロニクス開発拠点化の推進

有機 EL は、ディスプレイや照明などの分野で今後、大きな成長が見込まれており、九州大学の安達千波矢教授が開発した有機 EL 素材は、原料に希少金属を使用せず、世界最高の発光効率を有するため、世界中から期待されています。

本県では、この世界最先端の研究シーズを活かして、有機 EL 分野の産業化を推進するため、「有機光エレクトロニクス実用化開発センター」を平成 25 年 4 月に開所し、産学官連携による実用化研究や製品の耐久性・特性評価、地場企業の参入促進を目的とした研究会や製品開発支援を実施するなど、有機 EL 関連企業の育成・集積を図り、一大拠点となることを目指しています。

(4) 国内外企業誘致の推進

● グリーンアジア国際戦略総合特区の推進

平成 23 年、本県は北九州市、福岡市とともに、「グリーンアジア国際戦略総合特区」の指定を受けました。

本県は、我が国においてアジアに最も近い大都市圏であり、古くからの交流の歴史と緊密なネットワークを有しています。また、高度成長期の公害問題を克服した技術やノウハウがあり、環境に優しい低燃費車や生産プロセスの効率化を図る産業用ロボット、家電製品等の電力消費を抑えるパワー半導体など、環境に関わる先端技術や産業の集積があります。

本特区は、これらの強みを活かして環境を軸とした産業の国際競争力を強化し、アジアから世界に展開する産業拠点の構築を図り、アジアの資源問題や環境問題の解決にも貢献することで、アジアとともに発展することを目指しています。

国による金融・税制面の支援に加え、県による企業立地促進交付金の上乗せや不動産取得税の課税免除、両政令市による固定資産税の課税免除など様々な支援措置を講じてきました。

また、特区推進のためには、産業集積地や工業団地など、今後事業実施が見込まれる地域まで広く指定する必要があると国に働きかけ、これまで 7 度にわたって指定区域の拡大を行いました。この結果、指定区域は当初指定の 7 市町から 30 市町（令和 2 年 5 月末現在）に、面積は当初の約 4 倍に拡大しました。

これらの取組みにより、特区指定から現在までに、多くの企業が特区の支援制度を活用し、活発な設備投資を行っています。

また、25 年度からは、特区の効果を広く県内中小企業に波及させるため、県内中小企業が特区事業に関連して行う設備投資に対する助成を実施しています。

今後とも産学官が一体となって、本特区を強力に推進します。特区を起爆剤に、その活力を県内へ大きく波及させることにより、日本経済の成長に大きく貢献するとともに、本県がアジアの中で先進的な拠点、魅力ある地域となるよう進めていきます。

● 地域経済牽引事業の促進

平成 29 年 7 月に施行された地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者へ相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進することにより、地域経済の成長発展を図るものです。本県は、同法に基づき、県内 60 市町村と共同で基本計画を作成し、同年 9 月に国の同意を得ました。

同計画では対象事業分野として、①成長ものづくり、②健康関連ビジネス、③第4次産業革命、④クリエイティブ産業、⑤次世代産業、⑥環境配慮型製品・システム、⑦観光関連産業、⑧農林水産地域商社の8分野を掲げており、県から地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者は、法人税の軽減、不動産取得税の課税免除、国補助金の優先採択などの支援を受けることができます。

本県では、広く制度の周知を行うとともに、事業計画の作成支援、関係機関と連携した製品開発・販路開拓等の支援を行っています。

## ● 戦略的企業誘致の推進

本県では、市町村と連携し、交通インフラや豊富な人材など、地域のポテンシャルを最大限に活かした戦略的な企業誘致を推進しています。

過去5年間（平成27年度～令和元年度）の企業立地件数は合計265件であり、業種別では、製造業が130件と最も多く、次いで運輸業が45件などとなっています。県内4地域の立地状況を見ると、北九州地域が65件、福岡地域が119件、筑後地域が57件、筑豊地域が24件となっています。

令和元年度の本県における企業立地件数は48件で、業種別では、製造業が21件と最も多く、次いで運輸業が9件などとなっています。県内4地域の立地状況を見ると、北九州地域が12件、福岡地域が21件、筑後地域が11件、筑豊地域が4件となっています。

### ○ 外資系企業誘致

本県では、海外企業の誘致による県経済の振興を目的に、東京事務所や海外事務所を活用し、積極的な誘致活動を行っています。アジア展開を目指す欧米企業や日本進出を狙うアジア企業、県の産業プロジェクトに関連する企業を主な誘致対象として、投資環境のPRや企業訪問を行うとともに、事業開始までの様々な手続きを一元的に支援しています。平成15年度から令和元年度までに228社の外資系企業を誘致しました。

### ○ 今後の企業誘致

本県の経済を発展させていくためには、国際競争力のある産業や独自の技術やノウハウを活かした新しい事業分野を開拓していく産業を積極的に育成・創出していく必要があります。そこで、国際競争力を持ち、北部九州へのさらなる集積が期待できる自動車関連企業に加え、成長が期待できる環境・エネルギー関連企業などについて、「グリーンアジア国際戦略総合特区」制度等も効果的に活用し、市町村と連携を図りながら積極的に誘致活動を展開します。

## ● 本社機能の移転・拡充

本県の産業競争力を高めるとともに、良質で安定した雇用の場を創出していくため、本県に企業経営の統括や企画、研究開発等の経営の根幹に関わる本社機能を集積していく必要があります。このため、本県では、国の税制優遇や県独自の税制優遇、交付金などを効果的に活用しながら、企業の本社機能の移転・拡充の推進に取り組んでいます。これらの優遇制度を活用して、平成27年度から令和元年度までに37社の本社機能の移転・拡充が実現しています。

### 3 国内外の観光客を呼び込む



#### (1) 観光資源の開発

##### ● 体験・交流型観光資源開発の促進

都市部と農山漁村が隣接している本県の強みを活かし、多様な特産品を有する農林水産業や伝統工芸の体験、サイクリングやトレッキングなどの健康・スポーツ体験など、国別・地域別、さらには個人旅行客のニーズにも対応できる体験・交流型の観光資源等の開発や磨き上げを支援しています。

また、観光資源としても大きな魅力を有する地場産業・伝統工芸品産業の産地等が行う需要拡大や新商品開発、後継者確保・人材育成等の意欲ある取組みへの支援や、産地をけん引する企業の育成などにより、地場産業・伝統工芸品産業の振興を図るとともに、観光資源としての魅力度の向上に取り組んでいます。

##### ● 福岡県の強みを活かした観光ブランドの確立

県内の伝統工芸や酒蔵などをはじめ、豊かな自然を活かしたアクティビティや各地域の歴史や文化に触れることができる様々な分野の体験プログラムを開発し、効果的な情報発信を行うことにより、地域の観光振興につなげていきます。

また、平成筑豊鉄道のレストラン列車「ことこと列車」のプロモーションを実施することで、地域の農林水産物を活かした食事の提供や、観光資源の魅力を発信し、県内外からの誘客を図ります。

さらに、福岡県のアンテナレストラン「<sup>ふくおおか</sup>福扇華」を活用し、「福岡の食」や物産、観光、文化、住環境などを首都圏で総合的に発信することにより、県産品をはじめとした福岡の魅力ある資源のブランド化を推進します。

##### ● 「立花宗茂・閻千代」を活用した地域の活性化

初代柳川藩主、立花宗茂とその妻閻千代について、NHK 大河ドラマの招致活動を通じて知名度を向上させ、多くの県民に宗茂・閻千代の魅力を知ってもらい、県内のゆかりの地の観光振興や地域活性化へとつなげます。

##### ● インバウンド向け体験プログラムを組み込んだ旅行商品造成の支援

新型コロナウイルス感染症収束後の新たな観光スタイルも見据え、本県の各地域における「体験する、観る、食べる」をまるごと楽しめる新たな観光エリアの創出を支援することにより、観光客の滞在時間の増加及び地域への周遊を促し、さらなる誘客、旅行消費額の拡大を図ります。

#### (2) 外国人観光客等の受入環境整備

##### ● 誰もが安心・快適に旅行できる環境の整備

観光案内所の充実、観光ガイドの育成及びスキルアップを図り、国内外からの観光客が安心、快適に旅行できる環境整備を促進しています。

また、宿泊施設のサービスの向上や施設の充実のため、宿泊施設が実施する案内表示の多言語

化やバリアフリー化などの施設改修等に対して費用の一部を助成するとともに、違法民泊対策など、民泊の適正な運営に向けた取組みを推進します。

さらに、宿泊施設や飲食店等を対象に、外国人観光客の受入対応などをテーマに意識・スキル向上のための研修を実施します。

このほか、外国人観光客が良好な治安と安全・安心を体感できる環境の整備に向け、外国語による防犯・防災情報等の提供やコミュニケーションを円滑に図るための体制強化に努めます。

#### ● 多言語対応の充実

英語、韓国語、中国語、タイ語など 17 言語に対応した電話通訳サービス「ふくおかよかところコールセンター」を設置し、県内宿泊施設や観光施設等における外国人観光客とのコミュニケーションの支援を行っています。また、31 言語に対応した翻訳機能付きタブレット端末の警察施設への配備や、110 番通報受理時の通訳により外国人とのコミュニケーションの円滑化を図っています。

また、九州 7 県及び山口県において、外国人観光客向けの多言語電話通訳サービス「九州・山口多言語コールセンター」を設置しています。

### (3) プロモーション活動の強化

#### ● 旅行ニーズをとらえたプロモーション活動の充実・強化

##### ○ 国内向けプロモーションの実施

県内各地への誘客を図るため、旅行博などの商談会において県内の温泉地や周辺の観光施設の情報を発信し、旅行商品の造成促進に取り組みます。

また、県内を周遊する際や、景勝地に赴く際に利用が見込まれるレンタカーについて、そのレンタカー代金の一部を助成するキャンペーンを実施しています。

さらに、歴史、平和、産業など多様な修学旅行素材を教育旅行関係者に紹介し、誘致拡大を図るため、(一社)九州観光推進機構、九州各県と連携し、観光素材説明会や相談会、招請事業を実施しています。

##### ○ 海外向けプロモーションの実施

海外に向けて本県の観光情報を効果的に発信するため、観光情報サイト「クロスロードふくおか」英語サイトを全面改訂し、外国人目線でのサイト構築を図ります。

そのほか、現在運用中の県公式フェイスブックを、タビマエ・タビナカにおけるきめ細やかな問い合わせ機能を持つ「WEB 観光案内所」へと発展させ、本県への誘客促進および本県へ訪れた方の満足度の向上を図ります。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした外国人誘客の促進のため、海外での観光商談会や現地で開催される旅行博覧会に参加し、本県の観光素材情報を効果的に発信するとともに、現地メディア・旅行社を本県に招請し、観光素材・モデルルートを実際に体験していただくことで、対象国における本県の知名度向上、旅行商品の造成を促しています。

さらに、欧米豪からの誘客拡大を進めるため、航空会社と連携した誘客キャンペーンを実施します。

#### (4) 観光推進体制の整備

##### ● 観光消費を生むマーケティング機能の強化

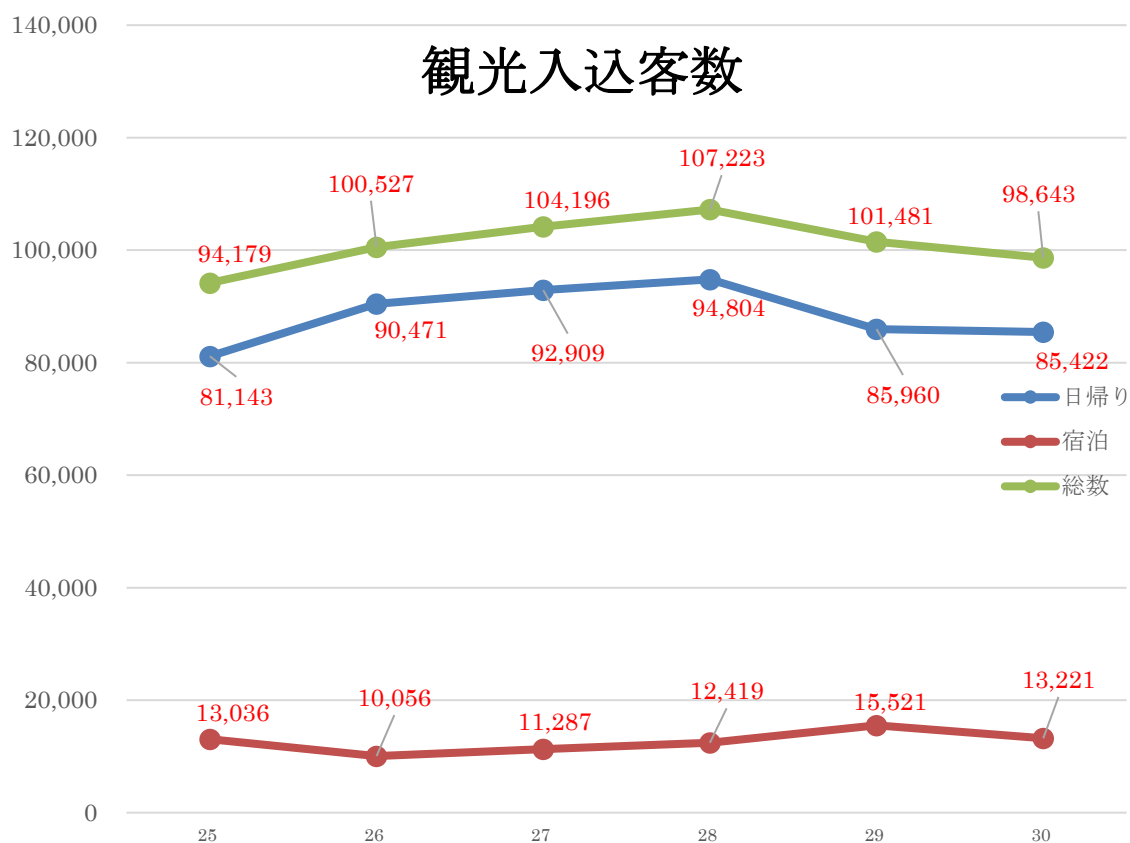
携帯電話の基地情報等を活用した観光客の来訪・周遊・滞在状況を市町村単位で把握・分析するための調査を行い、ターゲットに応じた地区別の観光振興施策の企画・立案に活用するとともに、調査結果を市町村、観光協会、事業者等に情報提供します。

また、県内の宿泊施設、飲食店、観光施設などで提示すると割引などのおトクな特典が受けられる「ふくおかよかここパスポート」を発行し、県内周遊の促進と観光施設などの訪問状況を把握しています。

##### ● 観光を担う中核人材の育成

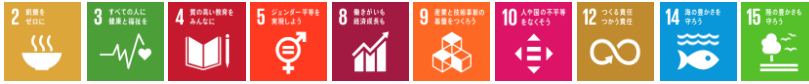
観光による消費拡大、ひいては地域経済の活性化を図るため、県観光連盟や地域の観光協会等との連携強化、魅力ある観光地づくりをリードできる観光人材の育成、DMO化の支援を通じた観光推進体制の底上げを図ります。

(単位：千人)



資料：観光庁「共通基準による観光入込客統計」

#### 4 足腰の強い農林水産業をつくる



##### (1) 農林水産物の販売・消費の拡大

###### ● 「福岡の食」の一体的な販売・消費の促進

本県では、県産農林水産物と日本酒等の加工品を「福岡の食」として、外食・中食事業者へ一体的に売り込み、農林水産物の販売・消費の拡大に取り組んでいます。

これらの販売促進活動を通じて得られた外食・中食事業者からの食材に関する要望等を把握・分析し、生産者や製造事業者へフィードバックすることで、今後の取引拡大へつなげます。

また、「ふくおか地産地消応援の店」に認定された飲食店を対象に、県産食材の良さを紹介するセミナーや産地ツアーを実施し、食材として活用するよう働きかけます。

加えて、県産酒のPRやバイヤー招へいによる商談を行う「& SAKE FUKUOKA」を開催し、県産酒の認知度向上や販路拡大を図るほか、県内で開催される全国会議や国際会議において、引き続き、農林水産物や県産酒等の加工品をPRするとともに、提供される料理への食材としての利用を働きかけます。

さらに、東京に設置したアンテナレストラン「<sup>ふくおか</sup>福扇華」において、四季折々の県産食材を使用した「こだわり」のメニューの提供や、福岡の食文化などを体験できるイベント等の開催を通じて、「福岡の食」の魅力を発信し、県産農林水産物及び加工品のPR強化、更なる販売・消費の拡大を図ります。

###### ● 農林水産物のブランド力強化

本県には、いちごの「あまおう」をはじめ、米の「夢つくし」や「元気つくし」、「博多万能ねぎ」、「福岡の八女茶」、ラーメン用小麦「ラー麦」、いちじくの「とよみつひめ」、「はかた地どり」、「福岡有明のり」、「豊前海一粒かき」、「糸島カキ」等々全国に誇れる農林水産物が数多くあります。

県産農林水産物の競争力を強化するため、県独自品種の開発、安定生産や生産性向上のための技術指導や機械施設の整備、関係団体と一体となった販売促進活動を通じ、農林水産物のブランド力の強化を進めています。

今後、これらの取組みとあわせて、昨年度作成したロゴマークを活用し「福岡の八女茶」のブランド力強化に取り組むほか、「博多和牛フェア」や「ふくおかの魚フェア」等のイベントの開催、「とよみつひめ」や「秋王」、「福岡の八女茶」を使ったスイーツ販売など、外食・中食事業者との連携による認知度向上・販売拡大にも積極的に取り組んでいきます。

###### ● 農林水産物の輸出拡大

人口減少・少子高齢化の進展に伴う国内消費の減少が懸念される中、農林漁業者の所得向上を図るためには、輸出により販路を拡大させることが重要となっています。そうした中、和食をはじめとする日本文化への世界的な関心の高まりやインバウンド観光の促進などの状況は、輸出にとって大きな追い風となっています。

このため、昨年度に引き続き、香港やタイをはじめ輸出先国・地域における県産農林水産物の販売促進フェアの開催、展示商談会への出展や海外バイヤーの産地招へいなどに取り組み、輸出



拡大を図っていきます。

加えて今年度は、本県農林水産物最大の輸出先である香港に続く新たな輸出先国を開拓するため、マレーシアにおいて販売促進フェアやレストランでの福岡フェアを集中的に開催します。

さらに、植木の新たな販路を開拓するため、ベトナムを対象国とし、県産植木の提案や商談に取り組めます。

また、中国向けパックご飯について、現地での販路開拓に引き続き取り組むほか、九州・山口各県が連携した販売促進フェアの開催等にも取り組めます。

国内においては、タイや米国向けみかんの輸出園地での害虫モニタリング調査を実施するほか、市町村やJA担当者などを対象とした輸出促進研修会を開催します。

一方で新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、輸出環境は大きな影響を受けています。そのため、今年度は国内外の情勢を的確に把握した上で現状に対応した事業を実施していきます。

## ● 6次産業化の推進

地域資源である農林水産物を活用し、生産者が生産から加工、販売まで取り組む「6次産業化」は、生産者の所得の向上だけでなく、地域経済の活性化や雇用機会の創出につながる重要な取り組みです。

県では、ふくおか6次産業化・農商工連携サポートセンターに登録されたバイヤーやデザイナー等の経歴を持つ専門家の指導に基づき、消費者ニーズを捉えた6次化商品の開発や、大学・研究機関と連携した付加価値の高い商品づくりを支援しています。

また、商工団体やJAグループと一体となり、消費者に高く評価される商品を表彰する6次化商品コンクールや、百貨店等のバイヤーを一堂に集めた商談会を開催するとともに、多種多様な野菜・果樹の産地であるという本県の強みを活かした新商品の開発・販売や、首都圏における商談会への出展、PR販売会の開催により、更なる販路拡大を推進します。

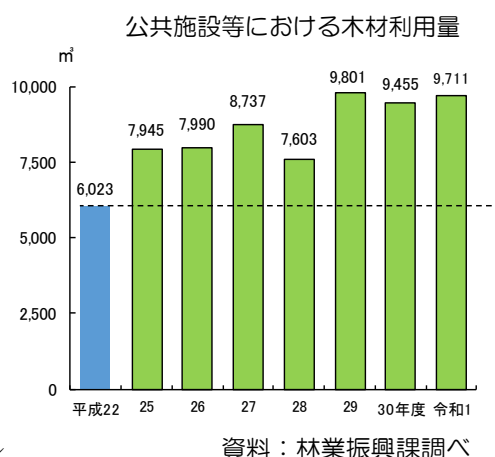
## ● 県産木材の利用推進

県有施設をはじめとした公共建築物等の木造・木質化や、県発注の県道や林道工事での木製ガードレールの導入など公共土木工事での木材利用を推進しています。

この結果、令和元年度の木材利用量は、「公共施設等における木材利用量を促進するための方針」を策定する前の平成22年度に比べ、61%増の9,711 $m^3$ となるなど、着実に木材利用が進んでいます。

一方、民間施設等での利用拡大を図るため、モデルとなる優れた建築物を表彰する「福岡県木造・木質化建築賞」や、CLT等の新たな木造建築に係る講習会を開催するほか、家具バイヤー等が来場する商談会への出展を支援し、センダンを使った家具の販路開拓等に取り組んでいます。

加えて、建築士等の専門家を木造・木質化アドバイザーとして派遣し、木造化の計画等の技術的支援を行っています。





また、本県では、化石燃料の代替資源として、木質バイオマスの利用を促進するため、木質ボイラーの導入やチップ生産施設の整備を支援しています。元年度の木質バイオマスのエネルギー利用量は、温浴施設や製材工場の乾燥施設などで熱源として 63,500 トン利用されています。

## (2) 需要に応じた生産力の強化

### ● 担い手の経営規模拡大

県では、農地中間管理事業を活用し、規模拡大や農地の集約化に意欲のある個別農家や、集落営農法人といった担い手への農地の集積・集約化を推進しています。今年度から、農地の出し手に加え、受け手に対しても県独自の協力金等を交付し、農地の集積をより一層進めます。また、高性能機械の導入を支援するとともに、法人等で雇用されているオペレーター等を対象に、農業機械の操作や安全点検に関する講座を開催し、早期の技術習得を支援するなど、担い手の経営力強化を図っていきます。

また、林業では、高齢化などにより経営意欲が減退した森林所有者に代わり、森林組合などが林業経営をできるよう、経営の受託を促進しています。この取組みの結果、令和元年度末の受託面積は、平成 30 年度より 4,074ha 増加して 35,862ha となっています。

元年度からは、経営が不十分な森林を、市町村を介して、意欲と能力のある林業経営者に集約化する、森林経営管理制度がスタートしました。この制度を活用し、林業経営者の経営受託を一層推進していきます。

### ● 品質の向上や安定生産による供給の拡大

いちごの「あまおう」や「福岡の八女茶」、かきの「秋王」などを生産する園芸農業は、県内農業産出額全体の約 6 割を占めています。県では、耐候性ハウスの導入による安定生産の促進や、高性能機械の導入による生産コストの低減、果樹の優良品種への転換による品質向上を推進しています。

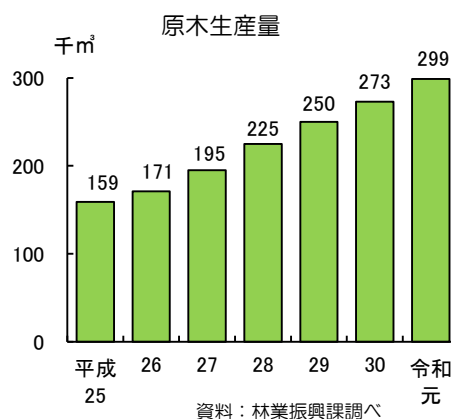
また、米、麦、大豆の水田農業では、コスト低減や品質向上に必要な高性能機械の導入、県が育成した米の「元気つくし」や「実りつくし」、ラーメン用小麦の「ラー麦」等の生産拡大に取り組んでいきます。

畜産では、規模拡大に必要な施設や暑熱対策に必要な機械の導入、酪農経営の省力化機械や雇用環境改善施設の整備、産乳量や肉量を増加するための受精卵移植、優良家畜の導入や人工授精、肉質や乳量の向上を短期間に行うためのゲノミック評価を進めています。

林業では、本県の充実した森林資源を有効活用するため、主伐を行う事業者に対して搬出経費の一部助成を行い、主伐を推進しています。この結果、森林所有者の主伐に対する意欲が喚起され、令和元年の原木生産量は事業開始前の平成 25 年に比べ 88% 増の 299 千 $\text{m}^3$ となっています。

一方、製材品については、曲がりや割れが少ない人工乾燥材の需要ニーズが高いことから、人工乾燥施設等の整備に対して支援しています。

水産業においては、漁業者に対し、サワラなどの鮮度保持技術の普及指導を行い、市場での価



格向上に取り組んでいます。また、県産水産物の県内外のホテルや飲食店での利用が進む一方で、フィレなどの一次加工品を求める声が高まっており、県では、漁協などによる一次加工品開発の取組みや、冷凍庫などの鮮度保持に必要な施設整備を支援しています。

漁港は、水産物の安定供給に不可欠な場所であるため、県では、計画的な整備を進めており、特に、博多漁港や鐘崎漁港といった流通拠点漁港については衛生管理対策を推進しています。

## ● 低コスト化の促進

園芸農業では、生産者にとって多くの労力を要する選果やパック詰め作業を省力化するため、パッケージセンターの設置を推進しています。これにより、生産者の負担軽減が図られるとともに、取引先に応じた出荷規格による製品化を行うことで、様々な需要に対応できることが期待されます。

今後は、複数の産地による広域共同利用施設の整備を推進し、出荷作業等のさらなる効率化やコスト低減を図ることで、生産者の規模拡大を支援します。

水田農業については、生産コストの低減を図るため、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積や、コンバイン等の高性能機械の導入・改修を支援しています。

林業では、原木生産の低コスト化を図るため、高性能林業機械の導入や路網整備に対して支援するとともに、生産性の高い主伐の施工管理ができる技術者の育成研修を実施し、路網・高性能林業機械・人員を適切に組み合わせた効率的な作業システムの普及、定着や、年間を通じて植栽可能なコンテナ苗を活用した主伐から再生林を連続して行う一貫作業システムの導入を推進しています。

ノリ養殖業では、ノリ乾燥機の共同化や加工作業の分業により、経費削減や労働負担軽減を図る協業化を進めています。また、漁船漁業では、漁獲物の市場への運搬や直売所での販売等で共同化が進められており、県では、これらの取組みに必要な施設の整備を支援しています。

漁船漁業のうち、まき網漁業では、共同操業や漁場探索の効率化による経費削減の取組みを推進しています。

## ● スマート農林水産業の推進

農業では、米・麦・大豆の経営規模の拡大を進め、さらなる省力化や収量・品質の向上を図るため、センシング技術搭載型トラクターや収量コンバイン等の導入を支援するとともに、スマート農業機械の能力や導入効果等の実証に取り組めます。「あまおう」やなす等の施設園芸では、労働負担の軽減や生産性向上を図るため、ハウス内の環境を遠隔で監視・制御できる IoT、AI 等を活用した新技術の導入を推進しています。

林業では、消費者のニーズに応じた木材供給を行うため、川上から川下までの関係者によるクラウドを活用した木材需給情報の共有化を進めるとともに、3Dレーザーの活用による森林資源情報の効率的な把握等に取り組んでいきます。

水産業では、漁船漁業の効率的な操業を支援するため、ICT 技術を活用して、漁場の水温や潮流の変化を予測し、タブレット端末等に配信する海況予測システムを開発し、このシステムの実用化に取り組んでいます。

● 県独自品種・新技術の開発

県農林業総合試験場では、消費者ニーズに対応した、競争力の高い特長ある新品種や、気候変動に対応した新品種を開発するとともに、農協や森林組合等と連携して、高品質化、低コスト化を進める技術の開発に取り組んでいます。

例えば、県が開発したナシ新品種「玉水」<sup>ぎょくすい</sup>の早期成園化など収益性を高める技術開発、IoTを活用し熟練者の栽培技術の見える化を行い、八女伝統本玉露の生産技術伝承を後押しする取組みや、「はかた地どり」が持つ認知症軽減に効果があるといわれている機能性成分を活かした加工技術及び加工品の開発などを行っています。

県水産海洋技術センターでは、消費者や水産業者のニーズに沿った試験研究を実施し、その成果を迅速に漁業者等へ普及しています。例えば、アサリなど二枚貝の増殖に関する技術や、IoTを活用し乾ノリの加工時の温度・湿度等条件をリアルタイムに漁業者が確認できるシステムの開発に取り組むとともに、水産加工品の開発・販売に関する研究や高い鮮度を保った状態でサワラやハモなどを出荷する技術の研究などを行っています。

● 水産資源の持続的な利用推進

本県は、筑前海及び有明海、豊前海の3つの海と、筑後川や矢部川などの河川を有しており、県では、それぞれの特性に応じ、魚礁の設置や底質環境の改善などによる漁場づくりを進めています。

例えば、有明海では、大規模な覆砂による底質改善を行っており、アサリなど二枚貝の増殖に繋がっています。

また、水産資源を持続的に利用するため、県では、漁業種類ごとに操業の期間や区域を制限するなどの規制を行うとともに、漁業者による自主的な資源管理の取組みを定める資源管理計画の策定やその見直しを支援しています。あわせて、漁業者によるクロアワビやガザミ、アカウニ、トラフグなどの種苗放流も支援しています。

さらに、ノリやカキなどの養殖業においては、生産が安定するよう、水温や塩分などの海況や生産状況を的確に把握し、その情報を漁業者へ迅速に提供するとともに、漁場環境に応じた、きめ細かな養殖指導を行っています。

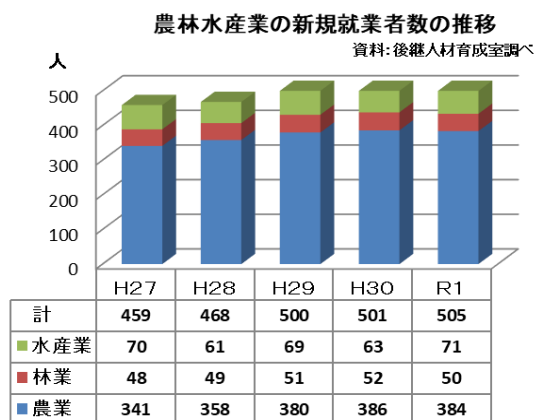
(3) 意欲ある担い手の育成・確保

● 新規就業者の確保・定着の促進

令和元年度の農林水産業における新規就業者数は、505人であり、3年連続して500人を超えました。

農業では、就業相談会の開催やワンストップ窓口の設置などの就業支援に継続的に取り組んだ結果、新規就業者は4年連続で350人を超えています。

林業では、原木の増産体制の強化を図っており、森林組合等の事業体において新規採用者が3年連続で50人を超えています。



水産業では、ノリ養殖業やごち網漁業、まき網漁業等への就業が多く、このうちまき網漁業には、福岡県立水産高校を卒業した8名が就業しています。

こうした中、本県では、より多くの農林水産業の新規就業者を確保するため、農林水一体となった就業セミナー・相談会をはじめ、農林漁業の法人等による会社説明会や見学会、東京等で開催される就業相談会や移住・定住フェアへのブースの出展を行っています。

また、新規就業者を定着させるため、農業では、営農から生活関連までの相談を受け付ける市町村のワンストップ窓口や、農業経営を体系的に学び、経営をステップアップするための「ふくおか農業経営アカデミー」を実施するとともに、国の農業次世代人材投資事業の活用を促進しています。林業では、就業希望者に対する基礎的な技術講習会や、本格就業前のトライアル雇用、就業後の経験年数に応じた研修等を実施しています。水産業では、経験の少ない就業直後の漁業者に対して養殖技術の研修等を行うとともに、就業希望者への情報提供及び相談を行っています。

### ● 担い手の経営力強化

農業においては、農業経営の安定や法人化を促進するため、本県や関係団体で農業経営相談体制を整備し、労務管理や会計処理などの研修会の開催や、個々の経営課題を解決するための税理士や中小企業診断士などの専門家を派遣しています。また、将来、本県農業をけん引する優れた経営者を体系的に育成するため、これまで取組んできた「農業経営確立塾」と「ふくおか農業経営発展塾」を一体化し、本年度から

経営発展段階に応じた経営戦略策定などの選択コースや、新たなビジネス展開に繋げる総合講座からなる「ふくおか農業経営アカデミー」を実施しています。

さらに、農業法人を対象にした従業員の独立就農ノウハウを習得する研修会等を通じて、農業法人のさらなる経営発展と独立就農を支援する法人の育成に取り組めます。

林業においては、経営感覚に優れた人材を育成するため、「森林施業プランナー」の育成を支援しています。元年度に新たに認定された森林施業プランナーは2人で、累計の認定者数は66人となっています。

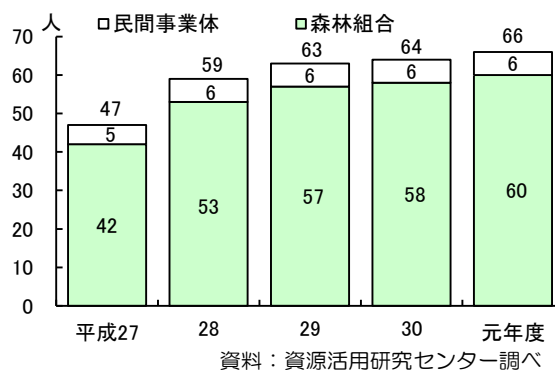
さらに、林業経営体の経営者を対象とした、経営・雇用管理能力の向上を図るための研修や、生産管理を担う現場技術者を対象とした、作業管理能力の向上を図るための研修を実施します。

また、高度な技能を身につけた現場管理責任者を育成するため、段階的にキャリアアップ研修を実施しています。

漁業においては、漁業者による経営改善計画の策定を指導するとともに、省エネエンジン等の操業コスト削減に繋がる機器の導入や鮮度保持技術の導入など販売方法の改善を支援しています。

また、漁業は、自然環境に左右されやすく、収入が変動することから、漁業共済への加入を促進し、経営の安定化を図ります。

森林施業プランナー数（累計）



#### ● 女性農林漁業者の能力発揮と社会参画の促進

農業就業人口の半数は女性が占めており、ますます女性の果たす役割は重要となっています。本県では、女性農林漁業者の活躍を促進するため、就業間もない女性農林漁業者を対象に、個々の職歴・特技・資格など自らの強みを活かしたキャリアプランを作成する講座や、積極的に経営に関わる女性農林漁業者を対象に、経営管理や雇用管理などを体系的に学ぶ「農林漁業女子経営発展塾」を開催します。

加工や販売に意欲的な女性農林漁業者に対しては、「起業家育成塾」や食品衛生法の改正による HACCP（ハサップ）対応のための「衛生管理講座」を開催するとともに、新商品の開発支援や衛生管理の高度化に対応した商品製造のための機器整備の支援などを通して起業を促進する取組みも実施します。

このような女性農林漁業者の能力発揮のための支援を通じ、農村社会における女性の地位向上や地域の関係機関・団体の方針決定に関わる場への女性の登用を推進します。

#### (4) 県民とともにつくる農林水産業の推進

##### ● 農林漁業の応援団づくりの推進

農林水産業が持続的に発展するためには、競争力の強化はもとより、農林水産業の役割と重要性について県民に理解を深めてもらい、県農林水産業を積極的に応援してもらうことが不可欠です。

このため、県産農林水産物を優先的に購入する「地産地消応援ファミリー」、年間を通じて県産農林水産物を使った料理等を提供する「地産地消応援の店」、社員食堂での県産農林水産物の積極的利用や農山漁村地域での共助活動を実施する企業・団体である「農林漁業応援団体」からなる「ふくおか農林漁業応援団」を増やすことにより、県民の県産農林水産物への支持拡大を進めています。

また、県民が農林漁業を体験し、親しむ機会を拡大するため「農林漁業体験ツアー」を実施するほか、「地産地消応援の店」を対象とした産地ツアー、県民向け食育・地産地消セミナーの開催等により、農林漁業を応援する輪をさらに広げていきます。

##### ● 食育・木育・花育の推進

本県では、食に対する感謝の気持ちや食を支える農林水産業の重要性についての理解を深めてもらうため、生産者と消費者の交流を促進する「農林漁業体験ツアー」を実施するほか、小中学校等での調理実習に柿を提供し、皮むき体験を実施することで子どもたちの県産果実への愛着を育む取組みを進めます。

また、木材や木製品とのふれあいを通じて、県民に木への親しみや木の文化への理解を深めてもらい、木材の良さや利用の意義を学んでもらうため、「ウッドフェスタ福岡」を開催するとともに、県立森林公園の「四王寺県民の森」や「夜須高原記念の森」において、年間を通じた様々なイベントの開催等に取り組んでいます。

さらに、普段の生活で、花や緑に触れる機会が少なくなっている中、子どもたちの情緒の健全な育成のため、小学生を対象とした「フラワーアレンジメント教室」や「ふくおか花とみどりの子ども絵画コンクール」を通して、花への興味と理解を深めるとともに、家庭や地域活動などにおけるコミュニケーション機会の増進を図っています。

## ● 地産地消の推進

保健医療介護、商工業、農林水産業、教育、行政などの関係団体で構成する「食育・地産地消ふくおか県民会議」を推進母体として、「食育・地産地消県民運動」を展開しています。運動のスローガンである「いただきます！福岡のおいしい幸せ」には、県民が「いただきます」という感謝の気持ちを込めて県産農林水産物を食べれば、食べる人だけでなく作る人にも「幸せ」が広がる、という意味が込められています。この県民運動の一環として、11月の「食育・地産地消月間」に飲食店や量販店による地産地消フェアの開催や、関係団体と連携し、食や農林水産業の大切さを考える県民大会の開催など県民や企業・団体、店舗等の「地産地消」についての主体的な取組みを促進しています。

また、直売所間の交流・連携を強化し、商品ラインナップの充実等の促進により魅力ある直売所づくりを促進します。

今年度からは、県産農林水産物を活用した弁当や総菜を開発し、健康をキーワードとした地産地消を推進します。

## ● 県産農林水産物の安全・安心の確保

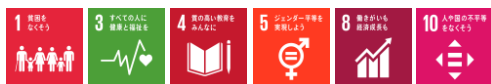
農薬や肥料の適正使用や農業生産活動の実施、記録、点検及び改善活動を行う取組み（GAP：農業生産工程管理）を通して、県産農産物の安全確保を推進しています。

畜産物においては、生産段階での安全性を確保する高度な衛生管理手法である農場 HACCP の普及を推進しています。

また、家畜伝染病の発生予防対策の推進、貝毒検査などを実施し、農林水産物の安全確保に努めています。

今年度は、新たな産地表示制度の周知を図るため、食品製造業者・直売所を対象とした説明会や個別訪問を実施します。

## 5 雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる

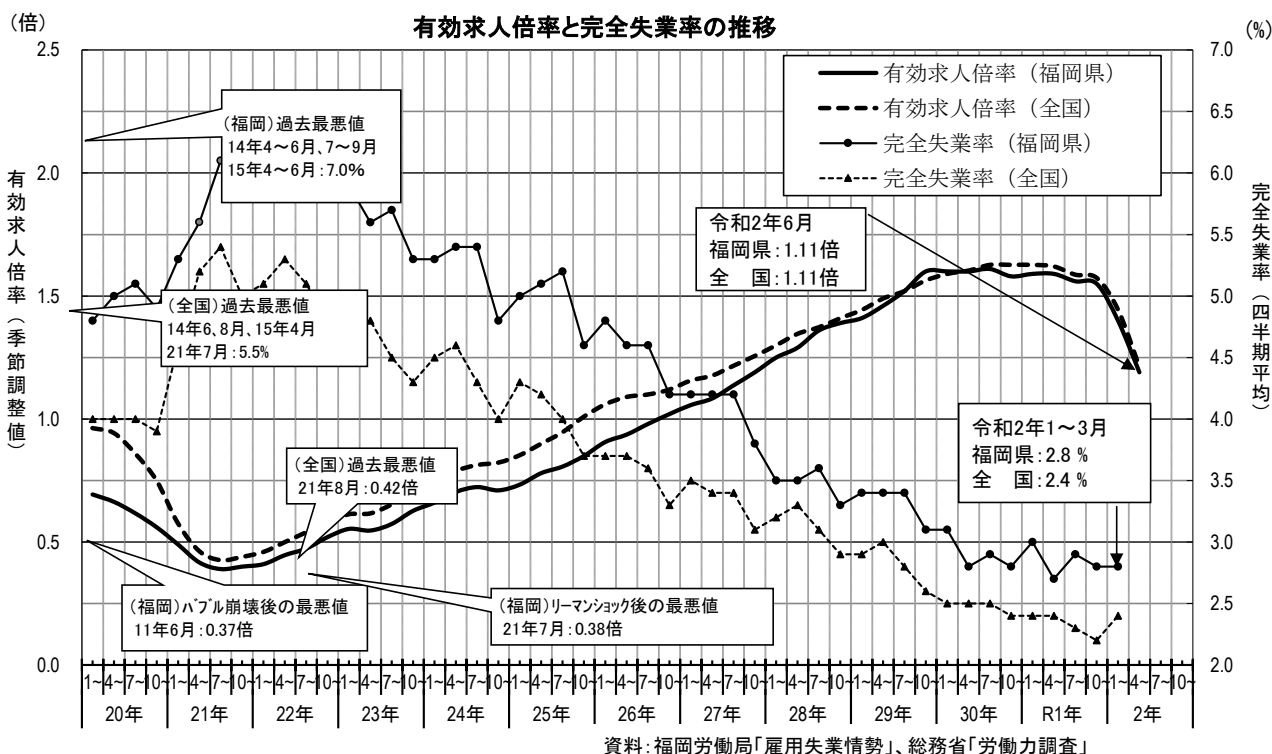


### ● 雇用情勢

令和元年度の有効求人倍率は1.52倍であったところ、直近の2年6月は1.11倍となっています。本県の雇用情勢は求人が求職を上回って推移しているものの、求人が大幅に減少するとともに求職が増加に転じており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響について一層注視する必要があります。

平成21年～22年にかけて6.0%前後で推移してきた完全失業率については、緩やかな改善傾向が続き、令和元年は2.8%前後、直近（2年1～3月期）では、2.8%となっていますが、有効求人倍率同様今後の動きに注視する必要があります。





(1) 求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援

● 若者の就職支援

若者の職業観の形成から就職相談、職業能力の育成、就職活動まで一貫した支援を推進するため、「福岡県若者就職支援センター」を設置し、

- ① 個別就職相談（保護者向けUターン就職相談及びUIJ ターン希望者向け就職相談含む）、求人情報の提供、就職支援セミナーなど就業支援
- ② 学校と連携した就職活動支援
- ③ キャリア教育・職業観の形成支援
- ④ 学校と企業の交流促進
- ⑤ 求人企業とのマッチング支援

などの取組みを総合的に推進しています。

また、一定期間無業の状態にある若年無業者等に対しては、「若者サポートステーション」を設置し、個別相談や就労体験などを実施しています。

平成 26 年 6 月からは、若者就職支援センター等と隣接する福岡わかものハローワークを一体化した「わかものジョブプラザ・福岡」を設置し、求職者情報の共有や職業紹介等により支援をさらに充実強化しています。

● 中高年の就職支援

中高年齢層の求職者に対し効果的な支援を行うため、平成 21 年に、国と共同で「福岡県中高年就職支援センター」を開設し、個別就職相談や就職に役立つ各種セミナーと国による職業紹介や専門研修を一体的に実施しています。

また、求人情報提供端末を有するハローワーク等の県内 17 か所において出前就職相談を実施しています。

## ● 就職氷河期世代の就職支援

バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期(概ね平成5年から16年まで)に学校卒業期を迎えた、いわゆる「就職氷河期世代」においては、今なお、不安定就労等を余儀なくされている方も少なくない状況にあります。

本県では、就職氷河期世代の方も含めた求職者の方々の就業の実現に向け、年代別センターできめ細かな就職支援を行っています。

令和元年12月には、福岡労働局をはじめとした行政機関、経済団体、労働団体、支援団体及び地域(市町村)と「就職氷河期世代活躍支援ふくおかプラットフォーム」を設置し、就職氷河期世代の方々の就職支援の取組みを進めています。

2年4月からは、長期にわたり無業の状態にある方の職業的自立に向けた支援を行う「若者サポートステーション」の支援対象年齢を、これまでの39歳までから49歳までに拡大しています。

また、不本意非正規雇用労働者や就業経験の浅い方等で、正社員就職を希望している方の正社員就職実現に向け、マッチングにつながる職場実習(社会人インターンシップ)を「若者就職支援センター」において実施しています。

## ● 子育て中の女性の就職支援

県内4か所に設置した「子育て女性就職支援センター」において、勤務時間の制約等により就職が難しい子育て中の女性を対象に、個別相談から求人情報・保育情報の提供、セミナー・合同会社説明会の開催、求人開拓、就職のあっせんまで、きめ細かな支援を実施しています。

また、平成28年5月に開設した「ウーマンワークカフェ北九州」において、県(子育て女性就職支援センター・北九州)と国(マザーズハローワーク北九州)、北九州市(女性活躍推進課等)が相互に連携しながら、就業支援やキャリアアップ、創業など女性の幅広いニーズにワンストップで対応しています。

職業訓練においては、子育て中の方が受講しやすいよう、高等技術専門校で実施する職業訓練において、託児サービス付職業訓練を実施しています。また、託児サービス付や短時間の職業訓練、e-ラーニングを民間の教育訓練機関等に委託し、実施しています。

## ● 障がい者雇用対策の推進

障がいのある人が地域において自立した生活を送るためには、経済的な基盤となる就労を促進していくことが重要です。

このため、県内13か所に設置している「障害者就業・生活支援センター」において、障がいのある人の就業及びそれに伴う生活に必要な支援を行っています。センターには精神障がいのある人や発達障がいのある人の職業適性を判定する心理専門職や、就職支援や定着支援を行う精神保健福祉士などを配置しています。

また、中小企業における障がいのある人の雇用を促進するため、求人開拓を行うとともに、就職相談から個別指導、職業紹介、就職後の定着まで一貫した支援を行っています。

さらに、テレワークによる障がい者雇用を促進するため、啓発セミナーの開催や障がい者雇用が進んでいない県内企業等に対して、障がい特性に合わせて支援できる支援員を配置した「福岡県障がい者テレワークオフィス『こといろ』」を開設するほか、テレワークの相談窓口を設置し、



企業等に対しても、障がい特性に合った、より効果的なテレワークが導入できるようサポートします。

このほか、障がいのある人の雇用に関する企業・県民の理解を促進するため、法定雇用率未達成企業を対象とするセミナーや、障がい者雇用優良事業所等の表彰などを実施しています。

## (2) 職業能力の向上

職業に必要な能力の開発とその向上を促進し、労働者の職業の安定と社会的地位の向上を図るため、職業訓練や技能振興対策を実施しています。

### ● 人手不足分野における就業の促進

人手不足が続く「農業」、「福祉・介護」、「建設業」などの分野ごとに、就業セミナーや面談会、資格取得支援、合同会社説明会や人材育成研修などを行っています。

また、建設労働者の雇用の改善に努めている企業に対しては福岡県建設工事競争入札参加資格審査において加点が受けられる、地域貢献活動評価(建設雇用改善)制度を設けています。

### ● 公共職業能力開発施設における職業訓練

本県の職業能力開発施設として、県立高等技術専門校7校、国立県営障害者職業能力開発校1校があり、職業に必要な技能や知識を習得しようとする人に対して、多様な職業訓練を実施しています。

県立高等技術専門校においては、ものづくり分野を中心に職業訓練を実施しており、産業用ロボットを導入した訓練の実施、産業動向や技術革新に対応した訓練科目やカリキュラムの見直しを行うとともに、施設・設備の充実に努めています。

このほか、民間の教育訓練機関等に委託し、介護分野や一般事務分野等の職業訓練を実施し、離職者の再就職の促進を図っています。

国立県営福岡障害者職業能力開発校においては、身体、知的、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいのある人及び難病のある人を対象とした職業訓練を施設内で行うほか、民間教育訓練機関等に委託して一般事務分野の訓練コースや事業所を活用した実践的な職業訓練などを実施しています。

公共職業訓練実施状況(令和元年度)

令和2年4月末現在

|                      |       | 訓練科目<br>(コース数) | 定員    | 入校者   | 修了者   | 就職者   |
|----------------------|-------|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 県立高等技術専門校<br>(7校)    | 施設内訓練 | 34 (37)        | 920   | 574   | 494   | 384   |
|                      | 委託訓練  | 181 (181)      | 3,954 | 3,628 | 2,626 | 1,783 |
|                      | 小計    | 215 (218)      | 4,874 | 4,202 | 3,120 | 2,167 |
| 福岡障害者職業能力開発校<br>(1校) | 施設内訓練 | 7 (8)          | 150   | 97    | 82    | 53    |
|                      | 委託訓練  | 8 (21)         | 91    | 61    | 53    | 28    |
|                      | 小計    | 15 (29)        | 241   | 158   | 135   | 81    |
| 計                    |       | 230 (247)      | 5,115 | 4,360 | 3,255 | 2,248 |

資料: 県職業能力開発課

(注1): 委託訓練とは、民間の専修学校・大学・事業者等に委託して行う訓練をいう。

(注2): 修了者及び就職者については、就職退校者を含む。

### ● 民間における職業訓練の振興

労働者の生涯にわたる職業能力の開発向上を推進するため、認定職業訓練の振興を図ってい

ます。

- 技能の振興

労働者の技能の開発向上には、労働者の有する技能が社会的に適正に評価され、また尊重されることが必要です。

このため、労働者の技能を公証する国家検定制度である技能検定を実施するとともに、技能者の社会的地位及び技能水準の向上のため、優秀技能者等を表彰する職業能力開発促進大会を開催しています。

また、小中学生を対象とした技能に興味を持つためのイベントや若手技能者育成を目的とした各種技能競技大会への参加支援、業界団体が実施する競技会への支援を行っています。

### (3) 安心して働くことができる環境の整備

- 勤労者の生活の安定、福祉の促進等

勤労者の生活の安定のため、中小企業従業員生活資金等融資制度を設けています。

また、仕事と生活の調和の推進に努め、勤労者生活の充実と活力ある職場づくりを推進しています。

- 働き方改革の推進

若者・女性・高齢者などの多様な人材が、それぞれの事情に応じて多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりのため、県内4地域で実践的な研修を行い、働き方改革の実践に向けた支援を行うほか、働き方改革の取組宣言企業（よかばい・かえるばい企業）の更なる参加企業の拡大と企業の自主的な取組みを支援するためのフォローアップを実施します。

- 女性労働者の活躍推進

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇を確保し、女性労働者が能力を十分に発揮することができるよう、就業環境の整備について企業や労働者に対する働きかけを行っています。

- 仕事と家庭の両立支援

子育てをしながらその能力を活かして働き続けることができる社会の実現を目指し、企業・事業所のトップが従業員の仕事と子育ての両立を支援する取組みを自主的に宣言する「子育て応援宣言企業」の登録拡大に努めています。

また、九州・山口各県と経済団体が一体となって「九州・山口ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン（10月）」を実施し、ワーク・ライフ・バランスの認知度の向上を図り、子育てに優しい職場づくりを推進します。

さらに、介護をしながらその能力を活かして働き続けることができる社会の実現を目指し、企業・事業所のトップが従業員の仕事と介護の両立を支援する取組みを自主的に宣言する「介護応援宣言企業」の登録拡大に努めるほか、介護離職を防止するため、介護支援専門員が県内企業に出向き、従業員向けに介護と仕事の両立に係る「出前講座・相談」を実施します。

## ● パートタイム労働対策

パートタイム労働者については、通常の労働者と異なった雇用管理が行われていることなど様々な問題が指摘されています。このため、パートタイム労働者の雇用管理の改善を促進していきます。

## ● 労働相談の実施・労働情報の提供等

解雇や労働条件など労働問題の解決を促進するため、労働者支援事務所において、労働相談や労使の間に立って意見の調整を図るあっせんを実施するとともに、日曜労働相談会などを開催しています。

また、労働組合や賃金等の状況を調査し、資料提供を行うほか、労働問題等に関する講座の開催、各種労働施策に関する情報提供を行っています。

## ● 正規雇用の促進

労働者の雇用の安定を図るためには、正規雇用拡大を進める必要があります。そのため、「正規雇用促進企業支援センター」において、国や関係機関と連携して、企業に対する正規雇用の働きかけを行うとともに、年代別センターと一体となった人材確保や採用力向上、人材定着等きめ細かな支援を実施しています。

## ● 福岡県働き方改革・地域活性化促進プロジェクト

働き方改革に取り組む県内戦略産業分野の企業に対し、コーディネーターによる個別相談や企業内研修、長時間労働の是正・休日取得の促進・生産性向上に資するアドバイス、企業のニーズに応じた雇用環境改善に係るガイドライン策定や就業規則改定の支援、働き方改革に資する人材の雇用に要する経費の助成を実施することにより、働き方改革を促進し、良質な雇用の創出と労働者の定着を図ります。

また、求職者や労働者にとって有用な情報の提供及び即戦力として必要なスキルを身に付ける場の提供を行うとともに、育成した人材が就職するところまで一貫した支援を実施します。

本プロジェクトは、適切かつ効果的なプロジェクトの実施に資するよう、県をはじめとする行政機関や経済団体、関連分野の産学官連携組織等で構成する協議会が推進します。

## 6 魅力にあふれた暮らしやすい地域をつくる

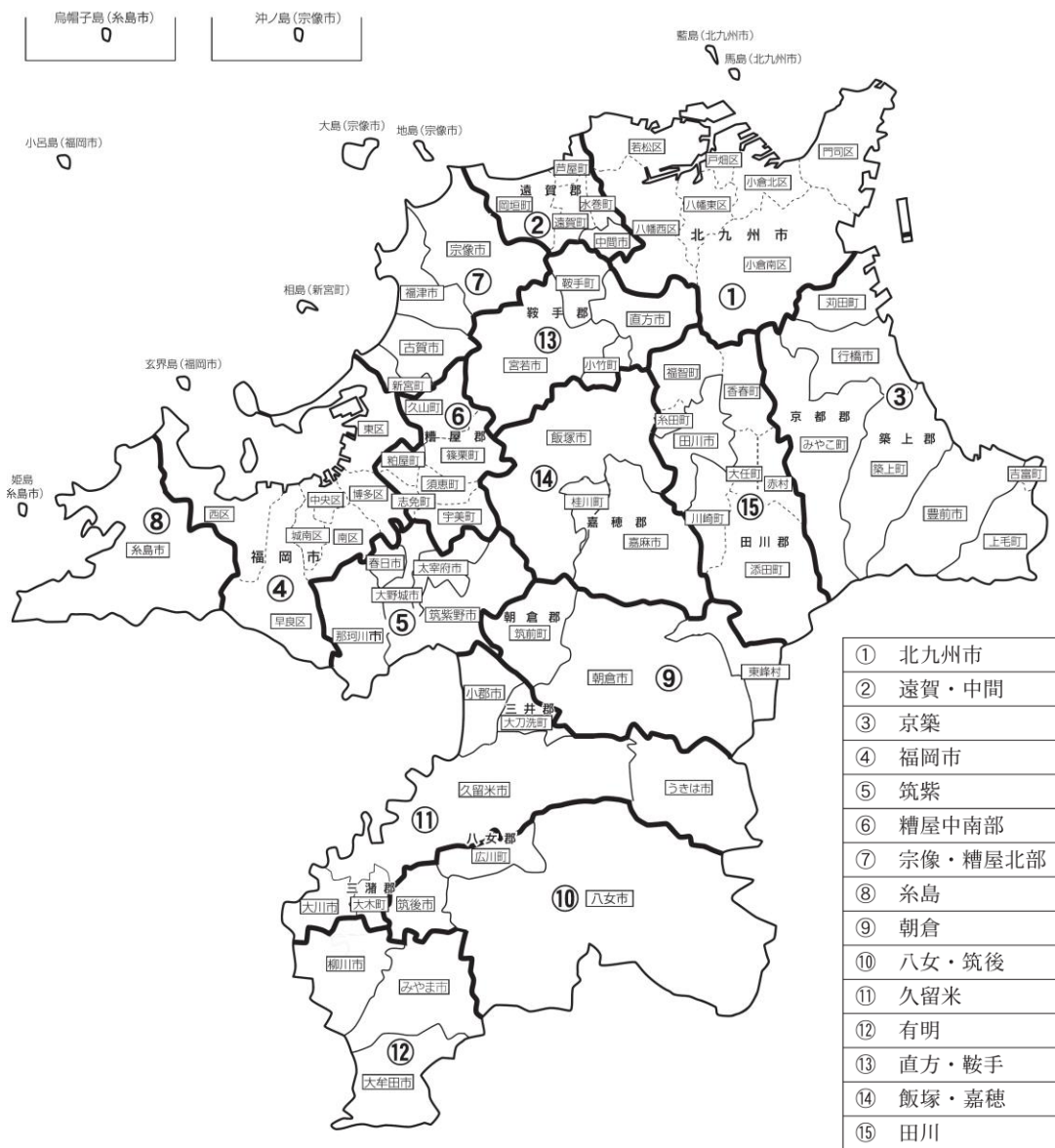


### (1) 地域の活性化

1つの市町村で、経済振興・雇用創出政策、医療の確保、定住促進など多様な内容を全て充足させ、住民の満足度を高めることは非常に困難であるため、それぞれの地域の持っている良さを発揮して、相互に補完させ、生活の質の水準を広域的に高めていく、補完ネットワークという考え方にに基づき、地域振興を推進します。

このため、県が設定した15の広域地域振興圏域ごとに、県と市町村による推進組織を設置し、経済振興に加え、文化、教育、景観など具体的な広域連携プロジェクトを策定・推進することにより市町村域を越えた広域的な観点からの地域振興を推進します。

■福岡県広域地域振興圏域（15圏域）



● 筑後ネットワーク田園都市圏構想の推進

筑後の豊かな自然、産業、伝統、文化など個性的な地域の特性を活かし、人口の集中により都市機能が集積した都市ではなく、ゆとりのある面的な広がりを持った都市機能のネットワーク化を図ることにより、自然に囲まれた田園都市空間の形成を目指す、21世紀型の新たな都市づくりを進めています。

この構想を実現するため、筑後地域の観光戦略を展開する「筑後の観光魅力発信プロジェクト」、筑後全体を学びの場として機能させる「ちくご子どもキャンパス」、スポーツと地域との結びつきを活用した地域振興を図ることを目指す「スポーツを活用した地域振興プロジェクト」、定住人口の拡大につながるまちづくりを展開する「ちくご定住促進プロジェクト」を実施しています。

## ● 京築連帯アメニティ都市圏構想の推進

京築地域は、歴史や文化、豊かな自然に恵まれるとともに、北九州空港、東九州自動車道をはじめとしたインフラ整備や自動車産業を中心とした産業集積が進んでいます。

このような地域特性、地域資源を最大限に活かし、大都市圏では成し得ないゆとりある居住、レクリエーション、交流、人材育成及び活発な生産活動を促す「アメニティ」を兼ね備えた、個性的な都市圏としての発展を目指す「京築連帯アメニティ都市圏構想」を策定しました。

この構想を実現するため、京築地域ブランド戦略に基づく農林水産物加工品の販路拡大支援や日帰り・宿泊滞在型観光商品の開発等に取り組む『産業の力』向上プロジェクト、子どもの社会性・自主性を育む社会体験の場の提供等に取り組む『教育の力』育成プロジェクト、京築神楽の魅力を地域内外に発信する文化イベントの実施や神楽等伝統文化の発展継承のための体制づくり等に取り組む『文化の力』蓄積プロジェクト、インターネットを活用して京築の情報を地域住民自ら収集・発信する仕組みづくりに取り組む「情報発信プロジェクト」などの戦略的プロジェクトを推進しています。

## ● 遠賀・中間圏域のプロジェクト

遠賀・中間圏域には、響灘に面する美しい海岸線や豊かな水を湛える遠賀川など恵まれた自然があります。また、北九州市に隣接し、様々な都市機能も利用できるという強みを持っています。この地域が持つ様々な地域資源を活用した魅力ある体験プログラムを開発整備し、広域連携プロジェクトを実施することで、交流人口の拡大を図ります。

具体的には、域内の自然や歴史等を活かした体験交流イベントや地域の物産を紹介するイベントの開催により地域の「魅力発信」を行います。

## ● 糟屋中南部圏域のプロジェクト

糟屋中南部圏域は、福岡市という大都市に隣接し、アクセスしやすく、かつ、緑豊かな自然や独自の歴史的資源を有する地域です。こうした特性を活かし、「かすや」の個性や魅力を「お宝」として地域内外に広くアピールし、交流の促進を図る取り組みを実施します。

具体的には、糟屋中南部地域に存在する様々な文化財、イベント、風景等の「お宝」の魅力の情報発信を行う「かすや地域魅力情報発信プロジェクト」に取り組めます。

## ● 宗像・糟屋北部圏域のプロジェクト

宗像・糟屋北部圏域（宗像市・古賀市・福津市・新宮町）は、玄界灘と面した美しい海岸線をはじめとする豊かな自然と、平成29年度世界遺産に登録された『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群などの歴史的資源に恵まれた地域です。また、福岡・北九州両政令都市という大消費地の中間点であるとともに、古くから農業・水産業・流通などの産業が発達し、豊かな農水産資源等を用いた特産品が多数存在します。

こうした特性を活かして、地域外からの交流人口を呼び込む「しこふむ地域魅力発信プロジェクト」に取り組み、地域内を訪れた来訪者の滞在時間の延伸と消費活動の拡大等を目指します。

## ● 朝倉圏域のプロジェクト

朝倉圏域は、北を三輪・夜須丘陵地、古処馬見山地を中心とした山々に囲まれ、南は筑後川

中流域に広がる筑後平野が占め、自然が豊かで農林業の盛んな地域です。また、本地域は広大な森林を有しており、森林がもつ多面的機能は、地域住民のみならず多くの人々に様々な恩恵をもたらしています。

こうした特性を活かし、「朝倉の水と緑と文化を活かしたスローライフの創造」をプロジェクトテーマとして本地域の魅力を高め、内外にアピールすることで、交流人口の増加、さらには定住人口の増加を目指します。

具体的には、住民ディレクターによる地域の情報を発信する「朝倉の魅力再発見プロジェクト」や、国内外向けの「朝倉の観光振興プロジェクト」、教育旅行の受入のための農山村泊受入家庭の拡大・強化等を目指す「朝倉グリーンツーリズム推進プロジェクト」を実施しています。

#### ● 糸島圏域のプロジェクト

糸島圏域は、北を玄界灘に面し、南は雷山を中心とした脊振山地に囲まれた糸島平野と糸島半島からなり、古くは、福岡市と唐津市を結ぶ街道として栄えた地域です。現在、農環境を活かした都市との交流が盛んであり、また、九州大学という知の拠点を持っています。

こうした特性を活かし、定住人口の維持・拡大のため、九州大学の知的・人的財産を活用して、郷土に誇りや愛着を持ち、将来にわたって糸島地域を支える人材の育成に取り組むほか、地域内の高等学校や近隣の大学と連携し、糸島地域の農業のPRを図るため、戦略的にプロジェクトを推進していきます。

#### ● 飯塚・嘉穂圏域のプロジェクト

飯塚・嘉穂圏域は、福岡市や北九州市の大都市圏に近接した県の中央に位置する緑豊かな地域であり、多くの人々が訪れ、「交流する」地域として発展していく可能性を持っています。この地域が持つ様々な可能性を活かし、多くの人々がまちに集い、「交流」することによって、まちや人々の心や暮らしが活気や活力で溢れる「にぎわい」のある地域として発展していくため、様々な「にぎわい」を創出するプロジェクトを推進しています。

具体的には、「嘉飯の魅力めぐりプロジェクト」では、これまで実施した「おいしいもの発掘プロジェクト」で発掘した「お菓子」や「食」に加え、さらに「酒蔵」、「古墳」といった歴史や文化等、魅力ある多くの地域資源を活用した体験交流型プログラム「嘉飯物語」を実施することで、地域の魅力を発信し、更なる地域地名度の向上と交流人口の拡大を図っています。

また、圏域内では「飯塚国際車いすテニス大会」をはじめスポーツを楽しむ素地が整っていることから、テニスをはじめとするスポーツの体験などを組み込んだルートを開発し、都市圏など地域外からの交流人口拡大を図ります。

#### ● 直方・鞍手圏域のプロジェクト

直方・鞍手圏域は福岡市や北九州市の大都市圏に近接しており、高速道路や鉄道・バス等の交通網も整備され、多くの人を呼び込める可能性を有している地域です。この地域が抱える課題を解決していく方法として、大都市圏の活力を活かした「交流人口の拡大による地域づくり」が鍵であると考え、これを目的としたプロジェクトを推進していきます。

「ちょっくらふれ旅プロジェクト」では、この地域の特徴のひとつである「ものづくり」をは

はじめとした豊かな地域資源を活用した体験交流型プログラムを多く整備し、大都市圏住民とのふれあい・交流の基盤づくりを進めます。体験交流型プログラムの整備は交流人口の拡大を進めるだけでなく、地域住民の方々にとっては自らの地域に対する誇りや、生きがいを与えるなど、生活の質を高める効果を図るものです。

#### ● 田川圏域のプロジェクト

田川圏域は、県のほぼ中央に位置し、石炭産業が残した遺産、豊かな自然、魅力的な文化史跡や伝統行事、温泉・道の駅など、ポテンシャルの高い、バラエティに富んだ地域資源があるとともに、地（知）の拠点としての役割を担う福岡県立大学を有しています。また、JRなどの鉄道や道路のバイパス整備も進み、福岡・北九州都市圏からのアクセス時間の短縮が図られています。

こうした特性を活かし、地域イメージの構築と交流人口の拡大を図るため、「田川まるごと博物館プロジェクト」を実施し、地域住民が主体的に地域活性化に関わる機運を醸成するとともに、大学や経済団体など地域の多様な団体と連携した「田川・人財力育成プロジェクト」を実施し、将来、様々な分野でリーダーとして活躍する人材の育成に取り組んでいます。

#### ● 個性ある地域づくりの推進

県は、それぞれの地域が自ら行う地域づくりの取組みを長期的、安定的に支援していくため、平成元年度に地域づくり基金を創設しました。令和元年度末の基金総額は約46億円となっています。この地域づくり基金の運用益金を活用し、「個性ある地域づくり推進事業」を実施しています。

この事業は、市町村が実施する地域づくりに携わる人材育成のための事業（地域づくり人材育成事業）、地域づくりの気運づくり等のための計画策定や先進的なソフト事業（地域づくり戦略プロジェクト事業）、移住施策を推進する事業（移住推進事業）及び広域的な取組みを支援する事業（広域地域連携事業）に対し、補助金を交付するものです。また、必要に応じてアドバイザーを派遣するなど、市町村の地域づくりを総合的に支援しています。

#### ● ふくおか交流お祭りひろば

憩いの場として県民に親しまれてきた天神中央公園で「市場」と「イベント」をテーマに、筑豊地域の「おどり」や「食」などの魅力を発信する「筑豊フェア」や県内町村の特産品や工芸品、食を集めた「町村フェア」などのイベントを実施する「ふくおか交流お祭りひろば」を開催しています。

今後も、都市と農山漁村との交流や各地の魅力をアピールする賑わいのある観光拠点となるよう目指していきます。

#### ● 福岡ソフトバンクホークスファームを活用した地域の活性化

平成28年3月、筑後市にオープンしたプロ野球「福岡ソフトバンクホークス」のファーム専用施設「HAWKS ベースボールパーク筑後」との連携により、観戦に訪れた方に筑後七国の観光・物産をPRし、各地域への交流人口を増やすことで地域の活性化を図ります。

## ● 本県への移住・定住の促進

人口減少により、地域社会の活力低下が懸念される中、地域の活性化を図るためには、移住・定住による首都圏等からの人材還流を進める必要があります。

このため、平成 28 年 7 月に、東京・有楽町及び福岡市天神に移住相談窓口「ふくおかよかところ移住相談センター」を設置し、しごと、子育て、住宅等に関する市町村の制度の紹介や、移住・定住に関する相談にきめ細かく対応しています。

また、将来的な移住に向けた裾野の拡大及び地域の担い手の確保のため、多様な形で地域と関わる「関係人口」に着目し、本県との継続的なつながりを持つ機会を増やし、都市住民との交流促進を目指していきます。

## (2) 地方創生のためのまちづくりと交通網の整備

### ● 中山間地域の振興

本県は 500 万人の消費者を有し、都市と中山間地域の時間的距離が近いことから、中山間地域の直売所の利用者が多い傾向にあります。

このように、多くの人が集まる中山間地域の直売所を拠点に、地域の特産物を活かした商品開発や、都市との交流などに意欲的に取り組む地域・社会貢献活動に積極的な企業などと協働で中山間地域の農業の維持に取り組む地域を支援しています。また、中山間地域の活性化に向けた取り組みを更に充実させるため、専門家の招へいによる、地域に密着した支援を行い、持続的な魅力ある中山間地域づくりを推進しています。

さらに、間伐材等の森林資源の活用を促進するため、木材の伐採から搬出までを森林所有者自らが行う「自伐林家」を育成する研修を実施しています。

### ● 過疎、辺地、離島地域の振興

過疎や辺地、離島などの地域について、生活環境に必要な整備等を推進し、地域の特性に応じた産業の振興を図り、定住を促進します。また、豊かな自然環境や伝統文化を活用し、都市との交流を進め、活力と魅力ある地域社会を創出します。

### ● 魅力ある農山漁村づくりの推進

農山漁村地域は、農林水産業を支えるだけでなく、県土の保全や水源のかん養などの多面的機能を有する重要な地域ですが、特に中山間地域においては、高齢化の進展や荒廃農地の発生などにより、地域の活力の低下が懸念されています。

一方、本県は都市部と中山間地域が高速道路等の高規格道路網で結ばれており、比較的短時間で往来出来るという特徴を有しています。

このことから、中山間地域の活性化のため、都市部の消費者に向けた魅力ある特産物づくりの促進、棚田等の地域資源を活用したイベントの開催等を通じての都市部との交流促進に取り組むとともに、地域住民だけでの実施が困難となった草刈りや伝統行事などの地域共同活動に都市住民の参画を促します。

鳥獣被害対策については、農作物被害の軽減に向けた侵入防止柵の整備や捕獲活動などを支援してきました。さらに、農業者の自衛箱わなによる捕獲の促進や、狩猟者の確保などの対策を強化しています。



また、有害鳥獣の捕獲を促進するため、今年度から県内処理施設のジビエを使用する飲食店を「ふくおかジビエの店」として認定し、ジビエ料理フェアの開催などにより獣肉の利活用の拡大に取り組んでいます。

## ● 街なか再生の推進

高度経済成長期における急速な都市の拡大や急激なモータリゼーションの進展等を背景に、郊外に低密度な市街地が形成されてきました。これに伴い、「中心市街地の空洞化」、「環境負荷の増大」、「都市の維持管理コストの増大」など、様々な問題が顕在化しています。県では、市町村と連携し、中心市街地や鉄道駅周辺等で既存の都市機能の集積のある地区又は公共交通軸の沿線に都市機能を誘導することにより、環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近な街なかなどの便利な場所で送ることのできる「持続可能な都市づくり」を推進しています。

具体的には、都市機能の誘導の核となる中心市街地に住む人を増やす「街なか居住の推進」や、集客力を高め、にぎわいを創出する「街なか集客力の向上」などの取組みと併せて、県土全域に対し、床面積1万㎡を超える商業施設等を広域的な拠点等に誘導する「大規模集客施設の立地ビジョン」や、都市計画区域外での土地利用の整序のための「準都市計画区域の広域指定」などの施策により都市の拡散を抑え、これらをいわゆるアクセルとブレーキとしたまちづくりを推進しています。

また、市町村に対し、街なかや公共交通沿線に、計画的に居住機能や都市機能の誘導を図るための「立地適正化計画」の策定を促しており、研修会を開催し、制度の解説や全国の優良事例の紹介を行うほか、策定に向けた技術的助言を行っています。

今後も、広域的な観点から都市計画行政をリードする県の役割として、社会情勢の大きな変化を踏まえ、地域特性に応じた計画的な土地の整備、開発及び保全を行うため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を定期的に見直すことにより、効率良く戦略的に、持続可能な都市の形成を推進していきます。

## ● 総合都市交通体系調査

総合都市交通体系調査は、パーソントリップ調査に基づいて、都市圏における将来の交通体系を総合的に把握し、計画等の策定に必要な基礎資料を収集する取組みです。九州地方整備局、福岡県、佐賀県、北九州市及び福岡市により構成される北部九州圏都市交通計画協議会として、昭和47年からおおむね10年ごとに調査を実施しています。

パーソントリップ調査は、北部九州圏域内の住民を対象に、移動する人の属性、場所、時間帯、目的、交通手段等について、都市交通の実態を調査します。

この調査結果は、都市計画・交通計画だけではなく、医療・福祉及び防災などの幅広い分野においても活用されています。

平成17年の前回調査からおおむね10年が経過し、少子高齢化による社会情勢の変化や九州新幹線など、交通状況が大きく変化したことを踏まえ、29年度から令和元年度にかけて、第5回パーソントリップ調査を実施しました。

### ● 連携中枢都市圏の推進

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても活力ある社会経済を維持するため「連携中枢都市圏」の形成が進められています。

本県においては、北九州市、久留米市が連携中枢都市宣言を行い、近隣の市町と連携して圏域全体の経済成長のけん引や生活関連サービスの向上に取り組んでいるところです。

### ● 定住自立圏構想の推進

人口減少と少子高齢化が急速に見込まれる地方圏において、中心的な都市と周辺の市町村が連携し、医療・福祉・商業などの暮らしに必要な機能を確保して、定住と地域の自立を進める、「定住自立圏構想」の実現が進められています。

本県においては、八女市、大牟田市、田川市、飯塚市が同構想に基づく中心市宣言を行い、定住自立圏ビジョンを策定して、生活・経済面で関わりの深い周辺市町村と圏域を形成し、定住に必要な生活機能の確保に取り組んでいるところです。

### ● 地域総合整備資金貸付制度

地域の振興、地域経済の活性化を図るため、都道府県及び政令指定都市等の出捐により、地域総合整備財団（ふるさと財団）が設立されています。

県は、同財団と連携を図りつつ、民間事業者が行う地域振興に寄与する事業活動等を支援するために無利子融資を行っています。

### ● 生活交通の確保

路線バスの減便や廃止が相次ぐ中、高齢者や車を運転できない方々のために、通院や通学、買い物などの日常生活における移動手段を確保することが必要です。

県では、広域的・幹線的な路線バスに対する国及び県による助成に加え、独自の補助制度により、路線バスやコミュニティバスの運行、車両等の購入、地域コミュニティ運送の実証実験費用に対して、一定の要件のもとに助成を行っています。また、誰もが利用しやすいタクシー車両の普及促進のため、令和元年度から新たに、ユニバーサルデザインタクシー及び福祉専用タクシー車両を導入する際の助成を行っています。

県内の鉄道においても、人口減少やモータリゼーションの進展により、輸送人員の減少に歯止めがかからず、事業者は厳しい経営状況が続いていますが、今後も、鉄道輸送における安全性を確保していくことが重要です。

県では、第三セクター鉄道や中小民鉄といった地域鉄道事業者が行う安全施設整備に対し、沿線市町村とともに補助を行っています。また、平成26年度から29年度にかけては、老朽化が進む筑豊電気鉄道の車両の更新等に対し支援を強化するとともに、28年度からは、これらの補助に加え、第三セクター鉄道事業者が行う車両の法定点検費用に対し補助を行っています。

また、県内の離島を結ぶ離島航路も、離島住民が通勤、通学、通院などに利用するほか日常生活物資、産業物資を輸送するなど、本土と島をつなぐ唯一の交通手段として重要な役割を果たしており、県はこれら航路の運営に係るやむを得ない欠損に対して国と共に補助を行い、航路の維持確保を図っているところです。

7 アジアとともに繁栄し、九州・山口の一体的発展を支えるための社会資本を整備する



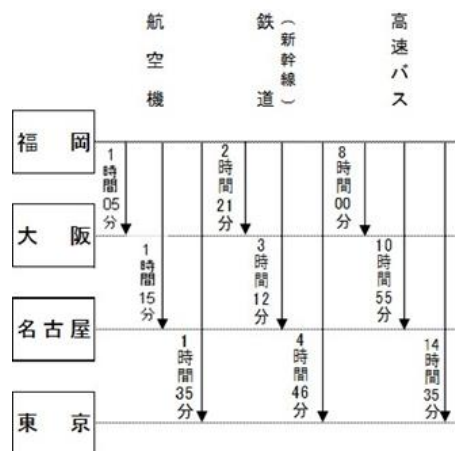
● 広域交通体系

本県では、高速道路、新幹線、空港などの高速交通基盤の整備が進み、また、物流拠点としての港湾整備も進められるなど、アジアや全国とを結ぶ広域的な交通体系が整備されています。

これらの交通基盤については国内・国際交流の拠点としての機能を十分に発揮するため、また県内地域間の連携強化のために、更なる交通ネットワークの整備・拡充を図る必要があります。

加えて、この広域交通拠点を利用した地域資源を生かした魅力のある地域づくりを進めるため、これらの交通基盤の特性を十分に活かし、交通基盤間での連携ができるような施策の推進が重要です。

三大都市圏までの所要時間



資料：県交通政策課  
 注：航空機は福岡空港～各空港  
 (東京は羽田、名古屋は中部、大阪は伊丹)  
 新幹線は博多駅～各駅  
 高速バスは博多駅～各BC

● 交流の促進をめざして

「九州はひとつ」の実行プロジェクトとして、九州広域高速ネットワークの中核をなす南北及び東西交通網の整備が急務です。このため、高規格幹線道路においては、九州内のミッシングリンクを解消し、九州の一体的な発展を図るため整備を促進します。

福岡市と鹿児島市を高速鉄道で結ぶ九州新幹線鹿児島ルートについては、平成23年に全線開業となりました。沿線の各県・市町村においては、全線開業が地域にもたらす効果を活かすべく観光や特産品などの振興に取り組んでいます。

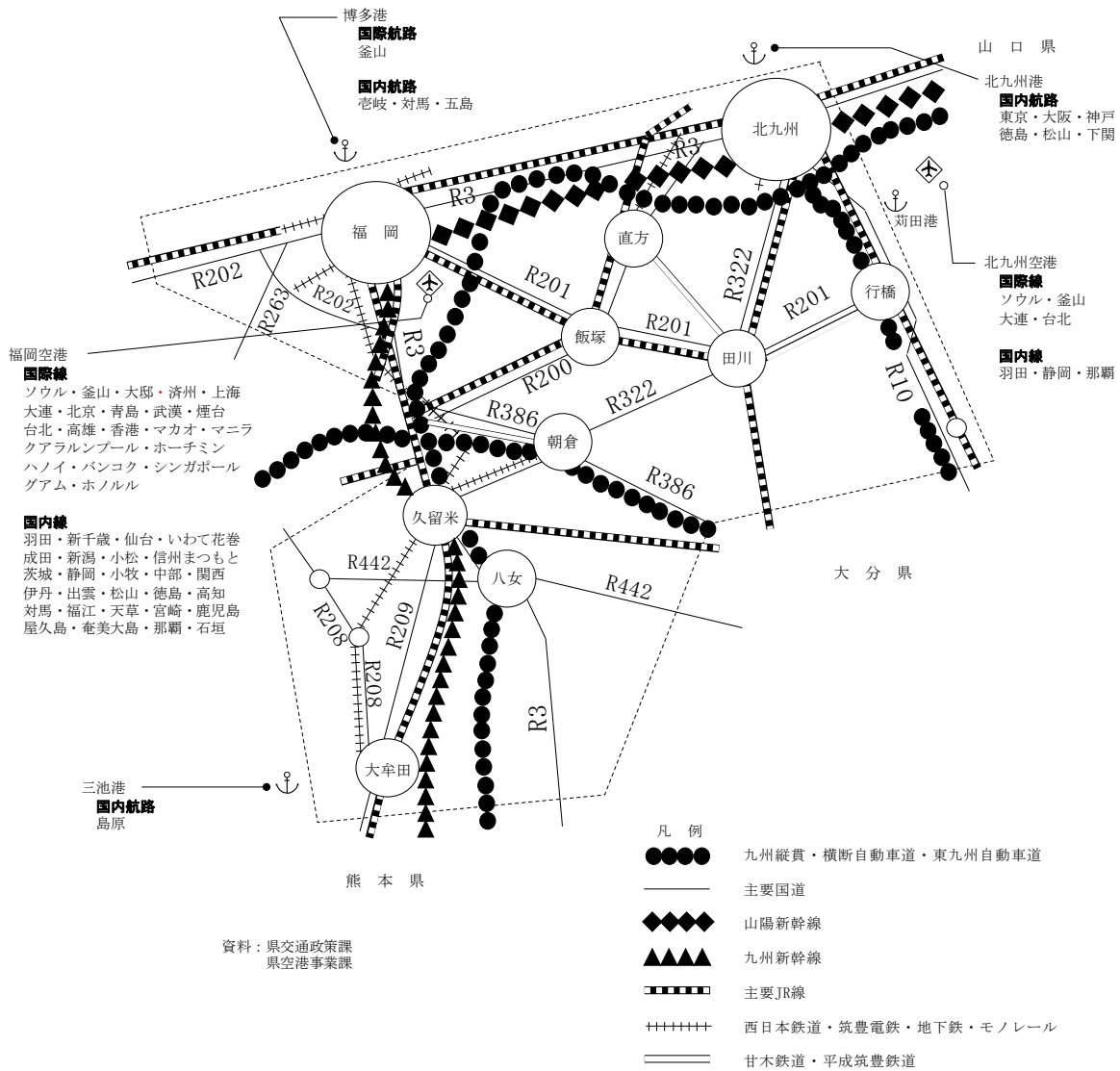
また、九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)については、武雄温泉～諫早間(44.7km)が20年に、さらに諫早～長崎間(21km)が24年に事業認可され、現在建設が進められています。

フリーゲージトレインについて29年7月に、JR九州が「採算性が成り立たず、フリーゲージトレインによる運営は困難」と表明し、30年5月には与党整備新幹線PT「九州新幹線(西九州ルート)検討委員会」の委員長が「フリーゲージ導入は事実上無理」と表明しています。

空港については、福岡空港は国内外のネットワークを拡充し、本県のみならず九州・西日本地域、アジアの拠点空港として、北九州空港は24時間空港の特色を生かして、福岡空港では対応できない早朝・深夜便やLCCの誘致、貨物拠点空港としての発展を目指します。

今後、交通関係者(県民、交通事業者、行政)が同じ方向に向かって交通施策を進めることで、道路交通、鉄道交通、海上交通及び航空交通が連携を図り、快適な交通環境の構築を目指します。

主要交通ネットワーク図（令和2年1月末現在）



(1) アジアの活力取り込みと人・モノの流動拡大

● 福岡空港、北九州空港の役割分担と相互補完の推進

近年の国際化の進展や経済社会のボーダレス化、地域間交流の拡大や訪日外国人の増加により、航空輸送の果たす役割は年々高まりをみせています。今後も増大し多様化する九州・西日本の航空需要に応える空のゲートウェイの役割を果たすため、都心部に近く、世界有数の利便性を誇る福岡空港、海上にあり、九州で唯一 24 時間利用可能な北九州空港のそれぞれの特色を活かし、さらに機能を強化するとともに、両空港の役割分担と相互補完を進めていきます。

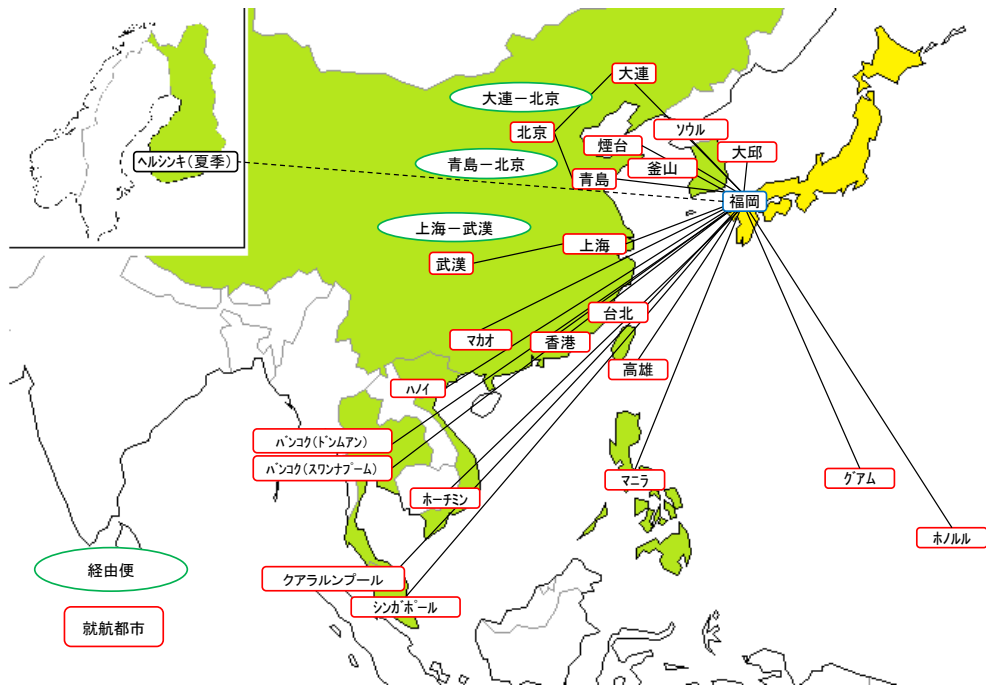
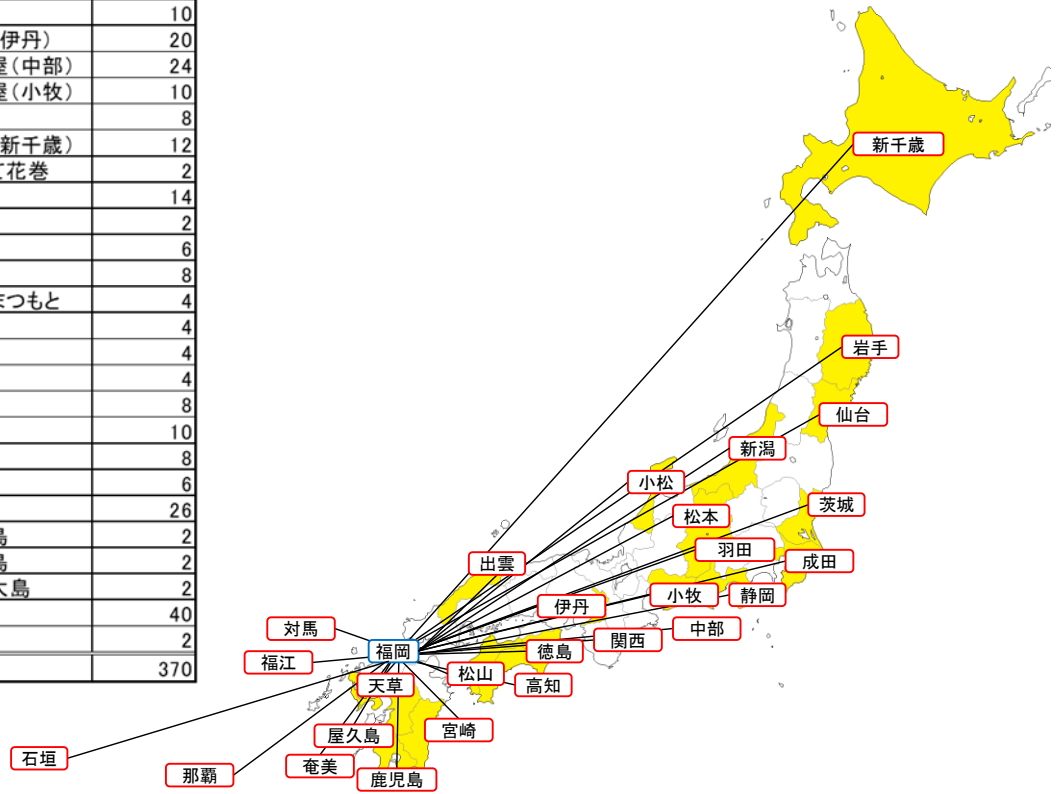
● 福岡空港

福岡空港は、令和 2 年 1 月現在で、国内線は 27 路線 1 日 370 便（発着回数）、国際線は 22 路線でアジア・太平洋地域を中心として 9 か国・地域、22 都市、週 744 便（発着回数）が就航するなど、豊富なネットワークを有しています（2 年 8 月現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、国際線の多くが運休となっている）。

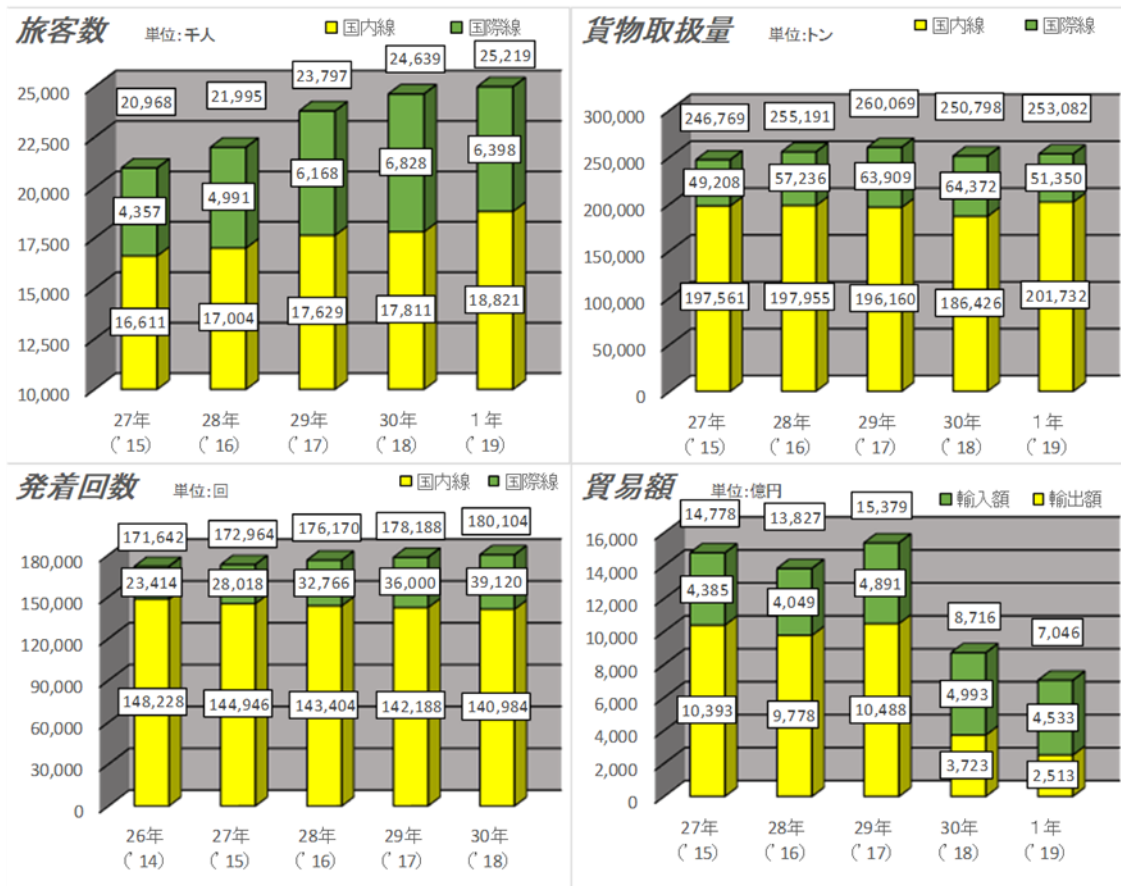
我が国有数の航空輸送実績を誇る九州・西日本の拠点空港として、本地域と国内外広域の交流と連携を支え、発展を続けています。

定期航空路線（令和2年1月現在）

| 国際線           |      | 国内線     |      |
|---------------|------|---------|------|
| 路線            | 便数/週 | 路線      | 便数/日 |
| ソウル           | 240  | 東京(羽田)  | 108  |
| 釜山            | 98   | 成田      | 24   |
| 大邱            | 14   | 関西      | 10   |
| 済州            | 4    | 大阪(伊丹)  | 20   |
| 大連-北京         | 14   | 名古屋(中部) | 24   |
| 青島-北京         | 14   | 名古屋(小牧) | 10   |
| 上海            | 42   | 静岡      | 8    |
| 上海-武漢         | 14   | 札幌(新千歳) | 12   |
| 煙台            | 4    | いわて花巻   | 2    |
| 香港            | 60   | 仙台      | 14   |
| マカオ           | 8    | 茨城      | 2    |
| 台北            | 86   | 新潟      | 6    |
| 高雄            | 14   | 小松      | 8    |
| マニラ           | 28   | 信州まつもと  | 4    |
| バンコク(スワンナプーム) | 14   | 出雲      | 4    |
| バンコク(ドンムアン)   | 22   | 徳島      | 4    |
| ハノイ           | 14   | 高知      | 4    |
| ホーチミン         | 10   | 松山      | 8    |
| シンガポール        | 14   | 対馬      | 10   |
| クアラルンプール      | 8    | 福江      | 8    |
| グアム           | 14   | 天草      | 6    |
| ホノルル          | 8    | 宮崎      | 26   |
|               |      | 鹿児島     | 2    |
|               |      | 屋久島     | 2    |
|               |      | 奄美大島    | 2    |
|               |      | 那覇      | 40   |
|               |      | 石垣      | 2    |
| 合計            | 744  | 合計      | 370  |



資料：県空港事業課



- ※ 旅客数、貨物取扱量：27年('15)～30年('18)国土交通省資料「空港管理状況調査」による確定値  
1年('19)大阪航空局「管内空港の利用状況概況集計表」による速報値
- ※ 発着回数：国土交通省資料「空港管理状況調査」における着陸回数（確定値）の2倍として計算
- ※ 貿易額：福岡空港税関支署資料「福岡空港貿易概況」による確定値

● 福岡空港の機能強化・利便性の向上

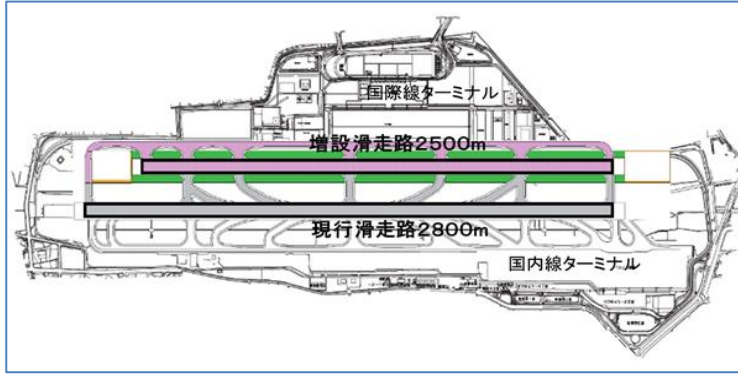
福岡空港は、九州・西日本地域の発展を支える拠点空港であり、またアジアへのゲートウェイとして重要な役割を果たしていますが、朝夕の航空機発着のピーク時には混雑や遅延等が常態化している状況にあり、抜本的な空港能力の向上が急務となっています。そのため、国は、平成28年1月の航空法の手続を経て、滑走路増設事業に着手し令和7年3月31日の供用開始に向けて事業を実施しています。また、2年1月、国内線側の平行誘導路二重化事業は完了しました。県は、滑走路増設事業の早期完成に向け、国、福岡市と協議・調整を行い、積極的に取り組んでいきます。

また、31年4月から、民間委託による空港運営事業が開始されました。県は福岡国際空港株の株主として、株主総会で議決権を行使するとともに、取締役会に副知事が非常勤取締役として参画し、必要な意見を述べることに加え、定期的な協議の場を設けることにより、日頃から同社との十分な意思疎通を図っています。

今後、福岡国際空港株と連携、協力して、利用者の利便性の向上と空港の魅力の向上に取り組むとともに、地域の期待に応える空港運営の確保を図っていきます。



▼ 滑走路増設事業の概要



|             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| 空港規模        | 現滑走路 : 2,800m<br>増設滑走路 : 2,500m    |
| 滑走路<br>処理容量 | 18.8万回/年(増設完成時)                    |
| 供用開始<br>予定日 | 令和7年3月31日<br>(航空法第40条に基づく告示)       |
| 総事業費        | 約1,643億円<br>※ほかに民間事業費<br>約200億円がある |

資料：県空港事業課

● 北九州空港

北九州空港は、北九州・京築地域を中心とした利用者圏域 200 万人の航空利便性の確保と地域活性化のため、国管理空港として平成 18 年に開港しました。令和 2 年 1 月現在、国内線は東京（羽田）線、静岡線、沖縄（那覇）線の 3 路線、国際線は、釜山線、ソウル（仁川）線、台北（桃園）線、大連線の 4 路線が就航しています（2 年 8 月現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、国際線のすべてが運休となっている。）。

北九州空港は 24 時間利用可能な海上空港で、早朝・深夜の時間帯にも羽田便が運航し、これに合わせて、空港と福岡市内を直接結ぶリムジンバスも運行されています。また、貨物拠点空港を目指した取組みも進めており、29 年 3 月、大型貨物機用のエプロンが整備され、30 年 6 月には ANA 定期貨物便が、元年 11 月には大韓航空定期貨物便が相次いで就航しました。これにより、那覇空港を経由してアジア 4 都市（上海・香港・バンコク・シンガポール）に加えて、韓国・仁川空港を経由して北米・欧州を結ぶネットワークが新たに構築されました。

県は、新規就航の実現に向けた国内外の航空会社に対する路線誘致活動や、貨物チャーター便の誘致、航空貨物の集貨促進など、より利便性の高い空港にするための取組みを通して、北九州圏域の地域活性化に貢献していきます。

定期航空路線数(令和2年1月末現在) 資料：県空港事業課

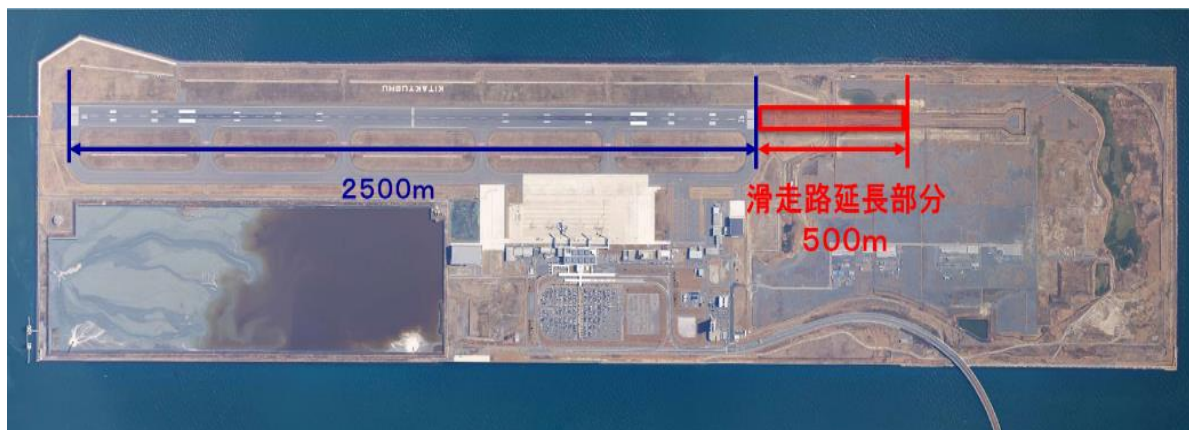
|     | 路線      | 航空会社            | 便数     |
|-----|---------|-----------------|--------|
| 国内線 | 東京(羽田)  | スターフライヤー        | 11往復/日 |
|     |         | 日本航空            | 5往復/日  |
|     | 静岡      | ジェットドリームエアラインズ* | 1往復/日  |
|     | 沖縄(那覇)  | スターフライヤー        | 1往復/日  |
| 国際線 | 釜山      | ジンエアー           | 3往復/週  |
|     | ソウル(仁川) | ジンエアー           | 3往復/週  |
|     | 台北(桃園)  | スターフライヤー        | 7往復/週  |
|     | 大連      | 中国東方航空          | 3往復/週  |

▼大韓航空貨物専用機

資料：県空港事業課



## ▼北九州空港



### ● 北九州空港の滑走路延長

24 時間空港の利点を活かし、北九州空港を貨物拠点空港として発展させていくため、大型貨物機の長距離運航が可能となるよう、2,500mの滑走路から 3,000mへの延長の実現に向けて、取り組んできました。

令和2年度から、滑走路延長に向けた国の調査が開始され、整備方法等の技術的な検討、事業に対する地域住民等の理解の促進や円滑な合意形成を図るための PI（パブリックインボルブメント）等が実施される予定です。

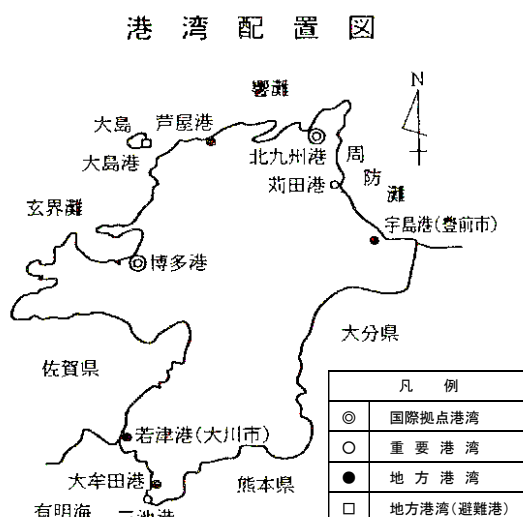
県は、滑走路延長の早期実現のため、国が実施する調査への協力を行っていきます。

### ● 港の位置と取扱貨物量

福岡県は、北西を玄界灘、響灘、南西を有明海、北東を周防灘に面しているという地理的条件から、古くより大陸との玄関口として栄え、今後もアジアに開かれた交流拠点として一層の発展が期待されています。

県内には国際拠点港湾の北九州港（北州市管理）、博多港（福岡市管理）と重要港湾の苅田港、三池港、他に地方港湾5港（福岡県管理）があり、それぞれの港の地理的、歴史的条件と背後圏の社会的、経済的な特性に応じた整備がなされ、地域の産業振興や広域交通体系の拠点として重要な役割を果たしています。

（県内主要港湾の取扱貨物量の実績は下表を参照）



### ● 苅田港の整備

苅田港は、臨海部に、電力・セメント・自動車関連等の企業が立地し、また、平成27年から分譲を開始した新松山臨海工業団地には、ユニ・チャームプロダクツ(株)や、バイオマス発電を行う企業が進出するなど、工業港として躍進を続けています。



このような中、さらなる発展を図るため、直轄事業との連携による航路の拡張、新松山地区における泊地や岸壁、その背後地である埠頭の整備を行っています。特に新松山地区では、東九州自動車道、北九州空港、苅田港が半径 5km 圏の陸海空の結節点という好立地を活かした企業誘致が進められており、27 年 4 月から一部分譲を開始した新松山臨海工業団地約 40 万 m<sup>2</sup>は企業の進出が相次いで決定し、令和元年度に完売となりました。現在、29 年度から着手した新たな工業用地（約 31 万 m<sup>2</sup>）の造成を進めています。

#### ● 三池港の整備

三池港は、三井鉱山により整備され、明治 41 年に開港しました。その後、三池炭の積出港として発展し、昭和 26 年に重要港湾に指定されています。炭鉱閉山後の県南地域の振興や発展のため、平成 10 年に公共岸壁を供用し、その後も船舶の大型化に対応した航路の整備や公共埠頭の拡張等を行ってきました。

18 年に開設された、釜山港との国際コンテナ航路は、週 1 便から週 2 便に増え、コンテナ取扱量も伸びています。これに対応するための公共埠頭の拡張整備が令和 2 年 1 月に完了し、有明海沿岸道路も延伸するなど、三池港は、今後も県南地域の物流拠点として期待されています。

また、三池港は、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」（27 年 7 月登録）の構成資産であり、三池港が有する日本の近代化を支えた世界遺産に値する歴史的・文化的な価値を保全するため、価値を構成する産業遺産の適切な保護に配慮しながら、港湾の開発及び利用に努めていきます。

県内主要港湾の取扱貨物量

| 港湾名  | 管理者名 | 種別     | 海上出入貨物取扱量<br>2018年(フレート・トン) |            | 取扱貨物主要品目<br>2018年(フレート・トン) |             |           |            |
|------|------|--------|-----------------------------|------------|----------------------------|-------------|-----------|------------|
|      |      |        | 総トン数                        | 外貨         | 外国貿易                       |             | 内国貿易      |            |
|      |      |        |                             | 内貨         |                            |             |           |            |
| 北九州港 | 北九州市 | 国際拠点港湾 | 101,762,049                 | 32,542,484 | 石炭                         | 8,635,857   | フェリー      | 45,461,425 |
|      |      |        |                             | 69,219,565 | 鉄鉱石                        | 7,547,771   | 鋼材        | 4,589,322  |
|      |      |        |                             |            | LNG(液化天然ガス)                | 3,250,409   | 完成自動車     | 4,926,676  |
|      |      |        |                             | 鋼材         | 1,641,375                  | セメント        | 1,630,591 |            |
|      |      |        |                             |            | 金属製品                       | 1,318,897   | コークス      | 1,576,251  |
|      |      |        |                             |            | 34,232,716                 | 完成自動車       | 3,463,676 | フェリー       |
| 博多港  | 福岡市  | 国際拠点港湾 | 19,394,370                  | ゴム製品       |                            | 1,642,994   | その他の石油    | 2,040,371  |
|      |      |        |                             | 17,440,681 | 家具装備品                      | 1,222,566   | 完成自動車     | 1,957,615  |
|      |      |        |                             |            |                            | 衣服・身廻品・はきもの | 1,116,415 | 揮発油        |
|      |      |        |                             | 自動車部品      |                            | 814,138     | 砂利・砂      | 1,680,888  |
|      |      |        |                             |            | 取合せ品                       |             | 1,001,523 |            |
|      |      |        |                             |            | 36,373,764                 | 完成自動車       | 4,002,850 | 自動車部品      |
| 苅田港  | 福岡県  | 重要港湾   | 7,869,913                   | 窯業品        |                            | 1,201,440   | セメント      | 7,975,791  |
|      |      |        |                             | 28,503,851 | 石炭                         | 1,057,450   | 非金属鉱物     | 2,308,362  |
|      |      |        |                             |            |                            | セメント        | 888,671   | 完成自動車      |
|      |      |        |                             | その他石油製品    |                            | 253,111     | 砂利・砂      | 1,723,280  |
| 三池港  | 福岡県  | 重要港湾   | 2,028,549                   | 1,063,818  | 石炭                         | 746,726     | 揮発油       | 234,965    |
|      |      |        |                             | 964,731    | 薪炭                         | 255,958     | 化学薬品      | 161,921    |
|      |      |        |                             |            |                            | 非金属鉱物       | 76,940    | 石油製品       |
|      |      |        |                             | 化学薬品       |                            | 38,309      | 重油        | 60,803     |
|      |      |        |                             |            | 原塩                         | 26,700      | 原塩        | 59,785     |

資料：県港湾課(福岡県の港湾「令和元年度版」より)

(2) 地域間連携強化のための広域ネットワークの整備

● 県内の道路の現況

本県には九州縦貫道などの高速自動車国道4路線をはじめ、一般国道26路線、県道449路線及び多くの市町村道があり、これらの道路網は互いに効果的に結ばれ、日常生活を支えるとともに、産業経済の発展に寄与しています。

高速道路を含む自動車1台当たりの道路面積は、平成30年4月1日現在、全国平均で98.9㎡、本県では75.4㎡であり全国平均を大きく下回っています。県内では、幹線道路を中心に交通混雑が生じており、特に福岡、北九州、久留米の各市内及び周辺部で著しいものがあります。

一般道路の改良率は、全国平均の62.1%に対し、本県は67.2%と上回っています。

● 高速交通体系の確保

本県は陸・海・空の物流拠点を擁する交通の要衝であります。高規格幹線道路においても九州内のミッシングリンクを解消し、九州の一体的な発展を図り、災害に強い広域ネットワークを構築するため、整備を促進しています。

| 国 県 道 の 実 延 長 (4,912.9Km)         |                            |                                       |                            |
|-----------------------------------|----------------------------|---------------------------------------|----------------------------|
| 高速自動車国道<br>204.4Km<br>4.2%        | 一般国道<br>1,196.1Km<br>24.3% | 主要地方道<br>1,644.1Km<br>33.5%           | 一般県道<br>1,868.3Km<br>38.0% |
| [管理者]                             | 国土交通省<br>492.0Km<br>10.0%  | 福岡県<br>1,399.4Km<br>28.5%             | 福岡県<br>1,620.8Km<br>32.9%  |
| 西日本<br>高速道路(株)<br>204.4Km<br>4.2% | 政令市<br>153.8Km<br>3.1%     | 西日本高速道路(株)<br>・道路公社<br>31.6Km<br>0.6% | 政令市<br>244.7Km<br>5.0%     |

平成30年4月1日現在 (資料：国土交通省「道路統計年報2019」)

● 整備状況

県内の道路網の中で改良率は、高速自動車国道は100.0%、一般国道は95.5%となっている一方、県道は76.6%、市町村道は65.2%となっており、国道に比べ低い状況にあります。

県内道路網の整備状況

平成30年4月1日現在 (資料：国土交通省道路局「道路統計年報2019」)

| 区 分      | 路線数<br>(本)     | 実延長<br>(Km) | 整備率<br>(%) |         | 改良率(5.5m以上)<br>(%) |       |       |   |   |      |      |                                    |
|----------|----------------|-------------|------------|---------|--------------------|-------|-------|---|---|------|------|------------------------------------|
|          |                |             | 全国平均       | 福岡県     | 全国平均               | 福岡県   |       |   |   |      |      |                                    |
| 高速自動車国道  | 西日本<br>高速道路(株) | 4           | 204.4      | -       | -                  | 100.0 | 100.0 | *路線数は重複しているため、各項目の集計は合計と一致しません。         |   |      |      |                                    |
| 指定区間     | 国土交通省          | 9           | 518.5      | 48.9    | 67.5               | 100.0 | 100.0 |   |   |      |      |                                    |
| 一般国道     | 福岡県            | 13          | 518.6      | 63.7    | 73.1               | 91.7  | 87.5  | *実延長は四捨五入しているため、各項目の集計は合計と一致しないことがあります。 |   |      |      |                                    |
|          | 北九州市           | 7           | 125.1      | 66.4    |                    | 91.2  |       |   |   |      |      |                                    |
|          | 福岡市            | 3           | 33.8       | 88.9    |                    | 99.7  |       |   |   |      |      |                                    |
|          | 計              | 26          | 1,196.1    | 58.3    |                    | 70.7  |       |   | 95.5  | 92.8 |      |                                    |
| 県道       | 主要地方道          | 福岡県         | 88         | 1,399.4 | 58.2               | 67.5  | 84.3  | 79.4                                    | *国道指定区間の国土交通省には西日本高速道路(株)及び福岡県道路公社管理分(福岡前原道路14.3km)を含みます。 |      |      |                                    |
|          | 北九州市           | 17          | 153.2      | 62.3    | 74.2               |       |       |   |   |      |      |                                    |
|          | 福岡市            | 13          | 91.5       | 65.3    | 94.9               |       |       |   |   |      |      |                                    |
|          | 計              | 101         | 1,644.1    | 59.0    | 84.0               |       |       |   |   |      |      |                                    |
|          | 一般県道           | 福岡県         | 301        | 1,620.8 | 51.3               |       | 56.3  |   |   | 70.3 | 63.4 | *市町村道の改良率は車道幅員5.5m未満を含む延長で算出しています。 |
|          | 北九州市           | 30          | 98.1       | 43.6    | 50.1               |       |       |   |   |      |      |                                    |
|          | 福岡市            | 35          | 149.4      | 59.9    | 81.3               |       |       |   |   |      |      |                                    |
| 小計       | 福岡県            | 389         | 3,020.1    | 54.5    | 61.3               | 76.8  | 70.6  | *独立専用自歩道は除きます。                          |   |      |      |                                    |
| 北九州市     | 47             | 251.2       | 55.0       | 64.8    |                    |       |       |   |   |      |      |                                    |
| 福岡市      | 48             | 240.8       | 61.9       | 86.4    |                    |       |       |   |   |      |      |                                    |
| 計        |                | 449         | 3,512.1    | 55.0    |                    | 76.6  |       |   |   |      |      |                                    |
| 市町村道     | 北九州市           | 20,439      | 3,816.9    | -       | -                  | 60.8  | 59.3  |   |   |      |      |                                    |
|          | 福岡市            | 22,134      | 3,553.3    | -       |                    | 75.0  |       |   |   |      |      |                                    |
|          | 福岡北九州高速道路公社    | 10          | 106.3      | -       |                    | 100.0 |       |   |   |      |      |                                    |
|          | 北九州市道路公社       | 1           | 2.1        | -       |                    | 100.0 |       |   |   |      |      |                                    |
|          | その他の市町村        | 87,666      | 25,446.6   | -       |                    | 64.4  |       |   |   |      |      |                                    |
|          | 計              | 130,250     | 32,925.2   | -       |                    | 65.2  |       |   |   |      |      |                                    |
| 総計       | 130,729        | 37,837.8    | -          | -       | 67.4               | 62.3  |       |   |   |      |      |                                    |
| 福岡県管理道路計 | 402            | 3,538.8     | 55.8       | -       | 79.0               | -     |       |   |   |      |      |                                    |

● 広域ネットワークの整備

地域間の連携が円滑に図られるよう、地域と地域を結ぶ基幹的な道路の整備を進めています。また、福岡空港、北九州空港、三池港、荻田港、インターチェンジなど広域交通を担う拠点相互を結ぶ道路の強化を進めています。

● 地域の活力を支える道路の整備

地域がそれぞれの特性を活かしつつ自立的に発展できるよう、農林水産業、自動車、バイオなどの地域の産業拠点と空港、港湾、インターチェンジなどを結ぶ道路の整備を進めています。また、中山間地域における自動車による安全・安心な移動環境を確保するため、中山間地域の生活を支える道路の整備を進めています。

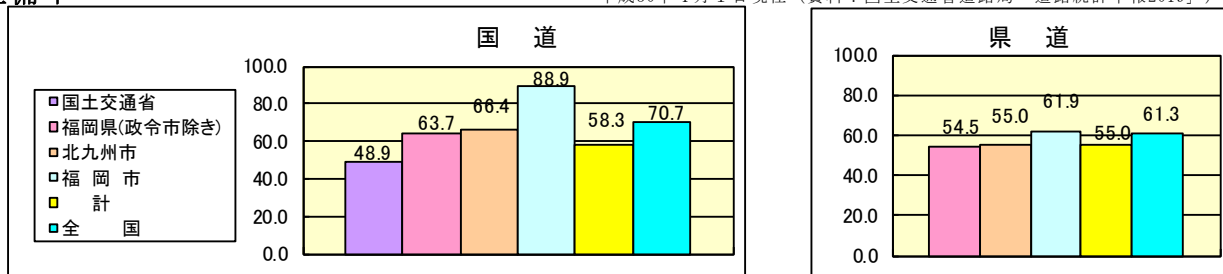
● 安全で快適な道づくり

近年の社会的ニーズを背景にして、道路景観の向上や歩道、自転車通行空間の整備など安全で快適な道づくりを進めています。

また、道路資産を有効に活用するため、無電柱化等の道路空間の有効活用、維持管理の強化など安全で円滑な道路交通の確保を図っています。

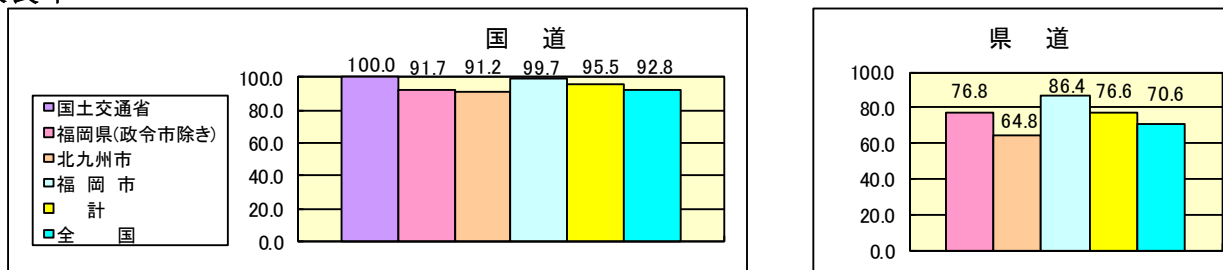
整備率

平成30年4月1日現在（資料：国土交通省道路局「道路統計年報2019」）



整備率 (%) = (改良済延長 (W=5.5m以上) - 混雑度1.0以上の延長) / 実延長 \* 100

改良率



改良率 (%) = 改良済延長 (W=5.5m以上) / 実延長 \* 100

県内の主な道路改築事業

| 区分 | 種 別     | 事業主体        | 主 な 事 業 箇 所   |
|----|---------|-------------|---|
|    | 一 般 国 道 | 国土交通省       | 3号 黒崎バイパス、岡垣バイパス、鳥栖久留米道路<br>201号 八木山バイパス、香春拡幅<br>202号 春吉橋架替、周船寺橋架替<br>208号 有明海沿岸道路（大牟田～大川）、大川佐賀道路、浦島橋架替<br>210号 浮羽バイパス<br>202号・497号 今宿道路（西九州自動車道）   |
|    |         | 県           | 322号 香春大任バイパス、嘉麻バイパス<br>甘木バイパス、第2大刀洗バイパス<br>385号 那珂川拡幅、那珂川拡幅Ⅱ期<br>442号 黒木バイパス、筑後バイパス（4車線化）<br>443号 三橋瀬高バイパス（4車線化）、柳川バイパス<br>496号 上伊良原改良<br>500号 第二西落合拡幅、小石原改良、小石原川ダム付替道路  |
|    | 県 道     | 県           | 14号 (主)鳥栖朝倉線（小郡市、朝倉市）<br>18号 (主)大牟田川副線（柳川市、大川市）<br>22号 (主)田川直方線（田川市、大任町）<br>23号 (主)久留米柳川線（久留米市、大木町、柳川市）<br>24号 (主)福岡東環状線（粕屋町）<br>25号 (主)門司行橋線（行橋市）<br>27号 (主)直方芦屋線（芦屋町）<br>30号 (主)飯塚福岡線（宮若市）<br>35号 (主)筑紫野古賀線（筑紫野市、太宰府市、宇美町、須恵町、粕屋町、古賀市）<br>52号 (主)八女香春線（八女市、うきは市、朝倉市、東峰村）<br>53号 (主)久留米筑紫野線（久留米市、小郡市、筑前町）<br>54号 (主)福岡志摩前線（糸島市）<br>60号 (主)飯塚大野城線（宇美町、大野城市）<br>89号 (主)瀬高久留米線（筑後市）<br>203号 (一)中間水巻線（中間市）<br>245号 (一)新北九州空港線（苅田町）<br>472号 (一)直方鞍手線（直方市、鞍手町）<br>476号 (一)飯塚穂波線（飯塚市） |
|    | 都市高速道路  | 福岡北九州高速道路公社 | 福岡高速道路、北九州高速道路  |

資料：県道路建設課、令和2年5月現在

## ● 市町村道路施設の老朽化対策

県内橋梁の約8割を占める市町村が管理する橋梁について、老朽化対策に関する適切な助言、指導を行っています。

また、橋梁の点検・診断、修繕の技術講習会を開催し、市町村職員の技術力の向上を図っています。

## ● 連続立体交差事業の推進

本県では、平成16年に都市計画事業認可を受けて、西鉄天神大牟田線（春日原～下大利）連続立体交差事業を推進しています。この事業は、市街地において連続して道路と交差している鉄道の一定区間を高架化する事業です。

事業効果としては、数多くの踏切が同時に除去されるため、踏切遮断による交通渋滞や踏切事故が解消されます。また、鉄道で分断されていた地域が一体化するため、周辺住民等の利便性が飛躍的に向上し、まちづくり・都市の発展といった面においても極めて大きな効果が期待されます。

## ● 鉄道

鉄道は、定時性を持つ大量公共交通機関として、また、環境問題等からも再評価されています。今後も県内広域交通ネットワークの形成のための鉄道整備を促進していく必要があります。

県内の鉄道網（軌道含む）は、8社、24路線、総延長約801kmに及んでいます。

JR九州は、昭和62年の発足以来、大幅な運行本数の増加、新駅の設置、新型車両の導入、九州新幹線の開業等による輸送力強化を進めています。また、県内外各地域を結ぶ広域ネットワークを形成しており、基幹的公共交通機関となっています。

平成12年には、福岡都市圏の交通体系の整備促進を図るために実施した筑肥線下山門～筑前前原間の複線化が開業しました。また、13年に北九州・福岡両都市圏と筑豊地域を結ぶ基幹鉄道である篠栗線・筑豊本線の吉塚～黒崎間（愛称：福北ゆたか線）も電化開業しています。

県内では、JR西日本も一部運行しており、2年に開業した博多南線は新幹線回送列車を営業化したもので、福岡市南部、春日市、那珂川市と都心を直結する路線として通勤通学客を中心に利用客が増加しています。

西日本鉄道も、新型車両の導入、施設改良等による輸送力強化を進め続けてきましたが、利用者の減少等から、19年に旧宮地岳線の一部（西鉄新宮～津屋崎間）を廃止し、路線の名称も貝塚線と改めました。廃止区間には、バス代替路線が設けられています。

県内都市部における大量公共輸送機関として、福岡市営地下鉄や北九州モノレールが運行されています。福岡市営地下鉄は17年に七隈線（3号線）が開通し、また、同線は24年に天神南～博多間の延伸工事が認可され、現在整備が進められています。北九州モノレールは10年にJR小倉駅まで延伸しています。

特定地方交通線から転換した第三セクター鉄道として、甘木鉄道（昭和61年開業）及び平成筑豊鉄道（平成元年開業）が運行していますが、国鉄時代より大幅に増便し、新駅を設置するなど利便性向上に向けた経営努力を行うことにより、生活路線として定着し、沿線の開発にも寄与しています。

県内鉄道軌道路線指標

(R2.4.1 現在)

| 区分        | 事業者        | 路線名      | 営業区間          | 営業キロ    | 電化率    | 複線化率                     | 備考                         |
|-----------|------------|----------|---------------|---------|--------|--------------------------|----------------------------|
| 鉄<br>道    | 九州旅客鉄道(株)  | 山陽本線     | 下関～門司         | 6.3     | 100.0% | 100.0%                   |                            |
|           |            | 鹿児島本線    | 門司港～八代、川内～鹿児島 | * 131.5 | 100.0% | 100.0%                   | 門司港～大牟田<br>(原田～久留米間16km除く) |
|           |            | 日豊本線     | 小倉～鹿児島        | * 50.0  | 100.0% | 100.0%                   | 小倉～吉富                      |
|           |            | 筑肥線      | 姪浜～伊万里        | * 30.2  | 100.0% | 42.1%                    | 姪浜～鹿家<br>(地下鉄1号と直通運転)      |
|           |            | 篠栗線      | 吉塚～桂川         | 25.1    | 100.0% | 0.0%                     |                            |
|           |            | 筑豊本線     | 若松～原田         | 66.1    | 52.2%  | 59.6%                    |                            |
|           |            | 香椎線      | 西戸崎～宇美        | 25.4    | 0.0%   | 0.0%                     |                            |
|           |            | 日田彦山線    | 城野～夜明         | * 61.3  | 0.0%   | 0.0%                     | 城野～宝珠山                     |
|           |            | 後藤寺線     | 新飯塚～田川後藤寺     | 13.3    | 0.0%   | 0.0%                     |                            |
|           |            | 久大本線     | 久留米～大分        | * 33.0  | 0.0%   | 0.0%                     | 久留米～筑後大石                   |
|           |            | 九州新幹線    | 博多～鹿児島中央      | 69.3    | 100.0% | 100.0%                   | 博多～新大牟田<br>(一部佐賀県内の区間を含む)  |
|           | 計          | 11路線     | 511.5         | 67.8%   | 60.4%  |                          |                            |
|           | 西日本旅客鉄道(株) | 山陽新幹線    | 新大阪～博多        | * 67.2  | 100.0% | 100.0%                   | 小倉～博多                      |
|           |            | 博多南線     | 博多～博多南        | 8.5     | 100.0% | 100.0%                   |                            |
|           | 計          | 2路線      | 75.7          | 100.0%  | 100.0% |                          |                            |
|           | 西日本鉄道(株)   | 天神大牟田線   | 西鉄福岡(天神)～大牟田  | 95.1    | 100.0% | 61.7%                    | 太宰府線2.4km 甘木線17.9km        |
|           |            | 貝塚線      | 貝塚～西鉄新宮       | 11.0    | 100.0% | 0.0%                     |                            |
|           | 計          | 2路線      | 106.1         | 100.0%  | 55.3%  |                          |                            |
|           | 筑豊電気鉄道(株)  |          | 黒崎駅前～筑豊直方     | 16.0    | 100.0% | 100.0%                   |                            |
|           | 福岡市(交通局)   | 空港線(1号線) | 姪浜～福岡空港       | 13.1    | 100.0% | 100.0%                   | JR筑肥線と直通運転                 |
|           |            | 箱崎線(2号線) | 中洲川端～貝塚       | 4.7     | 100.0% | 100.0%                   |                            |
|           |            | 七隈線(3号線) | 天神南～橋本        | 12.0    | 100.0% | 100.0%                   |                            |
|           | 計          | 3路線      | 29.8          | 100.0%  | 100.0% |                          |                            |
|           | 甘木鉄道(株)    | 甘木線      | 基山～甘木         | * 12.4  | 0.0%   | 0.0%                     | (基山～県境までの1.3kmを除く)         |
| 平成筑豊鉄道(株) | 伊田線        | 直方～田川伊田  | 16.1          | 0.0%    | 100.0% |                          |                            |
|           | 糸田線        | 金田～田川後藤寺 | 6.8           | 0.0%    | 0.0%   |                          |                            |
|           | 田川線        | 田川伊田～行橋  | 26.3          | 0.0%    | 0.0%   |                          |                            |
| 計         | 3路線        | 49.2     | 0.0%          | 32.7%   |        |                          |                            |
| 小計        |            |          | 792.2         | 71.4%   | 62.7%  | 博多南線は九州新幹線と重複するため、除外して計算 |                            |
| 軌道        | 北九州高速鉄道(株) |          | 小倉～企救丘        | 8.8     | 100.0% | 100.0%                   |                            |
| 合計        | 8社         | 24路線     | 801.0         | 71.8%   | 63.1%  |                          |                            |

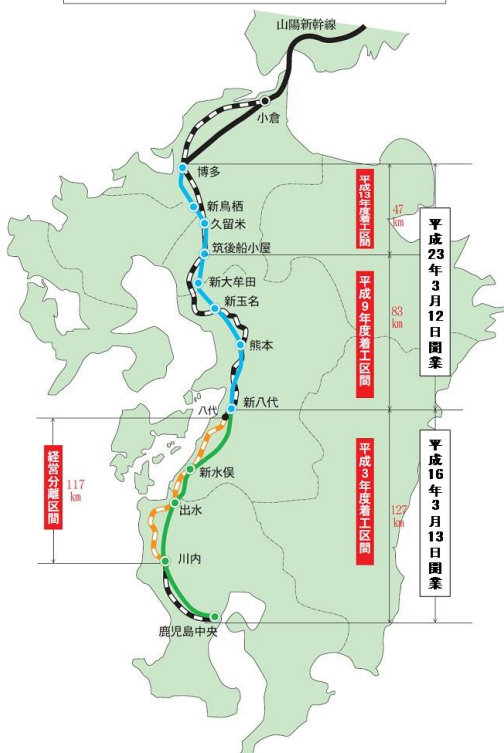
資料：県交通政策課 \*は県内区間

● 九州新幹線（鹿児島ルート）

九州新幹線鹿児島ルートは、九州の一体的浮揚・発展を実現するための大動脈として、また、本県の県南地域の発展に不可欠な高速輸送基盤として、博多～鹿児島中央間を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設主体となって整備し、平成 23 年に全線開業しました。全線開業と同時に山陽新幹線との相互直通運転が開始となり、九州内はもとより、関西・中国をはじめとする九州圏外の各圏域との結びつきも強化されるなど、交流人口の拡大や地域経済の発展等に大変な効果をもたらしています。

県内には、博多駅、久留米駅、筑後船小屋駅、新大牟田駅の 4 駅があり、地元自治体によって、各駅を中心とした誘客促進、駅への交通アクセスの向上等、様々な取組みが行われているところですが、九州一体となった地域活性化、社会経済の発展につなげていくため、一層広域的な新幹線ネットワークの整備を推進します。

九州新幹線鹿児島ルート概要図



[九州新幹線鹿児島ルート概要]

- ・ 総延長 257 k m
- 博多～新八代 130 k m
- 新八代～鹿児島中央 127 k m
- ・ 所要時間（最速）
- 博多～熊本間 32 分
- 博多～鹿児島中央間 1 時間 16 分
- 新大阪～鹿児島中央間 3 時間 41 分

● 東九州新幹線

東九州新幹線は、福岡市から大分市・宮崎市附近を通り、鹿児島市を終点とする路線です。

昭和 48 年に基本計画路線に決定されて以降、未だ整備計画路線の決定がなされていませんが、時間距離を大幅に短縮するとともに、産業経済や文化活動など様々な交流を活発化させ、東九州の発展に導くために必要な高速交通機関です。そのため、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県、北九州市等で構成する「東九州新幹線鉄道建設促進期成会」を組織し、整備計画路線への格上げと所要の整備財源の確保について、国に対し要望を行っています。



## 2 安心して子育てができること

### 1 安心して子どもを生み育てることができる社会をつくる



#### ● 総合的な子ども・子育て支援対策の推進

雇用の不安定さや結婚観の変化等による未婚化・晩婚化、養育費・教育費の負担感、仕事と家庭の両立の困難さなどを背景として、少子化が急速に進行しています。また、都市化や核家族化の進展などに伴い、家庭や地域での子育て機能が低下するなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

このため、本県では、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、令和2年度から6年度までを計画期間とする第2期「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」（福岡県子ども・子育て支援事業支援計画及び福岡県次世代育成支援行動計画）を策定しました。このプランに従い、少子化の流れを食い止め、若者が結婚や子育てに夢や希望を持ち、その希望をかなえ、子どもを安心して生み育てることができ、子どもが健やかに育つ社会づくり、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりをさらに進めるための総合的施策を推進します。

#### (1) 若者が結婚・子育てに希望を持つ社会づくりの推進

##### ● 出会い応援・子育て支援

「出会い応援団体」として登録した企業・団体が、ボランティアで独身者の出会いの場となる出会いイベントを開催し、県はメールマガジン「あかい糸めーる」等でこのイベント情報を発信することで、結婚のきっかけづくりを行います。また、新たに「企業・団体間マッチング支援センター」を設置し、事業者団体等と連携して、異業種間の交流や体験型のイベント等、独身者のニーズを踏まえた多様な出会いの場の提供を推進します。加えて、今年度は、11月に「結婚応援キャンペーン週間」（仮称）を設け、この期間中に「出会い応援団体」による出会いイベントの集中開催や結婚された方への特典提供などを行い、それら結婚応援に係るさまざまな情報を、メディアやSNSを活用し、若者に直接、発信します。さらに、企業・事業所のトップが従業員の仕事と子育ての両立を支援する取組みを自主的に宣言する「子育て応援宣言企業」の登録拡大、登録した店舗等が子育て家庭を対象に様々な子育て応援サービスを提供する「「子育て応援の店」推進事業」の実施により、社会全体で結婚や子育てを応援する気運づくりに取り組んでいます。

11月の「ふくおか・みんなで家族月間」では、市町村や企業・店舗等と協働し、県内各地で家族・子育てに関する取組みを実施し、社会全体で子育てを応援する気運の更なる醸成を図ります。

#### (2) 子どもと母親などの健康の推進

##### ● 周産期医療の充実

安心して子どもを生み育てられる環境を整備するため、周産期（妊娠満22週から出生後7日未満の期間）医療の充実を進めています。

切迫早産や多胎妊娠などリスクの高い妊産婦や新生児に対応するため、7か所の総合周産期



母子医療センターと5か所の地域周産期母子医療センターを中心に、24時間高度で専門的な医療を提供できる体制の整備に努めています。

また、福岡地域に、「母体搬送コーディネーター」を設置し、周産期母子医療センター及び協力病院でのスマートフォンによる受入可否情報共有化や、医療施設間の母体搬送調整を行うなど、円滑な搬送体制構築を進めています。

#### ● 母子保健の充実

少子化や高齢化の進展、核家族化、女性の社会進出など母子をとりまく環境が大きく変化する中、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の必要性が高まっています。

このため、身体的、精神的な悩みを持つ女性や不妊症、不育症に悩む夫婦等に対し、保健福祉（環境）事務所において相談支援を行うほか、妊娠・子育て・思春期に関する専用の電話相談、メール相談の体制を整備しています。

また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターが早期に設置できるよう市町村を支援するとともに、産前・産後サポート事業や産後ケア事業等の実施市町村の拡大に努めています。

不妊治療の助成事業においては、今年度から、県独自の施策として、凍結胚移植のみの治療の助成を受けたことがある場合に通算助成回数の上限に関わらず合計助成上限額に達するまで助成するなど、制度の拡充を図っています。

また、先天性聴覚障害を抱える乳幼児を円滑に療育につなげるため、新たに「乳幼児聴覚支援センター（仮称）」を設置し、新生児聴覚検査体制及び支援体制の充実を図ります。

#### ● 子ども医療費支給制度

子どもの健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を安心して受けることができるよう、医療費のうち患者負担分を公費で負担する制度です。入院・通院とも小学校就学前までの乳幼児を支給対象としていましたが、子育て家庭へのより一層の支援を図るため、平成28年10月から入院・通院とも小学6年生まで拡大しています。

### (3) 子育てを応援する社会づくりの推進

#### ● 保育事業の推進

保育事業の目的は、子どもが健やかに生まれ育つことを保障するとともに、男女共同参画社会の高まりに対応できる子育てと仕事の両立を支援することです。

保育事業は市町村における児童福祉対策の中核的な事業となっており、本県ではこれを積極的に支援しています。

平成31年4月1日現在、県内保育所等の数は1,363か所、定員125,289人、入所児童数120,382人で、充足率は96.1%（定員に対する入所児童数の割合）となっています。また、県内の待機児童は、27年の子ども・子育て支援新制度の施行により、保育要件が緩和されたことなどから、保育需要が高まった結果、増加傾向にあり、31年4月においては、1,232人となっています。

本県では、待機児童の早期解消を図るため、市町村と連携しながら、「保育所等整備交付金」等を活用した保育所の創設や増改築など、保育の受け皿整備を積極的に推進するとともに、県保育士就職支援センターを設置し、必要な保育士の確保に努めております。また、延長保育、病児

保育等の促進、地域子育て支援拠点や一時預かりの普及の促進など、子育て家庭への支援に取り組んでいます。

### ● 認定こども園制度の推進

幼稚園と保育所に加えて、就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢である「認定こども園」制度が平成18年からスタートしました。

「認定こども園」は、保護者の就労状況にかかわらず入園でき、幼稚園での教育と保育所での保育とを一体的に行う機能と、すべての子育て家庭を対象に子育て相談や親子の集いの場など地域における子育て支援を行う機能を併せ持ちます。

県では、事業者からの申請に基づき「認定こども園」の認可・認定を行っており、令和2年4月1日現在認定こども園の数は142か所となっています。

### ● 児童手当

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、児童を養育している者に対し、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童手当が支給されています。

令和2年度の児童一人当たりの手当の月額額は、3歳未満については一律15,000円、3歳以上小学校修了前までの第1子・第2子は10,000円、第3子以降は15,000円、中学生は一律10,000円が支給されます。また、平成24年6月分から所得制限が適用され、所得制限額以上である者には、当分の間、特例給付として月額5,000円が支給されます。

## 2 きめ細かな対応が必要な子どもを支える



### (1) 家庭環境上の課題を抱えた子どもへの支援

#### ● 児童虐待の防止

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に深刻な影響を与える重大な権利侵害であり、次の世代へと連鎖するおそれがあります。

このため、県では、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から児童の自立支援、再発防止まで切れ目のない施策を総合的に展開するため、児童相談所の機能強化や市町村への支援等を実施しています。

児童虐待等により、保護を要する児童相談に迅速に対応するため、児童相談所において24時間いつでも相談を受ける体制を整えるとともに、児童虐待の防止には関係機関相互の連携強化が重要であることから、市町村における学校や保育所等の関係機関の実務者による連絡会議の運営に関する助言・指導を積極的に行っています。また、虐待で親子分離（施設入所等）した児童とその保護者を対象に親子のきずな再生プログラムを作成・実施し、親子の関係修復及び虐待の再発防止を図っています。

また、医療現場は、身体的虐待が疑われる児童の受診も想定されるなど、児童虐待の早期発見が可能な機関であることから、県では、地域の医療機関の協力のもと、児童虐待対応のネットワークを構築し、児童虐待対応力の向上を図っています。

児童相談所における児童虐待相談対応件数

| 年度  | 24    | 25    | 26    | 27    | 28    | 29    | 30    | R1    |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 県所管 | 1,037 | 906   | 951   | 1,229 | 2,300 | 3,084 | 3,513 | 4,652 |
| 政令市 | 875   | 795   | 1,001 | 1,169 | 1,894 | 2,431 | 3,395 | 4,559 |
| 計   | 1,912 | 1,701 | 1,952 | 2,398 | 4,194 | 5,515 | 6,908 | 9,211 |

資料：県児童家庭課

● 社会的養護の充実

児童養護施設等の退所者は、保護者等からの支援が見込まれずに、住居や生活費の確保が困難な状況にある者が少なくありません。このため、平成28年度から児童養護施設等の退所者の円滑な自立を支援するため、施設退所者等自立支援資金貸付事業を行っています。

また、29年度から児童養護施設等の入所児童や、自立援助ホームの入所者等が、原則22歳の年度末まで引き続き必要な援助を受けられるよう、居住支援等を行っています。

虐待等の理由から、家庭における養育が困難となった子どもに対し、温かな愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育を提供する「里親制度」は、子どもの健全な育成を図る上で、重要な取組みであり、里親等への委託を推進していく必要があります。

このため、今年度から、十分な専門性と経験を積んだ人材により継続した中長期的なソーシャルワークを実施するNPO法人等の民間機関を活用し、里親の開拓から委託後のサポートまで一貫した支援に取り組むとともに、里親委託児童等の高校進学や就職時に必要となる経費の一部について助成を行っています。

● ひとり親家庭の福祉の充実

ひとり親家庭の親は、子育てと家事、生計を一人で担わなければならない、厳しい生活環境にある家庭も少なくありません。

このため、県では、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策などの総合的な自立支援策を推進しています。

ひとり親サポートセンターを県内3か所に設置し、就業相談や就業支援講習会の実施、求人情報の提供など一貫した就業支援、養育費相談などを実施しています。また、高卒認定試験の合格を目指す講座又は職業訓練のための講座の受講料助成や資格取得のため養成機関で修業する際の生活援助のための給付金支給及び資金の貸付を行い、就労による自立を支援しています。

平成30年度からは、養育費の確保支援のため、弁護士による無料電話相談の開催や県内18か所ある弁護士相談センターにおいて無料で相談できるクーポンを発行しています。その他、ひとり親が病気になったときの日常生活の支援や、ひとり親家庭の医療費負担の軽減などとともに、大学生等のボランティア派遣によるひとり親家庭のための学習支援事業を実施し、ひとり親家庭の福祉の充実に努めています。

## (2) 貧困の状況にある子どもへの支援

### ● 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が平成26年1月に施行されました。

県では、28年3月に「福岡県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、「すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて、教育を受け、職業に就くことで、地域社会を支える一員として活躍できる福岡県」を目指すことを基本目標として、市町村をはじめ、関係機関や関係団体等との連携を図りながら、全庁一体となって、計画を推進しています。

その一環として、経済的にお困りで、様々な悩みや不安を抱える子育て世帯の方の相談に、ワンストップで応じる「子ども支援オフィス」を県内5か所（粕屋オフィス、水巻オフィス、久留米オフィス、行橋オフィス、田川オフィス）に設置し、関係機関と連携して支援を行うほか、児童養護施設等退所者やひとり親家庭に対する支援の強化、市町村が行う放課後児童クラブ利用料減免への支援、教育現場における支援体制の充実などに取り組んでいます。

### 3 子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること

#### ● 子ども・若者育成施策の総合的推進

本県では、平成30年3月に「福岡県青少年健全育成総合計画」を策定し、青少年が自分自身を大切にしながら、相手のことを尊重し互いの多様性を認め、思いやりの心を持って社会的な自立を果たせるよう、「豊かな心と志を持つたくましい青少年」の育成を目指しています。

その実現のため、国や市町村、福岡県青少年育成県民会議等の民間団体、企業等とも緊密な連携を図りながら、青少年の育成を進めてまいります。

#### 1 「学力・体力・豊かな心」を育成する



##### (1) 学力の向上

#### ● 確かな学力向上のための取組みの推進

確かな学力の育成のため、県・市町村・学校が一体となって、総合的な学力向上の取組みを推進しています。そのうち、「ふくおか学力アップ推進事業」では、学力向上推進強化市町村に対して学力向上支援チームと非常勤講師の重点的派遣や学力向上施策への助成を行うとともに、小中連携教育の推進、指定都市との連携強化など様々な施策を進めているところです。平成27年度からは「福岡県学力調査」を実施し、全ての教科の基盤となる国語、算数・数学の学力について、各学校が早期に課題を把握し、早期から実態に基づく日常の授業改善等に対応できるようにしています。29年度からは、中学校1年を調査対象に加えることで、全国調査と併せて小学校5年から中学校3年までの児童生徒の学力の状況を継続して把握できるようにしています。

また、指定都市を除く県内の小学校4年から中学校3年までに国語、算数・数学の活用力を育成する教材集を配布するとともに、その育成状況を診断して取組みの改善を図るための診断テストを実施しています。

さらに、28年度から「主体的・対話的で深い学び推進事業」として、公開授業、授業検討会等を通して、小・中学校教員の教科の本質を踏まえた実践的指導力の向上を図っています。29年度からは「学力向上推進拠点校指定事業」として、各地区の中学校を学力向上推進拠点校に指定し、小中9年間をつないだ学力向上のための授業づくりや組織づくりの視点から実践研究を行っており、第Ⅱ期となる令和2年度からは、新たに6中学校を指定し、学力向上に向けた取組みを継続的に進めています。

また、地域人材の協力による学校支援活動や放課後等における学習支援・体験活動の充実、安心安全な放課後の居場所づくりを進める「地域学校協働活動事業」を実施し、地域と一体となって子どもの成長と学校を支える体制整備を図っています。

28年度から、公立大学法人福岡県立大学の学生を学習ボランティアとして育成し、筑豊地域の市町村等が行う補充学習に派遣する「学習ボランティア派遣事業」を実施することで、小・中学生の学力向上を図っています。

## (2) 体力の向上

### ● 体力向上のための取組みの推進

スポーツ庁が毎年実施する「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、令和元年度の体力合計点平均値において、小学校男女及び中学校男女全ての区分で県平均値が全国平均値を上回りました。しかし、1週間の総運動時間が60分未満の子どもの割合が中学校男女において全国平均よりも高いなど、運動習慣の定着に課題が見られます。

このため、本県では、「スポコン広場」ホームページの開設や体力アップシートの配布、体力向上プランに位置付けた「1校1取組」運動を推進するとともに、中・高等学校及び特別支援学校における運動部活動への部活動指導員の派遣など、体力向上に向けた総合的な取組みを行っています。

また、平成28年度から「ふくおかスポーツ振興プロジェクト」として、ラグビー指導者養成研修会やオリンピック・パラリンピアン等派遣事業を実施し、大規模国際スポーツ大会の開催を契機とした体力向上や運動・スポーツへの動機付け及び習慣化の強化に向けた取組みを進めています。

## (3) 豊かな心の醸成

### ● 道徳性を養う心の教育の充実

家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、豊かな心を育成することが重要な課題となっています。

このため、学校における道徳教育の充実はもちろん、地域や家庭と連携して道徳性を育むことが重要であり、県では、家庭や地域とともに豊かな心を育む道徳教育の充実に向け、6市町村を道徳教育推進市町村に指定し、実践的な研究を行っています。

学校における道徳教育については、「ふくおか郷土資料」や「道徳教育実践ハンドブック Vol. 2」の活用を推進するとともに、道徳教育推進の核となる教員を育成する「道徳教育地域指導者研修」を引き続き実施しています。

さらに、命を慈しみ、命を大切にする心の育成を目的として、動物飼育相談を実施しています。

### ● 実体験を重視した教育の推進

地域活動指導員を配置する市町村を支援し、地域における子どもの体験活動等の充実を図っています。

### ● いじめ・不登校への対応

いじめ問題対策については、未然防止、早期発見・早期対応や、きめ細かな取組みを強化するため、平成27年3月に「福岡県いじめ問題総合対策」を改訂し、これまでにスクールカウンセラーの全小・中・義務教育学校・高等学校・中等教育学校への配置とスクールカウンセラー・スーパーバイザーの全教育事務所への配置を行っています。また、弁護士・警察官OB・医師等からなる「いじめ問題等学校支援チーム」を設置しています。

さらに、心に不安や悩みを持つ児童生徒及び子育てに悩みを抱える保護者に対しては、「子どもホットライン24」により、24時間体制での相談対応を行うとともに、30年度からメールに

よる対応を始めるなど、いじめの未然防止や迅速かつ適切な早期対応に取り組んでいます。

不登校対策については、小・中学校では、本県独自の取組みとして、不登校の児童生徒と最も信頼関係が深い教師を中心に、チームで支援するマンツーマン方式での対応や、小学校で作成したマンツーマン方式に係る支援計画（個票）を中学校に引き継ぐこと等により中1ギャップへの対応を実施するとともに、不登校の未然防止・早期対応に向け、25年度から全ての教師や保護者が共通実践できる取組みを整理した「福岡アクション3」、「保護者のアクション3」を全学校や家庭で推進しています。また、29年度からは、不登校予防診断チェックリストを全小中学校へ配布し、その活用を推進することで不登校の未然防止の取組みの強化を図っています。

さらに、学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策を展開するため、全中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置を目指すなど、専門スタッフの配置拡充により、学校の生徒指導及び教育相談体制を強化する「児童生徒を取り巻く生活環境改善事業」を30年度から実施しています。

県立高等学校では、13校に訪問相談員を配置するとともに、8名のスクールソーシャルワーカーと、30年度からは、県内4地区の夜間定時制課程設置校にスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーを配置し、学校とスクールカウンセラー等が連携を図り、学校だけでは対応困難な不登校生徒宅への訪問や、働き掛けを通して、生徒を取り巻く環境等の改善を図っています。

#### ● 少年の非行防止と健全育成

青少年の非行防止とともに、平成24年度からは、非行等の問題を有する少年たちの再犯防止と自立支援に力を入れています。少年たちの居場所の確保のほか、自尊感情や社会的スキルの向上のための体験活動、寄り添い型の就労支援と就労時の身元保証制度を実施しています。

高校中退後に進路が定まっていないなど、困難を有する若者を適切な支援機関につなぐ「若者自立相談事業」を30年度から実施し、若者の就学や職業的な自立を促しています。

青少年の健全な育成を阻害する環境やインターネット上の有害情報によってトラブル等に巻き込まれる危険性から青少年を保護するため、「福岡県青少年健全育成条例」に基づく立入調査を実施するなど、青少年にとって良好な環境の整備に努めています。

児童生徒の規範意識を育成するため、発達段階や校種に応じて「望ましい行動の促進」、「インターネット適正利用」や「非行防止」等をテーマとした学習会「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」を実施しています。保護者も児童生徒とともに規範意識について学ぶことで、保護者の規範に対する意識や養育に関する責任感を高め、学校と家庭が連携した児童生徒の規範意識の育成を推進していきます。

県警察では、非行等の問題を抱える少年に対する電話連絡、面接等を通じた立ち直り支援活動や学校、地域住民、ボランティア、市町村等と連携した街頭補導活動等を行い、少年を見守る社会気運を醸成しています。また、学校と警察のパイプ役であるスクールサポーターを警察署に配置し、学校訪問を通じて非行問題等に対するアドバイス、安全対策の支援、いじめ問題への対応等を行い、児童生徒の非行防止と犯罪被害防止を図っています。

#### ● 青少年のインターネット適正利用の推進

インターネットによる犯罪被害やいじめ、ネット依存から青少年を守るとともに、青少年のインターネットの適正な利用を促進するため、ネット問題に詳しい専門家や通信事業者、教育機関、PTA、行政などからなる「福岡県青少年インターネット適正利用推進協議会」を設立し、事業や企画を総合的に推進しています。

インターネットの利用について、自ら考え、適正に利用する青少年を育成するため、「中高生 ICT サミット」を開催するとともに、教師向け研修を実施し生徒参加型啓発の普及を図っています。

また、トラブル時に保護者や子どもたちの身近にいる地域の大人が受け止め役を果たすことができるようフィルタリング実践講座の開催などの取組みを実施しています。

さらに、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧する機会を制限し、被害防止や健全な育成を図るため、「福岡県青少年健全育成条例」に基づき、スマートフォンに対応したフィルタリング・ソフトの推奨・周知を行い、フィルタリングの利用促進を図っています。

#### ● 子どもの読書活動の推進

子どもの発達段階に応じた読書活動の取組みを段階的・継続的に行うことで、読書習慣の定着と学校、家庭、地域、民間における読書活動の充実を図るとともに、読解力、語彙力、思考力など学力向上の基盤となる基礎的な能力を養うため、「子どもの読書活動推進事業」を実施しています。この事業では、読書の意義と重要性を伝え、家庭における読書環境の充実を図るため、小学生の保護者に対して実施する「読書の啓発事業」と、市町村の公立図書館と学校図書館が連携・協力し、読書活動応援隊を活用した様々な読書活動を実施して、子どもの読書環境の充実を図る「読書の交流事業」があります。

また、乳幼児期における読書活動の専門的な知識と技能を身に付けた読書ボランティアを養成する「乳幼児期の読書活動推進事業」を実施し、各家庭における乳幼児期の「絵本の読み聞かせ」を推進しています。

#### (4) 学校、家庭、地域の連携・協働

##### ● コミュニティ・スクールの導入促進

これからの学校は、「地域とともにある学校」として学校と地域がパートナーとして連携・協働することが求められています。そのために、学校が地域と目標やビジョンを共有し、力を合わせて学校運営をするための仕組みの導入を支援しています。

##### ● 地域学校協働活動の推進

地域と一体となって子どもの成長と学校を支える体制を整備するとともに、地域における人づくり・絆づくりに資することを目的としています。地域人材の協力による学校支援活動や放課後等における学習支援・体験活動の充実、安全安心な放課後の居場所づくりを進め、教員の働き方改革を推進し、教員が子どもと向き合う時間の確保とともに教育活動の充実に資する体制整備を図ります。



● ふくおか教育月間の推進

令和2年2月に「福岡県の教育月間を定める規程」を制定し、毎年11月を「ふくおか教育月間」としました。「ふくおか教育月間」では、県民の教育に対する関心と理解を一層深めるとともに、次代を担う子どもの育成を期し、家庭、学校及び地域社会が連携して教育の充実と発展を図ることを目的としています。令和2年度は、教育をテーマとした記念行事を開催するとともに、市町村の教育委員会や教育関係団体と協力し、県内各地で関連行事を実施します。

(5) 教育環境づくり

● 学校数及び児童・生徒・学生数

県内における学校数及び児童・生徒・学生数は以下のとおりとなっています。

学校数及び児童・生徒・学生数

各年度5月1日現在

| 学校種別   |                  | 設置者別   | 30年度    |               | 元年度     |               |         |
|--------|------------------|--------|---------|---------------|---------|---------------|---------|
|        |                  |        | 学校数     | 児童・生徒<br>・学生数 | 学校数     | 児童・生徒<br>・学生数 |         |
| 幼稚園    | 計<br>国<br>公<br>私 | 計      | 440 (1) | 61,317        | 429 (1) | 59,352        |         |
|        |                  | 国      | 1       | 53            | 1       | 57            |         |
|        |                  | 公      | 37      | 2,578         | 32      | 2,273         |         |
|        |                  | 私      | 402 (1) | 58,686        | 396 (1) | 57,022        |         |
| 小学校    | 計<br>国<br>公<br>私 | 計      | 735 (6) | 281,424       | 733 (5) | 282,011       |         |
|        |                  | 国      | 3       | 1,286         | 3       | 1,280         |         |
|        |                  | 公      | 723 (6) | 277,644       | 721 (5) | 278,299       |         |
|        |                  | 私      | 9       | 2,494         | 9       | 2,432         |         |
| 中学校    | 計<br>国<br>公<br>立 | 計      | 364 (3) | 134,450       | 365 (3) | 134,958       |         |
|        |                  | 国      | 3       | 1,084         | 3       | 1,083         |         |
|        |                  | 小計     | 334 (3) | 126,285       | 335 (3) | 126,705       |         |
|        |                  | 県      | 4       | 1,192         | 4       | 1,190         |         |
|        |                  | 市町村組合  | 330 (3) | 125,093       | 331 (3) | 125,515       |         |
| 義務教育学校 | 計<br>市           | 計      | 2       | 220           | 2       | 213           |         |
|        |                  | 市      | 2       | 220           | 2       | 213           |         |
| 高等学校   | 計<br>全<br>日<br>制 | 公<br>立 | 計       | 161           | 126,613 | 160           | 124,270 |
|        |                  |        | 小計      | 101           | 73,168  | 101           | 71,964  |
|        |                  |        | 県       | 92            | 66,488  | 92            | 65,327  |
|        |                  |        | 市町村組合   | 9             | 6,680   | 9             | 6,637   |
|        |                  |        | 私       | 60            | 53,445  | 59            | 52,306  |
|        | 計<br>定<br>時<br>制 | 公<br>立 | 計       | 20 (2)        | 3,190   | 20 (2)        | 3,051   |
|        |                  |        | 県       | 20            | 3,076   | 20            | 2,966   |
|        |                  |        | 市町      | (2)           | 114     | (2)           | 85      |
|        | 計<br>通<br>信<br>制 | 公<br>立 | 計       | 6             | 3,311   | 5             | 3,465   |
|        |                  |        | 県       | 1             | 1,313   | 1             | 1,395   |
|        |                  |        | 私       | 5             | 1,998   | 4             | 2,070   |
|        | 計<br>専<br>攻<br>科 | 公<br>立 | 計       | 12            | 933     | 12            | 889     |
| 県      |                  |        | 2       | 68            | 2       | 69            |         |
| 私      |                  |        | 10      | 865           | 10      | 820           |         |
| 中等教育学校 | 計<br>国<br>公<br>私 | 計      | 2       | 704           | 2       | 651           |         |
|        |                  | 国      | 1       | 615           | 1       | 572           |         |
|        |                  | 私      | 1       | 89            | 1       | 79            |         |
| 特別支援学校 | 計<br>国<br>公<br>私 | 計      | 38      | 6,089         | 38      | 6,189         |         |
|        |                  | 国      | 20      | 2,962         | 20      | 2,979         |         |
|        |                  | 市      | 18      | 3,127         | 18      | 3,210         |         |
| 大学     | 計<br>国<br>公<br>私 | 計      | 37      | 112,909       | 37      | 111,823       |         |
|        |                  | 国      | 3       | 18,460        | 3       | 18,395        |         |
|        |                  | 公      | 4       | 8,970         | 4       | 8,964         |         |
|        |                  | 私      | 30      | 85,479        | 30      | 84,464        |         |
| 短期大学   | 計<br>私           | 18     | 9,282   | 18            | 8,808   |               |         |
| 高等専門学校 | 計<br>国           | 3      | 3,139   | 3             | 3,141   |               |         |

資料：福岡県教育委員会 「教育便覧（平成30年度・令和元年度）」

( ) 内は外数で分校、分園を示す。

● 小・中学校統合支援

小学校や中学校の統合により児童生徒の教育環境の整備を図ろうとする市町村に対し、スクールバスの購入や統合前の児童生徒の交流行事等に要する経費の助成及び教員の増員を行う「小・中学校統合支援事業」を平成23年度から実施しています。

● 教育ニーズに対応する学校づくり

○ 県立高等学校の多様化・活性化

社会の変化や生徒の学習ニーズの多様化に対応するため、県立高等学校では、特色ある学科・コースを地域的なバランスを図りながら配置するなど、高等学校の多様化・活性化を図っています。

県立高校の特色ある学科・コースの設置状況(令和2年度募集)

|       |    |           |     |                  |     |
|-------|----|-----------|-----|------------------|-----|
| 理数科   | 6校 | 国際文化コース   | 各1校 | 数理コミュニケーションコース   | 各1校 |
| 英語科   | 4校 | 福祉教養コース   |     | スポーツ健康コース        |     |
| 芸術科   | 1校 | 芸術コース     |     | 武道・日本文化コース       |     |
| 文理科   | 1校 | 環境科学コース   |     | スポーツ科学コース        |     |
| 体育コース | 1校 | 総合文科コース   |     | スポーツ文化コース        |     |
| 理数コース | 2校 | 人間文科コース   |     | 生活創造コース          |     |
| 総合コース | 4校 | 情報ビジネスコース |     | スポーツコミュニケーションコース |     |
|       |    | 環境共生コース   |     |                  |     |

このような特色ある学科・コースにおける教育活動の状況を中学生や保護者等に紹介するとともに、高等学校教育に対する理解を促進し、中学生の進路決定の一助とすることを目的に、中学生を対象とした進路相談事業や高等学校体験入学等を実施しています。

○ 県立高等学校入学者選抜

入学者選抜については、平成7年の県立学校教育振興計画審議会答申「県立高等学校入学者選抜の改善等について」を受け、11年度入試から専門学科等において、学力検査における「検査教科の選択制」、「特定教科の加重配点」及び調査書における「特定教科の加重評価」を導入しました。また、21年度入試から理数科、普通科理数コース等において、現行の学力検査問題では測りがたい受検生の適性・能力を判定できるよう、従来の学力検査問題に加え、数学の「追加問題」を導入しました。

また、生徒の多様な個性を積極的に評価するため、29・30年度入試では自己推薦を実施し、31年度入試からは特色化選抜を導入しました。

○ 定時制・通信制教育

定時制・通信制高等学校は、勤労青少年の学習機会を確保する場から、不登校や中途退学経験のある生徒等、多様なニーズに対応する場へと変化しています。そこで、生徒の進路実現につながり、興味・関心を持って取り組める教育活動を実施するとともに生徒の実態に応じた指導ができるよう教員の指導力向上に努めています。また、「単位制高等学校〔フレックス型〕整備計画」(令和元年10月)に基づき、筑後地区・筑豊地区への定時制単位制高等学校の整備を進めます。

#### ○ 帰国・外国人児童生徒等への日本語指導

帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導は、学級外で個別に行ったり、一斉指導の中で必要に応じて支援したりするなど、丁寧できめ細かな指導が求められます。このため、日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校の教員を対象に研修を実施し、日本語指導力の向上を図ります。また、受入体制の研究を行う市町村への補助を通して、市町村における日本語指導が必要な児童生徒への支援体制整備を推進します。

#### ● 三公立大学法人における教育等の充実

平成 18 年、福岡女子大学、九州歯科大学、福岡県立大学の 3 つの県立大学は、公立大学法人（地方独立行政法人）に移行しました。三公立大学法人は自らの経営責任の下、自主性・自律性を生かした大学運営を行い、特色ある教育や地域の発展に有用な研究、大学の特色を生かした地域貢献活動を積極的に展開し、魅力ある大学づくりを一層推進しています。

福岡女子大学は、23 年に新学部「国際文理学部」を開設し、27 年に大学院人文社会科学研究所・人間環境科学研究科を設置、30 年には地域やアジア、世界の女性に開かれた交流拠点としての新キャンパスが完成する等、国際的に活躍する女性リーダーを育成する大学へと生まれ変わりました。学生の海外派遣や海外からの優秀な留学生の受入を積極的に行う等、国際的な学習環境の充実を図るとともに、地域貢献活動の充実に取り組んでいます。

九州歯科大学は、18 年に本館・講堂が完成したほか、22 年に口腔保健学科を開設、26 年には大学院口腔保健学専攻を設置する等、歯学部を設置する唯一の公立大学として歯科保健医療分野の教育研究や地域貢献活動の充実に取り組んでいます。

福岡県立大学は、15 年に看護学部を開設し、人間社会学部との 2 学部制となり、19 年には大学院看護学研究科を設置する等、西日本で数少ない福祉系大学として保健、医療、福祉分野の教育研究や地域貢献活動の充実に取り組んでいます。

#### ● 私学振興

私立学校は、それぞれの建学の精神に基づき、独自の校風や教育理念のもと特色ある教育を展開し、資金の調達をはじめとして自らの責任において学校運営を行っており、私立学校の教育活動によって本県の教育の多様性が確保され、教育の活性化につながっています。

また、幼稚園で約 95%、高等学校で約 40%の幼児・生徒が私立学校に通うなど、私立学校は本県の学校教育において大きな役割を担っています。そのため、私立学校における教育条件の維持向上と保護者の教育費負担の軽減を図り、学校経営の健全性を確保する等、私学振興を図る必要があります。

県では、幼稚園から小・中・高等学校、専修・各種学校に至る私立学校に対し、経常費助成を中心とする各種補助や施設整備補助金等の助成事業を行っています。併せて、私立学校が行う教育改革及び教育環境の改善について、情報の提供や助言を行うなどの支援を行っています。

#### ● 電子黒板活用実証研究

ICT の活用による指導力の向上・指導方法の改善及び授業の効率化を実現するために、全県立学校に 3 台ずつ配備した電子黒板を活用し、授業活用方法、職員研修の方法、運用方法の在り方について実証的な研究を行い、ICT 活用力の向上を推進します。

## ● 県立学校の ICT 環境整備

県立学校では、令和2年度からの新学習指導要領の順次実施を見据え、無線 LAN 環境や大型提示装置、学習者用パソコンを令和元年度から計画的に整備しているところですが、国において進められている校内通信ネットワークと義務教育段階の児童生徒への1人1台パソコンの整備、いわゆる「GIGA スクール構想」を県立学校においても実現するため、高校等への学習者用パソコンの追加配備を含め、必要な環境を新たに整備します。

また、臨時休業等の緊急時においても児童生徒が家庭で学習を継続できるよう、学習者用パソコンの一部をLTE通信に対応したもので整備するとともに、通信用カメラや遠隔通信用ソフトウェアを併せて整備することで、各学校のオンライン学習環境を整備します。

## ● 情報活用能力の向上

小・中・高等学校を通じた系統的な情報活用能力の育成に向けて、プログラミング教育の実施を支援します。小学校向けには、すでに公表している算数科及び理科のモデルカリキュラムに加え、各教科等のモデルカリキュラムを作成し、公表します。また、中学校向けには、来年度から実施される技術・家庭科技術分野及び総合的な学習の時間のモデルカリキュラムを作成し、公表します。

さらに、プログラミング教育を推進する小・中・高等学校教員の指導力向上研修を実施します。

## ● 信頼される教職員の育成

本県では、福岡県教職員育成指標をもとに、全ての教員が教師生活の全体にわたって経験年数や職務に応じて効果的かつ計画的な研修を受けられるよう、研修体系の見直しを行いました。令和元年度から新しい体系に基づき、若年教員、中堅教員、ベテラン教員それぞれのニーズに対応した基本研修、今日的教育課題に応じた課題研修、教員や学校の課題に応じた専門研修など、教職員の資質・力量の向上に資する研修を実施しています。

## 2 「社会にはばたく力」を育成する



### (1) 知識や経験等を生かした課題解決能力の育成

#### ● 遊び体験、自発的、能動的な体験活動の充実

平成13年からスタートした青少年アンビシャス運動は「豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持つたくましい青少年」の育成を目指し、家庭、地域、学校、企業等が連携して推進する県民運動です。この運動の取組みの一つである、異年齢集団による遊びや、自然体験、スポーツなど様々な活動を各地域において行う「アンビシャス広場」を支援しています。

### (2) 多様で特色のある能力や個性の伸長

#### ● 高校生知の創造力育成セミナー

これからの多様性に富む社会において、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、協働して課題を解決する力は、ますます重要になっているため、九州大学教授陣を招いて、「ふくおか高校生

知の創造塾」を実施しています。

#### ● 「鍛ほめ福岡メソッド」総合推進事業

小・中学校において、「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた実践を通して、学ぶ意欲や自尊感情、向上心やチャレンジ精神、勤勉性や困難に立ち向かう心等を育成するとともに、鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた具体的実践を県内に広く普及しています。

令和元年度からは、「学ぶことに挑み続ける子どもを育む鍛ほめプロジェクト」を実施し、学ぶ意欲や自尊感情等の向上を図る教育活動を実践的に研究しています。

#### ● 特別支援教育の推進

特別支援学校、特別支援学級や通級指導教室で指導を受ける児童生徒等の数は増加傾向が続いています。また、障がいの重度・重複化や多様化が進む中で、知的な遅れのない発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒への対応も求められています。

このような中、本県では、「県立特別支援学校の今後の整備方針について」（平成 28 年 11 月）及び「県立特別支援学校設置計画」（平成 31 年 2 月）に基づき、学校新設や校舎の増築等を進め、児童生徒の受入体制の整備に努めています。

このほか、29 年 4 月には、特別支援教育推進のための中長期計画「福岡県特別支援教育推進プラン」を策定し、県内の市町村等と連携しながら施策や事業を推進しています。

例えば、「特別支援学校医療的ケア体制整備事業」では、県立特別支援学校 12 校に看護職員を配置して、医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に教育を受けられる環境の整備に努めています。

「特別支援学校専門スタッフ強化事業」では、県立特別支援学校において、医療・保健・心理等に関する専門スタッフを配置・活用することにより、専門性と組織力の向上を図るとともに、地域内の小・中学校等に在籍する障がいのある児童生徒等に対する相談・支援も行っています。

「発達障がい児等教育継続支援事業」では、公立・私立の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校において、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した継続性のある支援を受けることができる体制の整備を図るため、専門家による巡回相談のほか、保護者向けハンドブックの配布、学校間接続時に支援内容等を確実に引き継ぐための「ふくおか就学サポートノート（引継ぎシート）」の活用促進を図るため、紹介リーフレットの配布などを行っています。

「高等学校等通級指導推進事業」では、中学校から引き続き通級による指導を必要とする生徒に対して、県立高等学校 4 校を拠点校とする他校通級の形態で、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための適切な指導及び必要な支援を行っています。

また、小・中・高等学校における障がいのある児童生徒への対応については、これまで特別支援教育コーディネーター研修会の実施や校内委員会の設置など特別支援教育推進のための体制整備を図り、各学校でそれらが十分に機能するよう取り組むとともに、特別な支援を必要とする児童生徒等に対し、適切な支援を行うための手立てを示した「サポートヒントシート」の活用を進めています。

### (3) キャリア教育の充実

#### ● キャリア教育・職業教育の推進

児童生徒が発達段階に応じた勤労観・職業観を身に付け、目的意識を持って進路を主体的に選択できるよう、学校教育だけでなく、地域の企業・経済団体等と連携して、学ぶことや働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感させるキャリア教育・各地域のニーズに応じた職業教育を充実させることが重要になっています。

そこで、本県では、各学校においてインターンシップを中心とした様々な教育活動を通じ、児童生徒が基礎的・基本的汎用能力を身に付け、社会的・職業的自立ができるよう、入学から卒業までのキャリア教育指導計画を作成し、各学校のキャリア教育の推進に努めています。

また、「現場実習実施マニュアル」を活用し、特別支援学校と企業が密接に連携しながら繰り返し実習を行う「デュアルシステム型現場実習」を実施することで、生徒や保護者の勤労に対する意欲と自信を高めています。

さらに、平成30年度から実施している「特別支援学校技能検定開発事業」では、企業団体と連携して開発した認定資格を授与する技能検定を実施することで、県内特別支援学校生徒の就労に必要な知識・技能・態度を身に付けさせ、生徒の卒業後の社会生活・職業生活への意欲や自信を高めています。

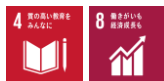
#### ● 進学・就職の支援

平成29年度から「高校生みらい支援事業」として、生活困窮世帯の生徒及び就学困難な生徒に対する進路保障の支援の強化を図るために進路支援コーディネーターを県内に10名配置しています。

進路支援コーディネーターは、生活困窮世帯生徒等に個別の面談や進路決定までの継続した支援を行い、生徒に自らの適性についての認識と将来の展望や進路実現に対する意識を高めさせ、進路未定者の減少を目指します。

また、就職後においても早期離職防止のため企業訪問を行い、必要に応じて支援し、早期離職者の減少を目指します。

### 3 「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する



#### ● 国際的視野を持つ人材の育成

県と友好提携を結ぶ中国江蘇省において行われる「福岡県江蘇省青少年囲碁交流大会」の開催を通じて、海外青少年との交流を行っています。

さらに、アジア太平洋の国及び地域の子どもたちと相互交流を図る「アジア太平洋こども会議・イン福岡」事業、豊かな経験と視野を持ち、世界で活躍できる能力を持った人材を育成することを目指す「日本の次世代リーダー養成塾」、県内在住の留学生や青年海外協力隊等海外活動経験者を講師として派遣し、青少年の異文化理解や国際感覚の醸成を図る「国際理解教室」を開催しています。

小・中学校の英語教育については、教員の英語力向上に向けて英語関係企業と連携した研修を実施しています。また、中学校3年生を対象とした英検 IBA テストの実施や福岡県中学生英

語スピーチコンテストを開催し、英語力の高い生徒を育成するとともに、英語学習支援員の配置や学習ソフトの補助を通して英語教育における市町村の体制整備への支援を行うことにより、グローバル社会で活躍する人材の育成を目指します。さらに、高校生の英語の学習意欲向上と英語コミュニケーション能力の向上を目的として、27年度から「高校生イングリッシュキャンプ」を実施しています。

このほか、高校生の海外留学支援や海外修学旅行の実施、英語教育に関わる小学校教員、中学校・高等学校英語教員の英語力・指導力の向上を図る研修、外国語指導助手やネイティブ英語教員を活用した外国語教育の改善充実、実践的な英語力を備えた人材を育成するための英語以外の授業（理数系科目等）におけるイマージョン教育の推進などの方策を進めています。



## 4 女性がいきいきと働き活躍できること

### 1 女性が活躍する社会をつくる



#### ● 男女共同参画行政の総合的推進

平成13年に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、14年には、「福岡県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の推進状況や施策の概要を取りまとめた年次報告書「福岡県男女共同参画白書」を毎年作成しています。28年に策定した「第4次福岡県男女共同参画計画」では、第2部の「目標1 働く場における女性の活躍促進」の部分を女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画に位置づけるとともに、女性活躍推進室を設置し、県内の女性の活躍を推進しています。今年度はさらなる施策の総合的・計画的推進を図るため、次期計画を策定します。

また、市町村との連携をより一層深めるため、市町村男女共同参画行政担当課長会議等を実施しています。令和2年4月現在、60市町村すべてにおいて男女共同参画に関する計画が策定されています。

#### ● あらゆる分野における男女共同参画の推進

活力ある社会をつくるためには、社会・経済活動分野をはじめとしたあらゆる分野での男女共同参画が必要です。

女性がいきいきと働き活躍できる社会を目指し、行政、経済団体、関係団体が一体となって女性の活躍を支援するため、平成28年に、「福岡県女性の活躍応援協議会」を設立し、目指すべき方向性を「福岡の女性活躍行動宣言」として採択し、具体的な取組みを進めています。

企業における女性の活躍を促進するため、専門家の個別派遣を行うとともに、女性の活躍推進のための手引書の配布や、業界固有の課題解決を目指す団体の取組みへの助成、ポータルサイトを活用した県内企業の取組内容の情報発信などにより、企業の取組みを支援しています。

さらに、女性経営者をはじめ本県で活躍する女性が、業種・地域・世代の垣根を越えて連携する「女性活躍交流会議（仮称）」を開催するとともに、男女の固定的な役割分担意識の解消や女性の就業が少ない運輸業や建設業における女性活躍の推進に向けた取組みを進めます。

人材育成の取組みとしては、将来指導的地位に就き、経営層を担う女性トップリーダーを育成するため、公立大学法人福岡女子大学において、企業の管理職等の女性を対象に、女性トップリーダーとして必要な素養を身につけ、ネットワークを構築するための研修プログラムを実施しています。

また、今後管理職として活躍が期待される女性を対象とした女性リーダーを育成する講座や、若手女性従業員向けにキャリアアップを応援するセミナーを開催し、将来の管理職となる女性人材の裾野を広げ、能力発揮につなげています。

地域の男女共同参画の推進にあたって、政策・方針決定の場への女性の参画を進めるため、審議会等への女性の登用促進を図るほか、地域で活動する女性団体の取組内容を「あすばるホームページ」で紹介することで人材の周知を図り、審議会等の政策・意思決定の場への女性の参画を促進します。



さらに、農林水産業分野においては、生産技術の習得及び経営能力向上に関する講座開設や家族経営協定の締結推進などにより、女性農林漁業者の活躍と経営参画を促進するとともに、新商品の開発や衛生管理の高度化に向けた支援などを通じて、女性による起業を促進しています。

#### ● 福岡県男女共同参画センター事業の推進

男女の自立と対等な社会参画を促進するため、県民の自主的活動と交流の拠点となる「福岡県男女共同参画センター（愛称：あすばる）」を設置し、企業等における女性リーダーを育成する「経営を支える女性リーダー育成事業」、企業等が女性の活躍や働きやすい職場づくりを推進するために行う研修に講師を派遣する「女性活躍に向けた企業内研修支援事業」などを実施しています。

また、県内の各分野で先駆的に活躍し、後に続く女性の目標となりうる人材や取組みが参考となる人材（女性の活躍、男女共同参画推進の先駆者・ロールモデル）を発掘・紹介するとともに、各種セミナー・事業の告知や紹介可能な講師やパネリストに関する情報等を「あすばるホームページ」で発信しています。さらに、情報誌「あすばる～ん」の発行などによる情報の収集提供や調査研究、性別に関わらず心と体、家庭、暮らし、就業等の多岐にわたる相談に電話・メール及び面接により対応する「あすばる相談室」での相談支援等を行い、男女共同参画に向けた意識の普及・啓発に努めています。

#### ● 男女共同参画の推進に向けた実践活動の促進

男女がお互いを尊重しあい、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、職場、地域、学校、家庭等のあらゆる場での実践的な取組みを促進するため、条例で定める「男女共同参画の日」（11月第4土曜日）に、フォーラムを開催し、男女共同参画の推進に積極的に取り組む企業、団体、個人を表彰しています。

## 2 社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える



#### ● 配偶者からの暴力の防止のための施策

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）に基づき、平成28年に「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定し、配偶者や交際相手からの暴力のない社会を実現するため、施策を総合的、計画的に推進しています。

DV（配偶者や交際相手からの暴力）の防止啓発のため、パンフレットやカードの配布、講座開催等による県民への意識啓発、被害者への情報提供を行うとともに、被害者を早期に発見しやすい立場にある医療関係者や市町村職員等に対し、被害者の早期発見や情報提供、通報の必要性について周知を図っています。

配偶者暴力相談支援センターでは、被害者からの相談を受けるとともに、警察や児童相談所等の関係機関と連携し、今後の生活の方向に関する相談や問題解決のための支援を行っています。安全確保が必要な被害者については、一時保護を行い、さらに一時保護解除後も、被害者

が地域で自立し定着するための支援として、民間シェルターを活用した生活相談、行政機関等への同行、就業支援等を実施しています。

また、男性やLGBTといった性的少数者のDV被害者に対し、専用の相談窓口を設置するとともに緊急時の安全確保や生活を立て直すための助言等を行っています。

「配偶者からの暴力防止対策連絡会議」を設置し、市町村をはじめ、関係機関によるネットワークづくりに取り組み、情報の共有化や連携強化に努めています。

### 配偶者暴力相談支援センター

| 設置者名 | 施設の名称               | 相談電話  |
|------|---------------------|---|
| 福岡県  | 女性相談所               | ・福岡県あすばる相談ホットライン<br>092-584-1266<br>・福岡県配偶者からの暴力相談電話<br>(夜間・休日)<br>092-663-8724 |
|      | 筑紫配偶者暴力相談支援センター     | 092-584-0052  |
|      | 粕屋配偶者暴力相談支援センター     | 092-939-0511  |
|      | 糸島配偶者暴力相談支援センター     | 092-323-0061  |
|      | 宗像・遠賀配偶者暴力相談支援センター  | 0940-37-2880<br>093-201-2820  |
|      | 嘉穂・鞍手配偶者暴力相談支援センター  | 0948-29-0071<br>0949-22-4070  |
|      | 田川保健配偶者暴力相談支援センター   | 0947-42-4850  |
|      | 北筑後配偶者暴力相談支援センター    | 0946-24-5780<br>0942-34-8111  |
|      | 南筑後配偶者暴力相談支援センター    | 0944-73-3200<br>0943-23-7520  |
|      | 京築配偶者暴力相談支援センター     | 0930-23-2460  |
|      | 男性DV被害者のための相談ホットライン | 092-571-1462  |
|      | LGBTの方の被害者相談ホットライン  | 080-2701-5461   |
|      | 北九州市                | 北九州市配偶者暴力相談支援センター   |
| 福岡市  | 福岡市配偶者暴力相談支援センター    | 092-711-7030  |

令和元年に警察に寄せられたDV事案に関する届出件数は、2,940件で過去最多となっています。

DV事案は、被害者が加害者に心理的・経済的に依存するなどして、被害の申出をちゅうちょするケースも多いことから、警察では、的確な事件化措置により加害者を検挙するとともに、自治体、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、公費負担制度を活用した避難措置を講じるなど被害者の安全確保を図っています。

### 警察に寄せられたDV事案に関する届出件数の推移

| 区分／年 | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 届出件数 | 1,657 | 1,873 | 2,046 | 2,276 | 2,940 |

資料: 県警察人身安全対策課

#### ● 若年層における交際相手等からの暴力防止対策

若年層に対し、交際相手からの暴力に関する正しい理解を進め、重大な被害に発展する前に予防する取り組みを行います。

交際相手からの暴力に関する現状、対策、事例、相談窓口等を記載した啓発用リーフレット

を中学1年生と高校1年生に配布します。また、交際相手からの暴力について専門知識を持つNPO等の講師を、講義を希望する中学校や高等学校に派遣します。

性暴力や虐待被害などの困難な状況におかれ、自ら悩みを抱え込み孤立している若年女性に対し、夜間見回りによる声掛けや相談対応、居場所の提供などを行い、自立を促進します。

警察では、的確な事件化措置により加害者を検挙するとともに、関係機関と連携し、避難措置を講じるなど被害者の安全確保を図っています。

● 性犯罪抑止対策の推進

本県における性犯罪の認知件数は、全国的に見て高い水準で推移しています。

平成26年には、専門的知見をもつ学識経験者などで構成する性犯罪防止対策検討有識者会議において性犯罪防止のための総合的対策を検討しました。

27年4月に有識者会議よりなされた提言に基づき、県、県警察、県教育庁が関係機関と緊密に連携して、性犯罪の被害が多い年齢層を対象とした教育・啓発、防犯カメラの設置促進など性犯罪が起きにくい環境整備に取り組んでいます。

事件発生時には、現場付近の聞き込み、防犯カメラ画像の収集・解析、DNA型鑑定、似顔絵の活用などにより、犯人の早期検挙による被害の拡大防止に努めています。

また、被害者支援として、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」や性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103（ハートさん）」において、いつでも安心して相談できる体制を整備しています。

福岡県の性犯罪(強制性交等、強制わいせつ)認知件数等の推移

| 区分／年 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 認知件数 | 576 | 435 | 411 | 381 | 321 |
| 全国順位 | (3) | (6) | (7) | (8) | (8) |
| 検挙件数 | 394 | 315 | 333 | 297 | 313 |
| 検挙人員 | 204 | 184 | 227 | 214 | 221 |

資料:県警察捜査第一課

※ 単位は、認知件数及び検挙件数が「件」、検挙人員が「人」

順位は、認知件数が多い順に都道府県を並べた際の上からの順位

● ストーカー対策の推進

令和元年に警察に寄せられたストーカー事案に関する届出件数は、1,802件で過去最多となっています。

ストーカー事案は、行為者が検挙されることを顧みず被害者等に危害を加えるケースも多いことから、警察では、的確な事件化措置により加害者を検挙するとともに、自治体等の関係機関と連携し、公費負担制度を活用した避難措置を講じるなど被害者の安全確保を図っています。

また、精神医学的治療による加害者の更生対策を推進するなど、被害の未然防止と拡大防止に努めています。

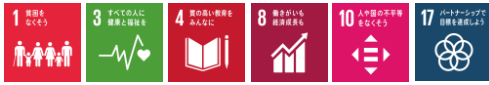
警察に寄せられたストーカー事案に関する届出件数の推移

| 区分／年 | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 届出件数 | 1,314 | 1,342 | 1,589 | 1,574 | 1,802 |

資料：県警察人身安全対策課

## 5 高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること

### 1 高齢者が元気で活躍する社会をつくる



#### ● 70歳現役社会づくり

本県では、高齢者が年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて、働いたり、NPO・ボランティア活動等に参加し、活躍し続けることができる、選択肢の多い「70歳現役社会」の実現を目指しています。

平成23年に経済団体、労働者団体、NPO・ボランティア団体、行政等の17団体（現在、18団体）で構成する「70歳現役社会推進協議会」を設立しました。24年には、全国初の高齢者のための総合支援拠点「福岡県70歳現役応援センター」を開設し、「高齢者の活躍の場の拡大」、「就業・社会参加支援」、「各種セミナーの開催」などに取り組んでいます。25年5月に北九州市に開設した応援センターの「北九州オフィス」に続き、27年6月には「久留米オフィス（久留米市）」及び「飯塚オフィス（飯塚市）」を開設しました。

応援センターでは、専門相談員が就業や社会参加を希望する高齢者の相談に応じ、それぞれの経験や技能、知識を活かすことができる進路を提案し、就業や社会参加のマッチングを行うほか、独自の求人開拓を行っています。さらに、高齢者の活躍の場の拡大を図るため、人材不足が顕著な介護サービス分野や小売業、食料品製造業等において、高齢者向けの仕事を切り出して企業に提案し、求人開拓を実施する「新たな職域の発掘」にも取り組んでおり、求職者とのマッチングにつなげています。また、企業に対する「70歳まで働ける制度（継続雇用制度、定年延長、定年廃止）」の導入の働きかけも行っており、その導入促進を図るため、25年度には「70歳まで働ける企業」への県入札参加資格審査における加点制度の導入、30年度からは、社会保険労務士の活用などに取り組んでいます。

本県の取組みを九州・山口に広げていくため、九州・山口各県や経済団体、労働者団体等により26年4月に設置された「九州・山口“70歳現役社会づくり”研究会」の研究成果をもとに、27年6月、「九州・山口70歳現役社会推進協議会」を設立し、九州・山口が一体となって取組みを進めています。

#### ● 生きがいと健康づくり対策の充実

高齢社会の到来に伴い、元気な高齢者が健康で生きがいを感じて暮らすことができる地域社会の形成が大変重要になっています。

本県では、高齢者の社会参加を促進するため、老人クラブが行うスポーツ活動、健康づくり、地域活動を支援するほか、高齢者の健康づくり等に関する指導者養成を行っています。

#### ● 買い物弱者に対する支援

高齢化が進む中、日常生活において身近な買い物に不便を感じている高齢者等、いわゆる「買い物弱者」への支援が大変重要になっています。買い物弱者に関する課題は、交通手段が無い、近隣に店舗が無い、地域コミュニティ活動が活発でないなど、地域によって異なるため、市町

村が地域の実情に応じた取組みを進める必要があります。

県では、市町村が買い物弱者対策を検討するための経費を支援し、市町村における買い物弱者対策を推進していきます。

### ● ねんりんスポーツ・文化祭

本県では、文化・スポーツ活動を通じた高齢者の生きがいをづくり、健康づくり、仲間づくりを支援するとともに、世代を超えた交流を深め、社会参加を促進し、はつらつとした高齢社会を築くことを目的に、平成 13 年度から「福岡県ねんりんスポーツ・文化祭」を開催しています。

## 2 高齢者が安心して生活する社会をつくる



### ● 高齢化対策の総合的推進

本県では高齢化が急速に進み、県全体の人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、27.4%（令和 2 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口等）から、令和 7 年には 29.6%（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」平成 30 年推計）に増加し、本格的な高齢社会を迎える。

このため、県では、「福岡県高齢者保健福祉計画（第 8 次）」（計画期間：30 年度～32 年度、以下「第 8 次計画」という）を策定し、「高齢者がいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくり」を進めています。

第 8 次計画では、①70 歳現役社会づくり（前項参照）、②尊厳が尊重される社会づくり、③地域包括ケア体制づくり、④安全・安心な地域づくり、⑤サービスとマンパワーの確保を施策の基本的方向として定めています。

### ● ひとり暮らし高齢者見守り活動の推進

高齢化の進展や家族意識の変化に伴い、ひとり暮らし高齢者が増えています。ひとり暮らし高齢者が孤立せず、安心して生活するためには地域における見守り活動が重要です。

県では、町内会や小学校区といった小地域ごとに、民生委員や老人クラブ等が行う「見守り活動チーム」による見守り活動を促進するために、活動の要となって見守り活動を推進する市町村職員や市区町村社会福祉協議会職員に対する研修を行うとともに、優良な活動を行っている団体を表彰することにより、見守り活動の輪が一層広がるよう、市町村の取組みを支援しています。

また、各家庭を訪問する機会が多い事業者が、日常業務を通じてひとり暮らし高齢者等の異変を察知した場合に市町村へ通報する活動「見守りネットふくおか」にも取り組んでいます。平成 24 年の新聞販売店連合組織との包括協定締結を始め、これまでに 16 事業者と協定を締結しました。

そして、地域住民や事業者による見守りと連携又は補完しあう IoT を活用した見守り活動の普及を支援します。

### ● 地域包括ケアの推進

今後、高齢化の進展等に伴い、介護を必要とする高齢者の大幅な増加が見込まれる中、団塊



の世代が75歳以上となる令和7年に向け、高齢者が、できる限り住み慣れた地域で、その能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、①医療、②介護、③予防、④住まい、⑤生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

県では、地域包括支援センターの適切な運営の支援と地域ケア会議の推進、自立支援・介護予防と重度化防止の推進、在宅医療と介護の連携、定期巡回・随時対応サービス等の普及促進、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防の普及啓発、生活支援コーディネーターの養成、医薬品の適正使用等について重点的に取り組み、「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

○ 地域包括支援センターの適切な運営の支援と地域ケア会議の推進

地域包括支援センターに対する財政的な支援を行うとともに、医療や介護など多職種の連携を図る地域ケア会議が開催され、個別ケースの検討や多職種の連携による支援体制が図られるようにするため、地域ケア会議の構成員等に対する研修を行います。また、地域ケア会議へのリハビリテーション専門職の派遣調整などにより、地域ケア会議の効果的な開催を支援します。

○ 自立支援・介護予防と重度化防止の推進

市町村と連携し、高齢者が他の高齢者を「支える側」として活躍するなど、役割や生きがいを持って生活できる居場所と出番づくり、高齢者が集う場づくりなどリハビリテーション専門職等を活かした自立支援の取組みを推進するため、「福岡県介護予防支援センター」においてリハビリテーション専門職による相談対応、技術支援、研修会等を実施します。

○ 在宅医療と介護の事業の連携

高齢化の進展に伴う慢性疾患の増加により、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者が増加しているため、市町村が取り組む在宅医療・介護連携推進事業の支援を行います。

○ 定期巡回・随時対応サービス等の普及促進

要介護高齢者の在宅生活を24時間支える定期巡回・随時対応サービス等の普及を促進するために、市町村（保険者）の職員、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター職員等を対象とした研修、参入を検討している事業者に対するセミナーの開催及びアドバイザーの派遣を行います。

○ ロコモティブシンドローム予防の普及啓発

介護が必要になる主な原因の一つであるロコモティブシンドロームを予防するため、ロコモ予防推進員の養成や、ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト、イベント等を通じて、予防のための簡単な運動（ロコトレ）や自己チェック法等の普及啓発に取り組みます。

○ 生活支援コーディネーターの養成

市町村における、NPOや民間企業、ボランティアなどの多様な主体による生活支援サービスの提供が進むよう、生活支援コーディネーターの養成及びステップアップ研修を行います。

## ○ 医薬品の適正使用の促進

高齢者の薬物療法に関する安全対策を図るため、有識者、医師会、薬剤師会等で構成する協議会を設置し、医薬品の適正使用促進に関する協議を行います。

また、服薬情報の一元化を図るためのお薬手帳の活用促進、「薬剤師による持参薬評価テンプレートを用いたスクリーニング」の導入による処方適正化アプローチの県内医療機関への普及・取組促進、医療関係者向け研修会、啓発資材の作成・配布により、医薬品の適正使用を促進します。

## ● 認知症高齢者への支援体制の確保

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者も増えていくと予測されています。このため、認知症の人やその家族が安心して地域で生活できるよう、県民に認知症に関する正しい知識の普及を図るとともに、「行方不明認知症高齢者等 SOS ネットワーク」の構築や認知症介護相談など、認知症の人とその家族を支える取組みを進めています。

認知症は、早い段階で治療を開始すると、症状の進行を遅らせることができるため、かかりつけ医や介護職員等を対象とした認知症対応力向上研修を実施するなどして、早期発見・早期診断を進めています。また、「福岡県認知症医療センター」において、専門医療相談や鑑別診断、かかりつけ医に対する治療方針等の助言、研修会の開催など認知症医療に関する情報提供等を行っています。

また、市町村における認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員に対して、運営方法等の研修を実施します。

## ● 日常生活自立支援事業の推進

県社会福祉協議会が事業の実施主体となり、認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等に対して、地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用手続の援助や福祉サービス利用料の支払い等の支援を行うこととしています。

## ● 若年性認知症施策の推進

若年性認知症の人は、仕事の継続、子どもの教育、病気の進行の速さなどの問題を抱えており、認知症の高齢者とは異なる支援が必要です。

県では、若年性認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、相談対応や医療・福祉・就労の総合的な支援を行います。

## ● 介護保険制度の円滑な運営

介護保険制度は、保健・医療・福祉にわたる各種介護サービスを利用者の選択により総合的に利用できる仕組みとして実施されています。

県民が安心してサービスを利用でき、制度が適切かつ安定的に運営されるよう、第8次計画に基づき、保険者に対する指導・支援、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護基盤の整備、介護職員等の養成・確保、介護保険審査会の適切な運営等に取り組んでいます。ま



た、介護人材の定着につながるよう、介護サービス事業所における業務効率化の取組みを進めています。

#### 施設の設置状況

(R2年4月1日現在)

| 区分        | 施設数   | 定員      | 現員      | 入所率   |
|-----------|-------|---------|---------|-------|
| 特別養護老人ホーム | 424施設 | 24,679人 | 23,329人 | 94.5% |
| 介護老人保健施設  | 176施設 | 14,692人 | 12,941人 | 88.1% |
| 養護老人ホーム   | 40施設  | 2,612人  | 2,255人  | 86.3% |
| 軽費老人ホーム   | 126施設 | 5,665人  | 5,396人  | 95.3% |
| 有料老人ホーム   | 942施設 | 35,932人 | 31,306人 | 87.1% |

※養護老人ホーム及び有料老人ホームについては、休止中を除く。

※有料老人ホームについては、サービス付き高齢者向け住宅で有料老人ホームに該当するものを除く。

資料：県介護保険課

#### ● 介護職員の確保・定着

介護人材は、地域包括ケアシステムの構築に不可欠であり、その確保は喫緊の課題となっています。このため、中長期的な視点をもって、介護人材を安定的に確保し、定着させ、資質の向上を図る取組みを推進する必要があります。

県では、介護人材の「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」について、関係団体や事業者等の連携・協力による自主的・主体的な取組みを支援することにより、その確保・定着を図っていきます。

#### ○ 介護未経験者の参入促進

元気な高齢者など介護未経験者を対象に、介護人材の参入を促進するため、福祉人材センター（福岡県社会福祉協議会に設置）に就職支援専門員を配置し、採用面談への同行などきめ細かな就職支援や、介護に関する入門的研修と職場体験、職業紹介の一体的実施などに取り組むとともに、同センターに介護人材開拓員を配置し、70歳現役応援センター登録者等に対して介護職員としての就職を働きかけています。

#### ○ 外国人介護人材の確保・支援

本県では、平成21年度から経済連携協定（EPA）に基づく介護福祉士候補者を受け入れています。29年9月には在留資格に「介護」が追加、同年11月には技能実習の対象職種に介護が追加され、31年4月からは新たな在留資格として対象に介護分野を含む「特定技能」が追加されました。

県内の介護福祉士養成施設で資格取得を目指す留学生は年々増加傾向にあり、今後は、介護の技能実習生及び特定技能外国人の増加が見込まれる中、外国人介護人材の確保・支援が求められています。

そこで、介護福祉士養成施設による外国人留学生確保のための取組みや日本語学習支援に対する助成、介護施設等による留学生への奨学金に対する助成等を行うとともに、介護の技能実習生及び特定技能外国人を対象に、介護技術や日本語の基本を学ぶ研修を実施しています。

また、外国人介護人材の受入れにあたって、コミュニケーションや文化・風習の違いに関

して不安がある、学習支援や生活支援のための体制が整備できないといった理由により、受入れが困難とする介護施設等があることから、令和2年度から、外国人介護人材を受け入れるための環境整備に要する経費の一部を助成することとしています。

さらに、資格取得を目指す留学生を確保するため、県が実施主体となって「マッチング支援団体」に、介護福祉士養成施設に留学させ、介護施設等に就職するまでのマッチングを一元的に行い、円滑な受入支援体制を構築するための相互理解促進事業を委託し実施します。

#### ○ 介護職員の労働環境改善

介護職員の離職率は全産業平均を上回っており、本県の介護職の離職率は全国平均より高い傾向にあり、離職率を下げるためには、離職の要因ともなる仕事の負担、不満等を取り除く必要があります。

そこで、介護施設等において介護記録から請求業務まで一貫してできる介護ソフト及びタブレット端末等を導入した場合の経費の一部を助成するとともに、「ノーリフティングケア（持ち上げ・抱え上げ・引きずりなどのケアを廃止し、リフト等の福祉用具を積極的に使用するとともに、職員の身体に負担のかかる作業を見直すもの）」の普及促進のため、モデル施設による取組みと、介護施設等の管理者を対象とした研修会を実施することとしています。

#### ● 住宅型有料老人ホーム等への立入検査等の実施

住宅型有料老人ホームは、届出により設置できる施設であり、近年、急速に増加しています。また、国土交通省が整備を進めているサービス付き高齢者向け住宅も、平成23年10月の制度創設時から急増しています。

そこで、県では、これらの施設のサービスの質の向上を図るため、住宅型有料老人ホーム等に対する書面検査や立入検査を行っています。

また、施設の管理者に対する講習会や、施設で働く職員に対する介護技術や専門知識に関する研修を開催しています。

さらに、高齢者虐待の通報窓口であり、虐待の事実確認や施設に対する改善指導を行う市町村の職員を対象として、虐待事案に関する通報・相談受付の対応、虐待が確認された場合の改善指導等について研修を実施しています。

#### ● 高齢者の権利擁護

認知症などにより判断能力が十分でない高齢者は、財産管理や介護保険サービスの利用契約などを自分で行うことが難しく、また、悪質商法などの被害に遭うおそれもあります。

このため、成年後見制度の利用促進等に取り組み、高齢者の権利擁護を図っています。

また、高齢者の尊厳が尊重されるよう、高齢者虐待防止に関する周知・啓発や、施設等における身体拘束廃止に向けた研修会等に取り組んでいます。

### 3 障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる



#### ● 障がいのある人の状況

本県では、令和2年3月末現在で216,673人が身体障害者手帳の交付を受けています。

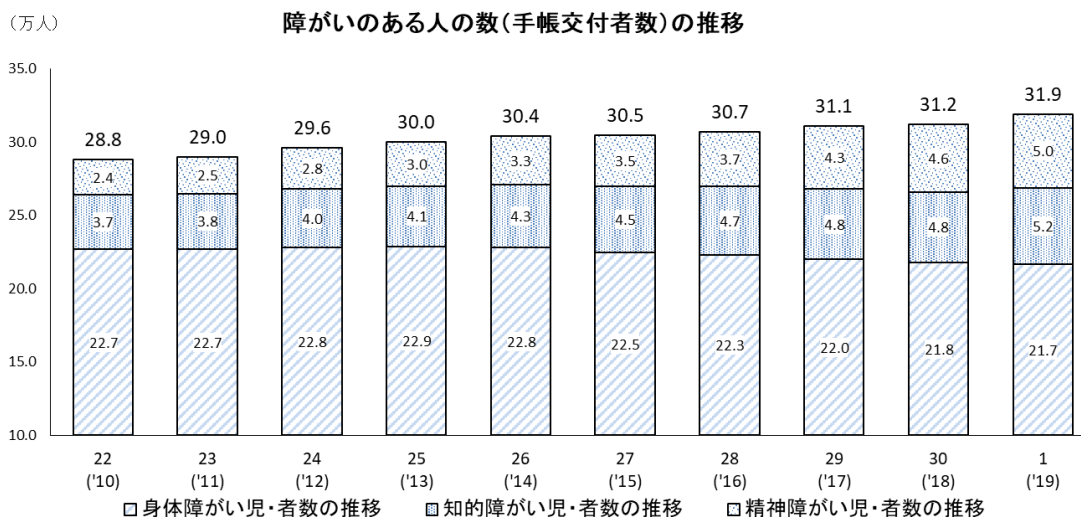
障がいの種別では、肢体不自由が50.9%と半数を占め、障がいの程度別では、1、2級の障がいの重い人が47.4%を占めています。

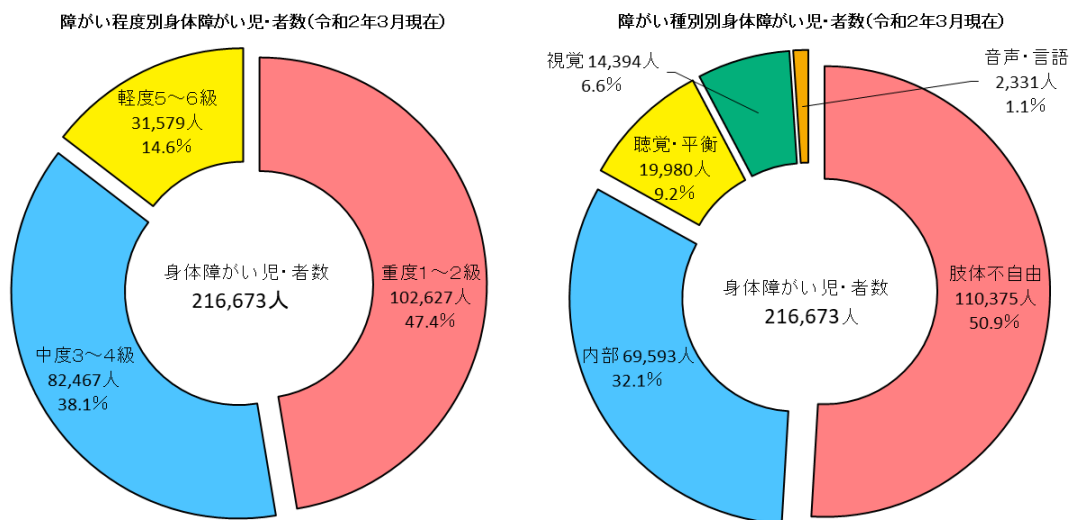
知的障がいのある人については、2年3月末現在で51,826人が療育手帳の交付を受けています。

精神障がいのある人については、2年3月末現在で50,376人が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けています。

#### ● 障がい者福祉施策の充実

全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという「障害者基本法」の理念に則り、障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援や障がいを理由とする差別の解消、障がい特性等に配慮した支援など7つの基本的視点を掲げた「福岡県障害者長期計画」（平成27年度～令和2年度）、障がい福祉サービス等の見込み量や提供体制の確保策、目標等について定めた「福岡県障がい者福祉計画（第4期）・福岡県障がい児福祉計画（第1期）」（30年度～令和2年度）に基づき、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市町村、障がい者団体、企業、事業所、NPO など関係機関・団体と連携を図り、なお一層、寄り添い、向き合う、温かみのある障がい者福祉施策を進めていきます。





資料：県障がい福祉課

### ● 障がいのある人の収入向上

障がい者施設で働く障がいのある人の収入向上を図るため、障がいのある人がつくる「まごころ製品」の売上拡大に取り組んでいます。

障がい者施設による供給の円滑化に資する共同受注を推進するとともに、障がい者施設への経営改善に向けた専門家の派遣を行います。

また、「農業」と「福祉」の連携をより推進していくために、農業に取り組む障がい者施設がつくる農作物や加工品を販売する農福連携マルシェの開催や、障がい者施設への農業専門家の派遣等を行います。

あわせて、「障害者優先調達推進法」に基づき、「まごころ製品」の調達の推進を図るための方針を策定し、全庁的に障がい者施設からの調達の推進に取り組みます。

### ● 医療的ケア児の支援の強化

医療的ケアが必要な障がい児（以下「医療的ケア児」という。）及び在宅で重症心身障がい児者を介護する家族の負担軽減及び親亡き後の生活の不安解消に向けた総合的な支援体制を構築する取り組みを進めています。

北九州市立総合療育センターを医療的ケア児への医療や福祉の総合的な支援拠点とし、同センターの運営費用の一部を助成します。

また、症状に応じた支援ができるコーディネーターの育成や、身近な地域で医療型短期入所が利用できるよう、医療型短期入所事業所の設置を促進するとともに、医療的ケア児の介助者の肉体的・精神的負担軽減のために自宅等に看護師を派遣するための費用の補助や、介護職員の喀痰吸引研修受講に対する助成を行います。

### ● 発達障がいのある人への支援の推進

「発達障害者支援法」に基づき、発達障がいのある人とその家族等に対する支援を行っています。

福岡県発達障がい者支援センターによる身近な地域での相談・療育支援を図るとともに、保育士や相談支援事業所職員等に対する研修を実施し、地域での相談支援機能を強化します。

発達障がい者支援拠点病院による専門スタッフの養成、地域の関係機関とのネットワークの構築により、地域における発達障がいのある人への支援体制を拡充していきます。

また、発達障がい児等療育支援事務所（医療連携型）による、医学的知見に基づく療育支援により、発達障がいのある人とその家族等へのライフステージに応じた支援を進めていきます。

#### ● 精神保健福祉

人権に配慮した適正な医療の確保を図るとともに、精神疾患の急発・急変に対応する精神科救急医療システムを整備しています。

地域移行や地域生活の継続のために支援が必要な精神障がい者については、関係機関が連携して支援できるよう、各保健福祉（環境）事務所において自立支援関係機関会議を設置するとともに、夜間・休日電話相談事業、精神障がい者家族相談事業の実施など、退院した精神障がい者に対して症状悪化時等必要なときにいつでもフォローアップをする仕組みをつくりまします。

#### ● 障がいを理由とする差別の解消と合理的配慮の推進

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年度から施行され、本県においても、「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を 29 年 3 月に制定しました。

県庁内に障がい者差別解消専門相談員を設置し、障がいを理由とする差別や合理的配慮の提供に関する相談を受け付けています。

また、「障がいのある人への合理的配慮ガイドブック」を作成し、事業者の理解促進のため、研修会等での啓発活動や障がいのある人と事業者との協働による体験交流事業を実施し、相互理解を深めます。

#### ● 福祉のまちづくり推進事業

社会、文化、経済その他様々な分野の活動に自らの意思で参加できるいきいきとした地域社会を築くためには、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児を連れた人、病弱者をはじめすべての県民が、建築物や道路、公園等を安全かつ快適に利用できるようにすることが必要です。このため、普及、啓発活動等を通じて、行政、民間事業者、県民が一体となって段差などのバリア（障壁）を取り除いていく「福祉のまちづくり」を推進しています。

県庁舎における対応としては、県庁総合案内、県民相談室及び総合相談窓口、聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを支援する機器を設置するとともに、県民相談窓口のある庁舎の所属職員に手話奉仕員研修を受講させることで、手話対応ができる職員を養成しています。また、必要に応じ、視覚障がいのある人を職員が行先まで同行して案内するようにしています。

その他、各戸配布広報紙「福岡県だより」の録音版、点字版及び音声コード版並びに「点字ふくおか」の製作・配布、広報テレビ番組の字幕放送、知事記者会見への手話通訳の付与及び「ふくおかインターネットテレビ」知事記者会見の動画への字幕付与を行っています。

● ふくおか・まごころ駐車場事業

公共施設や民間施設などの障がい者等用駐車場を、障がいのある方や高齢者、妊産婦など車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が、安全に安心して駐車できるように支援しています。

まごころ駐車場設置の協力施設を募るとともに、利用できる人を明確にするため、対象者に利用証を交付しています。これらの取組みを通じて、障がい者等用駐車場の適正利用を図ります。

● 地域福祉支援対策の推進

少子高齢化の進行、家族の支え合い力の低下、地域のつながりの希薄化、価値観の多様化などが進み、生活における問題は多様化、複雑化しています。

このような中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、誰もがかけがえのない存在として尊重され、支え合いながら共に地域をつくる「地域共生社会」の実現が求められています。

地域共生社会の実現に向けた取組みを推進するため、平成 29 年 6 月に都道府県地域福祉支援計画の充実などを内容とする社会福祉法の一部改正が行われ、30 年 4 月から施行されました。

このような状況を踏まえ、県では、『誰もが安心して生活でき、ぬくもりと絆を感じられる地域共生社会の実現』を基本理念とした「福岡県地域福祉支援計画」を策定し（17 年 2 月策定、31 年 2 月改正）、地域福祉の推進に向けた取組みを更に進めるとともに、広域的な視点から市町村を支援しています。

● 社会福祉協議会の育成・充実

地域福祉活動を推進するためには、民間社会福祉活動の中核となる社会福祉協議会を更に育成・充実していく必要があり、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会の機能充実に努めています。

● 民生委員・児童委員活動の推進

民生委員は、地域住民の福祉向上のための相談、指導、調査等の自主的な活動や保健福祉（環境）事務所等の関係行政機関への協力活動を行う民間奉仕者で、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように相談・支援を行う児童委員も兼ねています。時代の要請や住民ニーズに応じた地域福祉活動の中心的役割を担っており、県では民生委員研修会を実施するなどその活動を支援しています。

● 福祉ボランティア活動の推進

本県では地域福祉活動の重要な担い手として福祉ボランティア活動を位置づけ、その自主性を尊重しつつ活動の基盤整備を図るため、県社会福祉協議会に設置されている「福岡県社会福祉協議会ボランティアセンター」に対する助成を行っています。

また、各地域で取り組まれているボランティア活動の振興を図るため、県社会福祉協議会においてボランティア団体への助成を行っています。

● 福祉人材の養成と就業促進

効率的かつ効果的に福祉人材を確保するため、県社会福祉協議会に置く「福岡県福祉人材センター」において、これからの社会福祉を支える人材を養成するための研修事業や就業を援助するための無料職業紹介事業等を行っています。

● クローバープラザの利用促進

地域福祉の推進や男女共同参画社会の実現のための拠点として、また、県民一人ひとりの人権感覚を高めていくための施設として、多くの県民の方々に利用していただけるよう、クローバープラザ（福岡県総合福祉センター・男女共同参画センター・人権啓発情報センター）において、福祉関係団体の交流の場の提供や人権に関する講演、資料展示など様々な事業を展開しています。

● 障がい福祉サービス人材育成・資質向上の促進

人権尊重の理念と障がい福祉事業の実施の意義への理解を深めるため、障がい福祉サービス事業所等のスタッフに対して、虐待防止の徹底、施設の適正運営の指導を行います。

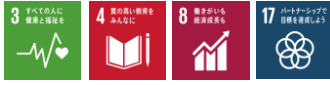
● 障がいのある人の職業訓練の充実

障がいのある人が円滑に訓練を受けられるよう、福岡障害者職業能力開発校において、健康相談員や精神保健福祉士などの専門スタッフによる訓練生の生活指導や相談対応等を行っています。

また、就職を促進するため、訓練生の社会適応力やコミュニケーション能力の向上を図るとともに、インターンシップを実施し、職場実習による就業体験から就職へつなげています。

## 6 誰もが元気で健康に暮らせること

### 1 生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる



#### ● 新型コロナウイルス感染症への対応

日本国内で新型コロナウイルス感染症の感染が拡大してきたことから、県では令和2年1月30日、知事を本部長とする「福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、SNSやホームページによる情報提供、保健所による相談対応により県民の皆さんの不安の解消、正確な理解を図るとともに、関係機関と連携し、検査体制の強化や医療提供体制の整備に取り組んでいます。

#### ○ 相談体制の整備

- ・ 県内の19保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置
- ・ 一般相談窓口の受付時間を延長して24時間対応に（2年4月13日～）

#### ○ 検査体制の強化

- ・ 県保健環境研究所に「リアルタイムPCR」を1台増設
- ・ 民間の検査機関においてもPCR検査の実施を可能にした（2年3月6日～）
- ・ ドライブスルー検査体制の強化に向け、各地域で専用外来の設置を推進

#### ○ 医療提供体制の整備

- ・ 感染予防体制が整備された医療機関に「帰国者・接触者外来」を設置（2年2月7日）
- ・ 患者数が大幅に増えた時に備え、患者の受け入れ医療機関の調整を行う福岡県新型コロナウイルス感染症調整本部を設置（2年3月31日）
- ・ 軽症者・無症状者について、民間宿泊施設を活用した宿泊療養を実施

#### ○ 医療従事者を称える取組み

- ・ 受入医療機関や宿泊療養施設で患者の治療・看護に携わった医師、看護師等の医療従事者に対し医療機関を通じ1人当たり10万円を支給（1人1回限り）
- ・ 「新型コロナウイルス医療従事者応援金」を創設。県内外に募金を呼びかけ、患者の治療・看護に携わる医師、看護師等への応援金として、関係団体と協議の上、医療機関に贈呈
- ・ 治療・看護に直接携わった医療従事者等に知事と県議会議長からの感謝状を贈呈
- ・ 医療機関等で働く医療従事者や職員に最大20万円の慰労金を給付

#### ○ 医療資材の配布

- ・ 福岡県製薬工業協会、福岡県医薬品卸業協会等の関係団体に対し、消毒液等の安定供給について協力を依頼。県で独自に購入した手指消毒薬を社会福祉施設等に配布
- ・ 国からの配布や県での独自購入、民間団体等からの寄贈により、マスク、医療用ガウン、フェイスシールド、手袋等の感染防護具を確保し、医療機関等に配布

#### ○ 県民への情報提供

- ・ 県ホームページ等を活用し、一人ひとりの基本的感染対策（①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い）や、働き方の新しいスタイルを呼びかけ



## ● 健康づくり

我が国は、保健衛生活動の充実や医療の進歩などにより、世界でも最高水準の長寿国となりました。一方で、高齢化の進展や疾病構造の変化が進み、要介護者の増加や疾病全体に占める生活習慣病の増加などが社会問題となり、その予防対策の充実・強化が求められています。また、健康を支え、守る上で、一人ひとりの自主的な健康づくりに加え、地域での取り組みや、企業などの自発的な健康づくりが重要となっています。

県では、県民の皆さんの健康の保持増進を図るため、平成25年に新たな「福岡県健康増進計画（いきいき健康ふくおか21）（計画期間：平成25～令和4年度）」を策定し、健康寿命の延伸のため「県民一人ひとりが、地域の中でともに支えあい、健やかでこころ豊かに過ごせ、長生きしてよかったと実感できる社会の実現」を基本理念として、市町村をはじめ、関係機関や関係団体等との連携を図りながら、計画を推進しています。

29年度の間見直しでは、健康増進計画に掲げる14分野74指標について、計画策定時の値と直近の現状値の比較を行いました。生活習慣病の関係では、特定健診・保健指導実施率の向上や野菜摂取量の増加、喫煙率の減少など一部では改善が見られるものの、目標値には到達していません。また、身体活動・運動に関する指標は悪化しており、なお一層の取り組みが必要となっています。

このため、本県では、30年度から県民一人ひとりが改めて自分の健康について考え、その維持・増進を意識しながら具体的な取り組みを行う「ふくおか健康づくり県民運動」を開始しました。30年8月、その推進母体となる「県民会議」を保健・医療関係団体、経済団体、企業、大学、マスコミ、行政など、110の関係団体で設立し、「健（検）診受診率の向上」「食生活の改善」「運動習慣の定着」の3つを柱に、それぞれに行動目標を定め、取り組みを進めています。

| 取り組みの3つの柱   | 行 動 目 標   |
|-------------|---|
| 健（検）診受診率の向上 | 「みんなで受けよう！特定健診・がん検診」を合言葉に、特定健診・がん検診を毎年受診するとともに、家族や隣人、同僚にも健（検）診の受診を呼びかけ、県全体で特定健診受診率70%以上、がん検診受診率50%以上を目指します。 |
| 食生活の改善      | 「みんなで食べよう！野菜たっぷりもう一皿」を合言葉に、地域の食材を取り入れたバランスのとれた食事に努め、1日350グラムの野菜摂取を目指します。また、1日あたり小さじ約半分（約2グラム）の減塩を目指します。     |
| 運動習慣の定着     | 「みんなで始めよう！適度な運動」を合言葉に、1回あたり30分以上、週2日以上を目標に、無理のない範囲で運動に取り組み、その取り組みを続けます。                                     |



ふくおか健康づくり県民運動  
ロゴマーク

## ● 健康危機管理対策の推進

医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる県民の生命及び健康の安全を脅かす事態の発生に対応するため、関係機関が連携し、人命の救助及び被害の拡大防止を図ることを目的に、平常時から健康危機管理体制を整備しています。

- 警察、消防、救命救急センター、検査機関などの関係機関による緊急連絡・連携体制及びマニュアルの整備
- 検査・分析体制の確立と検査機関相互の連携体制の整備
- 食品衛生及び毒物劇物管理の徹底と啓発活動など未然防止対策の実施

- 原因不明健康被害発生時における関係自治体との情報共有体制の整備
- 健康危機管理に係る研修・訓練の関係自治体との共同実施

● がん対策の推進

死因のトップである「がん」については、平成 30 年 3 月にがん対策を総合的、計画的に進めるため、「第 3 期福岡県がん対策推進計画」を策定しました。

計画に基づき、がん予防の普及啓発、県民が利用しやすい検診体制の構築、がん登録の活用等によるがん医療の質の向上、がん患者が住み慣れた地域社会で生活するために必要な支援を受けられることができる環境の整備、がんになっても働くことができる社会づくりのための就労支援等に取り組みます。

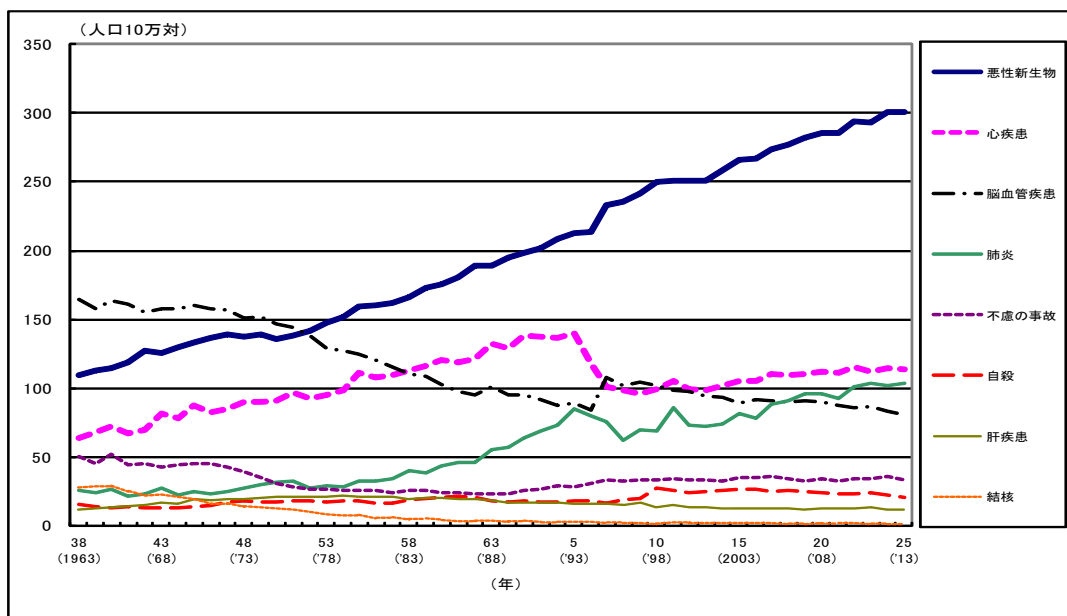
また、将来子どもを持つことを望む小児・AYA 世代のがん患者が、希望を持ってがん治療に取り組むことができるよう支援するとともに、小児・AYA 世代のがん患者及び家族が、安心して地域で療養生活をおくることができる環境を整備しています。

● 肝炎対策の推進

平成 30 年 3 月に、本県における肝炎対策を総合的、計画的に進めるため「福岡県肝炎対策推進計画」を策定しました。

計画に基づき、保健福祉（環境）事務所、医療機関における肝炎ウイルス無料検査、肝炎治療にかかる医療費への助成、肝炎に関する正しい知識の普及啓発、肝炎患者及び家族等に対する相談支援や情報提供の充実等に取り組みます。

主な死因別にみた死亡率の年次推移(福岡県)



資料：県保健医療介護総務課（保健統計年報）

● がん検診受診率向上対策

がん検診と特定健診を同時に受診できる「総合健診」の市町村における実施、従業員やその家族に対しがん検診受診を働きかける事業所を登録、支援する取組み等を推進します。

● がんの治療と仕事の両立支援

国立病院機構九州がんセンターの「がん相談支援センター」等に社会保険労務士を「就労支援アドバイザー」として派遣し、がん患者、その家族からの就労相談に対する支援等に取り組んでいます。

また、短時間勤務等の両立支援制度の導入を検討する事業所へのアドバイザー派遣、両立支援制度導入のため事業所が行う就業規則等の見直しに係る費用への助成に取り組んでいます。

● 造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用の助成

白血病等の治療として実施される造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、さい帯血移植）では、移植前に予防接種によって得られた免疫が、移植後に低下若しくは消失するため、予防接種の再接種が必要です。このため、造血幹細胞移植後の再接種に対し経済的負担を軽減することにより、再接種を促進します。

● アレルギー疾患対策の推進

令和2年3月に、本県におけるアレルギー疾患対策を総合的に推進するため「福岡県アレルギー疾患対策推進計画」を策定しました。

この計画に基づき、アレルギー疾患に関する啓発及びアレルギー疾患の発症・重症化の予防や、医療提供体制の確保、アレルギー疾患を有する方の生活の質の維持向上に取り組むことにより、アレルギーを有する方やご家族の方がアレルギー疾患について正しく理解し、的確に自己管理ができることで、安全・安心な生活の実現を目指します。

● 歯科口腔保健対策

生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の維持・向上等により、心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現することを目的として制定した「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」に基づき、平成31年3月に「福岡県歯科口腔保健推進計画（第2次）」を策定しました。この計画に基づき、歯科口腔保健の推進に係る施策に総合的かつ計画的に取り組み、各世代に応じた歯科口腔保健事業を更に進めることで、県民の皆様が「自分の歯でおいしく食べることができ、楽しく会話ができる」健やかで心豊かな生活を送ることができて、質の高い生活を営むことができる社会を目指します。

公立大学法人九州歯科大学において、事業所健診の際に歯周病検査を実施することにより、働く世代の歯周病の早期発見や早期受診の促進を図ります。

● こころの健康・自殺防止対策の推進

精神保健福祉センターや保健福祉（環境）事務所による精神保健相談などにより、県民のこころの健康づくりを支援します。

また、自殺対策基本法に基づき、国の自殺総合対策大綱及び本県の実情を踏まえて、平成30年3月に「福岡県自殺対策計画」を策定しました。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。当計画に基づき、関係機関や関係団体と一層の連携を図り、総合的に自殺対策を推進します。

## ● ひきこもり対策の推進

平成 22 年に、福岡県精神保健福祉センター内に「福岡県ひきこもり地域支援センター」を開設し、電話や来所による相談への対応など、ひきこもりの方やその家族への支援を行っています。

令和 2 年 7 月には、筑豊と筑後地域にセンターのサテライトオフィスを設置し、センターと一体となって、電話や来所による相談に応じるとともに、市町村への専門的な助言、地域の支援機関のネットワークづくりなど、ひきこもりの方やその家族にとって、より身近な地域における支援体制の充実を図っています。

## ● アルコール健康障がいの早期発見・早期治療の促進

アルコール健康障害対策基本法に基づき、本県の実情に即したアルコール健康障がい対策の推進を図るために、平成 29 年 6 月に「福岡県アルコール健康障がい対策推進計画」を策定しました。この計画に基づき、一般科医を対象にアルコール健康障がいや専門医との連携方法に関する研修を実施し、アルコール依存症等の早期発見・早期診断、早期治療を促進するなど、関係機関や関係団体と連携を図り、アルコール健康障がい対策を推進します。

## ● 依存症対策

アルコール健康障がい、薬物依存症、ギャンブル等依存症に対する相談拠点として、平成 30 年 4 月に福岡県精神保健福祉センターを選定し、電話や来所による相談への対応や、依存症問題に関する講演会、研修会の開催など、依存症問題を抱える本人やその家族に対する支援を行っています。

また、令和元年度末までに、国の研修受講実績や治療実績等の基準を満たす依存症医療機関を専門医療機関として 16 の医療機関を選定するとともに、これらの専門医療機関の中からアルコール健康障がい及び薬物依存症の治療拠点機関を選定したところです。今後も、依存症問題を抱える本人が必要な医療を身近に受けることができるよう専門医療機関の充実に取り組みます。

## ● 難病対策の強化

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とする難病対策として、特定医療費助成制度による医療費の公費負担（介護保険制度による介護サービスについても一部公費負担）、保健福祉（環境）事務所における医療相談・訪問指導等を実施しています。

平成 30 年 4 月から都道府県知事が行う難病に関する事務が政令市に移管されたこととともない、県内において、よりきめ細かなサービスの提供及び均てん化を図るため、北九州市、福岡市と連携し、難病相談支援センターを共同設置しています。

また、難病患者への医療提供体制を推進するため難病医療提供体制整備事業を実施するほか、難病患者へのレスパイト入院事業を実施するなど難病対策の充実を図っています。さらに、医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等を対象としたレスパイト支援事業を実施しています。

## ● 臓器移植の推進及び骨髄バンクの普及啓発

平成9年、「臓器移植法」が施行され、脳死下での臓器移植が可能となりました。このため、臓器提供意思表示カードを配布する等、臓器移植推進のための普及啓発を行っています。

また、白血病など血液難病の治療法として有効な骨髄移植を推進するため、ドナー（骨髄提供希望者）登録を県内の献血ルーム及び嘉徳・鞍手保健福祉環境事務所で受け付けています。

併せて、商業施設や大学等でのドナー登録会や普及啓発のイベント、企業等へのリーフレット配布、広報掲載等によりドナー登録制度の普及啓発に取り組んでいます。

また、令和元年度からは、市町村が実施する骨髄等ドナーへの休業補償に対する補助金を創設し、市町村の取組みを後押しすることにより、ドナー登録者及び骨髄等の提供を促進しています。

## ● 感染症対策

エボラ出血熱、中東呼吸器症候群（マーズ）等の新興感染症をはじめとする感染症の発生に対して有効なまん延防止措置を講じるためには、患者の行動履歴やその接触者等を広範囲にわたって把握し、その情報を政令市等の保健所設置市、感染症指定医療機関等関係機関と共有しつつ、密接に連携して対応することが必要です。

このため、日頃から、保健所設置市、検疫所、感染症指定医療機関、医師会等による連絡会議の開催、感染症指定医療機関への患者移送訓練を実施しています。また、県内の医療機関に対し院内感染防止対策の徹底をお願いするとともに、県民に対し、感染症の発生状況、症状、感染経路、予防方法等について、県のホームページ等を通じて周知を行っています。

万が一、国内に常在しない感染症が海外から持ち込まれた場合に備え、特定しにくい感染症の病原体を迅速に検査できる機器（次世代シーケンサー）を保健環境研究所に整備して、感染症の拡大防止に努めています。

## ● 新型インフルエンザ対策等

新型インフルエンザ等が発生した場合には、感染の拡大を可能な限り遅らせることで健康被害を最小限にとどめ、医療及び社会機能を維持するための対策が必要となります。

そのため、平成25年4月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、県対策本部の体制を整備するとともに、県行動計画を策定し、発生前の対策として指定地方公共機関の指定や、抗インフルエンザウイルス薬（タミフル、リレンザ等）の備蓄を行っています。また、流行期においても関係機関が連携して県内の医療及び社会機能を維持できるよう、体制整備を進めているところです。

引き続き、病原性が高い新型インフルエンザ等の発生に備え、対策の充実・強化に努めます。

## ● エイズ対策の推進

我が国におけるHIV感染者・エイズ患者は、平成30年に新たに1,317人が報告され、累計で30,149人（30年12月31日時点）となるなど、未だ予断を許さない状況となっています。

このような中、エイズのまん延防止及びHIV感染者・エイズ患者の人権を守るため、国、市町村、教育機関、医療機関、地域住民等と協力・連携し、正しい知識の普及啓発を中心としたエイズ対策を推進しています。特に、12月1日の世界エイズデーを中心に様々な広報媒体を活

用した広域的啓発を実施するとともに、保健福祉（環境）事務所における地域での啓発を積極的に行っています。

また、HIV 抗体検査（無料、匿名）の受検促進、相談体制の強化及びエイズ治療拠点病院等を核とした HIV 感染者・エイズ患者が安心して受診できる医療体制の整備に努めています。

### ● 風しん対策

平成 30 年 7 月以降、特に関東地方において風しんが流行し、本県でも、30 年は 167 名、翌年は 85 名の風しん患者の発生が報告されました。妊娠初期の女性が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群（耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気があるなど）を発症する可能性があります。このため、県では、妊娠希望者やその家族等に無料の抗体検査を実施しています。また、市町村が行う抗体価の低い妊娠希望者等に対する予防接種費助成事業を支援しています。

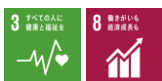
### ● ワンヘルスの推進

近年、人と動物の共通感染症の流行制御や薬剤耐性対策等に関する意識が高まり、安心で安全な社会の構築が求められています。このような課題に対し、人と動物の健康を一つと捉え、人、動物、環境の関係者が分野横断的に連携して、その解決に向けて取り組む「ワンヘルス・アプローチ」が国際的に提唱されています。

本県においては、これら横断的な課題の解決に向け、庁内外の各関係者による連携体制を構築するとともに、ワンヘルスの理念に基づいた次の施策を進めており、また、県民に対してワンヘルスの理念について周知、啓発を図っています。

- 感染症予防の推進及び人と動物の共通感染症対策等の実施
- 狂犬病予防対策の実施
- 医療提供体制の確保及び院内感染防止対策の実施
- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び医薬品の適正使用の推進
- 地球温暖化防止、大気・水・土壌環境保全対策等の推進
- 外来種防除対策、野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る調査等の実施
- 食の安全及び環境保全型農業の推進
- 高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病対策、動物用医薬品適正使用の推進
- ワンヘルスの推進に係る庁内連絡会議及び外部有識者による協議会の実施
- 関係機関との連携シンポジウム及び県民参加型のワンヘルス啓発イベントの開催
- ワンヘルス国際フォーラムの開催

## 2 誰もが必要な医療を受けられる社会をつくる



### ● 医療提供体制の整備

本県の医療提供体制は全国的にもかなり高い水準にあります。一方、高齢化の進展や疾病構造の変化、医療技術の高度化・専門化が進んでおり、在宅医療への要望も高まっています。

このため、医療施設の機能分担と連携のもとに、健康増進から疾病の予防、診断・治療及びリハビリテーションに至るまでの包括的な保健医療提供体制の整備を目指した「福岡県保健医療計画」を平成30年3月に策定しました。

また、令和7年(2025年)には団塊の世代の方々が全て75歳以上となり、福岡県の人口の3割以上が65歳以上の高齢者となります。今後、この超高齢社会が進行するにつれ、医療や介護を必要とする方がますます増加すると予想されますが、高齢化の進展の度合いなど人口構造の変化には地域差があり、求められる医療・介護サービスの提供体制も地域ごとに異なってくるものと考えられます。

このため、地域ごとに異なる人口構造の変化、すなわち医療需要の将来の変化に対して、地域の実情に応じて、それに見合った医療資源の効果的かつ効率的な配置を促し、急性期から回復期、慢性期、在宅医療等まで、患者の状態にふさわしい、より良質な医療サービスを受けられる体制を構築することを目的として、29年3月に「福岡県保健医療計画」の一部として「福岡県地域医療構想」を策定しました。

「福岡県地域医療構想」の実現に向け、地域の医療関係者や行政関係者等から構成される地域医療構想調整会議を開催し、各医療機関の自主的な取組みや医療機関相互の協議を促進していきます。また、地域における病床の機能の分化及び連携を推進するため、回復期病床や介護施設等への転換、過剰な病床の用途変更等について支援していきます。

## ● 救急医療対策

救急患者の適切な医療を確保するため、医療施設、消防機関等の協力を得ながら、地域の実態に即した初期、二次、三次の救急医療体制を体系的に整備しています。

また、ドクターヘリの運航によって、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図っています。

福岡県救急医療情報センターでは、消防機関をはじめ、広く県民に救急医療に関する情報を提供しているほか、平成28年6月からは急な怪我や病気の際に、看護師が救急車の利用や医療機関の受診などについてアドバイスを行う救急医療電話相談(＃7119)を実施しています。

また、保護者の不安軽減及び小児科医の負担軽減を図るため、小児救急医療電話相談(＃8000)を実施しており、27年4月から実施時間帯を土・日・祝日の日中まで拡大しています。

医療施設・医師数等(人口10万人対)

| 区 分       | 全 国   | 福 岡 県 |
|-----------|-------|-------|
| 病 院       | 6.6   | 9.0   |
| 一 般 診 療 所 | 80.8  | 91.4  |
| 歯 科 診 療 所 | 54.3  | 60.6  |
| 医 科 医 師 数 | 246.7 | 302.6 |
| 歯 科 医 師 数 | 80.5  | 103.5 |
| 薬 剤 師 数   | 190.1 | 205.7 |

資料:「平成30年医療施設調査」

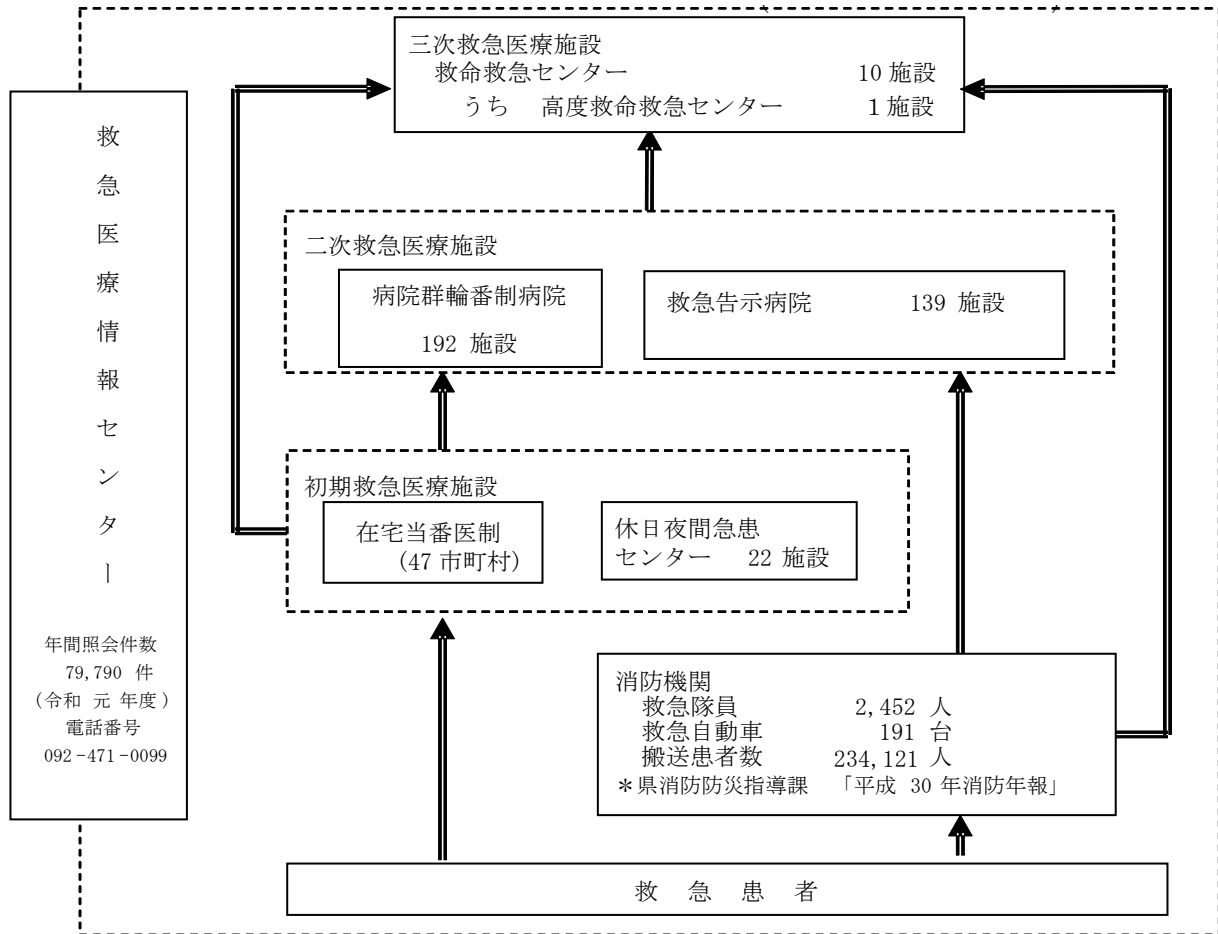
「平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計」

厚生労働省大臣官房統計情報部

(注):医療施設は30年10月1日現在

医師数等は30年12月31日現在

## 救急医療体制図 (令和2年4月1日現在)



資料：県医療指導課

### ● 在宅医療の推進

たとえ医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を続けられるよう、入院医療や外来医療、介護、予防、生活支援、住まいなどのサービスと相互に補完しながら患者の日常生活を支える在宅医療の体制づくりを図っています。

このため、福岡県在宅医療推進協議会において在宅医療提供体制に関する検討を行うとともに、保健福祉（環境）事務所に設置した地域在宅医療支援センターによる相談対応、研修会や検討会の開催、住民啓発等を行っています。

また、在宅医療を必要とする小児等が地域で安心して療養できるような体制の構築に取り組んでいるほか、24時間・365日対応可能な質の高い訪問看護提供体制の整備を図るため、訪問看護ステーション間の連携を目的とした交流会の開催や同行訪問の実施、介護施設における看取りを促進するための研修会の開催等を実施しています。

市町村が取り組む在宅医療・介護連携推進事業を推進するため、各保健福祉（環境）事務所に在宅医療・介護連携支援員を配置して市町村支援を行うほか、地区医師会が実施する在宅医療充実強化のためのルール策定や医療従事者向け研修等に対し助成を行っています。



● へき地医療対策

「福岡県保健医療計画」に基づき、広域的なへき地医療支援体制を整備し、へき地医療の確保に努めています。へき地医療拠点病院の無医地区等への巡回診療やへき地診療所への代診医の派遣などによるへき地医療支援事業の充実、へき地診療所等の整備を行っています。

● 医師、看護職員の確保と資質の向上

平成 26 年度から、県庁内に地域における医師の確保を支援する「地域医療支援センター」、医療機関における働きやすい職場環境整備を支援する「医療勤務環境改善支援センター」をそれぞれ設置し、将来の本県の医療を支える初期臨床研修医の確保支援、地域医療での活躍が期待される総合診療専門医の養成支援、女性医師のネットワークづくりによるキャリア形成支援や高校生・大学生に対するキャリア教育の実施、医療従事者の勤務環境改善のためのアドバイザー派遣等を行っています。

また、少子高齢化の進展や疾病構造の変化、医療の専門化・高度化等により質の高いきめ細やかな看護サービスを提供できる看護職員の需要は高まっています。このため、看護職員養成施設の運営や修学への支援、新人看護職員や看護教員を対象とした研修教育事業、外国人看護師候補者の資格取得支援、特定行為を行う看護師の養成などを通して質の高い看護職員の確保に努めています。

福岡県ナースセンターでは、離職者の再就業を支援するため、無料職業紹介や復職研修、県内 4 地区のサテライトでのハローワーク再就業移動相談等を実施しています。

令和 7 年（2025 年）には少なくとも 5,700 人の看護職員が不足する見込みであることから、「看護職員確保対策協議会」において、さらなる確保策について協議を行っているところです。

さらに、公立大学法人福岡県立大学では、保健・医療・福祉の現場で中核となって活躍できる優秀な看護職者を育成しています。

● 毒物劇物の危害防止対策

毒物劇物による健康被害を防止するため、製造から使用段階まで、製造業者等への立入調査を実施しています。また、事故・災害の際の組織的対応を行うため、関係機関及び取扱事業所との連携を図るなど被害防止体制の整備を図っています。

● 血液対策の推進

良質で安全な血液を確保するために、成分献血、400ml 献血を主体とした献血制度の普及・定着、献血推進体制の拡充、血液製剤適正使用の推進を図り、安定した血液確保対策に努めています。

| 年 度 | 400m l 献血 | 成分献血   | 合 計     |
|-----|-----------|--------|---------|
| H26 | 154,401   | 51,963 | 206,364 |
| H27 | 151,037   | 49,890 | 200,927 |
| H28 | 145,661   | 52,534 | 198,195 |
| H29 | 146,044   | 48,065 | 194,109 |
| H30 | 145,971   | 52,159 | 198,130 |
| R01 | 149,834   | 57,567 | 207,401 |

注：200mlの献血は400mlに換算

資料：県業務課

● 国民健康保険制度の安定的運営

平成 30 年度から、本県は、財政運営の責任主体として、国保の事業運営の中心的な役割を担うこととなりました。共同運営者である市町村と連携しながら、国民健康保険制度の安定化を図ります。

また、県内の国保運営にかかる統一的な方針である「福岡県国民健康保険運営方針」の下、

本県は、市町村が担う保健事業等の実施について引き続き支援するとともに、市町村と協力して医療費の適正化や事業運営の強化に取り組み、加入者の健康増進に努めます。

● ジェネリック医薬品の使用促進

患者の負担軽減と医療費の伸びの適正化を図るため、有識者、医師、薬剤師等で構成する協議会を設置し、先発医薬品と有効成分が同じで、より安価なジェネリック医薬品の使用を促進しています。

また、ジェネリック医薬品について正しい知識の普及を行っています。

3 社会的に厳しい状況にある生活困窮者等を支える

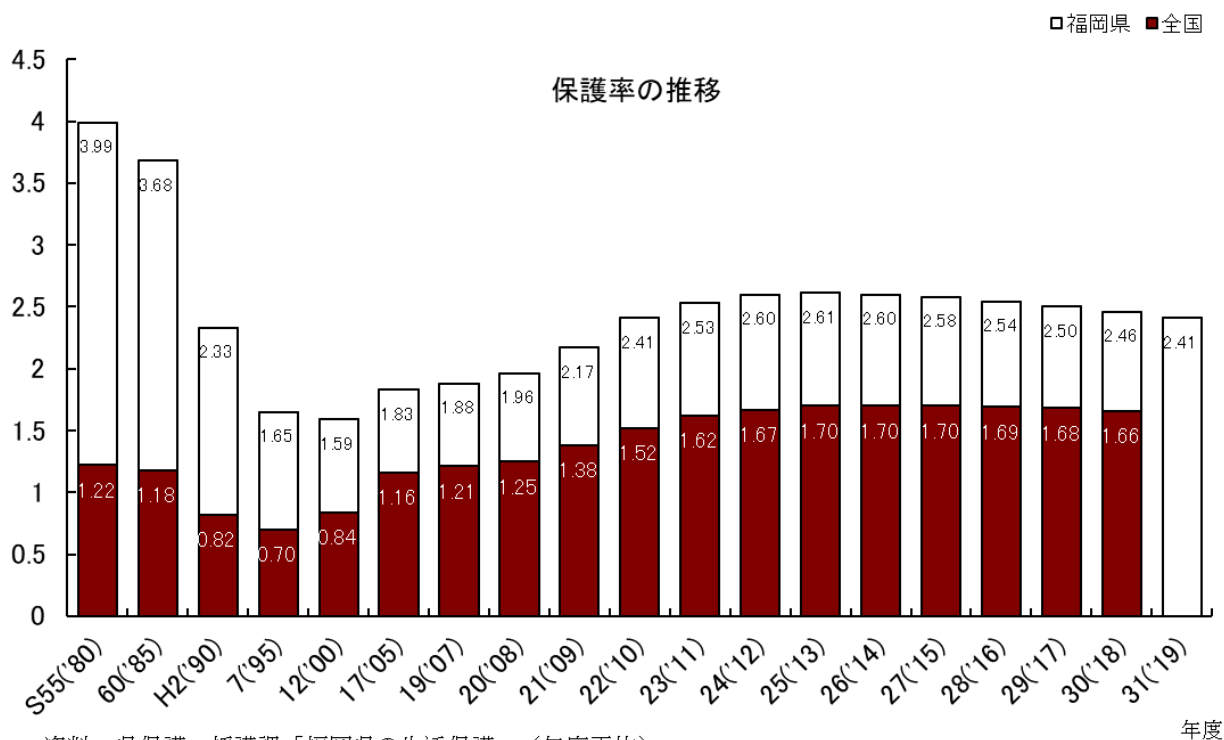


● 生活保護の動向

本県の生活保護率（人口百人当たり被保護人員の割合）は、エネルギー革命による石炭産業の衰退に伴い、筑豊地区を中心に被保護世帯が急増したため、昭和35年度には全国最高（3.46%、全国1.74%）となりました。

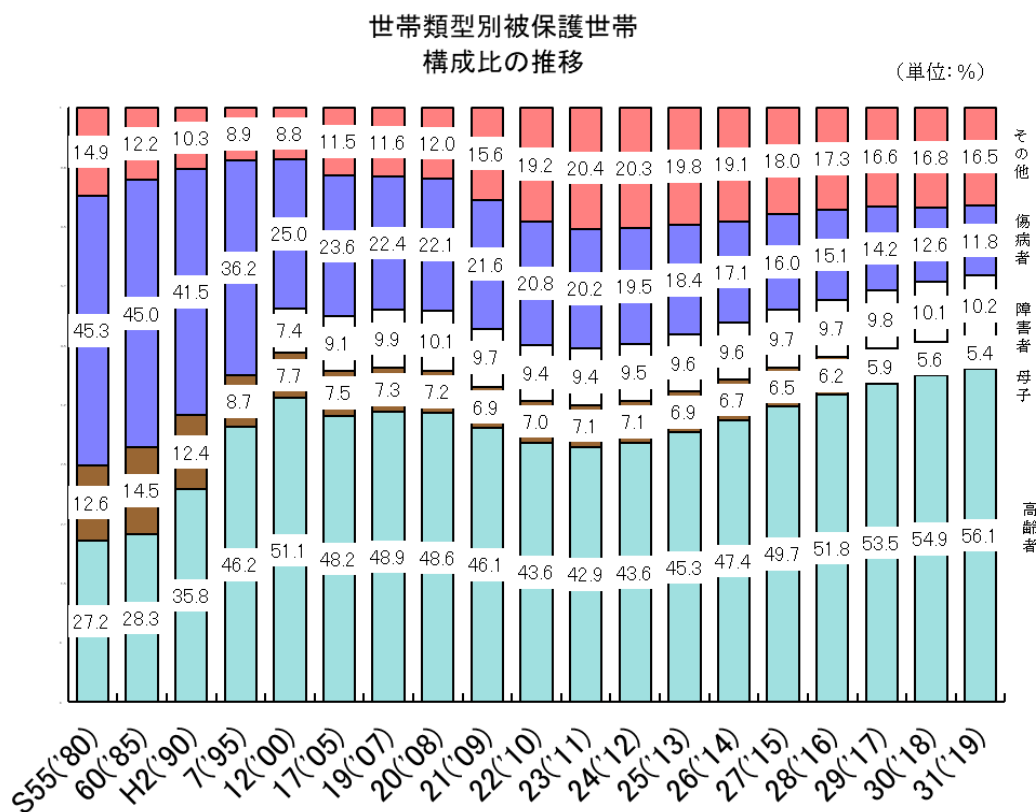
59年度以降は、景気が回復したことや年金制度の充実が図られたこと等により、減少傾向で推移しましたが、平成9年度以降は景気低迷の影響を受け、生活保護率は増加傾向となり、20年度からは、急速な雇用情勢の悪化などの影響を受け、都市部を中心に増加が拡大し25年度まで増加していましたが、26年度からは、僅かではありますが、減少しています。

（単位：%）



資料：県保護・援護課「福岡県の生活保護」（年度平均）  
 ：平成31年度全国保護率は未発表。

本県では、生活保護制度の目的である最低生活の保障と自立助長の観点から、生活保護の適正な実施に努めています。

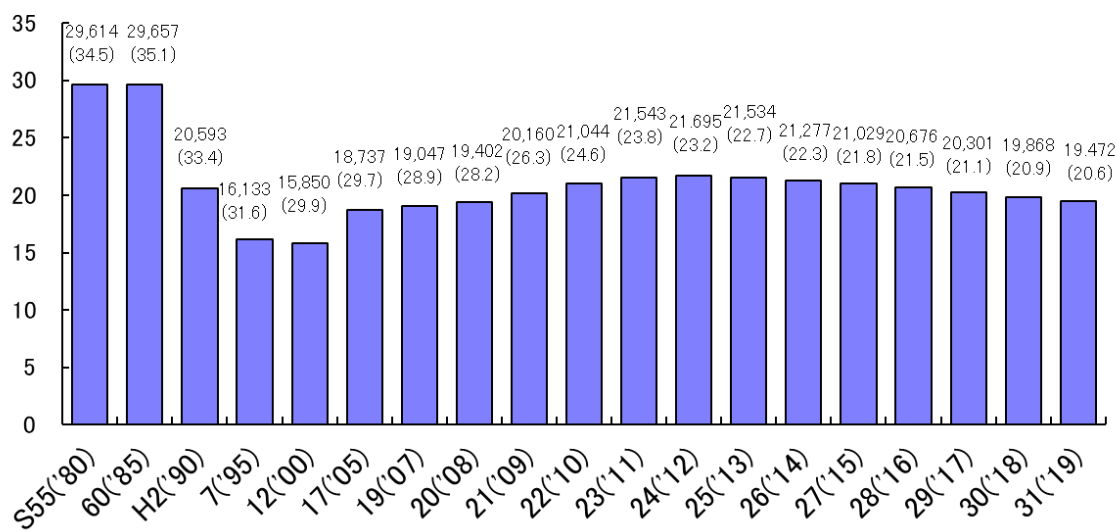


資料：県保護・援護課「福岡県の生活保護」（年度平均）

注1：平成11年度から傷病障害者世帯を障害者世帯、傷病者世帯に区分して集計。

注2：平成17年度から高齢者世帯の定義変更。

### 筑豊地区の被保護世帯数の推移



資料：県保護・援護課「福岡県の生活保護」（年度平均）

注 1）筑豊地区とは、直方市、飯塚市、田川市、中間市、宮若市、嘉麻市及び遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡の6市4郡。

2）（ ）内の数値は政令市・中核市を含む世帯数に対する比率。

● 生活困窮者等の自立支援体制の推進

生活困窮者自立支援制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮への支援(第2のセーフティネット)を抜本的に強化するものです。平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法(平成25年法律第108号)に基づき、福祉事務所設置自治体(市又は県(町村部に限る))は、生活困窮者が抱える複合的な課題に対応して包括的な相談支援を行う自立相談支援事業を中心に行います。そこでは個々の生活困窮者の状況に応じ、生活困窮者への相談支援を実施するほか、住居確保給付金の支給、就労支援(就労に向けた準備支援を含む)、家計管理の支援等を行うことで、自立の支援を行います。

本県では、北九州市においては7か所、福岡市外27市においては各1か所の自立相談支援機関を各市が設置し、町村部については、県が31町村を5地域に分け、各地域に1か所の福岡県自立相談支援事務所(糟屋郡、遠賀郡・鞍手郡、朝倉郡・三井郡・三潁郡・八女郡、嘉穂郡・田川郡、京都郡・築上郡)を設置し、町村やハローワークなど関係機関と連携して取組みを進めています。

● ホームレスへの取組み

平成31年3月に策定した「福岡県ホームレス自立支援実施計画(第4次)」に基づき、市町村間の調整への支援、情報提供及び啓発広報活動などを行うとともに、県や関係市、関係機関、NPOなどで構成する「福岡県ホームレス自立支援推進協議会」を設置し上記計画を推進しています。

## 7 心のぬくもりと絆を実感できる社会であること

### 1 NPO・ボランティアの活躍や地域コミュニティの活性化を通じて、ともに支え合う社会をつくる



#### ● NPO・ボランティア

NPO・ボランティア（以下、NPO等）の活動は、福祉やまちづくり、子どもの健全育成などをはじめとする様々な領域に広がっており、地域にとって必要なサービスの担い手となっています（県内のNPO法人数は、令和2年3月末日現在1,732法人）。

今後とも、複雑化・多様化する地域課題に対応するため、行政・企業等と共に知恵や力を出し合う重要なパートナーとして、NPO等には、組織運営力や事業遂行能力、情報発信が求められています。

このため、本県では、NPO等が、市町村や地域コミュニティ、企業などの多様な主体と協働して地域課題の解決に取り組む活動を支援する「ふくおか地域貢献活動サポート事業」や県が仲介役となって、NPO等と企業との協働を促す「NPO・企業による元気なふくおか共創事業」を実施するとともに、今年度からは、NPOが自らの活動を評価し、情報発信力を高めていくための支援を行っています。

- NPO等や企業の社会貢献活動、協働事例などの情報を発信しています！

→福岡県NPO・ボランティアセンターホームページ「ふくおか協働・生涯学習ひろば」

URL：<https://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp/>

- 共助社会づくり基金への寄附や助成事業に関する情報はこちら！

→福岡県共助社会づくり基金ホームページ

URL：<https://www.kifu.pref.fukuoka.lg.jp/>

#### ● 地域コミュニティの再生・活性化

人口減少、高齢化が進展していく中で、地域における人と人との繋がり希薄化や、これに伴う自治機能の低下が懸念されています。そのような中、地域コミュニティが市町村や事業者等の関係者と協力・役割分担をしながら、地域にとって必要な機能・サービスを維持・確保し、様々な地域課題を解決する「小さな拠点」づくりの必要性が注目されています。

本県では、市町村職員、地域コミュニティ関係者等を対象に、各種ノウハウや先進事例を紹介するセミナーを開催するなど、地域を担う人材を育成することを通じて、市町村における「小さな拠点」づくりの取組みを支援します。

## 2 人権が尊重される心豊かな社会をつくる



### ● 偏見や差別のない人権尊重の社会

本県では、これまでも憲法に保障された基本的人権を尊重し、人権文化の構築に向けた人権施策の推進を図ってきました。しかしながら、学校、地域、家庭、職場などの社会生活の様々な場面において、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、性的少数者等に対する偏見や差別が存在しています。さらには高齢化、国際化、情報化などを背景として新たな人権問題が顕在化しており、人権意識の高揚は心豊かな県民生活を実現するための重要な課題となっています。

このため、本県では、平成12年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定した「福岡県人権教育・啓発基本指針」（15年策定、30年改定）（※1）に則り、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決と人権尊重社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策を総合的、効果的に推進しています。

また、同和問題については、31年3月に公布・施行した「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、部落差別のない社会の実現に向け、教育、啓発に取り組みます。

人権啓発については、市町村及び（公財）福岡県人権啓発情報センターと連携し、「同和問題啓発強調月間」（7月）や「人権週間」（12月4日～10日）を中心に、講演会の開催やテレビ、ラジオ、新聞等各種広報媒体を活用した事業を積極的に推進しています。

※1 「福岡県人権教育・啓発基本指針」:本県の実情を踏まえ、県民一人ひとりが自分自身の課題として、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるよう、人権教育・啓発を進める上での基本的方向を示すものです。

### ● 人権教育の推進

近年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行される等、個別の人権課題についての法整備が進んでいます。

このような人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、平成30年3月に改定した「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、あらゆる機会をとらえ、県民一人ひとりの人権意識を高め、差別や偏見を解消するための人権教育・啓発の充実を図っています。

また、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するため、31年3月に公布・施行した「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」に示された責務に鑑み、これまで培われてきた同和教育の成果等を踏まえつつ、すべての人の基本的人権を尊重する教育を推進しているところです。

学校教育においては、自他の人権を守ろうとする実践力を持った子どもを育成するため、指導資料や新たな人権教育学習教材の活用を推進しています。

さらに、教職員への効果的な研修や研究事業を実施し、教職員自身の人権意識の高揚を図るとともに、学校、家庭、地域が連携した児童生徒の学力と進路の保障及び人権尊重の精神の育成に努めています。

社会教育においては、人権教育・啓発に関わる担当者の研修や地域の指導者の養成、啓発資

料の作成・提供等を通して、県民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう努めています。

### 3 生涯学習社会をつくる



#### ● 生涯学習の推進

学習したいときに学習に取り組めるよう、生涯学習情報の一元的な提供など環境の整備を行うとともに、学んだ成果を発揮できる機会の充実を図り、県民の「学び」を支援しています。

今後、人生 100 年時代に対応し、誰もが活躍する地域社会の推進に向けて、県民一人一人が生涯にわたって自己の知識や技能を伸ばし、学んだ成果を職業やボランティア活動などの社会参画に活かしていくことが求められています。

このため、本県では、学びたいときに学ぶことができ、その成果を適切に活かすことができるよう、生涯学習情報提供サイト「ふくおか協働・生涯学習ひろば」のリニューアルを行うとともに、学びを活かし、地域で活躍する人材育成を支援するため、市町村等が実施する人材育成講座に講師を紹介するなど、生涯学習事業の環境づくりに取り組んでいます。

#### ● 社会教育情報の提供

本県では、社会教育振興の中心施設である県立社会教育総合センターにおいて、ホームページ「ふくおか社会教育ネットワーク」(<http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/>) を開設し、各県立施設の事業に関する情報をはじめ、講師・指導者、社会教育施設、視聴覚教材、イベント、国や県のデータ等に関する情報を提供しています。

また、同センターでは、指導者の養成・研修や調査研究を行うとともに、子どもの生活習慣の形成やしつけなど家庭教育全般にわたる相談に対応するため、専門相談員を配置して、家庭教育相談「親・おや電話」を開設するとともに、メール相談も実施しています。

県立図書館においては、県民の利便性の向上のため、市町村立図書館で県立図書館の所蔵資料を貸出・返却ができる「指定館受取・返却サービス」を行うとともに、学校における読書活動の推進や教育活動の支援のため、「学校支援サービス」を実施しています。さらに、県立図書館ホームページでは、「キッズページ」や「学校支援のページ」等を開設し、情報提供に努めています。

#### ● 青少年のための研修施設の機能充実

豊かな自然環境の中で、野外活動や集団宿泊体験などを通して、規律、協同、友愛、奉仕の精神を養い、心身ともに健全な青少年の育成に資する、3つの県立青少年教育施設（社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」）を設置し、その機能の充実と利用促進に努めています。また、福岡県青少年科学館では、特別展の充実や科学教育の普及、振興に努めています。



## 8 豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること

### 1 県民の文化活動を盛んにする



#### ● 県民の多様な文化活動の促進と文化交流機会の充実

本県は古来、大陸文化と日本文化との融合点として、重要な役割を果たしてきました。こうした地域の文化的特質を基盤とし、県内各地では多様な文化芸術活動が展開され、新たな文化創造意欲の高まりを見せています。現在は、障がいの有無を問わず、県民の誰もが多様な文化・芸術に親しみ、楽しめる心豊かな社会づくりを目指し、本県の文化芸術活動の振興のための施策を展開しています。

平成5年度に創設した「福岡県文化賞」で、個性的・創造的な文化活動により多大な功績をあげられた方々を表彰することや「ふくおか県民文化祭」の開催により、県民の文化に対する理解を深めるとともに、地域の文化団体が行う文化事業を支援するなど、地域文化を育む環境づくりを進めています。29年度からは、障がいのある方のさらなる制作意欲の向上を促進し、県民に対して、障がいのある方が持っている多様な能力・才能に触れる機会を提供するため、「ふくおか県障がい児者美術展」を開催しています。

また、文化情報の提供及び交流の促進を図り、県民文化の向上及び地域社会の活性化を目的としてアクロス福岡（福岡県国際文化情報センター）、県立ももち文化センター、あまぎ水の文化村、九州芸文館（筑後広域公園芸術文化交流施設）において、多彩な事業を行っています。

さらに、日本の代表的な伝統芸能である能や狂言の基礎的な知識を学ぶ機会を提供するため、大濠公園能楽堂において「能楽入門講座」を開催しているほか、優れた芸術に接する機会を確保するため、学校での文化庁との共催事業などを実施しています。

#### 文化庁との共催事業（令和元年度）

| 事業の種類                         | 公演内容            | 学校数 |
|-------------------------------|-----------------|-----|
| 文化芸術による子供育成総合事業<br>（巡回公演事業）   | オーケストラ、演劇、バレエ等  | 31  |
| 文化芸術による子供育成総合事業<br>（芸術家の派遣事業） | 声楽、ピアノ、現代劇、人形劇等 | 29  |

資料：県教育委員会

#### ● 障がい者文化芸術活動の普及・振興

障がいのある方が文化芸術に触れ親しむことができるよう、文化芸術活動に参画できる機会を提供するとともに、県民に対して障がいのある方が持っている多様な能力・才能に触れる機会を提供するため、美術作品の公募展や、アートを通じ障がいのある方とない方が交流するイベントの開催、障がいのある方の文化芸術活動の取組みに対する助成など、障がい者文化芸術活動の振興に取り組んでいます。

さらに、障がいのある方の文化芸術活動を支援する「福岡県障がい者芸術文化活動支援センター」を開設し、障がいのある方やその家族、事業所等への相談支援を行うとともに、障がいのある方の文化芸術活動の普及を目的としたセミナーやイベントを開催しています。



● 外国人に向けた文化の魅力発信

東京 2020 オリンピック・パラリンピックなどに伴い、多くの外国人が来訪する機会を活かして、本県文化の魅力在国内外に発信し、地域の活性化を図る取組みを進めています。

平成 29 年度は外国人が楽しめる伝統文化、伝統工芸、若者文化等をテーマにした、本県ならではの「文化体験プログラム」を開発し、実施しました。そこでの検証、分析結果を踏まえ、30 年度から市町村と連携し、外国人が楽しめる本県ならではの「文化体験プログラム」をはじめ、県内各地で文化プログラムを展開します。

また、令和元年度はラグビーワールドカップ 2019 の開催期間中に設置されるファンゾーンにおいて、本県の文化の魅力を発信するステージパフォーマンスや文化体験を実施しました。

令和 2 年度は日本・中国・韓国 3 か国で実施されている「東アジア文化都市」が北九州市で開催されることから、アジア諸国をはじめとする世界各国の外国人観光客へ、伝統文化の紹介や伝統工芸体験プログラムなどを実施します。

● 県立美術館

県立美術館は、美術情報センターとして美術図書の充実を図るとともに、ハイビジョン機器を設置し、美術作品を鮮明な映像で鑑賞できるようにしています。また、収蔵美術品のインターネットでの公開や、移動美術館展の開催、県民から作品を公募する福岡県美術展覧会（県展）の開催、魅力ある展覧会の企画などにより、県民に親しまれ、県民の創作意欲にこたえる美術館を目指しています。

また、「新・福岡県立美術館基本構想検討委員会」の報告（平成 29 年 3 月）に基づき、検討を進めていた新たな県立美術館の整備については、令和 2 年 1 月、「新・福岡県立美術館建設地選定委員会」の報告を受け、建設地を県営大濠公園南側の敷地に決定しました。令和 2 年度から 3 年度にかけて、新県立美術館の役割、機能、施設整備及び管理運営の方針等を定める「新県立美術館基本計画」の策定を行います。

第75回福岡県美術展覧会 出品数・入選数（令和元年度）

| 部 門    | 公     |       | 募     |       |      |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|
|        | 出品数   | 出品人数  | 入選数   | 入選人数  |      |
| 日 本 画  | 68    | 67    | 52    | 52    |      |
| 洋 画    | 480   | 380   | 213   | 212   |      |
| 彫 刻    | 33    | 33    | 25    | 25    |      |
| 工 芸    | 177   | 156   | 119   | 119   |      |
| 書      | 漢 字   | 579   | —     | 296   | 295  |
|        | か な   | 258   | —     | 133   | 131  |
|        | て ん 刻 | 88    | —     | 44    | 39.5 |
|        | 調 和 体 | 96    | —     | 51    | 50.5 |
| 小 計    | 1,021 | 960   | 524   | 516   |      |
| 写 真    | 918   | 631   | 315   | 305   |      |
| デ ザ イン | 125   | 119   | 75    | 74    |      |
| 合 計    | 2,822 | 2,346 | 1,323 | 1,303 |      |

資料：県教育委員会  
注：入選数には入賞数も含む。  
注：入選人数の端数は1人が異種で2点入選のため

● 九州芸文館

九州芸文館（筑後広域公園芸術文化交流施設）は、「芸術文化」「体験」「交流」をテーマに、地域文化の魅力を発信する施設として、平成 25 年 4 月、県営筑後広域公園内に開館しました。

東京藝術大学の全面協力で製作された古代壁画の復元作品や国内外の著名な芸術家による作品など、アジアとの繋がりを表現した魅力的な作品が展示されています。また、芸術文化団体やまちづくり団体などと連携しながら、美術展覧会、絵画・陶芸・料理などの体験講座のほか、子どもから大人までが楽しみながら芸術に触れることのできる多彩なイベントを開催しています。

地域とともに歩む芸術文化交流施設として、地域の芸術・文化の振興・発展を目指しています。

● 文化遺産と文化交流

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきたもので、歴史上、芸術上、学術上又は鑑賞上価値の高い、かけがえのない貴重な国民的財産として後世に伝えられなければならないものです。

本県では、建造物、彫刻のような有形の文化財のほかに、芸能や工芸技術のような無形の文化財、古墳などの史跡、樹木などの天然記念物や埋蔵文化財といった多種多様な文化財の適切な保存に取り組んでいます。また、どのように保存・活用し、いかに次世代に伝えるか、地域の人々とともに目標や理念を考え、一体となって保存活動に取り組んでいます。

九州歴史資料館については、本県の文化財保護の拠点施設として位置付け、他の県立施設や市町村が設置する博物館、資料館等と連携を強化し、県民への文化財保護思想の普及・啓発に努めています。

指定文化財種別件数一覧表

令和2年4月1日現在

| 種別            |         | 国指定文化財 |       |     | 県指定文化財 | 市町村指定文化財 | 合計    |
|---------------|---------|--------|-------|-----|--------|----------|-------|
|               |         | 国宝     | 重要文化財 | 計   |        |          |       |
| 有形文化財         | 建造物     |        | 40    | 40  | 55     | 134      | 229   |
|               | 絵画      |        | 16    | 16  | 22     | 58       | 96    |
|               | 彫刻      |        | 50    | 50  | 62     | 150      | 262   |
|               | 工芸品     | 5      | 32    | 37  | 53     | 68       | 158   |
|               | 書跡・典籍   | 1      | 14    | 15  | 1      | 33       | 49    |
|               | 古文書     | 1      | 7     | 8   | 22     | 63       | 93    |
|               | 歴史資料    |        |       |     | 5      | 43       | 48    |
|               | 考古資料    | 6      | 35    | 41  | 105    | 212      | 358   |
| 小計            |         | 13     | 194   | 207 | 325    | 761      | 1,293 |
| 無形文化財         |         |        | 3     | 3   | 8      | 8        | 19    |
| 民俗文化財         | 有形民俗文化財 |        | 1     | 1   | 85     | 164      | 250   |
|               | 無形民俗文化財 |        | 12    | 12  | 62     | 130      | 204   |
| 小計            |         |        | 13    | 13  | 147    | 294      | 454   |
| 記念物           | 史跡      | 5      | 90    | 95  | 80     | 220      | 395   |
|               | 名勝      |        | 8     | 8   | 5      | 9        | 22    |
|               | 天然記念物   | 2      | 26    | 28  | 123    | 163      | 314   |
|               | 小計      | 7      | 124   | 131 | 208    | 392      | 731   |
| 合計            |         | 20     | 334   | 354 | 688    | 1,455    | 2,497 |
| 重要伝統的建造物群保存地区 |         |        | 5     | 5   |        | 5        | 10    |
| 重要文化的景観       |         |        | 1     | 1   |        |          | 1     |
| 登録有形文化財       |         |        | 168   | 168 |        | 21       | 189   |
| 登録有形民俗文化財     |         |        | 1     | 1   |        |          | 1     |
| 登録無形民俗文化財     |         |        |       |     |        | 13       | 13    |
| 登録記念物         |         |        | 2     | 2   |        |          | 2     |
| 記録作成          |         |        | 17    | 17  | 3      |          | 20    |

資料：県教育委員会

- 注 (1) 国宝 …特別史跡、特別天然記念物を含む。  
 (2) 重要文化財 …重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物を含む。  
 (3) 地方公共団体が長期借用している国有品を含む。  
 (4) 独立行政法人国立文化財機構が所有する有形文化財（美術工芸品）を除く。

● 九州国立博物館

九州国立博物館は、「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」をコンセプトに、東京、京都、奈良に次ぐ、我が国で4番目の国立博物館として平成17年に開館しました。この博物館は、「独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館」と「福岡県立アジア文化交流センター」が連携協力して事業運営しており、総称して「九州国立博物館」と呼んでいます。敷地面積は約16万㎡で、国立博物館の中では最も広く、延べ床面積は約3万㎡で、これは東京国

立博物館に次ぐ規模となります。

文化交流展示室「海の道、アジアの路」では、旧石器時代から近世末期（開国）までを対象とした各時代における交流に焦点をあてた特徴的な事象についての展示を行っています。また、特別展示室では選りすぐりの収藏品、国内外の優品を集めた特別展を順次開催しています。多言語解説パネルの増設や多言語ガイドアプリの導入など、外国人向けの環境を整備することで、外国人観光客でも分かりやすい展示解説の充実を行っています。

アジア諸国との文化交流を推進する拠点として、海外の博物館等との積極的な交流の推進や教育普及にも取り組んでいます。

さらに、毎週金・土曜日に実施している夜間開館では、午後8時までゆっくりと展示を観覧できるほか、夜ならではのイベントを開催しています。加えて、太宰府とその周辺の文化資源を活かした展示やイベントの開催など、地域一体となって新たな魅力づくり、回遊性向上に取り組んでいます。



#### ● 博物館の機能の一翼を担う「アジア文化交流センター」

県が所管する「アジア文化交流センター」は、九州国立博物館の機能の一部を担っています。

アジア文化交流センターでは主に、学術文化交流協定を締結している韓国、中国、ベトナム、タイの博物館等との文化財保護に関する共同研究や研究者の派遣・受入、シンポジウム、交流イベントの開催などの交流事業を行っています。

また、我が国と関係の深いアジアやヨーロッパの国々で使用されている日用品、生活雑貨、衣装、遊具などを活用し、五感で体感することができる体験型展示室「あじっば」の運営や館内ボランティアの育成などの教育普及事業を行っています。

#### ● 共同公文書館

歴史資料として重要な価値を有する公文書等を適切な環境の下に体系的、一元的に保存し、一般の利用に供するため、平成24年11月、県内市町村（政令市を除く）と共同で福岡共同公文書館を開館しました。

公文書館では、県や市町村の政策や重要事項に関する決定・実施の過程を記した公文書を永久保存しており、これにより、将来にわたる行政の説明責任を果たすことや、住民による検証が可能となることなどにより行政運営の向上に寄与していきます。

また、歴史公文書の閲覧のほか、企画展示や講演会、講座等を開催し、歴史公文書の利用促進を図っていきます。

#### ● 世界遺産の保存・活用

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」（※1）が平成27年7月に、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」（※2）が29年7月に、世界文化遺産に登録されました。これらの資産を適切に管理するとともに、世界遺産としての価値について、広く理解促進を図るため、情報発信等を行います。

「明治日本の産業革命遺産」については、登録5周年を記念し、普段は非公開となっている資

産を特別に公開するほか、他県の構成資産と連携した行事を開催します。「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」については、県内博物館等と連携した展示会を開催する他、ガイドンス施設で展示するレプリカ等の制作を実施します。

- ※1 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」：西洋以外の地域では初めて、かつ幕末から明治期にかけて約 50 年という極めて短期間に飛躍的な発展を遂げた日本の近代化の過程を示す遺産群。本県を含む 8 県 11 市に構成資産が所在し、県内には、三池炭鉱や八幡製鐵所に関連する施設がある。
- ※2 「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」：4 世紀後半に遡る稀有な古代祭祀遺跡が存在し、島全体が現在も信仰の対象である沖ノ島を含む宗像大社と、沖ノ島で祭祀を行った古代豪族宗像氏が築いた新原・奴山古墳群から構成され、活発な対外交流の中で発展し、「神宿る島」を崇拝する文化的伝統が現在まで継承されてきたことを物語る遺産群。

## 2 県民のスポーツ活動を盛んにする



### ● 「スポーツ立県福岡」

～福岡県のスポーツをより元気に、スポーツの力で福岡県をより元気に～

県では、県民のスポーツ活動を活性化することにより地域に活力をもたらし、スポーツの力により活性化した地域がさらにスポーツを支援できる力を発揮する、というような好循環が県内各地で生み出され、スポーツの力で県民生活をより豊かに、より元気にする「スポーツ立県福岡」の実現を目指しています。

平成 26 年に策定した「福岡県スポーツ推進計画」を、30 年度に後期計画として見直し、令和 2 年には、「福岡県スポーツ推進条例」を制定しました。

### ● 競技スポーツの推進

令和元年度に開催された国民体育大会では、男女総合成績 11 位という結果に終わりましたが、選手団の活躍に目を向けると、団体競技においては 6 競技団体が優勝、個人競技においても、11 名が優勝したほか、陸上競技が 25 年ぶり、ラグビーフットボール競技が 3 年連続で競技別天皇杯を獲得するなどの結果を残しました。今後、更なる競技力の向上を図り、各種強化事業を推進し、男女総合成績常時 8 位以内入賞を目指していきます。

また、「福岡県立スポーツ科学情報センター」を中核とし、施設提供やスポーツ情報の提供、スポーツ医事・健康体力相談等の充実を図ります。

### ● 地域スポーツの活性化

地域におけるスポーツの一層の振興を図るため「スポーツフェスタ・ふくおか」を開催しており、平成 26 年度からは、県内全市町村が参加する市町村対抗「福岡駅伝」を開催し、スポーツを通じた世代間交流の促進、郷土愛の醸成、地域の活性化に努めています。

地域レベルでのスポーツ環境の整備・充実を図るため、県立スポーツ科学情報センター及び県スポーツ協会と連携し、総合型地域スポーツクラブの育成・活性化に取り組んでいます。県民がスポーツを行うきっかけをつくるため、特に仕事や家事・育児等で忙しく時間がない「働き盛り・子育て世代」である 20 代～40 代を対象に、ショッピングセンター等でスポーツを気軽に楽しめるプログラムの提供等を行っています。

また、県民のスポーツに対するニーズに的確に対応するため、体育・スポーツ施設の整備・充実、学校体育施設の開放を推進しています。

公共スポーツ施設一覧 (H27年10月現在)

| 施設区分        | 施設数 | 施設区分           | 施設数   |
|-------------|-----|----------------|-------|
| 陸上競技場       | 21  | 庭球場            | 149   |
| 野球場・ソフトボール場 | 179 | すもう場           | 15    |
| 球技場         | 24  | 卓球場            | 19    |
| 多目的運動広場     | 238 | 弓道場            | 55    |
| 水泳プール(屋内)   | 42  | ゲートボール場・クロッケー場 | 33    |
| 水泳プール(屋外)   | 73  | オリエンテーリングコース   | 4     |
| 体育館         | 210 | ランニングコース       | 8     |
| 柔道場         | 19  | サイクリングコース      | 11    |
| 剣道場         | 17  | キャンプ場          | 28    |
| 柔剣道場        | 54  | その他施設          | 167   |
| 合計          |     |                | 1,366 |

資料：文部科学省（社会教育調査報告）

学校体育施設開放事業 (H30年度)

| 施設区分             | 学校別  | 設置校数 | 開放校数 |
|------------------|------|------|------|
| 屋外運動場<br>(グラウンド) | 小学校  | 388  | 372  |
|                  | 中学校  | 165  | 136  |
|                  | 県立学校 | 121  | 32   |
| 体育館              | 小学校  | 389  | 385  |
|                  | 中学校  | 170  | 169  |
|                  | 県立学校 | 122  | 26   |
| プール              | 小学校  | 309  | 103  |
|                  | 中学校  | 121  | 8    |
|                  | 県立学校 | 82   | 3    |

資料：県教育委員会

スポーツフェスタ・ふくおか開催状況 (R1年度)

| 区分             | 内容                    | 参加者    |
|----------------|-----------------------|--------|
| 生涯スポーツセミナー     | スポーツトークショー、スポーツ体験イベント | 18,000 |
| スポーツ・レクリエーション祭 | グランドゴルフ等22種目          | 3,403  |
| 県民体育大会         | 夏季大会 水泳競技             | 1,339  |
|                | 秋季大会 陸上競技等19競技        | 5,413  |
|                | 冬季大会 駅伝               | 1,497  |
|                | 公開競技 軟式野球等23競技        | 3,202  |
| 合計             |                       | 32,854 |

資料：スポーツ振興課

県立スポーツ科学情報センター利用状況

(H31年4月～R2年3月)

| 施設利用  | 利用状況      | 人数       |
|-------|-----------|----------|
| 施設利用  | アリーナ・研修室等 | 256,138人 |
|       | トレーニング室   | 103,062人 |
|       | 宿泊        | 6,998人   |
|       | 小計        | 366,198人 |
| 相談事業  |           | 775人     |
| 利用者合計 |           | 366,973人 |

資料：県立スポーツ科学情報センター

### ● 大規模国際大会に伴うスポーツ振興

県民に、世界のトップアスリートと身近に接する機会を提供し、本県のスポーツ振興を図るとともに、青少年の健全な育成や、地域の活性化につなげていくため、市町村とともに、大規模国際スポーツ大会やキャンプ地の誘致等に取り組んでいます。

### ● 障がい者スポーツの普及・振興

障がいのある方が日常的に気軽にスポーツ活動を行えるようにするために、スポーツ教室の開催などの「場づくり」、指導者の養成・確保などの「人づくり」、プログラムの普及などの「しくみづくり」を行うとともに、障がいのある方を対象としたスポーツ大会の開催などに取り組んでいます。

平成29年度から福岡県民体育大会に障がい者の部を新設し、今後も競技数及び競技者の拡充に取り組んでいきます。

また、総合型地域スポーツクラブと連携して、特別支援学校を活用した障がい者スポーツの拠点づくりを進めているほか、障がい者スポーツ指導員の育成や県有施設におけるパラスポーツ用具の無料貸出を行っています。

世界で活躍できる障がい者アスリートを継続的に輩出するため、外部測定会や、強化練習会を実施することで、選手発掘・育成のしくみを県内に構築します。

また、様々な国際大会への出場を目指すパラアスリートを支援しています。

### 3 アジアに開かれた交流拠点をつくる



#### ● 本県の特徴を生かした国際化の推進

本県は、歴史的、地理的に中国や韓国をはじめとするアジア諸国と深い関係を有している上、アジア諸国の発展に寄与できる大学等の高等教育機関や産業、技術の集積があり、都市機能や空港等の国際交流基盤も整備が進んでいます。さらに、アメリカ領事館、韓国総領事館、中国総領事館、ベトナム総領事館、タイ総領事館、アジア太平洋地域の居住環境の改善に取り組む国連人間居住計画（ハビタット）福岡本部（アジア太平洋担当）が設置されるなど拠点機能が充実しています。また、県及び県内の自治体が外国の都市と友好関係を締結し、活発な交流を展開しています。近年、福岡市や北九州市を中心に、アジア開発銀行総会福岡会議（平成9年）、九州・沖縄サミット福岡蔵相会合（12年）、アジア太平洋環境大臣会議（12年）、福岡アジア国際会議（13年～19年）、世界政治学会福岡大会（18年）、日中韓サミット（20年）、G7北九州エネルギー大臣会合（28年）、第99回ライオンズクラブ国際大会（28年）、G20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議（令和元年）など大規模な国際会議が開催されています。

本県では、人、物、資本あるいは文化、情報、技術など幅広い分野で国際交流が活発化しており、外国からの労働者数、留学生数などが増加しています。

#### (1) 海外との地域間交流・連携の推進

##### ● 友好提携、地域間交流

本県では、昭和56年に米国・ハワイ州、平成4年に中国・江蘇省、18年にタイ・バンコク都、19年にインド・デリー準州、20年にベトナム・ハノイ市とそれぞれ友好提携等を締結し、経済、環境、文化、教育、観光、青少年育成などの幅広い分野において交流を行っています。

また、韓国南岸地域（釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）とは、佐賀県、長崎県、山口県とともに、日韓海峡沿岸県市道交流知事会議を開催し、水産交流や観光交流などの多様な共同交流事業を進めています。

このほか、本県では市町村の国際交流や友好提携を支援しており、現在、県内13の市町が14か国33自治体と友好提携を締結しています。

自治体間の姉妹友好等提携

| 自治体名 | 提携先   |
|------|---|
| 福岡県  | ハワイ州(米国)<br>江蘇省(中国)<br>バンコク都(タイ)<br>デリー準州(インド)<br>ハノイ市(ベトナム)<br>南岸1市3道(韓国)〈首長交流〉<br>(釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道)                         |
| 北九州市 | タコマ市(米国)<br>ノーフォーク市(米国)<br>大連市(中国)<br>仁川広域市(韓国)<br>ハイフォン市(ベトナム)<br>プノンベン都(カンボジア)<br>スラバヤ市(インドネシア)                                     |
| 福岡市  | ダバオ市(フィリピン共和国)<br>オークランド(米国)<br>広州市(中国)<br>ポルドー市(フランス)<br>オークランド市(ニュージーランド)<br>イポー市(マレーシア)<br>釜山広域市(韓国)<br>アトランタ市(米国)<br>ヤンゴン市(ミャンマー) |
| 大牟田市 | 大同市(中国)<br>マスキーガン市・郡(米国)<br>ノースマスキーガン市(米国)  |
| 久留米市 | 合肥市(中国)<br>モデスト市(米国)  |
| 八女市  | 巨済市(韓国)   |
| 大川市  | ボルデノーネ市(イタリア)   |
| 宗像市  | 金海市(韓国)<br>城山邑(韓国)<br>カザンラック市(ブルガリア)  |
| 太宰府市 | 扶餘郡(韓国)   |
| 糸島市  | エスカンディッド市(米国)<br>上海市青浦区(中国)   |
| 飯塚市  | サニーベール市(米国)   |
| 添田町  | 江華郡(韓国)   |
| 川崎町  | ブラホバ郡ブレアザ町(ルーマニア)   |
| みやこ町 | ハワイ郡(米国)  |

資料：県国際局



● 国際環境協力の推進

急激な経済発展を遂げつつあるアジア諸地域においては、人口の増大に伴う廃棄物排出量の増大、河川等水質の悪化、大気汚染などの環境問題が顕在化しています。

本県では、アジア諸地域の環境課題解決に貢献するため、公害を克服する過程で蓄積してきた環境技術やノウハウを活用し、アジア諸地域への環境協力を推進しています。

中でも、環境分野における人材育成、技術交流、産業交流などを骨子とする環境協力協定を、ベトナム・ハノイ市、中国・江蘇省、タイ・中央政府及びバンコク都と締結し、具体的な環境協力事業を推進しています。

また、環境協力を円滑に推進するため、平成 23 年度に外部有識者から構成された「アジア自治体間環境協力会議」を設置し、同会議による助言・協力の下、事業を実施しています。

○ 国際環境人材育成事業

アジア諸地域から環境施策の中核を担う行政官を本県に招き、公害克服の取組みや環境技術・政策等に関する研修を平成 18 年度から実施しています。本研修の実施により、アジア諸地域における環境問題の解決に貢献するとともに、現地政府等との人的ネットワークの構築を目指しています。

国際環境人材育成研修の招へい人数

(単位:人)

| 国<br>地域<br><br>年度 | 中国          |             |             | 小<br>計 | アセアン・インド              |                  |                  |                  |                  |                  |                       |   | 小<br>計 | 総<br>計 |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|--------|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------|---|--------|--------|
|                   | 中国          |             |             |        | タイ                    |                  |                  | ベトナム             |                  |                  | デ<br>リ<br>ー<br>準<br>州 | マ<br>レ<br>ー<br>シ<br>ア<br>中<br>央<br>政<br>府 |        |        |
|                   | 江<br>蘇<br>省 | 山<br>東<br>省 | 遼<br>寧<br>省 |        | バ<br>ン<br>コ<br>ク<br>都 | 中<br>央<br>政<br>府 | 地<br>方<br>政<br>府 | ハ<br>ノ<br>イ<br>市 | 中<br>央<br>政<br>府 | 地<br>方<br>政<br>府 |                       |   |        |        |
|                   |             |             |             |        |                       |                  |                  |                  |                  |                  |                       |   |        |        |
| 18年度              | 4           | 2           | 1           | 7      | 2                     | 2                | -                | 2                | -                | -                | 1                     | 1   | 8      | 15     |
| 19年度              | 4           | 2           | 1           | 7      | 2                     | 2                | -                | -                | -                | -                | -                     | -   | 4      | 11     |
| 20年度              | 4           | 2           | 1           | 7      | 2                     | 2                | -                | 2                | -                | -                | 1                     | -   | 7      | 14     |
| 21年度              | 4           | 2           | 1           | 7      | 2                     | 2                | -                | 3                | -                | -                | 1                     | -   | 8      | 15     |
| 22年度              | 4           | 2           | 1           | 7      | 2                     | 2                | -                | 2                | -                | -                | -                     | -   | 6      | 13     |
| 23年度              | 5           | 2           | 1           | 8      | 2                     | 2                | -                | 4                | -                | -                | -                     | -   | 8      | 16     |
| 24年度              | 4           | 1           | 1           | 6      | 3                     | 2                | -                | 2                | -                | -                | 1                     | -   | 8      | 14     |
| 25年度              | 3           | 2           | 2           | 7      | 8                     | 2                | -                | 2                | -                | -                | 2                     | -   | 14     | 21     |
| 26年度              | 4           | 2           | -           | 6      | 6                     | 2                | -                | 4                | -                | -                | 2                     | -   | 14     | 20     |
| 27年度              | 4           | 2           | -           | 6      | 9                     | 2                | -                | 2                | -                | -                | 1                     | -   | 14     | 20     |
| 28年度              | 3           | 2           | -           | 5      | 2                     | 5                | 5                | 2                | -                | -                | 1                     | -   | 15     | 20     |
| 29年度              | 4           | -           | -           | 4      | 9                     | 2                | 1                | 2                | 2                | 4                | 1                     | -   | 21     | 25     |
| 30年度              | 2           | -           | -           | 2      | 2                     | 2                | -                | 2                | -                | 6                | 1                     | -   | 13     | 15     |
| R1年度              | 4           | -           | -           | 4      | 2                     | 2                | -                | 2                | -                | -                | 2                     | -   | 8      | 12     |
| 招聘人数              | 53          | 21          | 9           | 83     | 53                    | 31               | 6                | 31               | 2                | 10               | 14                    | 1   | 148    | 231    |

○ 国際環境協力事業

ベトナム・ハノイ市及びトゥアティエン・フエ省、中国・江蘇省、タイ・中央政府及びバンコク都、インド・デリー準州における環境改善に貢献するため、国際環境人材育成事業等を通して構築した人的ネットワークを活用して、環境協力を実施しています。

\*現在取り組んでいる主な事業

- ・ベトナムにおける福岡方式廃棄物処分場の整備及び普及展開への支援
- ・タイにおける福岡方式廃棄物処分場の維持管理及び普及展開への支援
- ・タイ・バンコク都の小学校での環境教育の普及支援
- ・中国・江蘇省の南京環境展示会における県内環境関連企業への出展支援
- ・インド・デリー準州の大気汚染改善に向けた協力

#### ● 環境調査研修所の一部機能移転

国の研修機関である環境調査研修所の一部機能が平成 28 年 10 月に北九州市へ移転したことに伴い、本県や北九州市の特色を活かした国際環境研修等を国や関係機関と連携して実施しています。

#### ● 多様な国際交流の推進

一層の国際化を推進し、本県がアジアにおける国際交流拠点となるためには、県民が主体となった多様な交流が活発に行われることが重要であり、また、外国人にとっても暮らしやすく、滞在しやすいまちづくりを進めていく必要があります。

このため、(公財)福岡県国際交流センターにおいて、県民に対する国内外の情報提供、広報啓発、国際交流団体への支援、ボランティアの育成などの交流促進事業を行っています。また、外国人のための情報誌「こくさいひろば」の発行やホームページでの情報提供を行うとともに、多言語による相談窓口を設置しています。

留学生に対しては、奨学金の支給や国際交流センター内に設置した留学生サポートセンターにおいて総合的な支援を行っています。

さらに、外国語教育の充実や地域の国際化を支援するため、外国青年を本県に招致し、青年たちが地域社会にとけ込んで暮らしながら、語学指導や国際交流事業に携わる外国青年招致事業を実施しています。

近年、アジアは急速な発展を続ける一方、環境問題、都市問題など多くの課題を抱えています。このため、本県はアジアの諸地域との交流を通じて相互理解を深め、ともに繁栄できるよう連携・協力関係を築きます。

#### ● 福岡の魅力発信強化事業

本県の知名度向上を図り、県産品の輸出促進や海外からの観光客誘致等に繋げるため、本県を総合的に PR するプロモーション活動を実施しています。

#### ● アジア若者文化交流

現在、アジアにおいて、まんが、アニメ、ファッション、J-POP など共通の価値観や感性を育む若者文化が広がっています。県では、多言語ウェブサイト「アジアンビート (<https://asianbeat.com>)」を開設し、8 言語（日本語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、英語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語）により福岡や日本をはじめアジアの若者文化情報や、観光、食、県産品といった本県の魅力を若者目線で発信しています。

また、海外のメディア（雑誌・イベント等）とウェブサイト「アジアンビート」とを効果的に連携させたクロスメディア展開や、アジアの国・地域でのプロモーション活動により、国内外か



らの認知度を高め、アジアの若者文化交流をさらに促進しています。

● 海外県人会との交流

本県から海外へ移住した人々が組織する海外福岡県人会は、移住国と本県とを繋ぐ交流の窓口・懸け橋として貴重な財産となっています。このため県では、県人会のさらなる活性化と後継者育成を目的として、県費留学生の受け入れや各県人会の子弟を本県に招へいする事業を実施しています。加えて、平成 26 年度から、本県の大学生等の県人会への派遣を行い、本県と県人会及び県会同士とのネットワークを強化し、県人会との交流の促進・拡大を図っています。

また、県人会活動の情報共有や母県福岡との関係強化を目的として、平成 4 年から 3 年ごとに北米、南米、福岡県のいずれかで海外の県人会が一堂に会する「海外福岡県人会世界大会」が開催されており、直近では、令和元年 11 月に、6 年ぶりに福岡県で開催されました。

● 海外事務所等

本県では上海、香港、バンコク、サンフランシスコの 4 ヶ所に海外事務所を設置し、本県と友好提携地域との交流事業、県内企業の海外展開等の支援、外国人観光客や留学生の誘致、県産品の販路拡大、海外企業の誘致等を行っています。また、欧州及び韓国においては、現地在住のコンサルタント等に業務委託しています。

● アクロス福岡

福岡市天神の旧県庁舎跡地に平成 7 年にオープンした「アクロス福岡」は、国際、文化、情報の交流拠点施設として、公共と民間の相乗効果を発揮しつつ、本格的な音楽ホールである「福岡シンフォニーホール」や「文化情報ラウンジ」等の多様な機能と特性を活かして、県民の文化創造活動を支えています。また、6 か国語の同時通訳が可能な「国際会議場」では様々な全国規模の学術会議が開催されるなど国際交流の場を提供しています。このほか「福岡県パスポートセンター」において旅券の発給、「(公財) 福岡県国際交流センター」において国際交流の支援を行っています。

アクロス福岡の施設と管理運営体制

| 施設区分                       | 施設名称   | 管理運営主体                |
|----------------------------|--|-----------------------|
| ア<br>ク<br>ロ<br>ス<br>福<br>岡 | 福岡シンフォニーホール<br>イベントホール・練習室<br>国際会議場・会議室<br>文化情報ラウンジ<br>円形ホール、交流ギャラリー、セミナー室<br>文化観光情報ひろば、匠ギャラリー | 公益財団法人<br>アクロス福岡      |
|                            | こくさいひろば  | 公益財団法人福岡県<br>国際交流センター |
|                            | 福岡県パスポートセンター   | 福岡県                   |
|                            | 共用<br>施設   | ステップガーデン等             |
| 民間<br>施設                   | オフィス、店舗、レストラン等   |                       |

(2) 外国人が暮らしやすい地域づくり

● 留学生・在住外国人支援の充実

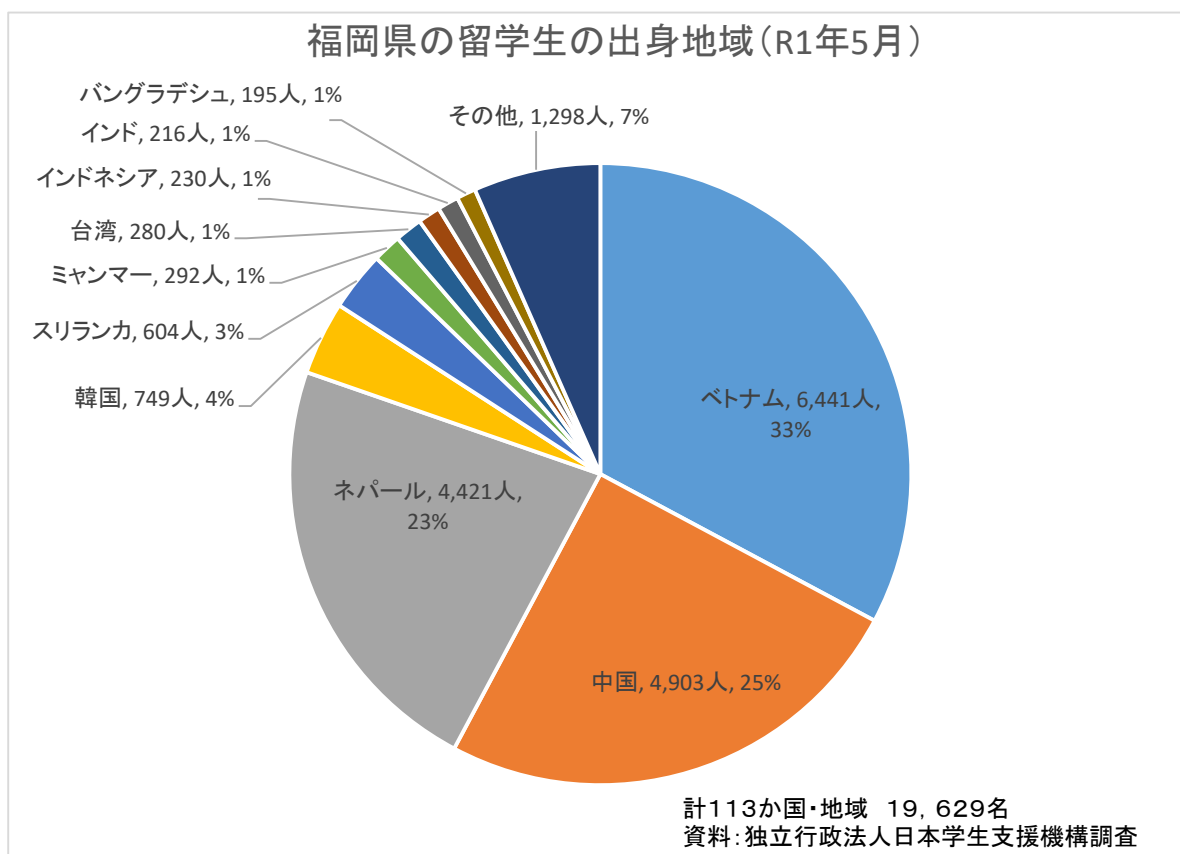
本県には約 8 万 3 千人（令和元年 12 月現在）の外国人が居住しています。

在留資格で最も多いのは留学生で、19,629 名（元年 5 月現在）が本県で学んでおり、その 96% はアジア諸地域の出身者で占められています。留学生は将来母国や日本における活躍が期待さ

れるとともに、地域活性化の一翼を担う人材でもあります。そのため平成 20 年度に地域の産学官が一体となって「福岡県留学生サポートセンター運営協議会」を設立し、優秀な留学生を確保するための広報・リクルート活動や留学生の生活支援、就職支援等を行っています。

本県の留学生数は全国第 3 位ですが、就職者数は全国 7 位にとどまっており、地元への更なる定着促進を図る必要があることから、28 年度から、九州の留学生と企業をつなぐ人材マッチングシステム「Work in Kyushu」を九州各県や経済団体と共同して構築し、留学生の地元企業への就職を促進しています。

また本県では、増加する在住外国人への支援を充実させるため、外国人の防災・災害時支援にも力を入れています。多言語で作成している「外国人のための防災ハンドブック」により、平時から防災に関する基本的なことについて周知を図るとともに、防災メールまもるくんの外国語版でいち早く災害関連情報を知ることができる環境を整備しています。さらに、大規模な災害が発生した際には、「福岡県災害時多言語支援センター」を設置し、(公財)福岡県国際交流センターと連携して、被災市町村の外国人対応を支援する体制を速やかに整えます。



● 外国人受入環境の充実

人手不足を背景に企業における外国人材活用の希望は高まっており、令和元年 10 月末現在の県内の外国人労働者は 52,530 人と、年々増加しています。平成 31 年 4 月には、国において新たな在留資格「特定技能」が創設され、外国人材活用を拡大する動きがあります。

本県では、外国人材の円滑・適切な導入に向け、受入関係機関が協力して対応していくため、「福岡県外国人材受入対策協議会」を設置しました。協議会の場を活用して外国人労働者や事業主の方々に係る課題を把握しつつ、雇用、日本語教育、地域社会との繋がりなど、各受入関係機

関が主体的に様々な問題に取り組んでいます。

また、本県では「福岡県外国人相談センター」を設置し、外国人からの相談に対応するほか、市町村が窓口で受ける外国人からの相談に対し、三者間通話・通訳サービスを活用して、多言語による相談対応を支援しています。

| 場所  | 連絡先   | 対応時間                      | 対応言語  |
|---|---|---------------------------|---|
| 福岡市中央区天神1-1-1<br>(公財)福岡県国際交流センター こくさいひろば内<br>(※県から(公財)福岡県国際交流センターへ業務委託) | 電話:0120-279-906<br>メール:fukuoka-maic@kokusaihiroba.or.jp | 毎日(年末年始除く)<br>10:00~19:00 | 日本語のほか18言語<br>(英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語) |

このほか、県では、外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮し適正に就労できるよう、企業向け相談窓口を設置し、企業の懸念や疑問を解決できるよう支援するとともに、事業主が遵守すべき法令や雇用管理について啓発を実施しています。

#### 福岡県外国人材受入企業相談窓口

| 場所   | 連絡先  | 対応日時  | 県ホームページ  |
|--|--|---|--|
| 福岡市博多区東公園2-31<br>福岡県行政書士会館内<br>(※県から福岡県行政書士会へ業務委託) | 電話:0120-86-2905<br>メール:soudan01@gyosei-fukuoka.or.jp | 月~金(祝日・年末年始を除く)<br>10:00~17:00<br>※メールは随時受付 | 「福岡県外国人材受入企業相談窓口」のご案内<br><a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gaikokujin01.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gaikokujin01.html</a> |

また、本県では「福岡アジア医療サポートセンター」を設置し、多言語による通訳サービス(電話通訳・医療通訳派遣)の提供や医療に関する案内を実施し、外国人が安心して医療機関を受診できる環境整備を行っています。

#### 福岡アジア医療サポートセンターの提供サービス

| サービスの種類    | 利用者         | サービス概要   | 連絡先                            | 対応時間              | 対応言語  | 利用料金              |
|------------|-------------|--|--------------------------------|-------------------|---|-------------------|
| 医療通訳ボランティア | 医療機関        | 医療機関からの依頼により、医療通訳ボランティアを派遣します。<br>※利用には医療機関の事前登録の後、通訳派遣利用の予約が必要です。 | (事務局)<br>092-734-3035          | 月~金<br>9:00-18:00 | 英、中、韓、タイ、ベトナム   | 無料<br>※通話料金は利用者負担 |
| 電話通訳       | 医療機関<br>外国人 | 医師・患者・通訳の3者間にて電話でのサポートを行います。                                       | (外国語対応コールセンター)<br>092-286-9595 | 365日<br>24時間体制    | (全17言語)<br>英、中、韓、タイ、ベトナム、インドネシア、タガログ、ネパール、マレー、スペイン、ポルトガル、ドイツ、フランス、イタリア、ロシア、クメール、ミャンマー | 無料<br>※通話料金は利用者負担 |
| 医療に関する案内   | 外国人         | 外国人からの問い合わせに対して、医療機関等を電話でご案内します。                                   |                                |                   |   |                   |

資料: 県医療指導課

### (3) アジアの知的拠点の形成

#### ● 九州大学学術研究都市づくりの推進

九州大学伊都キャンパスを核とした学術研究都市形成を目指し、平成10年に地元産学官の連携による「九州大学学術研究都市推進協議会」を設立し、13年に「九州大学学術研究都市構想」を策定しました。また、16年に「財団法人九州大学学術研究都市推進機構(25年4月、公益財団法人へ移行)」を設立し、構想の具体化に向けて取り組んでいます。

17年から開始された九州大学の伊都キャンパスへの統合移転は、30年9月に完了しました。また、九州大学学術研究都市についても、19年に水素材料先端科学研究センター(HYDROGENIUS・ハイドロジーニアス)、22年に水素エネルギー製品研究試験センター(HyTReC・ハイトレック)、23年に三次元半導体研究センター・社会システム実証センター、25年に有機光エレクトロニクス実用化開発センター(i<sup>3</sup>-opera・アイキューブオペラ)がそれぞれ開所し、26年に水素エネルギー製品研究試験センター新試験棟(CRADLE棟・クレイドル棟)が運用を開始するなど、研究・

産業化支援施設の集積が進んでいます。

今後とも九州大学、経済界、関係自治体等が一体となって、産学官連携の取組みを進め、企業・研究機関の定着を促し、アジア・世界に開かれた知のネットワーク拠点となる学術研究都市の形成を図ります。

#### ● ILC 研究拠点化の推進

ILC (International Linear Collider : 国際リニアコライダー) は、20km 超の地下トンネルに設置される研究施設で、ほぼ光速度まで加速した電子・陽電子を中央部で衝突させビッグバン直後の超高エネルギー状態を作り出し、素粒子の基本法則の解明や宇宙創生の謎に迫ることを目的としています。アジア・北米・欧州等の研究者間で、世界に1か所建設することが合意されており、日本は有力候補地となっています。

ILC 計画は、素粒子物理学における学術的意義などが認められる一方で、巨額の経費負担等の課題もあり、国は平成 31 年 3 月に、「現時点で日本誘致の表明に至らないが、関心を持って国際的な意見交換を継続する。」との見解を表明しています。

県としましては、世界のより多くの研究者が、より長く研究を継続できる研究・生活環境、大学や研究機関、産業の集積による社会経済への波及効果など、国民の英知を結集した幅広い観点から総合的な調査・検討を行うよう国に対して求めてまいります。

## 9 災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること

### 1 災害に強いまちをつくる



#### (1) 大規模災害等に対する危機管理対策

##### ● 地域防災計画の見直し

本県では、地震や風水害等の災害から県民生活の安全の確保を図るため、災害対策基本法に基づき、各主体が実施する防災業務の総合的かつ計画的な大綱として「福岡県地域防災計画」を定めており、必要に応じ修正を行っています。

令和2年3月に、国の「防災基本計画」の修正等を踏まえ、「福岡県地域防災計画」（基本編・風水害対策編、地震・津波対策編、事故対策編、原子力災害対策編）の必要な改定を行いました。

##### ● 地域強靱化計画の見直し

平成25年12月に、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進することを目的に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（国土強靱化基本法）が施行され、26年6月に「国土強靱化基本計画」が閣議決定されました。

本県としても、国の基本計画を踏まえ、人命の保護、社会の重要な機能の維持、被害の最小化、迅速な復旧復興を実現することを基本目標とする「福岡県地域強靱化計画」を28年3月に策定しました。

国の基本計画の改定及び本県の「熊本地震の課題等に係る検討結果」、「平成29年7月九州北部豪雨における災害対応に関する検証結果」を踏まえ、「福岡県地域強靱化計画」を令和元年6月に改定しました。

##### ● 原子力災害対策

東日本大震災を踏まえ、平成24年、防災危機管理局を設置し、原子力防災を専任で担当する部署を新設するなど体制の強化を図ったところです。

このような体制の下、立地県並みの情報提供に加え、福島第一原子力発電所の事故のような「非常時」には、発電所から30kmを越える福岡市にも九州電力から直接連絡が入る仕組みを全国に先駆けて盛り込んだ原子力安全協定を九州電力と締結しました。

また、原子力災害に対応する地域防災計画を策定（24年9月）し、さらに、市町村による具体的な避難計画の策定を支援するため、広域避難基本計画を策定（24年9月）したところです。令和2年3月には、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針の改定を反映させるため、両計画の改定を行いました。

また、原子力防災対策の実効性を高めるため、情報収集・伝達、広域避難、原子力災害医療、緊急時モニタリングを柱とする原子力防災訓練を、佐賀・長崎両県と連携して実施しています。

## (2) 地域防災力の強化

### ● 自主防災組織の育成強化

大規模災害時には、「自助」はもとより、地域住民が互いに協力し合いながら避難等の防災活動に取り組む「共助」が何よりも重要となります。

本県では、防災意識の高まりもあり、平成 31 年 4 月 1 日現在の自主防災組織の組織率は 93.6%となっています（20 年 4 月 1 日の組織率は 58.5%）。令和 2 年度は、自主防災組織が効果的な活動を継続できるよう、避難所運営に必要な知識・ノウハウを習得することを目的とした研修会や訓練を引き続き実施します。

また、地域の防災力を高めるには、地域で防災リーダーとなる人材の育成が不可欠です。本県では、自主防災組織のリーダーを対象とした研修を実施しています。

### ● 避難行動要支援者対策の強化

災害時に一人では避難することが困難な高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者が迅速かつ適切に避難できるよう、市町村では、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ、避難行動要支援者の個別避難支援計画を策定することが急務となっています。本県では、この計画が早期に策定されるよう、市町村が推薦する地区の自主防災組織や民生委員等を対象とした研修会及び避難訓練を実施し、地域における要支援者の避難支援体制の確立に努めます。

### ● 消防団への加入促進

消防団は、地域防災の中核的存在として、地域の安心・安全のため大きな役割を果たしていますが、全国的に消防団員数は減少しており、本県も同様の傾向にあります（平成 31 年 4 月 1 日の団員数は 24,756 人）。

本県では、長期的に活動可能な消防団員を確保するため、学生と消防団員等との関わりの場の提供や、資機材の提供を行うことで、消防団と連携した活動を行う学生消防防災サークルの設立を支援しています。

また、県内消防団員の約 7 割が被雇用者団員であることから、事業所に消防団への理解を深めてもらうため、経済団体等を通じて消防団協力事業所制度の仕組みやメリット（県の入札加点制度）を周知します。さらに、消防団活動に協力的な事業所や団員確保に貢献している事業所を表彰しています。

### ● 警察の救助部隊の災害対応能力の強化

本県では、毎年のように梅雨前線の影響等による豪雨被害が発生しており、今後も同様の被害が懸念されています。また、大規模地震の発生についても警戒しておかなければなりません。

県警察では、このような大規模災害に対応するため、救助部隊において更なる専門的な知識や技術の習得を図るとともに、迅速な被害情報の収集や救助活動に資する資機材を整備するなど、災害対応能力の向上に努めます。

### (3) 県・市町村における総合的な防災対策

#### ● 防災体制の充実強化

本県では、大雨や地震などによる災害から、県民の生命、身体、財産を守り、被害を最小限に食い止めるため総合的な防災対策を推進しています。

豪雨や台風などの風水害対策では、これまでに発生した災害の教訓を踏まえ、大雨警報等と連動した県災害警戒本部の設置と全市町村における職員の登庁体制の確保、県内全市町村の相互応援協定の締結など、県及び市町村の災害対応体制の強化を図っています。

災害時に必要とされる食糧や生活必需品等については、県内で見込まれる最大規模の災害にも対応することができる備蓄体制の構築のため、平成26年3月に「福岡県備蓄基本計画」を策定、令和2年3月に改定し、地域住民や自治会及び事業所の役割や県・市町村が実施すべき施策の基本的な方向性を示しました。同計画を踏まえ、県内における備蓄の促進を図るとともに、民間事業者との供給協定により必要物資を円滑に確保できる体制の整備に努めています。

また、大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、平成30年6月に「福岡県災害時受援計画」を策定し、県の受援体制、支援要請や連絡の手順、人的支援を受ける業務や救援部隊（消防、警察、自衛隊等）の活動拠点、物的支援を受ける際の物資の集積拠点や搬送方法等を定めました。同計画を踏まえ、本県において大規模災害が発生した場合に、人的・物的両面にわたり、円滑な支援を受けられる体制の整備に努めています。

#### ● 防災意識の重点強化

本県では、平成30年3月にあらゆる自然災害に対する備えを網羅的にまとめた「福岡県防災ハンドブック」を作成（令和2年2月改定）し、県民全体に向け防災意識啓発を図っています。

さらにきめ細かく防災意識の啓発を進めるため、子どもや高齢者、外国人など、ターゲットを絞った防災意識の向上を推進しています。

元年度は、小学校高学年向けの防災教育副読本（風水害編）、高齢者向けのパンフレット、外国人向けのハンドブック及びリーフレットを作成し、学校、町内会、ホテルなど様々な場所で活用しています。2年度以降も、さらに小学生向けに防災出前授業の実施、地震・津波編の防災教育副読本の作成などの取組みを進めていきます。

#### ● 情報伝達機能の強化

本県では防災対策の基盤となる情報伝達手段として、平成12年から「福岡県防災・行政情報通信ネットワーク」を県と市町村等間において運用しています。本ネットワークについて、運用を開始してから長期間経過したこと、また、近年大規模災害が頻発化している現状を踏まえて、29年度から令和元年度にかけて機能を全面的に見直し、最新鋭の技術を導入したネットワークとして再整備しました。

また、本県が開発した「ふくおかコミュニティ無線」を活用した市町村防災行政無線や緊急速報メールなど市町村から住民への情報伝達手段の整備促進を図るとともに、気象情報などの防災情報を、県民に直接携帯電話のメール機能により一斉配信する「防災メール・まもるくん」を17年から運用しています。

災害時における情報伝達手段を確保するため、27年度に避難所等として利用可能な県有施設

7箇所に、停電対策を施した公衆無線 LAN を整備し、28 年度から運用しています。

平成 29 年 7 月九州北部豪雨の際、土砂災害等によって孤立した地域において固定電話や携帯電話が途絶し、外部と連絡が取れなくなる事例が発生しました。このため、30 年度から、市町村が双方向の通信手段確保を目的として、孤立するおそれのある地域へ衛星携帯電話等を整備する費用を支援し、情報伝達手段の多重化を促進しています。

#### ● 災害医療の充実・強化

地震などの自然災害や大規模交通事故の際に、重篤救急患者に対する救急医療などを担う「災害拠点病院」を指定するとともに、災害時における医療機関の被災状況、受入可能患者数等の情報収集・提供を行う「福岡県広域災害・救急医療情報システム」を整備しています。

また、災害現場に迅速に駆けつけ、その場で救急医療を行う福岡県災害派遣医療チーム（福岡県 DMAT）を運用しているほか、平成 31 年 3 月には、災害派遣精神医療チーム（ふくおか DPAT）の派遣に関する協定を県内精神科医療機関と締結し、体制を整備するなど、災害時の医療に関わる関係団体等と連携を図り、災害医療の円滑な実施体制の構築に努めています。

令和 2 年度は、大規模災害発生時に、救護所等に赴いて、その場で調剤できる機能を持ち、機動力のあるモバイルファーマシーの整備、及び薬事全般の調整を行う災害薬事コーディネーターの配置を行うことにより、災害時の医療支援体制の更なる強化を図ります。

#### ● 災害廃棄物処理体制の整備

福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、市町村災害廃棄物処理計画の策定促進、九州各県との広域的な連携体制の構築、市町村職員等に対する研修等による実践的な対応能力の向上などに取り組んでいます。

#### ● 道の駅の防災拠点化

災害時に「道の駅」を防災拠点（避難所、物資輸送拠点、災害復旧拠点、情報発信拠点等）として活用できるように非常用トイレや防災倉庫等を整備し防災機能の強化を図っています。

#### ● 建築物耐震化促進事業の推進

本県では、「地震に強い安全・安心な福岡のまちづくり」の実現に向け、東日本大震災の発生や、平成 25 年 11 月の「耐震改修促進法」の改正など、建築物の耐震化を取り巻く社会動向を踏まえ改定した「福岡県建築物耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化を促進しています。

耐震化の普及啓発促進策として、耐震改修相談窓口の開設、耐震診断アドバイザーの派遣、耐震改修促進セミナーの開催等を進めています。23 年度に創設した木造戸建て住宅耐震改修補助制度は、市町村の財政負担がなくても実施可能な補助制度として、県内すべての市町村において利用できるようになっていました。また、令和 2 年度から耐震改修工事業者の技術力向上のための研修を実施し、修了者を対象とした登録制度を設け、県民が安心して改修工事を依頼できる事業者の情報を一般に公表します。

平成 26 年度には、「耐震改修促進法」の一部改正（25 年施行）に伴い耐震診断が義務化された民間の大規模建築物に対する耐震診断費補助制度を、27 年度には、市町村を通じて耐震改修



に係る設計や工事に対し補助する制度を創設し、耐震化を促進しています。

＊ 義務化された大規模建築物

- ・ 幼稚園、保育所・・・ 2階かつ1,500㎡以上
- ・ 小、中、特別支援学校等・・・ 2階かつ3,000㎡以上
- ・ 老人ホーム等・・・ 2階かつ5,000㎡以上
- ・ 病院、旅館、店舗等・・・ 3階かつ5,000㎡以上

● 大規模盛土造成地マップの作成・公表

本県では、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成して公表し、住民に日頃からの宅地の点検に活用されるよう、市町村と連携して効果的な周知・広報を図ることとしています。

● 私立学校における耐震化の促進

本県の私立学校施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）の耐震化は、全国の私立学校、県内の公立学校と比べ遅れています。

幼児児童生徒が一日の大半を過ごし、災害時の避難場所ともなる学校施設の耐震化を促進するため、耐震化工事を行う学校法人に助成を行うことにより、幼児児童生徒の安全・安心を確保します。

● ペット救援対策の推進

これまでの大規模災害の経験から、飼い主とペットが同行避難することの重要性が認識されてきました。

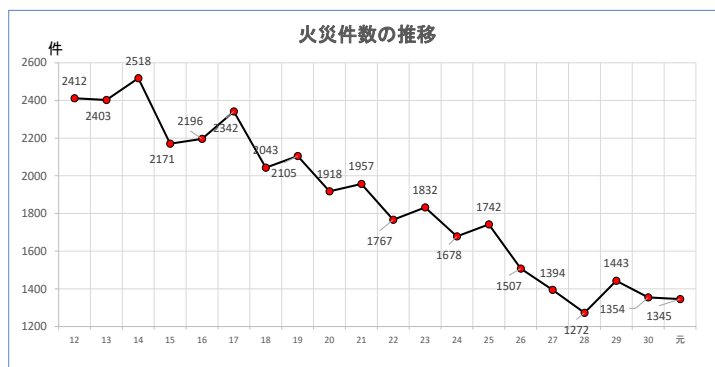
飼い主とペットが安心して同行避難するためには、飼い主の日頃からの心構えと備えに加え、避難所等における受入体制や関係機関との連携体制の構築、避難所・ペット救護施設において動物の飼養管理等を適切に行える人材の育成等が必要です。

本県では、「福岡県地域防災計画」においてペットの同行避難や保護対策に係る事項を定めています。具体的な対応策を示すものとして、平成29年3月に作成した「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を周知するとともに、避難所等におけるペット救護・飼養管理等を支援するボランティアの養成・登録を行っています。

(4) 消防体制の整備・充実

本県における令和元年中の出火件数は、1,345件、死者40人、損害額18億3,713万円となっています。火災等の災害は、近年、都市構造や生活態様の変化に伴い複雑多様化しています。

県内には24の消防本部が設置され、全市町村で常備体制を確立していますが、複雑多様化する各種災害への対応、予防業務の専門性の確保、救急業務の高度化



資料：県消防防災指導課

等、消防を取り巻く環境の変化により、消防業務が質的、量的にも拡大しています。

これらの消防需要を満たすために、災害発生時における初動体制の強化や統一的な指揮の下での効果的な部隊運用、本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強、救急業務や予防業務の高度化・専門化を推進しています。

大規模・特殊な災害に対応するため、県内広域消防応援体制や消防ヘリコプターによる応援体制の充実強化も図っています。

救急業務については、救急救命士の養成などを促進するとともに、消防機関と救急医療機関の連携強化による救急業務の高度化を推進し、救命率の向上を図っています。

## (5) 被災地支援

### ● 平成 28 年熊本地震

本県では、平成 28 年熊本地震の発災直後から、救命・救助等応急支援活動に当たるとともに、副知事をリーダーとする「平成 28 年熊本地震支援特命チーム」を設置し、支援物資の提供、避難所の運営や罹災証明の発行、健康相談などに従事する職員の派遣のほか、九州・山口各県知事の共同メッセージを出して各県の公営住宅への被災者の受入れを行ってきました。

この地震の経験を通じ、大規模災害時の広域的な支援やその受け入れのあり方について、様々な課題があることも判明しました。

このため、本県では、今回の地震における課題と対策について、「平成 28 年熊本地震検討プロジェクトチーム」を設置し、支援と受援の両面から検討を行いました。その検討結果も踏まえつつ、九州各県と連携を強め、安全・安心・災害に強い地域づくりに取り組んでいきます。

### ● 平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨

本県は一昨年、昨年の 7 月に二年連続で豪雨災害に見舞われ、甚大な被害が発生しました。平成 29 年 7 月九州北部豪雨では発災直後から、被災自治体に「災害時緊急派遣チーム」を派遣するとともに、副知事をリーダーとする「被災者支援チーム」を設置し、①被災者の生活再建、②商工業者・農林水産業者の事業継続、③被災自治体の行政運営などの分野で、庁内関係部局が連携・協力して、被災地のニーズに応じた支援を行ってきました。

また、災害への対応を検証し、その経験や教訓を今後の防災対策の充実・強化につなげていくため、「平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害対応検証委員会」を設置し、発災から概ね 3 か月の対応について「評価できる点」及び「課題」を抽出し、対応策の検討を行いました。

平成 30 年 7 月豪雨でも上記と同様に「被災者支援チーム」を設置するとともに、被災した他県（愛媛県宇和島市ほか）へ県職員を派遣し、災害対策本部対応・行政窓口支援・避難所運営等を行いました。

さらに、知事を本部長とし庁内全部局で構成する「災害復旧・復興推進本部会議」を定期的に開催し、両災害からの復旧・復興に全庁を挙げて取り組んでいます。

(6) 治山・砂防

● 県土を災害から守るために

本県は、高度な土地利用が進み、住宅の整備が山地まで及んでいるため、降雨による災害発生の危険性を常にはらんでいます。このため、台風や梅雨前線豪雨、地震などによる土砂災害の予防や復旧、二次災害防止対策について、各種の施策を講じ、その推進に取り組んでいます。

● 治山事業の推進と保安林の整備

県土の保全や水源のかん養、保健休養等の機能を持つ保安林の指定と整備に努めるとともに、保安林の持つ機能を高度に発揮させ、山地災害を防止するため、危険度を考慮し計画的に治山事業を進めています。

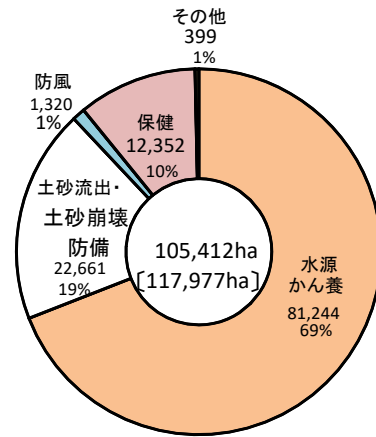
● 土砂災害防止のための砂防事業の推進

荒廃溪流からの土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による土砂災害から県民の生活を守るため、ハード面では砂防堰堤や溪流保全工等の砂防施設整備、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策等を積極的に進めています。

また、ソフト面では土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、平成29年度から土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の管理者に対して、また、30年度からは、一般の県民に対して土砂災害の危険度レベルの変化をリアルタイムで知らせる土砂災害危険度情報メール配信システムの運用を開始しました。さらに、29年度に土砂災害危険度情報をテレビのデータ放送で見ることができるよう改良しました。

保安林の種類別面積と割合

(令和2年3月31日現在)



参考: 森林面積 224,336ha 保安林 47%  
 資料: 農山漁村振興課  
 注: 各保安林の面積には兼種指定面積を含む  
 注: 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

砂防関係法指定箇所

(R2年3月末現在)

| 区分         | 箇所    | 面積 (ha)  |
|------------|-------|----------|
| 砂防指定地      | 1,527 | 4,103.25 |
| 急傾斜地崩壊危険区域 | 518   | 402.73   |
| 地すべり防止区域   | 104   | 2240.58  |

資料: 県砂防課

砂防関係施設数

(R2年3月末現在)

| 区分        | 数量    | 単位 | 備考 |
|-----------|-------|----|----|
| 砂防堰堤工 ※   | 1,517 | 箇所 | 概成 |
| 地すべり防止工   | 52    | 〃  | 概成 |
| ボタ山崩壊防止工  | 19    | 〃  | 概成 |
| 急傾斜地崩壊防止工 | 499   | 〃  | 概成 |

資料: 県砂防課

※砂防堰堤工の高さ5m以上を対象

土砂災害警戒区域等指定状況

(R2年3月末現在)

| 区分        | 箇所     | 市町村数 |
|-----------|--------|------|
| 土砂災害警戒区域等 | 17,679 | 55   |

資料: 県砂防課

◇国・県が管理する河川◇

(H31.4.30現在)

| 種別   | 水系名  | 河川数 | 河川延長 (km) | 管理区分   |         |
|------|------|-----|-----------|--------|---------|
|      |      |     |           | 国 (km) | 県 (km)  |
| 一級河川 | 山国川  | 7   | 53.6      | 15.8   | 37.8    |
|      | 遠賀川  | 76  | 497.3     | 133.8  | 363.5   |
|      | 筑後川  | 86  | 549.4     | 107.0  | 442.4   |
|      | 矢部川  | 24  | 218.3     | 23.2   | 195.1   |
|      | 4水系  | 193 | 1,318.6   | 279.8  | 1,038.8 |
| 二級河川 | 52水系 | 149 | 876.0     | —      | 876.0   |
| 合計   | 56水系 | 342 | 2,194.6   | 279.8  | 1,914.8 |

資料: 河川管理課

(7) 河川・海岸

● 水を治める

本県には、4水系193の一級河川と52水系149の二級河川があり、総延長は2,194.6 kmです。

本県は、台風や梅雨前線による豪雨災害に幾度となく見舞われてきました。最近では、平成26年8月豪雨により、高尾川で大きな浸水被害が発生しました。この被害に対応するため床上浸水対策特別緊急事業を行っております。また、平成29年7月九州北部豪雨では、記録的豪雨により朝倉市、東峰村及び添田町を中心に甚大な被害が発生しました。このため、被災した河川については、早期復旧に向け、原形復旧のみならず、河道拡幅、橋梁の架替及び堰の改築等の河川の機能を向上させる改良復旧を緊急かつ集中的に実施しています。更に、平成30年7月豪雨に続き令和元年7月、8月の大雨では、県内各地で護岸などの河川施設の被害や浸水被害が発生しました。このため、被災した施設の早期復旧を図るとともに、浸水被害の大きかった河川のうち、筑後川水系山ノ井川と遠賀川水系庄内川は国が新たに創設した浸水対策重点地域緊急事業を活用し令和元年度から事業に着手しており、遠賀川水系庄司川や令和元年に再び浸水被害が発生した筑後川水系金丸川、池町川、下弓削川についても、令和2年度から同事業に着手し、国、県、市が連携して浸水被害の軽減を図っています。これらの対策を行うとともに、社会資本整備総合交付金などを活用し、治水機能の向上を図り、県土保全に努めています。また、潤いとやすらぎのある河川空間をつくるため、水と緑の空間を活かした郷土の水辺整備事業などで河川環境を整備し、治水・環境の両面から河川の整備を進めています。

併せて、ソフト対策として、住民の迅速な避難行動や市町村による避難勧告等の発令判断を支援する洪水浸水想定区域図の作成や危機管理型水位計の設置及びホットラインの構築等により、減災の取組みを進めています。

## ● 国土を守る海岸

本県の海岸は、有明海沿岸、豊前豊後沿岸、玄界灘沿岸の3つの沿岸からなり、それぞれ特色を持つ海岸線を形成し、その利用目的に応じ関係各省庁において管理されています。

高潮、波浪等による災害及び海岸の侵食から国土を保全するとともに、多様な生態系・美しい景観等海岸環境を保全し、適正な利用を図るため、堤防、護岸、人工リーフ等の保全施設の整備を進めています。

現在、有明海沿岸及び豊前豊後沿岸における高潮対策、玄界灘沿岸における海岸侵食対策のほか海岸環境整備について早急な対策が求められています。このため、高潮対策事業をはじめ各種の対策事業により、これらの海岸保全施設の整備促進を図るとともに、海岸環境整備事業等により、豊かで潤いのある海岸づくりに努めています。

また、各沿岸の関係市町の高潮ハザードマップ作成を支援するため、本県における高潮浸水想定区域図を令和元年12月27日に全て公表しております。今後も本県は、各沿岸の関係市町へ技術的な支援を行い、早期に高潮ハザードマップを作成できるよう努めていきます。

各沿岸の関係市町の津波ハザードマップの作成、避難訓練の実施などを支援するため、本県における「津波災害警戒区域」の指定を平成30年7月31日に全て完了しております。今後も本県は、各沿岸の関係市町とともに津波に対する警戒避難体制の整備がより確実なものとなるよう努めていきます。

|               |          | 海岸の管理 (令和2年3月現在) (単位: km) |                             |        |        |                                 |   |
|---------------|----------|---------------------------|-----------------------------|--------|--------|---------------------------------|---|
| 管理者別          | 所管別      | 海岸線延長                     | 公共海岸<br>(海岸保全区域+<br>一般公共海岸) | 海岸保全区域 | 一般公共海岸 | その他海岸<br>(他の法令の規定により<br>管理する海岸) |   |
| 福岡県管理         | 県土整備部    | 水管理・国土保全局                 | 124.0                       | 124.0  | 63.6   | 60.4                            | - |
|               |          | 港湾局                       | 23.0                        | 23.0   | 21.8   | 1.2                             | - |
|               | 県土・農林水産部 | 水管理・農振共管                  | 69.5                        | 69.5   | 69.5   | -                               | - |
|               |          | 農林水産部                     | 農林水産省                       | 58.1   | 58.1   | 58.1                            | - |
| 政令市           | 港湾局      | 49.4                      | 49.4                        | 49.4   | -      | -                               |   |
| 土地の管理者(民間も含む) |          | 348.7                     | -                           | -      | -      | 348.7                           |   |
| 計             |          | 672.7                     | 324.0                       | 262.3  | 61.7   | 348.7                           |   |

資料: 県港湾課(海岸統計「令和元年度版」より)

## 2 犯罪や事故のない社会をつくる



### (1) 安全・安心を実感できる治安の確保

#### ● 治安情勢

令和元年、県警察では、福岡県警察運営指針等に基づき各種治安対策を推進した結果、多数の暴力団幹部らの検挙、交通事故発生件数の6年連続の減少、刑法犯認知件数の戦後最小記録の更新など、着実に成果を示しました。

しかし、県内には国内最多の5つの指定暴力団が主たる事務所を置くほか、飲酒運転事故発生件数や性犯罪認知件数が高水準で推移していることに加え、ニセ電話詐欺手口の巧妙化やサイバー空間の脅威の現実化などの治安上の課題もあります。

このような情勢を踏まえ、今年も、県警察の運営指針を「県民の安全・安心の確保」とし、三大重点目標として「暴力団の壊滅」「飲酒運転の撲滅」「性犯罪の根絶」、重点目標として「ニセ電話詐欺の予防・検挙」など6項目を設定しました。

この運営指針に基づき、県民のご理解とご協力をいただきながら、各種治安対策を強力に推進していきます。

#### ● 県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進

本県における刑法犯の認知件数は平成14年をピークに17年連続で減少を続けていますが、いまだに子どもや女性を対象とした性犯罪、高齢者を対象としたニセ電話詐欺など、県民の暮らしに身近な犯罪が多く発生しています。

県警察では、「犯罪の起きにくい社会づくり」をテーマに、地域や事業者などと協働して、身近な犯罪への対策に加え、子どもや女性、高齢者などの安全を守るための対策、少年非行防止対策、サイバー空間の安全対策など、県民が安全・安心を実感できる地域社会を実現するための諸対策を推進しています。

また、「安全・安心まちづくり条例」に基づき、地域で取り組まれている自主防犯ボランティア活動の支援や、女性と子どもの安全をみまもる企業運動の推進等、県民の防犯意識の高揚と活動参加に向けた気運の醸成及び犯罪の防止に配慮した防犯環境の整備に努めることで、官民が一体となった安全・安心まちづくりを推進しています。

## 刑法犯認知件数等の推移

| 区分／年                  |      | H14       | H27       | H28     | H29     | H30     | H31(R1) |
|-----------------------|------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 認知<br>件数              | 福岡県  | 168,190   | 54,663    | 46,619  | 42,126  | 36,701  | 34,520  |
|                       | 全国順位 | (7)       | (8)       | (8)     | (8)     | (8)     | (8)     |
|                       | 全国   | 2,853,739 | 1,098,969 | 996,120 | 915,042 | 817,338 | 748,559 |
| 検<br>挙<br>件<br>数<br>等 | 検挙件数 | 27,197    | 19,372    | 17,849  | 16,460  | 15,114  | 14,697  |
|                       | 検挙人員 | 16,407    | 10,992    | 10,880  | 10,475  | 9,906   | 10,198  |
|                       | うち少年 | 7,217     | 2,633     | 2,185   | 1,640   | 1,353   | 1,178   |

資料：県警察刑事総務課

※ 単位は、認知件数及び検挙件数が「件」、検挙人員が「人」

順位は、認知件数が多い順に都道府県を並べた際の上からの順位

### ● サイバー空間の安全確保に向けた対策の推進

インターネットが県民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、今や、サイバー空間は県民の日常生活の一部となる一方で、フィッシングによるインターネットバンキングに係る不正送金事犯が急増するなど、サイバー空間における脅威はますます深刻化しています。このような情勢の下、県警察では産業界、学術機関と連携した人材育成、情報共有などを通じて、高度な情報通信技術を用いたサイバー事犯への対処能力の強化を図り、最新の手口や被害実態を踏まえた効果的な予防対策を推進しています。

### ● 暴力団総合対策の推進

県警察では、平成26年9月以降、五代目工藤會最高幹部らを凶悪事件や資金源犯罪などで波状的に逮捕したほか、30年10月には、筑後地区を拠点とする道仁会及び浪川会の弱体化・壊滅に向け、筑後地区暴力団集中取締本部を設置するなど、暴力団に対する取締り及び情報収集活動を強化しています。

また、暴力団組員の離脱・就労支援や、暴力団事務所撤去活動等、県民や関係機関と連携した各種暴力団排除活動によって、暴力団の弱体化は着実に進み、県内の暴力団勢力が過去最小となるなど、本県の暴力団対策は大きく前進しています。

今後も、暴力団の壊滅に向け、県民の安全確保を最優先に、暴力団によるとみられる未解決凶悪事件をはじめとする暴力団犯罪の取締りを徹底するとともに、取締りと連動した効果的な暴力団排除施策を推進していきます。

### ● 暴力団離脱者の社会復帰対策

暴力団対策の進展に伴い、暴力団からの離脱者が増加している状況を踏まえ、平成28年3月に「暴力団排除条例」を改正し、「暴力団からの離脱を促進するための措置」の規程の新設等を行って以降、暴力団離脱者を雇用した企業に給付金を支給する「離脱者雇用給付金」や暴力団からの離脱・就労の意志を有する暴力団員等の避難等に係る公費支出制度を導入したほか、県外での就労を希望する暴力団離脱者に対して広域的な就労支援を行うための協定を締結するな

ど、暴力団員の社会復帰対策を推進しています。

### ● 暴力団排除教育の推進

本県では、平成 22 年に施行された「福岡県暴力団排除条例」に基づき、青少年の暴力団への加入を防ぐとともに、暴力団犯罪からの被害防止を図るため、県内の中学校、高等学校等において暴力団排除教育を実施しています。講義は教員免許等を有する県警察の会計年度任用職員、通称「暴排先生」が分かりやすく伝えています。

令和元年度は、県内の中学校及び高等学校の約 92 パーセントにあたる 512 校に対し実施しており、当該教育を開始した 23 年 4 月以降、延べ 184 万人の生徒が受講しています。

### ● 薬物乱用防止対策の推進

令和元年中の薬物事犯の検挙人員は、965 人（前年比+6 人）と増加しています。覚醒剤事犯が全薬物事犯の約 6 割を占めており、依然として覚醒剤が薬物対策上の重要な課題となっています。大麻事犯の検挙人員は、278 人（前年比+76 人）と前年に引き続き増加し、過去最多となっています。特に若年層の占める割合が高く、今後も乱用拡大が懸念されます。危険ドラッグ事犯の検挙人員は、前年に引き続き減少しているものの、元年中、新たに 15 物質が指定薬物として指定されるなど、予断を許さない状況です。

このため、本県では知事を本部長とする「福岡県薬物乱用対策推進本部」において、薬物乱用問題の早期解決に向け、平成 31 年 1 月に「福岡県薬物乱用防止第五次五か年戦略」を策定しました。この戦略に基づき、大麻等違法薬物乱用に関する若年層を中心とした啓発、薬物密売等の流通に関する需要側と供給側両面からの取締り、社会復帰支援体制の充実による再乱用防止対策の強化に取り組んでいます。

また、県では、執行猶予判決を受けた薬物事犯の初犯者を対象として、薬物依存症からの回復、社会復帰に向け、再乱用防止のための回復プログラム（グループで薬物使用を止めるための具体的な対処方法を学習）につなげる相談支援を行っています。平日昼間に仕事がある人なども参加しやすいように令和 2 年度からは新たに平日夜間・休日にプログラムを開催することや、参加意欲を高めるために個別にプログラムを体験させる事業を開始します。

### ● 性暴力対策の推進

本県における性犯罪の認知件数は、全国的に見て高い水準で推移しています。また、性暴力は、被害者の身体だけでなくその心を傷つけ、長い間立ち直れないような苦しみを与えます。これらのことから、本県では、性暴力の被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるため、平成 31 年 2 月、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（福岡県性暴力根絶条例）」を制定しました（31 年 3 月 1 日一部施行、令和 2 年 5 月 1 日全面施行）。

この条例の規定に基づき、児童・生徒に対して性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行う性暴力対策アドバイザー派遣制度を創設し、性暴力根絶に向けた教育・啓発活動を推進していきます。

平成 25 年に開設した「性暴力被害者支援センター・ふくおか」では、24 時間・365 日、被害者からの相談を受けるとともに、医療機関等への付添いなど、いつでも必要な支援を行うこと

ができるよう、性暴力被害に特化した相談体制を整備しています。条例の制定に伴い、より一層、性暴力被害者に寄り添った支援の充実に取り組んでいきます。

また、性暴力の被害者も加害者も出さないという条例の基本理念のもと、「福岡県性暴力加害者相談窓口」を設置し、再犯防止専門プログラムの実施、社会復帰のための就労等の生活自立支援及び問題行動を是正するための専門医療機関等の紹介等により、性暴力加害者の再犯防止及び社会復帰を支援します。

#### ● 犯罪被害者等支援施策の推進

犯罪被害者本人とその家族、遺族は、犯罪による直接的な被害に加え、精神的被害や経済的困窮等大きな困難に直面しています。このため県では、北九州市、福岡市と犯罪被害者を支援する団体と協働して、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」を平成 20 年に開設し、相談やカウンセリング、付添い支援など総合的な支援を行っています。

令和元年度からは、筑後地区及び筑豊地区に新たに窓口を開設し、より広域的な支援を行うとともに、弁護士による無料相談費用及び損害賠償請求訴訟の再提訴費用の支援を行っています。

さらに、犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現により県民福祉を向上させることを目的に、30 年 3 月、「福岡県犯罪被害者等支援条例」を制定、同年 12 月、本条例に基づく「福岡県犯罪被害者等支援計画」を策定しました。この条例及び計画の規定に基づき、温かみのある施策をより充実させていきます。

県警察では、犯罪被害者支援に係る各種施策のより一層の充実・強化を図るため、28 年 8 月、令和 2 年度末までの 5 年間に於いて講ずるべき具体的な取組内容及びその推進要領を示した「福岡県警察犯罪被害者支援基本計画」を策定し、その中で「相談・捜査の過程における犯罪被害者への配慮及び情報提供」、「精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援」、「犯罪被害者の安全の確保」、「犯罪被害者支援推進のための基盤整備」、「国民の理解の増進」の 5 項目を重点課題として掲げ推進しています。

また、既存施策として推進中の身体犯被害者や性犯罪被害者に対する医療経費の公費負担制度及び犯罪による精神的被害又は犯罪被害に起因する不安や悩み事等に対するカウンセリング費用の公費負担制度を運用し、犯罪被害者等に対する精神的被害の回復・軽減及び経済的負担の軽減を図っています。

#### ● 再犯防止

平成 28 年に国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進することを目的として施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」及び国の計画に基づき、30 年度に「福岡県再犯防止推進計画」を策定しました。

犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となるためには、刑事司法手続を離れた後も続く「息の長い」支援が必要であり、そのため、国の刑事司法関係機関、市町村、犯罪や非行をした人を支援する民間協力者と連携・協力しながら、就労の確保、住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用促進等、再犯の防止に関する取組みを進めていきます。



● 国民保護

平成 16 年に武力攻撃や大規模テロから国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活に及ぼす影響が最小となるようにするため、避難や救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的として施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）及び国の基本指針に基づき、17 年度に「福岡県国民保護計画」を策定しました。この計画に定める県民の避難、救援及び武力攻撃災害への対処などを実施するため、避難及び救援に関する実施要領、対策本部活動要領の作成などに取り組んできました。

令和 2 年度は、関係機関の役割分担及び連携強化並びにこれらの活動要領の検証を行うための図上訓練を実施するほか、市町村による避難実施要領のパターン作成に対する支援などを行います。

(2) 道路交通の安全確保

● 交通事故の発生状況

本県における令和元年中の交通事故は、発生件数 26,936 件（前年比－4,343 件）、負傷者数 35,077 人（前年比－6,081 人）、死者数 98 人（前年比－38 人）と発生件数、負傷者数、死者数それぞれが近年減少傾向にあります。依然として多くの方が交通事故により死亡又は負傷しています。

交通事故発生状況等の推移

| 年       | 21年      | 22年      | 23年      | 24年      | 25年      | 26年      | 27年      | 28年      | 29年      | 30年      | 令和元年     |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 区分      | ( ' 09 ) | ( ' 10 ) | ( ' 11 ) | ( ' 12 ) | ( ' 13 ) | ( ' 14 ) | ( ' 15 ) | ( ' 16 ) | ( ' 17 ) | ( ' 18 ) | ( ' 19 ) |
| 発生件数(件) | 44,340   | 44,445   | 43,326   | 43,178   | 43,678   | 41,168   | 39,734   | 37,308   | 34,862   | 31,279   | 26,936   |
| 指数      | 100      | 100      | 98       | 97       | 99       | 93       | 90       | 84       | 79       | 71       | 61       |
| 死者数(人)  | 195      | 170      | 157      | 161      | 145      | 147      | 152      | 143      | 139      | 136      | 98       |
| 指数      | 100      | 87       | 81       | 83       | 74       | 75       | 78       | 73       | 71       | 70       | 50       |
| 負傷者数(人) | 57,447   | 58,099   | 56,720   | 56,670   | 57,755   | 54,507   | 52,758   | 49,917   | 46,093   | 41,158   | 35,077   |
| 指数      | 100      | 101      | 99       | 99       | 101      | 95       | 92       | 87       | 80       | 72       | 61       |

資料：県警交通企画課

● 安全で円滑な交通社会の実現

交通事故のない安全で円滑な交通社会を実現するため、県民の理解と協力のもと、段階的・体系的な交通安全教育、安全・安心・快適な交通環境の整備、悪質性・危険性・迷惑性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りなどの各種交通安全対策や、四季の交通安全県民運動を通じた交通安全思想の普及・浸透を図るなど、交通事故の抑止や交通の円滑化に努めています。

令和 2 年度については、近年の交通事故の発生実態等を踏まえ、「飲酒運転撲滅対策」のほか、交通事故死者数の半数以上であり、かつ、歩行中の死者数の 6 割以上を占める高齢者に焦点を当てた諸対策を推進していきます。

● 飲酒運転の撲滅

令和元年の飲酒運転による交通事故の発生件数は、133 件（前年比－11 件）と減少しましたが、検挙件数は、1,481 件（前年比＋74 件）と増加しており、未だに飲酒運転が後を絶たない状況にあります。

本県では、「飲酒運転のない県民が安心して暮らせる社会」の実現を目指し、県民、企業、関

係機関・団体等と連携して飲酒運転撲滅の日（毎月 25 日）及び飲酒運転撲滅週間（8 月 25 日から 31 日までの間）を中心とした広報啓発活動、飲酒運転を見かけた際の通報義務を始めとする「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」の更なる周知、同条例に基づく飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店の登録拡大等の取組みを実施しています。

また、同条例に規定された飲酒運転違反者に対する受診義務等の履行を促進するため、指定医療機関の指定、保健所における適正飲酒指導の実施、飲酒運転違反者が警察本部で行政処分を受けるために訪れた機会をとらえた適正飲酒指導の実施などに努めています。

さらに、飲酒運転の実態に即した実効のある取締りを実施するとともに、いわゆる飲酒運転周辺者三罪（「車両等提供罪」、「酒類提供罪」及び「同乗罪」）等の摘発に向けた捜査と前記条例に基づく飲食店営業者等への通知を徹底していきます。

#### ● 「飲酒運転撲滅宣言企業」と「飲酒運転撲滅宣言の店」

飲酒運転撲滅条例では、県内の事業者は、飲酒運転の撲滅を宣言するよう努めることが規定されています。県では、宣言の届出を行った事業者を「飲酒運転撲滅宣言企業」として登録しています。「飲酒運転撲滅宣言企業」は、従業員の管理体制や社内処分に関する事項等を「飲酒運転撲滅推進計画」として策定する等、条例の趣旨に則した取組みの実施に努めるものとされています。

また、県内の酒類を提供する飲食店営業者も、飲酒運転撲滅の宣言を行うよう努めると同条例に定められており、県では、宣言書を提出した飲食店を、「飲酒運転撲滅宣言の店」として登録しています。この「飲酒運転撲滅宣言の店」は、酒類の提供を求める来店者に車両利用の有無を確認する等、来店者の飲酒運転を防止する措置の実施に努めます。

県では、「宣言企業」及び「宣言の店」の登録の拡大を進め、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という県民意識の定着を図ります。

#### ● 高齢運転者の交通事故防止

令和元年の高齢者の交通事故の発生件数は 8,588 件（前年比－1,214 件）と、全体の交通事故発生件数（26,936 件）の約 3 割を占めています。近年は、高齢者が加害者となる事故の割合も増加しており、高齢者に係る交通事故のうち約 7 割は高齢者が加害者となる事故となっています。

高齢運転者は、加齢に伴う身体や認知機能の低下により、交通事故を起こすリスクが高まることから、県では、関係機関・団体と連携して、夜間や雨天時には運転を差し控える「補償運転」を推奨するチラシを配布し、広く県民の皆さんに周知を図っています。

また、事故防止装置を備えた安全運転サポート車の機能を体験する試乗会を県内各地で実施するとともに、安全運転サポート車の機能を紹介したチラシを配布するなど普及啓発を図っています。

#### ● 高齢者講習等の円滑化

高齢運転者人口の増加に伴い、運転免許更新の際に義務付けられている高齢者講習及び認知機能検査（以下「高齢者講習等」という。）の受講（受検）待ち期間が長期化していました。

そこで、自動車教習所で実施していた認知機能検査を運転免許試験場等において実施（一部

地区を除く。) することで、自動車教習所が高齢者講習に専念することができる環境を整えているほか、認知機能検査等の予約を受け付けるコールセンターの開設による予約窓口の一本化(一部地区を除く。)により、高齢者講習等の待ち期間の長期化を解消するとともに、高齢運転者の予約手続の負担軽減を図っています。引き続き、高齢者講習等の円滑化に努めてまいります。

#### ● 高齢運転者等に対する安全運転相談の推進

加齢や身体機能の低下により運転に不安を感じる方や一定の病気等にかかっている方、そのご家族の方などからの安全運転の継続や運転適性に関する相談に幅広く対応するため、令和元年、全国統一番号の安全運転相談ダイヤル「#8080 (シャープ・ハレバレ)」の運用を開始しました。

また、令和2年度から県内4か所の運転免許試験場に看護師や保健師の資格を有する安全運転相談員をそれぞれ配置し、高齢運転者の方などからの相談に対して、専門知識を活かした安全運転に関するアドバイスを行うほか、運転免許証の自主返納制度や運転経歴証明書の周知を図っていきます。

#### ● 高齢者の運転免許自主返納の促進

県では、高齢者に対し、運転免許の自主返納制度について周知を図るとともに、平成28年度から高齢者運転免許自主返納等支援事業を実施する市町村に対する助成を実施しています。

また、民間事業者(バス、タクシー等)による支援事業についても周知を図っています。

併せて、市町村が行う免許返納者やそのご家族からの相談対応や、買い物代行の取組みに対する支援など、生活支援対策も実施しています。

今後も県と県警察が緊密に連携をとり、運転免許を自主返納した高齢者について、総合的に支援を行います。

#### ● 自転車の安全利用の促進

自転車事故は、年々減少傾向にあるものの、自転車が加害者となる対歩行者事故は横ばいの傾向にあります。

県では、全国的に自転車が加害者となる高額な損害賠償請求事例が発生するなど自転車を取り巻く状況が変化していることから、自転車交通安全の更なる促進と自転車の活用の推進により安全・安心で活力ある福岡県の実現を目的として、平成29年4月に制定した「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を、事故の際の負傷者の救護・警察への報告義務や自転車保険への加入義務化、自転車の活用推進等を新たに規定した「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」に改正し、令和2年4月から施行しました(自転車保険への加入義務化については令和2年10月1日から施行します)。

今後も、県、県警察、市町村、関係機関・団体と連携を密にしなが、自転車利用者に対する安全教育、ルールやマナーの広報啓発、自転車保険への加入促進を図ります。

#### ● 自転車の活用の推進

自転車活用推進法(平成29年5月施行)に基づき、本県の実情に応じた自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため、平成31年3月に「福岡県自転車活用推進計画」を策定しました。

同計画に基づき、自転車通行空間の整備や自転車の魅力発信、自転車交通ルールの周知、サイクルツーリズムの普及など、自転車の活用を推進していくための取組みを進めます。

### 3 暮らしの安全・食の安全を守る



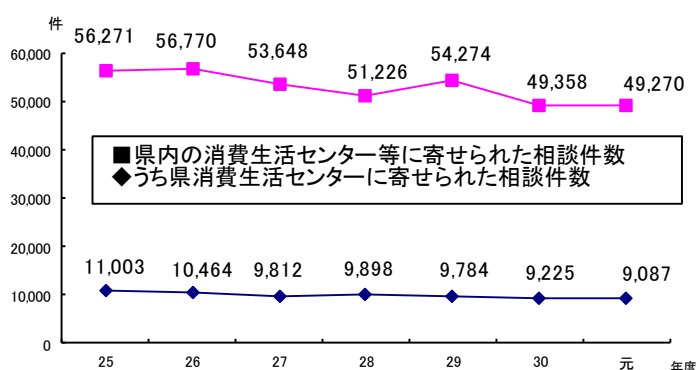
#### (1) 暮らしの安全の確保

##### ● 消費生活の複雑・多様化

消費者を取り巻く社会経済環境は、規制緩和の進展や経済社会の IT 化、国際化などを反映し大きく変化しています。

このような中、情報通信技術を活用した新しい商品・サービスの出現や取引方法の多様化により、消費者の選択の余地が広がり消費生活は豊かになってきている反面、取引方法や取引内容をめぐる新たな消費者トラブルが発生しており、消費者問題は一層複雑・多様化の様相を呈しています。

消費生活相談受付件数の推移



苦情・相談の多い商品・役務(サービス)の推移  
(年度別上位5位及び年度合計) (単位:件)

|      | 30年度                      | 元年度                      |
|------|---------------------------|--------------------------|
| 1    | デジタルコンテンツ<br>970 ( 10.5%) | デジタルコンテンツ<br>711 ( 7.8%) |
| 2    | 商品一般<br>873 ( 9.5%)       | 商品一般<br>689 ( 7.6%)      |
| 3    | 不動産貸借<br>540 ( 5.9%)      | 不動産貸借<br>497 ( 5.5%)     |
| 4    | 相談その他<br>319 ( 3.5%)      | 健康食品<br>445 ( 4.9%)      |
| 5    | フリーローン・サラ金<br>249 ( 2.7%) | 相談その他<br>282 ( 3.1%)     |
| 年度合計 | 9,225                     | 9,087                    |

##### ● 消費者の権利確立のための施策

消費者が安全で快適な消費生活を送っていくことができるよう、県では、商品、サービスの適正な規格・表示の確保や事業者と消費者との間の取引の適正化を図っています。また、消費者と事業者とのトラブルを、迅速かつ適正に解決するため、県消費生活センターの相談体制の充実を図っており、平成 18 年度からは日曜日にも電話相談を受け付けています。

○県消費生活センター相談窓口 (電話番号 092-632-0999)

平日 9 : 00 ~ 16 : 30、日曜 10 : 00 ~ 16 : 00

### 消費生活相談内容の推移（県センター受付分）

| 年度別相談<br>内容区分 | 27年度   |       | 28年度   |       | 29年度   |       | 30年度   |       | 元年度    |       |
|---------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|               | 件数     | %     | 件数     | %     | 件数     | %     | 件数     | %     | 件数     | %     |
| 契約（解除）        | 6,767  | 43.6  | 6,837  | 42.1  | 7,115  | 46.5  | 6,638  | 45.0  | 6,596  | 45.0  |
| 販売方法          | 3,661  | 23.6  | 3,942  | 24.3  | 3,517  | 23.0  | 3,220  | 21.9  | 3,172  | 21.6  |
| 価格・料金         | 1,185  | 7.6   | 1,254  | 7.7   | 874    | 5.7   | 950    | 6.4   | 1,045  | 7.1   |
| 品質・機能         | 970    | 6.3   | 986    | 6.1   | 899    | 5.9   | 915    | 6.2   | 849    | 5.8   |
| 接客・対応         | 1,547  | 10.0  | 1,723  | 10.6  | 1,551  | 10.1  | 1,667  | 11.3  | 1,562  | 10.7  |
| 買物・相談         | 52     | 0.3   | 42     | 0.3   | 24     | 0.2   | 14     | 0.1   | 6      | 0.0   |
| 安全・衛生         | 289    | 1.9   | 254    | 1.6   | 216    | 1.4   | 249    | 1.7   | 311    | 2.1   |
| その他           | 1,042  | 6.7   | 1,183  | 7.3   | 1,107  | 7.2   | 1,083  | 7.3   | 1,120  | 7.6   |
| 計             | 15,513 | 100.0 | 16,221 | 100.0 | 15,303 | 100.0 | 14,736 | 100.0 | 14,661 | 100.0 |

資料：県消費生活センター \*1つの相談で複数の相談内容の区分に該当するものがあるため、県センターの相談件数とは一致しません。

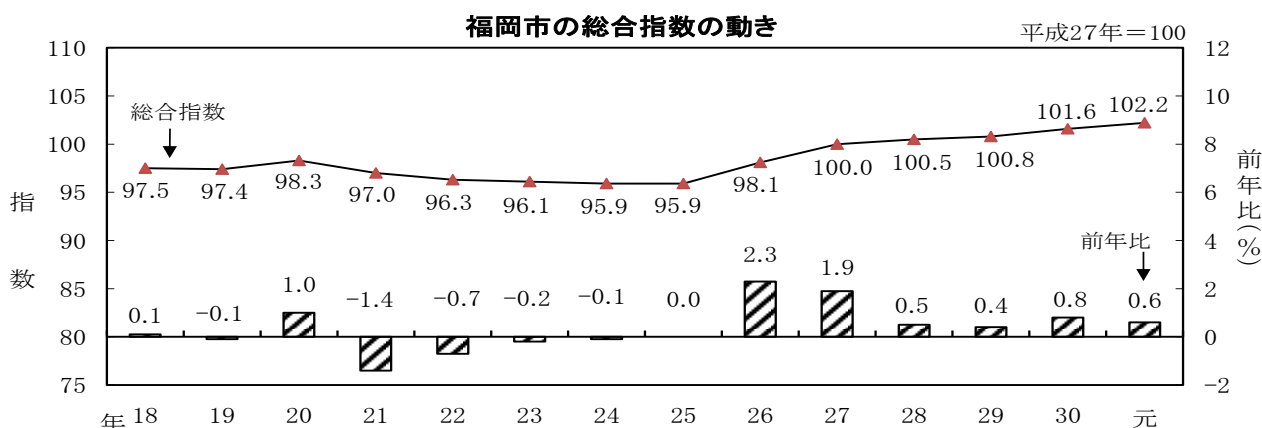
#### ● 消費者自立のための支援施策

消費生活の安定、向上を図るためには、消費者自らが自主的かつ合理的な消費活動を行っていくことが重要です。住民に身近な市町村が主体となって、悪質商法の被害にあわないための注意喚起や消費者教育、情報提供を行うことがより効果的であるため、県では、市町村が実施する若年者や高齢者を対象とした講座等への講師紹介や啓発資料の提供を行うとともに、最新の消費者トラブル事例について情報提供しています。また、教育機関とも積極的に連携し、高等学校等を対象とした若年者向け啓発講座の実施など消費者教育に取り組んでいます。

#### ● 消費者物価の動向と情報提供

福岡市の消費者物価指数の令和元年平均は、総合指数で102.2（27年=100）となり、前年比は、0.6%の上昇となりました。

物価の安定は、消費生活の安定及び向上の基本条件であるため、関係機関から情報収集し、生活関連物資等の価格や需要動向の監視を行うとともに、インターネットなどによる物価情報の提供を推進しています。



資料：県調査統計課  
（総務省「消費者物価指数」（平成27年基準）により作成）

## （2）食品の安全・安心の確保

### ● 食品の安全・安心の確保に関する基本計画の策定

「福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例」（平成29年4月1日施行）に基づき、平成29年6月、食品の安全・安心の確保に関する施策について基本的方向等を明確にした「福岡県

食品の安全・安心の確保に関する基本計画」を策定しました。

本基本計画に基づき、生産から販売に至る各段階における食品の安全・安心の確保に関する基本的施策を総合的かつ計画的に推進しています。

#### ● 食品事業者に対する HACCP に沿った衛生管理の導入支援

平成 30 年 6 月、「食品衛生法等の一部を改正する法律」が公布され、原則としてすべての食品等事業者に対し HACCP に沿った衛生管理の導入が求められることとなりました（施行は、令和 2 年 6 月 1 日（経過措置 1 年））。食品等事業者が改正法に沿った衛生管理へ円滑に移行できるよう、専門知識を持ったアドバイザーの派遣や衛生管理計画の作成実習を行うセミナーの開催などの導入支援に取り組んでいます。

#### ● 食品の衛生管理・監視体制の整備

食品の多様化や製造・加工技術の高度化、流通の大量化や広域化等に的確かつ迅速に対応するため、「福岡県食品衛生監視指導計画」を年度ごとに策定し、9 保健福祉（環境）事務所において食品営業施設に対する計画的で効果的な監視指導及び食品等検査を行っています。また、そのうち、3 保健福祉（環境）事務所には「食品衛生広域専門監視班」を設置し、食品の製造施設や広域流通拠点等に対する広域的かつ専門的な監視指導を実施するなど、食品衛生監視体制の強化を図っています。

平成 20 年度からは、「食の安全総合調整監」を設置し、食品の生産から消費までの多岐にわたる施策を展開する関係各課の連携を強化するとともに、「総合的な食の安全対策」と「事案発生時の迅速な情報の交換と共有」を推進しています。

#### ● 家畜伝染病対策

安定的な畜産経営を行うためには、衛生的な環境で、病気にかかりにくい、健康な家畜を育てることが大切です。このため、農家に対して、個別に衛生管理技術指導を実施し、農場の消毒や病気の侵入防止対策などを定めた飼養衛生管理基準の遵守と、更なる衛生意識の向上を図ります。また、農家の生産性向上のため、家畜保健衛生所、農林事務所、普及指導センター、市町村及び農業協同組合が連携し、多方面からきめ細やかな生産指導に取り組んでいます。

また、万が一、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）などの特定家畜伝染病が発生した場合に防疫対応が円滑に行えるよう、九州各県の防疫実務者との連携強化を進めています。さらに、迅速かつ的確な初動防疫を行うために、県職員、畜産関係者、協定団体等を広く参集して、実際の防疫措置を模擬体験する実践型の演習を定期的開催するとともに、必要な防疫資材の整備を図っています。

“One Health”アプローチの考え方から、医療分野で問題とされる人と動物の共通感染症や薬剤耐性菌対策に畜産・獣医療分野から取り組むことで、人と動物の安全・安心の向上を図っていきます。

## 10 環境と調和し、快適に暮らせること

### 1 資源を有効活用し、環境負荷の少ない社会をつくる



#### ● 福岡県環境総合基本計画の推進

持続可能な社会への国際的な取組み、地球温暖化対策の進展、循環型社会への国際的な取組みの進展及び各分野における生物多様性主流化への取組みに加え、度重なる大規模災害の発生と災害廃棄物処理、福岡県総合計画の策定など、国外・国内で生じている様々な状況の変化に的確に対応するため、特にSDGs（※1）の考え方を活かして、平成30年3月に第四次福岡県環境総合基本計画「福岡県環境総合ビジョン」を策定しました。

計画の期間は、30年度からの5年間とし、環境・経済・社会の3つの側面を調和させつつ、世界を持続可能な発展に導くための開発目標であるSDGsの考え方を活用し、分野横断的に課題に取り組むことにより、経済成長と環境保全が両立した持続可能な社会の構築を目指します。このような社会を実現し、県民一人ひとりが物質的にも精神的にも幸福を実感できる福岡県を次世代に引き継いでいくことを目指して、環境の視点から、「低炭素社会の推進」、「循環型社会の推進」など7つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿、現状・課題、施策の方向、重点的に推進するプロジェクト、指標を示しています。

計画の進行管理については、指標の動向やその要因、施策の実施状況調査、更に環境に関する県民意識調査を実施するなどにより点検を行い、計画の進捗状況についてとりまとめ、福岡県環境対策協議会及び福岡県環境審議会に報告するとともに、環境白書により公表します。

※1 SDGs : Sustainable Development Goals の略、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、「気候変動への具体的な対策」など17のゴールと169のターゲットが示されている。

#### (1) 低炭素社会の推進

##### ● 環境教育・啓発の推進

地球温暖化や大量生産・大量消費・大量廃棄による最終処分場の逼迫など今日の環境問題は、我々の日常生活に伴って発生するものであり、それらの問題を解決するためには、一人ひとりが環境の現状や課題について正しく理解し、自らの日常行動を変えていく必要があります。特に、人格形成過程にある子どもに対する環境教育は、その効果の大きさや、その後の取組みの広がりから期待できることから、学校における環境教育を推進するため、平成5年度から「環境教育副読本」を作成し、県内の小学5年の児童に配布（政令市は独自に作成配布）しています。加えて、15年度からは、副読本を使用して環境教育を行う教員のため、副読本の内容を補完するデータや解説等を掲載した「副読本資料編」を作成しています。さらに、家庭における地球温暖化対策の取組みを促進するため、30年度から「地球温暖化対策に係るワークブック」を作成しています（令和元年度は小学3、4年生向けのものを作成）。その他、県が実施する環境関連の事業や保有する教材、人材等の情報をとりまとめ、「環境教育ガイド(データベース)」として県のホームペ

ージで公開するなど環境教育の推進に努めています。

また、子どもたちが環境保全活動や環境学習を行う「こどもエコクラブ」の活動を支援するため、環境学習会の開催や情報誌を発行しています。元年度は、県内で128クラブ3,837名の子どもたちがこどもエコクラブに登録し、リサイクル活動や環境調査など、地域の中で自主的な環境保全活動に取り組みました。

その他では、県内の各保健福祉環境事務所に「地域環境協議会」を設置し、地域の実情に応じた地球温暖化対策、3R、自然共生の推進等の事業を実施しています。地域の住民や子どもたち、事業者の環境を考え行動する意識を育むとともに、地域住民・事業者等が事業に参画することにより、地域の環境活動の担い手となることを目指しています。

加えて、環境保全についての関心と理解を深めるため、保健福祉環境事務所において環境学習会などを行い、地域の実情に応じた啓発を進めることとしています。さらに、環境月間である6月には、「環境月間県庁ロビー展」を実施するなど、環境保全についての普及・啓発を図っています。

#### ● 地球温暖化対策の国内外の動向と地球温暖化対策実行計画の策定

平成27年11～12月にパリで開催されたCOP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、令和2年以降の新たな国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択され、平成28年11月に発効しました。協定では、世界共通の目標として、地球の平均気温上昇を産業革命以前と比較して2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力を追求することや、全ての参加国が削減目標を5年ごとに提出し、更新することなどが定められました。

国においては、27年11月にすでに現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対して適応を進めるため「気候変動の影響への適応計画」が策定されました。また、28年5月には、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための「地球温暖化対策計画」が策定されました。

県では、このような国内外の動向を踏まえ、県民、事業者、行政の各主体が積極的に地球温暖化対策に取り組むための指針となる「福岡県地球温暖化対策実行計画」を、29年3月に策定しました。計画では、令和12年度(2030年度)における県内の温室効果ガス排出量を25年度(2013年度)比26%削減する目標を設定し、温室効果ガスの排出削減や吸収源対策に取り組むこととしています。また、地球温暖化の進行による気候変動は、農作物の不作や洪水・土砂災害の発生といったリスクを増大させることが懸念されています。こうした気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、農林水産業や水資源、自然生態系、自然災害、健康に関する対策に取り組むこととしています。

#### ● 地球温暖化防止に向けた取組み

省エネルギー・省資源に取り組む家庭や事業所を「エコファミリー」、「エコ事業所」として登録し、温暖化防止の取組みを応援しています。家庭や事業所の二酸化炭素排出量を計算でき、排出削減に向けた取組みにつなげることができるふくおかエコライフ応援book（環境家計簿）の普及に努めるとともに、より多くの方がいつでも、どこでも気軽に温暖化防止に取り組めるよう「ふくおかエコライフ応援サイト」を開設しています。また、令和2年3月から「ふくおかエコファミリー応援アプリ（エコふぁみ）」を配信しています。



本県における温暖化対策の普及啓発の拠点として、福岡県地球温暖化防止活動推進センターを指定し、県民・事業者からの相談対応や、環境学習会への講師派遣、イベントでの啓発など様々な活動を実施しています。また、福岡県地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、地域に密着した普及啓発を進めています。

保健福祉環境事務所は、地域の拠点として、市町村や環境保全団体、事業者、福岡県地球温暖化防止活動推進員等と協力しながら、より一層の省エネルギー等の対策が必要な民生部門における取組みを推進しています。

県内中小企業等に対しては、省エネルギーに関する相談窓口を設置するとともに、情報発信や人材育成の支援を実施し、地球温暖化対策の推進と中小企業振興を図っています。

県自らも一事業者として率先して温暖化防止に取り組むため、「福岡県環境保全実行計画(第5期)」に基づき、県の全機関で、電気や都市ガスの使用量、公用車の燃料使用量等の削減や環境物品の調達に取り組んでいます。

#### ● 低炭素まちづくり

多様な都市機能(居住、商業、業務、文化、福祉、行政等)が集積し、便利で魅力ある場、歩いて暮らせるにぎわいの場としての拠点の形成と、公共交通により都市機能にアクセスできるよう拠点間を結ぶ公共交通軸を設定し、その沿線にも都市機能を誘導することにより、拠点の都市機能の補完と公共交通の維持を図ることで、持続可能な都市づくりを目指します。

このような都市づくりを通じて、都市が環境に与える負荷の低減を図ります。

#### ● 道路照明のLED化

エネルギーの効率的利用の推進を図るため、道路照明のLED化を進めます。

道路照明については、新設の場合は原則としてLED照明を採用し、既設道路照明については、平成30年度までに全てLED化が完了しました。

さらに、令和元年度からは、トンネル照明のLED化を進めています。

#### ● 気候変動影響への適応

国内では、高温による農作物の品質低下や動植物の分布域の変化など、気候変動の影響がすでに顕在化しており、今後さらに深刻化するおそれがあります。

県においても、年平均気温が100年あたり2.44℃の割合で上昇し、短時間強雨の増加などが見られます。また、21世紀末には20世紀末と比べ、県の年平均気温は約4.1℃上昇、猛暑日の年間日数は約35日間増加、1時間降水量50mm以上の非常に激しい雨の年間発生件数は2倍以上増加すると予測されています。

こうした中、県では、平成30年12月に施行された気候変動適応法に基づき、気候変動影響や適応に関する情報の収集・発信を行う拠点として、「福岡県気候変動適応センター」を令和元年8月に設置し、県内における気候変動の影響による被害の防止・軽減を推進しています。

### (2) 循環型社会の推進

#### ● 循環型社会づくり

循環型社会を構築するためには、廃棄物の発生抑制、リサイクル技術の開発、廃棄物の回収ル

ートの整備、環境産業の振興、事業者、県民の意識改革など様々な取り組みが必要です。

国においては、リサイクルの促進に関する法整備が逐次なされており、本県においても、各種リサイクル法の円滑な施行に取り組むとともに、平成 17 年に導入した産業廃棄物税の税収を活用して、産業廃棄物の再資源化施設整備に対する助成や、環境人材の育成、再生資源を原材料として製造した製品を認定するリサイクル製品認定制度、リサイクルに関する情報サイトの運営などの施策を実施しています。

また、地域や職場、学校等で開催される 3R 学習会への講師派遣による啓発活動も推進しています。

さらに、28 年度からは食品ロス（食べられるのに食用にせず廃棄する食品）の削減に取り組んでいます。

県では、このような取り組みを進めることによって、廃棄物の排出抑制とリサイクルを促進し、循環型社会の実現を目指しています。

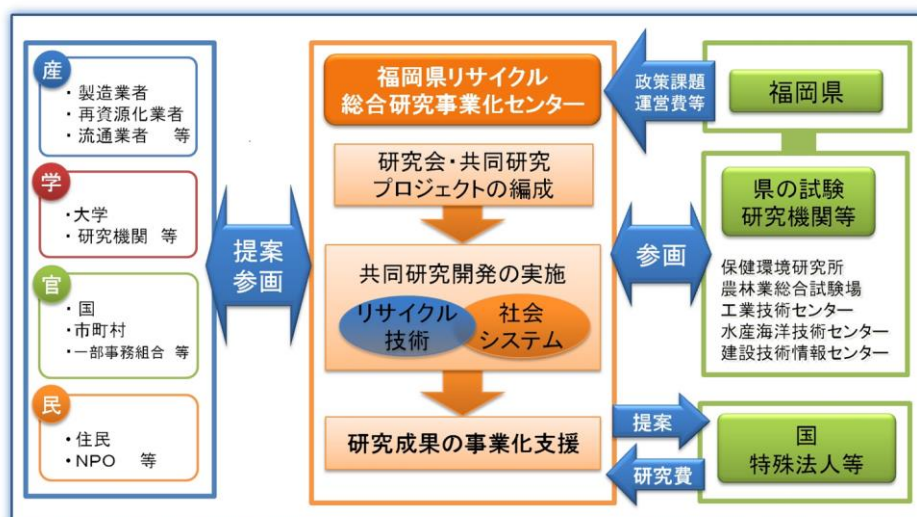
### ● 福岡県リサイクル総合研究事業化センター

平成 13 年に北九州市に「福岡県リサイクル総合研究事業化センター」を設置し、廃棄物の資源化に関する技術開発や社会システムを併せた総合的な研究を進めています。（25 年 4 月 1 日に公益財団法人化し、名称を変更）

当センターでは、産学官民による共同研究をコーディネートし、その研究成果の実践等を支援することにより、地域に根ざしたリサイクルシステムの構築等を目指して、2R（リデュース、リユース）の推進、リサイクル技術の開発及び社会システムの構築に係る共同研究の実施、研究成果の事業化の支援を実施しています。

また、環境・リサイクル関連情報やセンターの研究成果を全国に発信し、積極的な事業展開を行うことにより、リサイクル産業の振興を図っています。

福岡県リサイクル総合研究事業化センターの主な機能



### ● 県産リサイクル製品認定事業

平成 27 年度に県内製造リサイクル製品を認定する「福岡県県産リサイクル製品認定制度」を創設し、認定製品の利用を促進することにより、更なる再生利用率の向上と県内のリサイクル産業の育成を図っています。

また、県民や事業者が認定製品に親しみを感じるよう、30年度に愛称を公募し、「ふくくる」に決定しました。

#### ● プラスチック資源循環促進

ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用削減等を県全体で進めるために、関係団体、県民、行政等で構成する「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」を設置し、その活動方針である「ふくおかプラスチック資源循環憲章」を策定するとともに、プラスチックごみ削減に取り組む事業者の登録制度を創設し、県民や事業者の取組みを促進する「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」を実施します。

また、事業者を支援するため、使用済みプラスチックのリサイクルを行う施設の整備のうち、光学式センサーを用いて樹脂の種類別に分別するなど、高度で先進性のある施設を整備する事業者に対して助成を行います。

さらに、自動車のプラスチック類の再資源化の向上を目指し、自動車の整備・解体業者、処理業者、プラスチックの再生・利用事業者などが連携して、県内における自動車内装材等の効果的な回収・マテリアルリサイクルスキームの構築に向けた調査を実施します。

#### ● 食品ロス削減の推進

事業者・関係団体・県民・行政で構成する「食品ロス削減推進協議会」を核に製造・流通・小売・消費の各段階での取組みを促します。さらに、食品ロス削減に貢献する民間アプリを活用して、食品ロス削減に取り組む飲食店等の「食べもの余らせん隊」への登録を促進するとともに、食品ロス削減のための購入術などを紹介する啓発CMの作成・放映等により、事業者・県民への普及啓発を行っています。

#### ● 一般廃棄物の処理

ごみ・し尿等の一般廃棄物は、市町村や一部事務組合において計画的に処理が行われています。

平成30年度におけるごみの排出量は4,845t/日です。その処理方法は、ごみ減量処理(焼却や堆肥化などの中間処理)や直接資源化が98.9%、直接埋立が1.1%です。

また、30年度のし尿処理状況は、総人口5,121千人のうち水洗化人口は前年度より22千人増加し、4,679千人となっています。市町村等により収集されたし尿は3,083kl/日で、その処理の内訳は、し尿処理施設によるもの93.9%、下水道投入によるもの4.1%などです。

ごみの排出量は15年度をピークに減少傾向にありましたが、近年、ほぼ横ばい、微減の状況で推移しています。このため、一層の排出削減及びリサイクルを進めるために、一般廃棄物多量排出事業者に対して指示を行う市町村への技術的助言、食品廃棄物・食品ロス、紙類の排出削減の取組み等の3Rに関する取組みや資源循環利用に関する産業の育成等を進めています。

県では、市町村等における適切かつ効率的なごみ処理体制の早期整備を推進し、また、ダイオキシン類発生抑制等、環境負荷の低減が重要であることから、市町村等において、新しい施設の整備や既存施設の環境保全のための改良が図られるよう指導しています。このほか、生活排水対策の一環として、市町村に対する県費補助制度を設け、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換も含め、浄化槽の普及に努めています。

## ● 産業廃棄物の処理

本県における産業廃棄物の発生量は、平成 22 年度から増加傾向にありましたが、近年、ほぼ横ばいの状況で推移しています。一層の排出削減及びリサイクルを進めるために、産業廃棄物多量排出事業者に対する指導、産業廃棄物税を活用した 3R に関する取組みや資源循環利用に関する産業の育成等を進めています。

また、不法投棄をはじめとする産業廃棄物の不適正処理事案が依然として発生しており、これらの不適正処理が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、産業廃棄物の適正処理の徹底を図る必要があります。

### 《主な県の取組み》

#### ○ 監視・指導體制の強化

不法投棄等の不適正処理の是正指導などに重点的に対応するため、現職警察官を監視指導課に 2 名、廃棄物不法投棄等対策専門員（警察官 0B）を監視指導課及び各保健福祉環境事務所計 20 名配置するなど、監視指導體制の強化を図っています。さらに、平成 25 年 4 月には問題が長期化している廃棄物事案を解消するため、監視指導課内に廃棄物適正処理推進室を設置し、組織強化を図りました。

また、廃棄物の不法投棄に関する監視と情報交換を目的として、県や県警察、国、政令市等で構成する福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会や、保健福祉環境事務所ごとに市町村や警察署、県の関係機関からなる地域連絡協議会を設置するなど、関係機関との緊密な連携も図っています。

#### ○ 適正処理の確保に向けた取組み

本県では、適正処理の確保に向け、関係者の啓発と監視指導業務の強化を図っています。産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対しては、産業廃棄物の適正処理に必要な知識の習得を目的とした講習会を実施するなど、関係者の啓発に努めています。

不適正処理の早期発見・早期対応のため、安定型最終処分場に対する掘削調査の実施、排出事業者、中間処理施設、最終処分場など処理ルート全体の確認、赤外線カメラ搭載ドローンによる廃棄物の量や表面温度の正確かつ迅速な把握による立入検査の高度化、平日夜間及び休日の監視パトロール、県警察の協力によるヘリコプターを使用した空からのパトロールなど、監視指導業務を強化しています。

また、産業廃棄物処理業者の許可情報や指導履歴等の情報を一元化して検索できるシステムの整備、カメラの GPS 機能により不法投棄場所を電子地図上にマッピングするシステムによる市町村等との情報共有、不法投棄が疑われる現場等への監視用小型カメラの設置、県外から搬入される産業廃棄物について、産業廃棄物処分業者が排出事業者などの情報を事前に県に届け出る制度の運用など、情報を効率的に活用した不法投棄・不適正処理の早期是正を図っています。

さらに、産業廃棄物を運搬中の車両を停車させ、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の携帯の有無や記載内容の確認を行う産業廃棄物運搬車両検問を実施し、マニフェスト制度の適正な運用の徹底を図っています。

これらに加え、令和元年度からは、過剰保管に至りやすい中間処理業者や指導が累積してい

る事業者等に対し、監視指導課、廃棄物対策課、担当保健福祉環境事務所の三者合同による立入検査を実施するとともに、監視指導担当職員の資質向上のため、過去の事案を題材とした研修を行うことにより、不適正処理の早期発見・早期対応の取組みをさらに強化しています。

その他、問題が長期化している産業廃棄物不適正処理現場において、ボーリング調査などにより実態を詳細に把握するとともに、廃棄物に関する学識経験者で構成する専門家会議の助言を踏まえ、問題の解消に向け、迅速かつ集中的に取り組んでいます。

## 2 環境に優しく安価で安定的なエネルギー需給構造を実現する



### ● 新たなエネルギー社会の実現に向けた取組みの推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、エネルギーを安定的に確保するためには、エネルギーの効率的利用を図るとともに、エネルギー源の多様化・分散化を推進するなど、地域における需給両面からの取組みが重要になっています。

このため、平成 25 年 2 月に、有識者からなる「福岡県地域エネルギー政策研究会」を設置し、分散型電源や高効率発電の普及などに向けた地方の役割や取組みを幅広く研究してきました。27 年 3 月、研究会から県に対し、これまでの 2 年間にわたる検討結果を取りまとめた報告書が提出されました。

県では、この報告書を指針とし、事業者、県民、市町村、大学・研究機関など各主体と連携して、エネルギーに関連する 4 つの施策展開を積極的に推進しています。

#### 《施策展開の 4 つの柱》

##### ① エネルギーを無駄なく最大限効率的に利用する社会の実現

省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入などに取り組む県内中小企業を資金面で支援する「エネルギー対策特別融資制度」の運用をはじめ、エネルギーを無駄なく最大限効率的に利用する社会の実現に向けた取組みを推進します。

#### 【主な施策】 エネルギー対策特別融資制度の運用

県内中小企業における省エネルギー対策、再生可能エネルギー・コージェネレーションの導入、水素ステーションの整備などを推進するため、24 の取扱金融機関及び信用保証協会と連携し、エネルギー対策特別融資制度を運用しています。

＜融資対象者＞ 県内に事業所を有する中小企業者

＜融資対象設備等＞ 省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備、コージェネレーション、建築物の省エネ改修、水素ステーション など

＜融資限度額＞ 再生可能エネルギー設備及び水素ステーション：2 億円以内  
その他の設備等：1 億円以内

※詳細については福岡県ホームページ

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/youushi01.html>) を御覧ください。

##### ② 環境にも配慮したエネルギーが安価かつ安定的に供給される社会の実現

地域の資源や特性を活かしたエネルギー利用モデルを検討・構築する市町村への支援や、再生可能エネルギーの導入を検討する民間事業者への専門家の派遣などにより、エネルギー源の多様化・分散化、エネルギーの地産地消と効率的利用、地域振興を図ります。また、エ

エネルギー効率が高く、分散型電源として期待されるコージェネレーション（熱電併給システム）導入促進のためのセミナーを開催します。

**【主な施策】市町村における再生可能エネルギー導入検討・計画立案への支援**

市町村に対して再生可能エネルギー導入のモデル事例や地域のポテンシャル情報などを紹介するとともに、庁内検討会議等に専門家を派遣することにより、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入の事業化を支援します。

**【主な施策】市町村によるエネルギー利用モデル構築検討への助成**

再生可能エネルギーの導入検討や地域のモデルとなる省エネルギー事業、エネルギー関連産業による地域振興・雇用創出事業を行うため、市町村が実施する可能性調査事業への助成を行います。

**【主な施策】民間事業者への再生可能エネルギー導入支援アドバイザーの派遣**

再生可能エネルギーの導入や設備の適切なメンテナンスなどを検討する県内の事業者

に、無料で大学教授やコンサル等の専門家を派遣し、事業の支援をしています。

＜対象者＞ 県内に事業所を有する民間事業者（自治会やNPO法人などを含む。）

＜対象事業＞ 再生可能エネルギー設備の導入検討、メンテナンス、安全対策

＜対象分野＞ 太陽光発電（メンテナンス、安全対策のみ）、小水力発電、風力発電、バイオマス発電・熱利用、地中熱利用

＜利用料＞ 無料

**【主な施策】再生可能エネルギー導入支援システムの運営**

市町村や民間事業者の取組みを支援するため、再生可能エネルギーの導入検討に必要な日照時間や風況などの適地に関する基本情報をワンストップで確認できる全国初の「再生可能エネルギー導入支援システム」を構築し、福岡県エネルギー総合情報ポータルサイト「ふくおかのエネルギー」（<https://www.f-energy.jp/>）で公開しています。（本支援システムは、26年度新エネ大賞（新エネ財団会長賞）を受賞）

**ポイント1 詳細なデータを提供**  
 ○日照時間や風況など再エネ導入に役立つ情報を250mメッシュ単位で確認できます

**ポイント2 マップから簡単検索**  
 ○地図の拡大・縮小、スクロールも簡単  
 ○鮮明な航空写真の表示も可能

**ポイント3 希望条件から簡単検索**  
 ○希望条件を入力するだけで、簡単に適地を検索

**ポイント4 太陽光発電による年間発電量の簡易計算**  
 ○太陽光パネルの向き、角度、容量を入力するだけで、年間発電量を簡単に計算

③ 水素を本格的に利活用する水素エネルギー社会の実現

本県は、水素エネルギー社会の実現を目指して、産学官連携組織である「福岡水素エネルギー戦略会議」（16年設立）を中核に研究開発、社会実証、産業の育成など総合的に取り組んでいます。



④ 新たなエネルギー関連産業の育成・集積による地域振興・雇用創出

エネルギー関連の技術・製品・サービスを一堂に紹介する「エネルギー先端技術展」を開催します。

また、エネルギー関連産業による地域振興・雇用創出モデルの構築に取り組む市町村への支援などにより、新たな成長分野として期待されるエネルギー産業の支援・育成を図ります。

【主な施策】 風車メンテナンス技術者の育成支援

地域の関係機関で構成する協議会を設置し、風車メンテナンスに特化した離職者向け公共職業訓練のカリキュラムを開発します。当該カリキュラムをもとに公共職業訓練を実施することにより、風車メンテナンス技術者の育成を支援します。

● 大牟田リサイクル発電事業

小規模市町村等の広域的なごみ処理体制の構築、並びにごみ処理におけるダイオキシン類対策及びサーマルリサイクルの実現を目的として、電源開発㈱、大牟田市等とともに、大牟田リサイクル発電㈱を設立し、平成 14 年から RDF 発電方式による「大牟田リサイクル発電事業」を行っています。

事業に参加する自治体等は、それぞれが所有する施設において可燃ごみから RDF（ごみ固形化燃料）を製造し、その処理を大牟田リサイクル発電㈱に委託します。大牟田リサイクル発電㈱は RDF を焼却処理し、その熱を回収して発電を行い、電力会社に売電します。

なお、令和 4 年度（2022 年度）末に本事業を終了することについて関係者間で決定しましたが、事業終了まで関係者が協力して発電所の安定稼働に努め、広域的なごみ処理体制をしっかりと維持していきます。

3 自然と共生し、快適な環境をつくる



(1) 自然共生社会の推進

● 自然と人間との共生の確保

持続可能な社会を実現するためには、社会経済活動を自然環境に調和したものとしながら、健全な生態系を維持し、自然と人間との共生を確保することが大切です。

このため、生物の多様性に関する情報提供の充実や、自然公園などの優れた自然の風景地や人間の働きかけを通じて形成される里地里山等の自然地域を保全・再生するなど、それぞれの地域の特性に応じた取組みを展開していく必要があります。

《主な県の取組み》

○ 生物多様性戦略の推進

生物は、食料や医薬品、衣料、居住の材料など、私たちに利便をもたらし、また、多様な生物により構成される生態系は、農地の病害虫発生抑制や土砂災害防止などに役立っています。私たちの暮らしは、このような生物多様性の恵みの上に成り立っており、これらの恵みを将来にわたって享受できる社会を作っていく必要があります。

このため、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 25 年 3 月に「福岡県生物多様性戦略」、30 年 3 月に「福岡県生物多様性戦略第 2 期行動計画」を策定し、取組みを進めています。

○ 絶滅危惧植物の保護対策

耶馬日田英彦山国定公園の英彦山及び犬ヶ岳地区に生育する絶滅危惧植物のうち、シカの食害を受けている種について、分布状況の調査や種子採取、保存、栽培、防護柵の設置と苗の移植等の保護対策を実施するとともに、シカの生息密度を自然植生に影響がない程度まで低下させることを目的に、環境省の交付金を活用したシカの捕獲事業に取り組んでいます。

○ 希少野生生物の調査と公表

絶滅のおそれのある種の保全を推進するため、希少野生生物調査を実施して、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック－」を作成し書籍や県ホームページにより公開しています。

○ 各地域における保全活動の推進

県内各地域の財産である豊かな自然や動植物を保全するためには、地域の力と、その地域の社会的自然的条件に応じた取組みが不可欠です。

そのため、地域環境協議会において生物多様性保全の取組みの推進や地域における活動の担い手の育成等を進めています。

○ 自然環境に配慮した県の公共事業の推進

本県では、野生動植物の生息地である森林や水辺の保全など、自然の回復・再生につながる環境に配慮した公共事業を推進しています。具体的には、透水性舗装の採用、多様な河川の生態系を保全・創出するための多自然工法の採用の推進、農地の保全や環境保全型農業の推進などを実施しています。

また、自然公園の施設整備にあたっては、自然景觀に配慮し、木材や石材等の自然素材を積極的に活用するなど、自然環境への配慮を行っています。

なお、県では、平成 26 年 5 月に「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」を、28 年 6 月に「福岡県緑化ガイドライン～生物多様性に配慮した緑化を目指して～」を策定し、県の公共工事部局職員を対象として研修を実施したり、施設構造や工法の検討に役立つ事例集を編纂するなど、県が実施する公共工事が生物多様性に配慮したものとなるよう取組みを進めています。

○ 自然保護意識の醸成

自然に対する理解を深め、自然を大切にすることを育むために、自然保護パンフレットの配布や日々の生活の中で生物多様性を意識する行動メニューを示した県民行動リストを作成し、あらゆる機会を活用して、その普及を図っています。

自然環境の保全は、県民、農林漁業者、地域、NPO、企業など、自然環境の恩恵を受ける様々な関係者が主体的に取り組む必要があります。そのために啓発事業は重要であり、今後も積極



的に取り組んでいきます。

● 自然環境の保全と適正な利用

都市化の進展に伴う自然の減少や生活様式の多様化等により、県民の自然に対するニーズは高まる傾向にあります。このため、自然公園などの優れた自然環境の保全と適正な利用の増進に努めています。

本県には、優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることを目的に国立公園1か所、国定公園3か所、県立自然公園5か所の自然公園が指定されており、その総面積は88,101haで、県土面積の17.68%を占めています。公園区域内においては、一定の行為を禁止、制限する一方、優れた自然風景の保全及び安全で快適な利用確保のため、歩道、園地、野営場等の整備を計画的に行っています。

自然公園区域以外の地域では、自然環境を保全する必要があるものを自然環境保全地域として指定し、一定の行為を制限し、自然豊かな環境の保全に努めています。

また、瀬戸内海に残されている自然海浜のうち3地域を自然海浜保全地区に指定し、一定の行為については事前の届出を義務付けるとともに、毎年清掃美化事業を行い、環境の美化を図っています。

福岡県の自然公園

(単位：ha、令和2年3月31日現在)

| 区分 | 公園名         | 面積     | 保護規制区分面積    |        |        | 県土面積<br>に対する<br>割合 (%) | 指定年月日<br>(最終変更年<br>月日) |
|----|-------------|--------|-------------|--------|--------|------------------------|------------------------|
|    |             |        | 特別保護<br>地 区 | 特別地域   | 普通地域   |                        |                        |
| 国立 | 瀬戸内海        | 46     | -           | 43     | 3      | 0.01                   | S31.5.1<br>(H3.7.26)   |
|    | 小計          | 46     | -           | 43     | 3      | 0.01                   |                        |
| 国定 | 玄海          | 5,870  | -           | 5,785  | 85     | 1.18                   | S31.6.1<br>(H26.9.30)  |
|    | 耶馬日田<br>英彦山 | 8,269  | 322         | 6,912  | 1,035  | 1.66                   | S25.7.29<br>(H29.9.28) |
|    | 北九州         | 8,107  | 320         | 7,787  | -      | 1.63                   | S47.10.16<br>(H8.10.2) |
|    | 小計          | 22,246 | 642         | 20,484 | 1,120  | 4.47                   |                        |
| 県立 | 太宰府         | 16,568 | -           | 1,656  | 14,912 | 3.32                   | S25.5.13<br>(S53.3.31) |
|    | 筑豊          | 8,550  | -           | 79     | 8,471  | 1.71                   | S25.5.13<br>(H8.5.17)  |
|    | 筑後川         | 14,690 | -           | 2,149  | 12,541 | 2.95                   | S25.5.13<br>(H4.5.13)  |
|    | 矢部川         | 17,830 | -           | 910    | 16,920 | 3.58                   | S25.5.13<br>(H3.5.15)  |
|    | 脊振雷山        | 8,171  | -           | 1,301  | 6,870  | 1.64                   | S40.9.14<br>(S50.2.15) |
|    | 小計          | 65,809 | -           | 6,095  | 59,714 | 13.20                  |                        |
| 合計 |             | 88,101 | 642         | 26,622 | 60,837 | 17.68                  |                        |

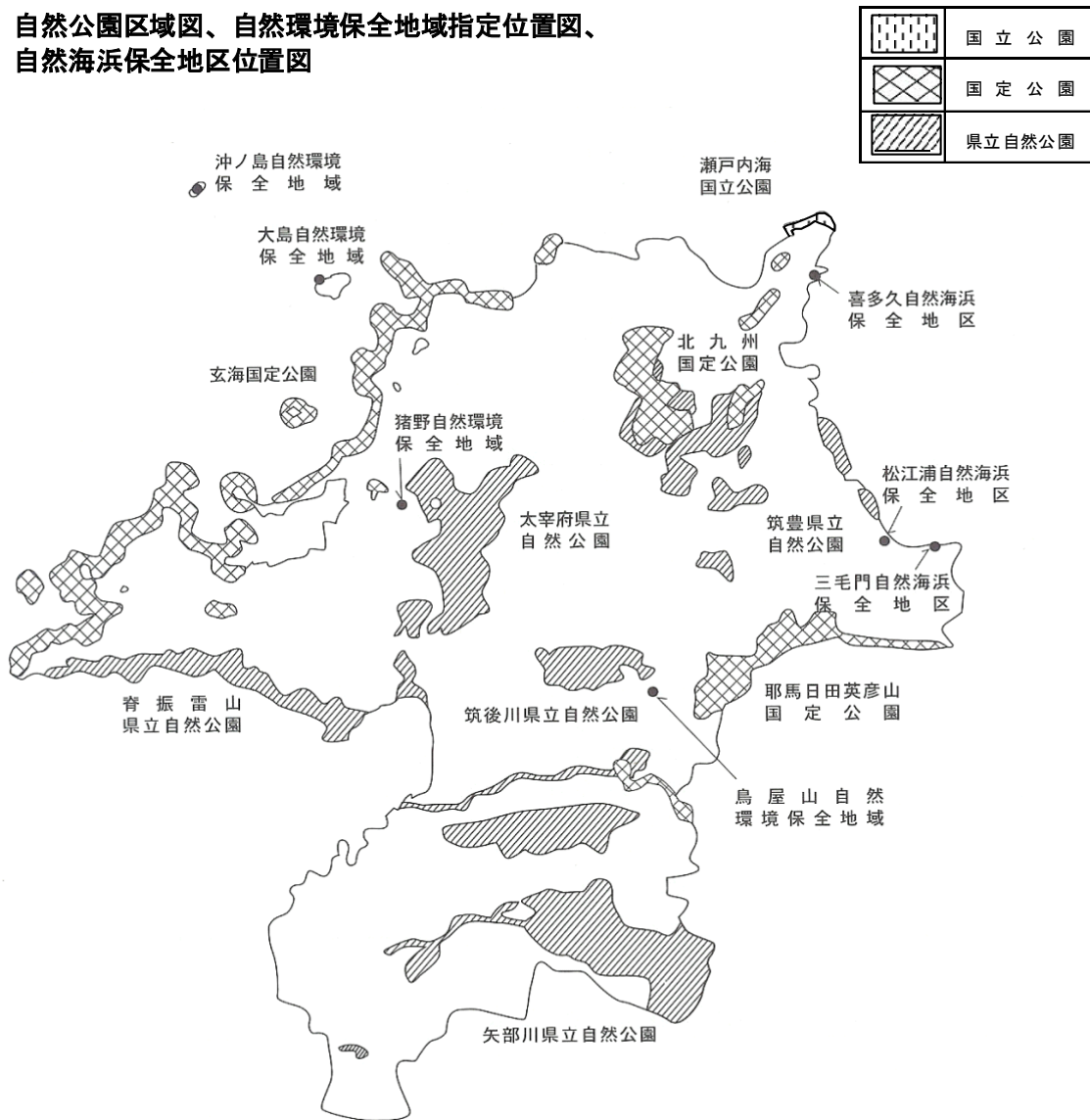
資料：県自然環境課

### 福岡県自然環境保全地域

|    |                                      |                                     |                          |                          |
|----|--------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 名称 | 猪野自然環境保全地域                           | 大島自然環境保全地域                          | 鳥屋山自然環境保全地域              | 沖ノ島自然環境保全地域              |
| 位置 | 糟屋郡久山町大字猪野字神路山                       | 宗像市大島字神崎                            | 朝倉市大字佐田字鳥屋               | 宗像市大島字沖ノ島                |
| 面積 | 15.2ha<br>(特別地区15.0ha、<br>普通地区0.2ha) | 10.7ha<br>(特別地区2.0ha、<br>普通地区8.7ha) | 15.71ha<br>(特別地区15.71ha) | 92.5ha<br>(特別地区92.5ha)   |
| 特質 | スダジイを主体とした優れた照葉樹林                    | ハマヒサカキを主体とした優れた海岸植物群落               | スダジイ・アカガシを主体とした優れた照葉樹林   | タブノキを主体とした優れた原生林及び野鳥の生息地 |

資料：県自然環境課

### 自然公園区域図、自然環境保全地域指定位置図、自然海浜保全地区位置図



### 福岡県自然海浜保全地区

|      |                                  |                                  |                                  |
|------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 名称   | 喜多久自然海浜保全地区                      | 三毛門自然海浜保全地区                      | 松江浦自然海浜保全地区                      |
| 位置   | 北九州市門司区大字喜多久                     | 豊前市大字沓川及び三毛門                     | 豊前市大字松江                          |
| 海岸延長 | 1.2km                            | 2.0km                            | 1.0km                            |
| 特質   | トベラ、マサキを優占種とした海岸林が良好な状態で生育する自然海浜 | なだらかな礫混じりの砂浜が発達し、大潮時には広大な干潟が現れる。 | なだらかな礫混じりの砂浜が発達し、大潮時には広大な干潟が現れる。 |

資料：県自然環境課

## ● 環境影響評価(環境アセスメント)制度

環境影響評価(環境アセスメント)制度は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等の実施に当たって、事業者が、その事業が環境に与える影響について事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて事業内容を環境保全上よりよいものにしていくための制度です。

本県においては、「環境影響評価法」及び「福岡県環境影響評価条例」に基づき、それぞれが定める一定規模以上の事業について環境影響評価が実施されています。

平成 25 年 10 月から、「改正福岡県環境影響評価条例」を施行し、事業の計画立案段階における環境配慮の手続等を新たに事業者が義務づけています。

また、「福岡県環境影響評価条例」で定める規模に満たない事業であっても、一定規模以上の工場の設置や宅地の造成、土石の採取などについては、「福岡県環境保全に関する条例」に基づく届出、許可申請に際して、手続等が簡略化された環境影響評価の実施を求めています。

## ● 農林水産業が持つ多面的機能を維持・増進

農山漁村では、過疎・高齢化が進み、そこでの生活、農林水産業の営みにより維持されてきた、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全といった多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

このため、多面的機能の重要性について、棚田まつり等農林漁業関係のイベント、小学生を対象とした田んぼの学校等を通じ、都市住民や次世代を担う子どもたちに PR することで、農林水産業、農山漁村を県民の貴重な財産として次代に引き継ぐ意識の醸成を図るとともに、地域の共同活動への都市住民等の参画を促します。

また、中山間地域と平坦地との農業生産コスト差を補填する中山間地域等直接支払の活用促進により、中山間地域での営農継続を後押しするとともに、草刈りや泥上げなど地域の共同活動を支援する多面的機能支払の活用促進により、農地や水路等の地域資源の良好な保全を図ります。

## ● 森林の適切な整備・保全

本県では、森林の有する水源かん養や土砂災害防止などの公益的機能を持続的に発揮していくため、森林の適正な整備・保全を推進しています。

森林の整備については、森林所有者等が実施する間伐等に対して支援するとともに、手入れがなされず荒廃の恐れのある森林については、「福岡県森林環境税」を活用し、強度間伐などを実施しています。

また、海岸防風林における松くい虫被害の鎮静化を図るため、同税を活用して市町が実施する松くい虫防除対策への支援を強化するとともに、国、市町等との連携を強化し、防除対策の徹底を図っています。

加えて、国庫事業や県単事業を活用し、放置竹林における他の樹種への植え替えや人工林へ侵入した竹の伐採などに対して支援するとともに、竹林の多い市町との連絡会議を開催し、放置竹林の解消に向けた取り組みについての情報を共有するなど対策を強化しています。

● 県民参加の森林（もり）づくり

県民の森林に対する理解を深め、森林を県民共有の財産として守り育てる気運の向上を図るため、「福岡県森林環境税」を活用し、NPOやボランティア団体等が自ら企画立案して行う森林の整備や里山の保全などの森林づくり活動に対する支援を行い、県民参加の森林づくりを進めています。

● 河川愛護団体の河川維持活動に対する支援（クリーンリバー）

地域住民などによる自主的な河川清掃、美化活動を目的としたボランティア活動を促進するために、河川愛護団体の登録制度を設け、河川浄化報償金、需用品の支給などの活動支援を行っています。

## (2) 快適な生活環境の形成

### ● 大気

大気汚染防止対策を進める上で大気の状態を把握する必要があるため、県内 18 市町の 58 か所の常時監視測定局において測定を行っております。

二酸化窒素、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、概ね環境基準(※1)を達成しています。

浮遊粒子状物質については、黄砂や煙霧といった気象現象の影響を大きく受けることから、年ごとに環境基準の達成率が大きく変化しています。

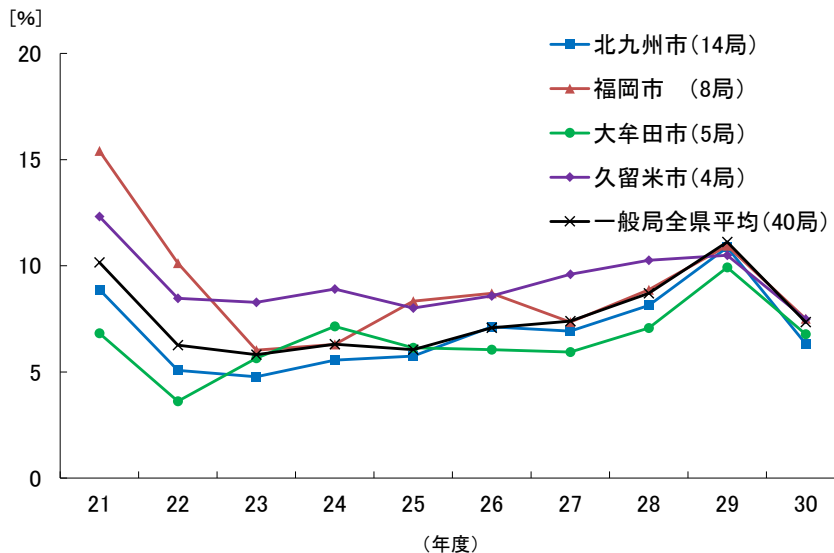
光化学オキシダントについては、全国と同様、本県においても環境基準を達成できない状態が続いており、直近では令和元年5月に2日間、「光化学オキシダント注意報」を発令しました(2年7月1日現在)。

近年、光化学オキシダント濃度が上昇している要因は、県保健環境研究所の調査で大陸からの汚染物質の移流による可能性が高いことがわかりました。

また、微小粒子状物質(PM2.5)については、全国的にも環境基準の達成率が低く、本県でも、平成26年度まで環境基準を達成できていませんでしたが、年平均値は徐々に低下しており、30年度は29測定局で環境基準を達成しました。

※1 環境基準：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準。大気では、二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質及びダイオキシン類等に環境基準が設けられています。

光化学オキシダントの昼間 0.06ppm を越えた時間数割合経年変化 (一般環境大気測定局)



(注) 過去10年間、継続測定している局の年平均値

資料：県環境保全課

### ● 水質

県内の河川、海及び湖沼の水質の状態を把握するため、毎年度、水質測定計画を定めて、水質調査を実施しています。また、「水質汚濁防止法」に基づく工場や事業場の排水規制、生活排水対策の推進、海水浴場の水質調査等を行っています。これらの施策により、環境基準(※1)のうち人の健康の保護に関する項目については近年概ね達成されているほか、生活環境保全に関する項目で水質汚濁の代表的指標であるBOD(※2)やCOD(※3)の値についても徐々に改善して

おり、近年の達成率は70%から80%台で推移しています。

「環境基本法」に基づき新たに設定された水生生物の保全に関する環境基準項目については、令和2年度も引き続き、水域ごとに順次当該基準の類型の当てはめを行うこととしています。

なお、令和2年3月には、北九州市内河川について類型の当てはめを行いました。

- ※1 環境基準：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準。人の健康に係る項目としてカドミウムや鉛等の27項目、生活環境保全に係る項目としてBODやCOD等13項目が設けられています。
- ※2 BOD：水中の有機物などを微生物が分解するときに消費する酸素量のこと、河川や工場排水の汚濁の程度を表す指標として用いられ、その値が大きいほど、水質汚濁が進行していることを示しています。
- ※3 COD：水中の有機物などを酸化剤で酸化するときに消費する酸素量のこと、海域や湖沼などの汚濁の程度を表す指標として用いられ、その値が大きいほど、水質汚濁が進行していることを示しています。

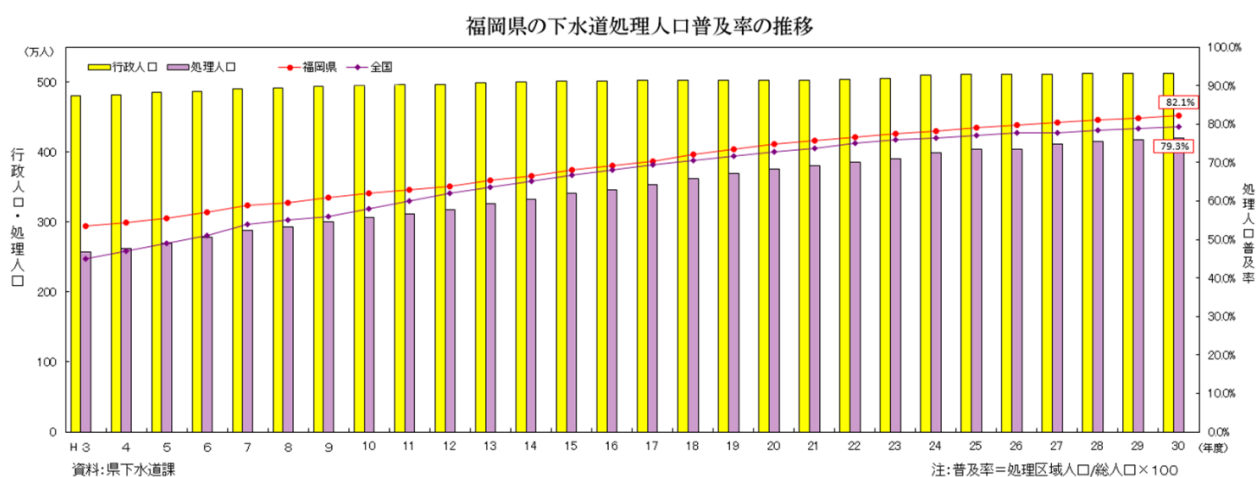
## ● 土壌

「土壌汚染対策法」に基づき、有害物質を使用する特定施設の廃止や一定規模以上の土地の形質の変更などの機会を捉えて土地の汚染状況を調査するよう、土地所有者等に指導を行っています。土地の汚染状況を調査した結果、特定有害物質が濃度基準に適合しない場合には、適切な対策を行うよう指導をしています。

## ● 快適な生活環境をつくる下水道

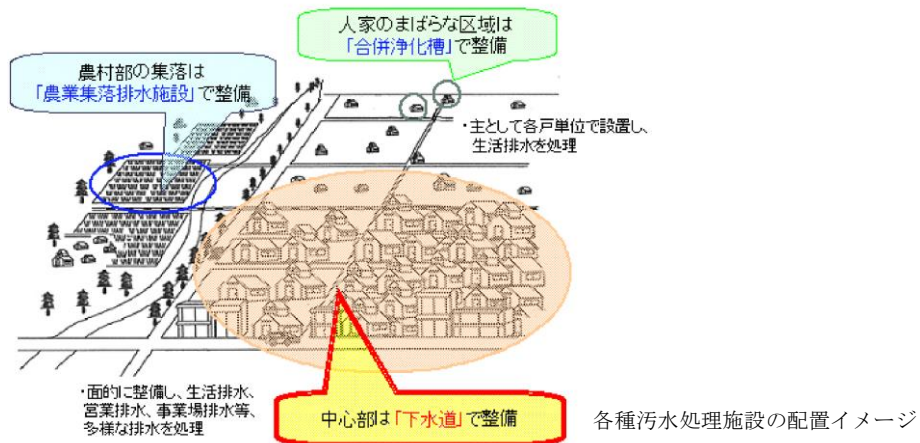
県及び市町村は、快適で衛生的な生活環境の創造と水質の保全並びに都市部における浸水被害軽減を図るため、流域下水道と公共下水道を整備しています。

本県の下水道普及率は、平成30年度末で82.1%となっています。現在、流域下水道については、御笠川那珂川、多々良川、宝満川、宝満川上流、筑後川中流右岸、遠賀川下流、矢部川及び遠賀川中流の8流域を県が、公共下水道については27市20町が整備しています。



また県では、下水道、農業・漁業集落排水、コミュニティ・プラント、浄化槽などの汚水処理施設を計画的かつ効率的に整備することを目的に、6年度に「福岡県汚水処理構想」を策定し、その後14年度、20年度及び28年度に見直しを行ったところです。

28年度の見直しにおいては、下水道のほか上記の各種汚水処理施設を含めた福岡県の汚水処理人口普及率を、25年度現在の89.8%から令和7年度には95.0%とする中期目標を設定し、汚水処理施設の普及促進に向けた取組みを推進することとしています。



● 進む水道施設の整備

水道は、健康で快適な生活や都市の諸活動の基盤として、また、産業基盤としても不可欠なものです。これまで着実に水道施設の整備が進められ、平成 30 年度末の給水人口は 4,823,364 人、水道普及率は 94.6%となっています。また、県内総人口のうち 93.4%が上水道による給水を受けています。

安全な水の安定供給を図るため、水道施設の整備を促進していきます。

水道普及率の推移

| 年 度        | S50 ('75) | 55 ('80) | 60 ('85) | H2 ('90) | 7 ('95) | 12 ('00) | 17 ('05) | 22 ('10) | 26 ('14) | 27 ('15) | 28 ('16) | 29 ('17) | 30 ('18) |
|------------|-----------|----------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 普及率(%) 福岡県 | 80.6      | 85.1     | 86.9     | 88       | 89.4    | 91       | 92.3     | 93.1     | 93.8     | 94       | 94.2     | 94.5     | 94.6     |
| 全 国        | 87.6      | 91.5     | 93.3     | 94.7     | 95.8    | 96.6     | 97.2     | 97.5     | 97.8     | 97.9     | 97.9     | 98.0     | 98.0     |

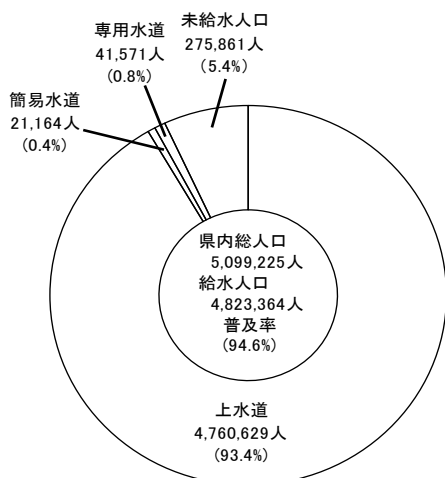
資料: 県水道整備室

水道施設の推移

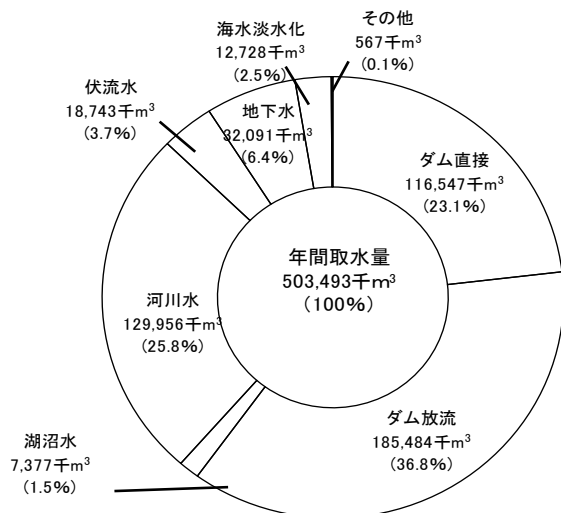
| 年 度      | S50 ('75) | 55 ('80) | 60 ('85) | H2 ('90) | 7 ('95) | 12 ('00) | 17 ('05) | 22 ('10) | 26 ('14) | 27 ('15) | 28 ('16) | 29 ('17) | 30 ('18) |
|----------|-----------|----------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 水道用水供給事業 | 3         | 4        | 4        | 6        | 6       | 6        | 6        | 6        | 6        | 6        | 6        | 6        | 6        |
| 水道事業     | 上水道       | 63       | 63       | 64       | 66      | 66       | 68       | 61       | 52       | 50       | 50       | 50       | 50       |
|          | 簡易水道      | 77       | 72       | 67       | 67      | 67       | 70       | 55       | 46       | 36       | 27       | 24       | 21       |
| 専用水道     | 163       | 231      | 212      | 239      | 258     | 275      | 357      | 442      | 441      | 444      | 444      | 441      | 437      |
| 計        | 306       | 370      | 347      | 378      | 397     | 419      | 479      | 546      | 533      | 527      | 524      | 518      | 514      |

資料: 県水道整備室 (上水道及び簡易水道は認可事業数、専用水道は施設数)

施設別給水人口の割合(30年度末)



水源別取水量の内訳(30年度、上水道・用水供給)



(注) 上水道: 計画給水人口が5,001人以上の水道  
 簡易水道: 計画給水人口が101人以上5,000人以下の水道  
 専用水道: 給水人口が101人以上又は一日最大給水量が20m3を超える自家用水道

資料: 県水道整備室

(県内総人口は、人口移動調査(調査統計課)「福岡県の人口と世帯(推計)平成31年4月1日現在」より)

● 水道の広域化の推進

本県では、水資源の確保及びその有効利用や安全な水の安定供給を図るため、市町村の行政区域を越えた広域的見地から、水道施設の整備や経営主体の統合を進めるとともに、水道用水供給事業を行う企業団等への財政支援を行うなど、水道の広域化を推進しています。

水道用水供給事業を行う企業団等

(令和2年4月1日現在)

| 事業主体名       | 設立年月日                   | 一日最大給水量<br>(m <sup>3</sup> ) | 給水対象   |
|-------------|-------------------------|------------------------------|--|
| 山神水道企業団     | 昭 46. 4. 1              | 23, 200                      | 筑紫野市、太宰府市、三井水道企業団  |
| 福岡県南広域水道企業団 | 昭 46. 10. 30            | 157, 640                     | 大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、朝倉市、みやま市、筑前町、大木町、広川町、三井水道企業団                 |
| 福岡地区水道企業団   | 昭 48. 6. 1              | 268, 100                     | 福岡市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、糸島市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、粕屋町、春日那珂川水道企業団、宗像地区事務組合 |
| 田川広域水道企業団   | 平元. 9. 29               | 25, 700                      | 田川市、福智町、糸田町、川崎町  |
| 京築地区水道企業団   | 平 2. 9. 20              | 19, 000                      | 行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町   |
| 北九州市        | 平 18. 10. 12<br>(認可年月日) | 23, 000                      | 古賀市、新宮町、宗像地区事務組合、岡垣町、香春町   |

資料：県水道整備室

● 工業用水の供給

本県では低廉で良質な工業用水を、苅田町、大牟田市、宮若市外1市2町及び田川市外1町に立地する企業へ供給しています。

工業用水の供給状況

(令和2年4月1日現在)

| 工業用水道名     | 河川名  | 水源              | 最大給水量<br>m <sup>3</sup> /日 | 給水区域                | 供給先            |    |
|------------|------|-----------------|----------------------------|---------------------|----------------|----|
| 苅田工業用水道    | 今川   | 今川表流水<br>油木ダム   | 75, 000                    | 苅田町                 | 日産自動車(株)など     | 20 |
| 大牟田工業用水道   | 菊池川  | 菊池川表流水<br>竜門ダム  | 74, 400                    | 大牟田市                | 三井化学(株)大牟田工場など | 17 |
| 鞍手・宮田工業用水道 | 犬鳴川  | 木月池、浮州池<br>犬鳴ダム | 30, 350                    | 中間市、宮若市、<br>遠賀町、鞍手町 | トヨタ自動車九州(株)など  | 14 |
| 田川工業用水道    | 中元寺川 | 中元寺川表流水<br>陸屋ダム | 10, 000                    | 田川市、川崎町             | 三好食品工業(株)など    | 13 |
| 計          |      |                 | 189, 750                   |                     |                | 64 |

資料：県企業局管理課

● 個性豊かな美しいまちづくりの推進

快適性やゆとりと潤いのある公共空間に対するニーズの高まりを受け、平成17年に「景観法」が施行されました。一方、地域においては、住民活動の活発化を背景に、行政と住民が一体となった個性と魅力あるまちづくりが求められています。

「景観法」を活用した取組みとして、県では、矢部川流域景観計画を21年に、筑後川流域景観計画を22年に策定し、また、京築広域景観計画を23年に策定しました。

公共施設等の整備によって住民に永く愛される景観形成を図るため、歩道の整備や植樹などを行う景観整備事業も県内各地で実施しています。

また、「福岡県美しいまちづくり条例」に基づき、美しいまちづくりに関する絵画や写真、屋外広告物及び建築物の表彰事業のほか、住民によるまちづくり活動を支援する「まちづくり専門家」の派遣事業も行っています。



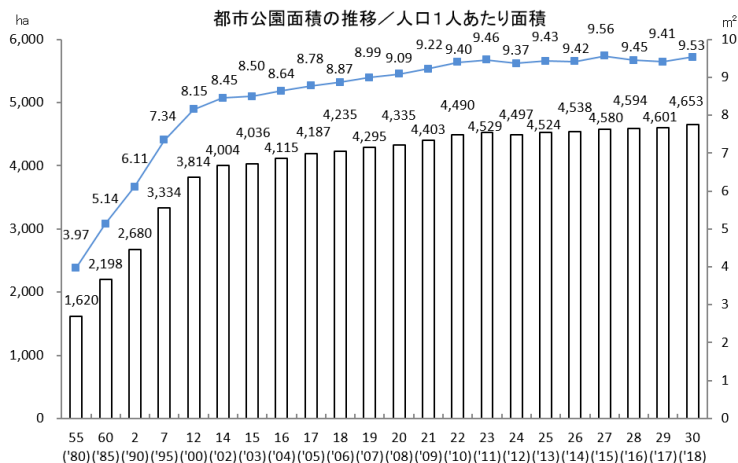
さらに、景観大会において、上記表彰及び作品の展示を行い、学生やまちづくり団体のまちづくりに関する取組みの発表やまち歩きイベントの開催等、県民の景観に対する意識の向上を図っています。

## ● 都市公園

都市公園は、道路や広場等と一体となって都市の骨格を形成しています。その役割は、良好な景観を備えた地域環境を創出し、また、自然とのふれあいを通じて、心身ともに豊かな人間形成に寄与することです。

また、災害時の避難場所になるとともに、大気の浄化や騒音の緩和等多くの機能を有する都市の根幹的施設です。

本県の都市公園は、国、市町が設置しているものを含めると6,142か所、その面積は4,653ha(平成30年度末現在)です。



資料：県公園街路課  
注：人口1人あたり面積は、都市計画区域人口1人当たりの面積

## ● これからの都市公園の整備

本県では、筑後広域公園の整備を行っており、これまでに体験エリアやサブエントランス西側など約84haを供用し、平成30年8月にはサブエントランス東側を供用しました。今後も園路広場などの整備を進めます。

また、他の県営8公園については、公園施設の老朽化に伴う更新を行います。

今後も、緑とオープンスペースの確保を図り、“人と緑の共生”の視点に立って、総合的に都市緑化を推進し、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を進めます。

### 県営都市公園

(R2.4.1現在)

| 公園名       | 種別   | 開園年月    | 面積(ha) |      | 主要な整備済施設  | 計画・整備中の施設 |
|-----------|------|---------|--------|------|---|-----------|
|           |      |         | 計画     | 開設   |   |           |
| 東公園       | 総合公園 | 明治 9.10 | 7.0    | 7.0  | 滝・流、壁泉、梅林、芝生広場、児童コーナー                                     |           |
| 西公園       | 風致公園 | 〃 14.4  | 17.0   | 17.0 | 展望台、さくら谷、もみじ谷、集会場、児童コーナー                                  |           |
| 大濠公園      | 総合公園 | 昭和 4.3  | 39.8   | 39.8 | ボート池、児童広場、日本庭園、茶会館、能楽堂                                    |           |
| 中央公園(北九州) | 〃    | 〃 27    | 89.8   | 40.6 | 野球場、交通公園、児童広場   |           |
| 筑豊緑地      | 広域公園 | 〃 31.10 | 156.5  | 50.8 | 野球場、屋内プール、屋外プール、テニスコート、球技場、トリム園、芝生広場、野外ステージ、多目的グラウンド、ハーブ橋 |           |
| 春日公園      | 総合公園 | 〃 56.5  | 30.0   | 30.0 | 野球場、球技場、芝生広場  |           |
| 名島運動公園    | 近隣公園 | 〃 57.7  | 5.2    | 5.2  | 野球場、テニスコート、自由広場、こどもグラウンド                                  |           |
| 天神中央公園    | 〃    | 平成 元.3  | 3.1    | 3.1  | 園路広場、芝生広場、修景施設、旧福岡県公会堂貴賓館、福博であい橋                          |           |
| 筑後広域公園    | 広域公園 | 〃 17.7  | 197.2  | 83.9 | 多目的運動場、テニスコート、多目的広場、体育館、野外ステージ、九州芸文館、ドッグラン、屋内プール、屋外プール    | 広場等       |

資料：県公園街路課

### 国営公園

(R2.5.1現在)

| 公園名      | 種別     | 開園年月     | 面積(ha) |       | 主要な整備済施設  | 計画・整備中の施設 |
|----------|--------|----------|--------|-------|---|-----------|
|          |        |          | 計画     | 開設    |   |           |
| 海ノ中道海浜公園 | イ号国営公園 | 昭和 56.10 | 539.4  | 349.7 | 大芝生広場、動物の森、サイクリングコース、野鳥の森、サンシャインプール、野外劇場、青少年海の家、子供の広場 | 広場等       |

資料：県公園街路課

● 本県の住宅事情

県の住宅総数は、平成30年住宅・土地統計調査によると258万戸に達し、1世帯当たり住宅数は1.15戸と世帯数を上回っています。戸数面での充足は進んでいますが、持家比率は、52.8%と低く、全国第45位です。

住宅の規模については、一戸当たりの平均床面積がやや伸びているものの、全国平均92.1㎡に対し、83.9㎡と低い水準です。また、世帯と住宅との対応関係を示す居住水準についてみると、全世帯が確保すべき目標である最低居住水準に満たない世帯の率は全体で7.3%ですが、借家世帯でみると15.2%が最低居住面積水準未達となっています。

総世帯数及び住宅数の推移と1住宅当たりの指標の推移

| 区分          | 平成25年     | 平成30年     | 全国（平成30年）  |            |
|-------------|-----------|-----------|------------|------------|
| 総世帯数（世帯）    | 2,175,400 | 2,252,200 | 53,925,000 |            |
| 住宅数（戸）      | 2,492,700 | 2,581,200 | 62,407,400 |            |
| 1住宅当たり居住室数  | 4.25      | 4.07      | 4.40       |            |
| 1住宅当たり居住室畳数 | 30.22     | 30.20     | 32.74      |            |
| 1住宅当たり延べ面積  | 86.55     | 83.89     | 92.06      |            |
| 持家率（%）      | 53.79     | 52.82     | 61.18      |            |
| 空家率（%）      | 12.71     | 12.73     | 13.60      |            |
| 最低居住水準未達※1  | 主世帯数（世帯）  | 149,900   | 162,600    | 3,531,900  |
|             | 割合（%）     | 6.9       | 7.3        | 6.6        |
|             | （借家のみ）    | 142,400   | 150,600    | 3,193,100  |
| 誘導居住水準未達※2  |           | [都市居住型]   | [都市居住型]    | [都市居住型]    |
|             | 主世帯数（世帯）  | 624,300   | 630,500    | 12,763,500 |
|             | 割合（%）     | 56.5      | 53.4       | 54.7       |
|             |           | [一般型]     | [一般型]      | [一般型]      |
|             |           | 287,200   | 295,700    | 8,443,300  |
|             |           | 27.2      | 28.0       | 27.9       |

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査」

※1 最低居住面積水準：①単身者（30歳以上の場合）25㎡、②2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡

※2 誘導居住面積水準：一般型①単身者（30歳以上の場合）55㎡、②2人以上の世帯 25㎡×世帯人数+25㎡  
都市居住型①単身者（30歳以上の場合）40㎡、②2人以上の世帯 20㎡×世帯人数+15㎡

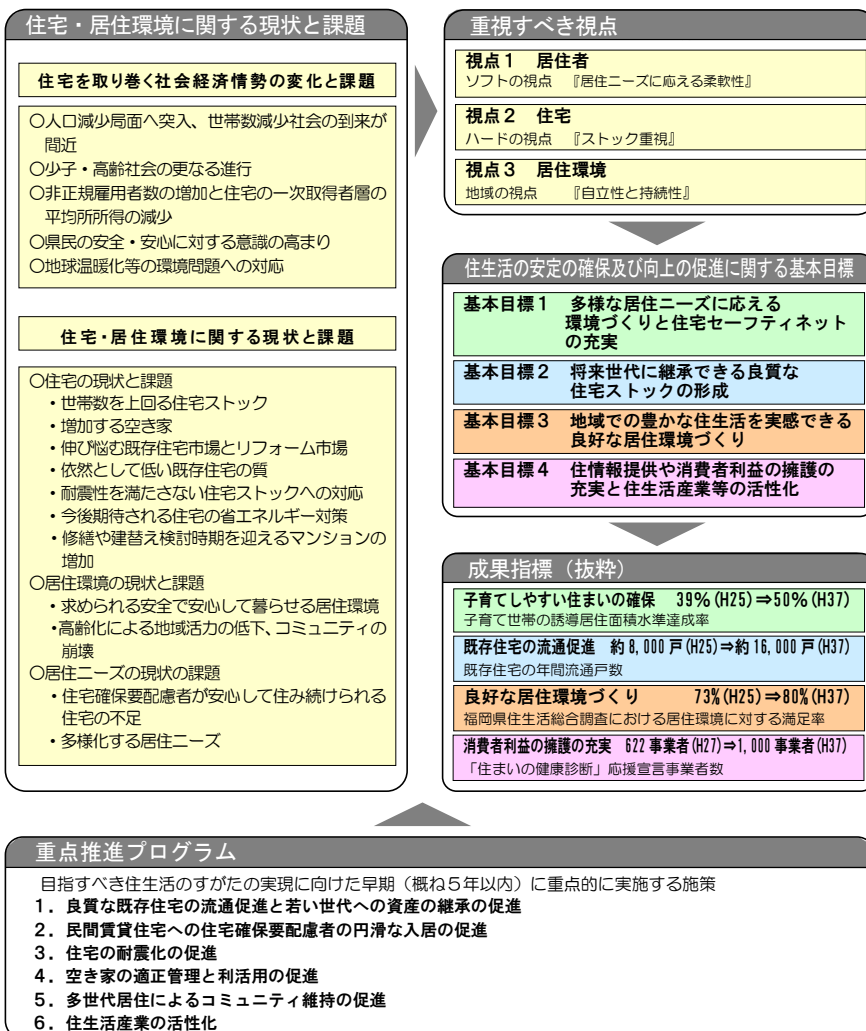
● 「福岡県住生活基本計画」

平成18年、国民の豊かな住生活を実現するため「住生活基本計画」（全国計画）が策定されて以降、我が国の住まいを取り巻く環境はいつそう厳しくなっており、特に高齢者の急速な増加への的確な対応、住まいの分野における環境負荷低減への対応は喫緊の課題です。

このため、18年度に「福岡県住生活基本計画」（計画期間：平成18年度～27年度）を策定しました。計画期間は、長期的な目標を提示する観点から10年間としていますが、社会情勢の変化を踏まえ、その後の施策展開に反映するため概ね5年程度で見直すこととしており、全国計画の見直しを踏まえ23年度及び28年度に見直しを行いました。今後、全国計画が再度見直される予定であることから、令和2年度に現行計画の見直し作業を行う予定です。

現行の「福岡県住生活基本計画」（計画期間：平成28年度～令和7年度）では、「多様な居住ニーズに応える環境づくりと住宅セーフティネットの充実」、「将来世代に継承できる良質な住宅ストックの形成」など4つの基本目標を掲げ、県民や民間事業者等の積極的な参画と協働のもと、子育てしやすい住まいの確保、既存住宅の流通促進、空き家の管理・活用・除却の促進などの施策を計画的に推進することとしています。

目指すべき住生活のすがた  
**次世代につなぐ 人と環境にやさしい 心豊かな住生活**



● 既存住宅の流通促進

住宅ストックの有効活用を図るため、既存住宅が市場で安心して取引されるよう、建物の状態を検査する「住まいの健康診断」の普及を促進しています。

具体的な取組みとしては、平成23年度から診断費用に対する助成を行うとともに、県内の宅地建物取引業者を対象として、26年7月から「住まいの健康診断」応援宣言事業者登録制度を実施しています。

また、「住まいの健康診断」を受けた住宅に対する優遇金利の適用等について県内の金融機関と協定を締結し、26年10月以降、優遇制度が実施されています。（令和2年4月1日現在18金融機関で実施）

さらに、既存住宅の流通を促進するとともに、若年世帯・子育て世帯に対して住宅取得に係る経済的支援を行い、高齢者、子育て世帯等が共に安心して暮らすことができる多世代居住を促進するため、若年世帯・子育て世帯が行う既存住宅の子育て仕様へのリノベーション工事や

親世帯と子世帯が近居・同居を行うためのリノベーション工事に係る費用の一部を補助する「福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業」を28年6月から実施しています。

## ● 空き家対策の推進

平成30年に総務省が実施した「住宅・土地統計調査」によると、県内の空き家は33万戸あり、住宅総数に占める割合は約12.7%で、そのうち利活用されていない空き家は約13万戸となっています。空き家問題は、防災、衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空き家対策の充実や強化が必要です。

26年11月に、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布、27年5月には全面施行され、特定空家等に対する助言又は指導、勧告、命令、さらには行政代執行が可能となりました。本県においても県及び市町村、民間事業者等が一体となって空き家対策を総合的に推進するため、27年3月に「福岡県空家対策連絡協議会」を発足させ、空き家の適正管理や利活用における現状・課題の情報共有を図り、空き家対策の連携・強化に向けて取り組んでいます。

### ○ 適正管理の取組み

福岡県空家対策連絡協議会を活用し、空き家対策に関する手引書等の作成、市町村間の情報交換等を行う機会の創設及び職員向けの研修会等を行うとともに、特定空家等の判断に係る情報提供や技術的助言を行い、市町村の適正管理に関する取組みに対して支援を行っています。

### ○ 利活用の取組み

空き家利活用に関する国の補助制度について広く情報提供を行っています。

民間事業者と市町村が連携して空き家を有効活用している先導的な取組みをモデル事業として支援し、取組みをまとめたパンフレットを作成して、普及啓発に活用しています。

また、宅建事業者団体と協定を結び、県内の市町村が所有する空き家情報を集約したシステムを平成30年度に構築し、市場に出ていない空き家の流通に取り組む市町村を支援しています。

さらに、令和2年度は、空き家や空き家予備軍の所有者に対し、空き家等の活用・処分方法の提案から安心して依頼できる専門業者とのマッチングまでの支援を行う、空き家活用サポートセンターの設置・運営を予定しており、空き家の活用・処分の促進と発生抑制を目指しています。

## ● 動物愛護を推進するための施策

国において、「終生飼養の徹底」、「動物取扱業の適正化」、「災害時の対応」等を図るため、動物愛護管理法及び基本指針が改正されたことを踏まえ、本県においては、平成26年3月、「福岡県動物愛護推進計画（第2次）」を策定しました。

この計画では、計画期間を令和5年度末までの今後10年間とし、「愛護と適正飼養」「連携と協働」「危機管理」の視点から、「適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保」「危機管理対策」等の10本の施策の柱を立て、県、市町村、獣医師会、動物愛護団体等の関係者が連携を図

りながら、人と動物が共生できる社会の実現に努めることとしています。特に高齢者のペット飼育に関して、病気等による飼育困難や飼養環境が悪化するなどの問題が生じているケースがあるため、ケアマネージャー等介護職員、動物愛護関係ボランティア及び市町村と連携して、啓発を図ることとしています。

具体的には、終生飼育、動物虐待の防止、動物の適正な取扱い等に関する正しい知識及び理解について、広く県民に普及啓発を行います。

また、飼い主のいない猫の過剰繁殖による生活環境被害を防止するため、地域住民が主体となって行う不妊去勢手術の実施や糞の始末などの取組みを支援するとともに、犬猫の致死処分数削減のために、福岡県動物愛護センターの飼育施設及びホームページの改修を行い、犬猫の譲渡機会を拡充することにより、譲渡の促進を図ります。

## 計画推進の基盤づくり

### 1 地方分権の推進

#### ● 地方分権改革の推進

地方自治体が自らの判断と責任のもとで、地域の実情にあった行政を実施することができるようにするため、機関委任事務の廃止などこれまで累次の取組みが実施されてきました。

また、地方自治体の諸活動を規制してきた義務付け・枠付けの見直しにより、公物や施設に係る地方独自の基準を設けるなど新たな条例の制定に取り組んでいるところです。

こうした中、平成 26 年 6 月、政府の有識者会議において取りまとめられた「地方分権改革の総括と展望」において、これからの地方分権改革は、地方の発意と多様性を重視した改革を推進するとの方向性が示され、地方自ら国に対し事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しを求める「提案募集方式」が導入されました。

引き続き、この「提案募集方式」を活用し、国から地方への事務・権限の移譲や更なる義務付け・枠付けの見直しを求めるとともに、国の出先機関改革、地方税財源の充実確保などの地方分権改革を着実に推進するよう国へ求めています。

また、市町村の実情を踏まえて、手挙げ方式による県から市町村への権限移譲に取り組んでいます。

#### ● 課税自主権の取組み

##### ○ 産業廃棄物税

平成 14 年に設置した「福岡県資源循環促進税制を考える専門家会議」の最終報告等を踏まえ、16 年に産業廃棄物の焼却施設及び最終処分場への搬入に課税する「福岡県産業廃棄物税条例」を制定し、17 年から「産業廃棄物税」を導入しています。

また、産業廃棄物が県域を越えて広域に移動していることから、より政策効果を高めるために九州地方知事会に設置された地方税制調査研究会において共同で研究を進めた結果、本県を除く九州各県も産業廃棄物税を 17 年（沖縄県は 18 年）から一斉に導入しています。

この条例の施行により、事業者に対する意識の醸成や使途事業による成果が表れ、その結果として焼却、埋立等の抑制に繋がるなど効果を発揮しており、今後も効果が期待できます。

##### ○ 福岡県森林環境税

平成 18 年に設置した「森林環境税（仮称）検討委員会」の最終報告等を踏まえ、同年に、荒廃した森林の再生等を図るため県民税均等割に一定額を加算する「福岡県森林環境税条例」を制定し、20 年から「福岡県森林環境税」を導入しています。

この条例の施行により、荒廃した森林の再生が進み、水源かん養など森林の有する公益的機能が回復しつつあります。一方で、今後新たに森林の荒廃が進むことも懸念されており、引き続き、森林の有する公益的機能の発揮に向けた取組みを進めています。

##### ○ 宿泊税

平成 28 年に制定された「観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例」、30 年に設置し

た「福岡県観光振興財源検討会議」の報告書等を踏まえ、令和元年に県内宿泊施設への宿泊者に課税する「福岡県宿泊税条例」を制定し、2年4月1日から「宿泊税」を導入しています。

この条例の施行により、観光資源の魅力向上、受入環境充実の取組みを進めることによって、県全体の観光の底上げを図り、国内外からの誘客を増やしていきます。

#### ● 道州制の検討

九州では、九州地方知事会と九州の経済4団体が設立した「九州地域戦略会議」において、平成20年10月に道州制「九州モデル」を策定するとともに、シンポジウムの開催やパンフレットの配布など、広報活動を行ってきました。

道州制は、国と地方双方のあり方を根本から見直す大改革であり、国民生活にも大きな影響を及ぼします。このため、幅広く国民的な議論が行えるよう、まずは道州制の必要性、理念や姿を具体的かつ明確に示すよう国へ求めています。

## 2 行財政改革の推進

#### ● 「福岡県行政改革大綱」に基づく取組み

平成29年3月に策定した「福岡県行政改革大綱」に基づき、県民ニーズに叶った行政、仕事の生産性向上、職員の能力発揮、適切な財政運営などの視点に立って行政改革を進め、県が真に行うべき行政サービスを効率的に提供していきます。

#### ○ 改革の柱

##### 1. 県民ニーズに叶った行政サービスの提供と多様な主体との協働の推進

- (1) 県民の視点に立った行政サービスの向上
- (2) 行政の「見える化」と施策情報の効果的な発信
- (3) 市町村への支援と連携の強化
- (4) NPO・ボランティア、企業との協働の推進
- (5) 県を越える連携の推進

##### 2. 効果的・効率的な業務の推進

- (1) 組織機能の強化・効率化と職員数の適正化
- (2) アウトソーシングの推進
- (3) 公社等外郭団体の見直し
- (4) 公の施設の見直し
- (5) 働き方の改革とICTの活用

##### 3. ワークライフバランスの推進と人づくり・士気の高揚

- (1) 女性の更なる活躍とワークライフバランスの推進
- (2) 人材育成の強化
- (3) 職員の士気の高揚と風通しの良い職場づくり
- (4) ガバナンスの徹底

##### 4. 公共施設マネジメントなどによる歳入歳出の改革

- (1) 歳入の確保

- (2) 歳出の見直し
- (3) 新たな財政改革プランの策定

○ 計画期間

平成 29 年度～令和 3 年度

● 公共施設等の計画的な管理の推進

全国的に庁舎や道路、トンネルといった公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、本県でも厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。

このため、本県でも公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的な視点をもって、更新・集約化・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現する「福岡県公共施設等総合管理計画」を平成28年度に策定しました。

現在、この計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対策内容や実施時期等を定める計画の策定に取り組んでいます。

● 情報公開の総合的な推進

県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的に、県は昭和 61 年に福岡県情報公開条例を制定しました。

その後、情報公開制度の充実を図るため、平成 13 年に請求権者の拡大など条例の全部改正を行ったほか、17 年に条例の対象となる実施機関の範囲を拡大するなどの改正を行っています。

また、利便性向上のため、16 年に電子申請での請求受付開始、17 年に写しの交付費用の引下げ、18 年にファクスでの請求受付開始などを行っています。

○ 公文書の開示制度

公文書の開示制度は、県が管理する公文書について、県民等の求めに応じて、原則的に開示（閲覧・写しの交付等）するものです。

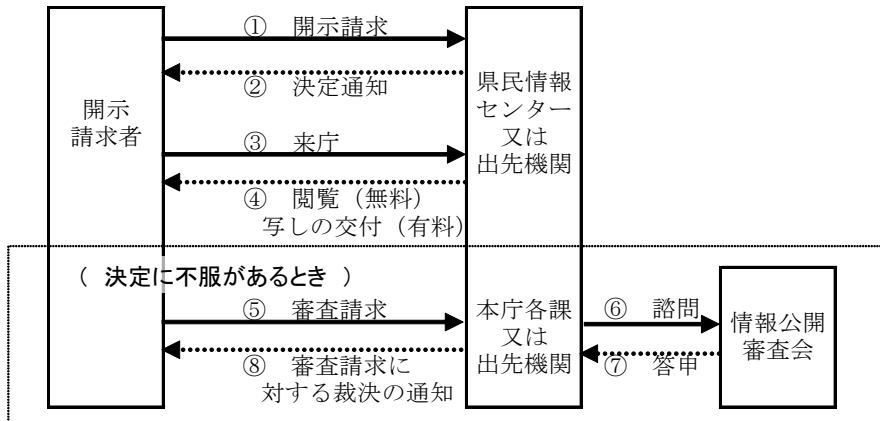
開示に当たっては、請求者の権利と他の個人、団体の権利利益及び公益との調和を考慮しています。

公文書開示の請求及び決定状況(令和元年度)

| 区分           | 件数     | 割合     |
|--------------|--------|--------|
| 開示請求         | 1,828件 | 100.0% |
| 開示           | 1,050件 | 57.4%  |
| 部分開示         | 596件   | 32.6%  |
| 非開示(不存在を除く)  | 15件    | 0.8%   |
| 不存在を理由とする非開示 | 52件    | 2.9%   |
| 却下           | 1件     | 0.1%   |
| 取下げ          | 114件   | 6.2%   |
| 審査請求         |        | 9件     |



請求から開示までの手続き（知事への請求の場合）



○ 情報提供・情報公表施策の拡充

県民の県政に対する理解と県政への参加を促進するため、県が保有する情報を積極的に提供し、公表しています(財政状況に関する資料、事務事業の概要等)。

また、県ホームページ上に「県の発行資料」ページを設け、利用者が作成所属、作成年度、資料種別等をもとに自分の閲覧したい行政資料を容易に検索できるようにしています。

○ 県民情報センター・地区県民情報コーナー

県庁舎内に県民情報センターを、県内4地区に地区県民情報コーナーを設け、県の情報公開や個人情報保護についての案内を行い相談に応じるほか、行政資料やパンフレットを配架し、一般の利用に供しています。

また、県民の要望の高い行政資料を有償で販売しています。

所在地及び連絡先

|  |  |  |
|--|--|--|
| ① 県民情報センター<br>〒812-8577<br>福岡市博多区東公園7番7号<br>県庁舎行政棟北側1階<br>代表 TEL (092) 651-1111<br>直通 TEL (092) 643-3108<br>FAX (092) 643-3107 | ② 北九州県民情報コーナー<br>〒803-0813<br>北九州市小倉北区内7番8号<br>県小倉総合庁舎2階<br>TEL/FAX (093) 581-4934 | ③ 筑後県民情報コーナー<br>〒839-0861<br>久留米市合川町1642番地の1<br>県久留米総合庁舎1階<br>TEL/FAX (0942) 30-1030 |
| ④ 筑豊県民情報コーナー<br>〒820-0004<br>飯塚市新立岩8番1号<br>県飯塚総合庁舎1階<br>TEL/FAX (0948) 29-5459   | ⑤ 京築県民情報コーナー<br>〒824-0005<br>行橋市中央1丁目2番1号<br>県行橋総合庁舎1階<br>TEL/FAX (0930) 23-9189   | ※利用時間 8:30~17:15<br>休業日 土・日・祝日・<br>年末年始  |

※地区県民情報コーナーでは、開示請求の受付はできませんが、公文書の開示についての案内を行い相談に応じています。

配架資料及び利用状況（令和元年度）

| 名称         | 配架資料（件） | 利用者数（人） | 写しの交付（枚） |
|------------|---------|---------|----------|
| 県民情報センター   | 3,522   | 9,173   | 33,620   |
| 地区県民情報コーナー | 4,835   | 7,098   | 21,755   |
| 計          | 8,357   | 16,271  | 55,375   |

| 有償刊行物名                               | 価 格 | 有償刊行物名                               | 価 格   |
|--------------------------------------|-----|--------------------------------------|-------|
| 郷土のものがたり                             | 500 | 糸島の自然を訪ねよう<br>-里地・里山ふれあいガイドシリーズ6-    | 100   |
| 郷土のものがたり その2                         | 700 | 筑豊中南部の自然を訪ねよう<br>-里地・里山ふれあいガイドシリーズ7- | 100   |
| 遠賀川水系の自然<br>-自然観察ガイドシリーズ4-           | 100 | 福岡県職員倫理条例・規則の手引                      | 150   |
| 四王寺山をみに行く<br>-里地・里山ふれあいガイドシリーズ1-     | 150 | 若い教師のための教育実践の手引<br>(令和2年度版)          | 700   |
| 城山連山を楽しもう<br>-里地・里山ふれあいガイドシリーズ2-     | 150 | 福岡県職員録(令和2年度)                        | 1,000 |
| 古処山麓の自然を訪ねよう<br>-里地・里山ふれあいガイドシリーズ3-  | 250 | 教育便覧(令和元年度)                          | 350   |
| 矢部川中流域の自然をみよう<br>-里地・里山ふれあいガイドシリーズ4- | 150 | 福岡県の賃金事情(令和元年度)                      | 350   |
| 北九州西部の自然を楽しもう<br>-里地・里山ふれあいガイドシリーズ5- | 100 |                                      |       |

● 広報・広聴

超高齢社会・人口減少社会の到来や経済のグローバル化の進行などに対応し、県民とともに豊かな福岡県をつくりあげていくためには、幅広い県民の県政への参加が必要です。このため、県民への情報提供や県民ニーズの的確な把握を行う広報・広聴活動は極めて重要です。

○ 情報提供の充実

現在、本県が実施している情報提供は、①知事定例記者会見などの報道機関を通じた情報提供活動、②広報紙(誌)、ホームページ、動画配信などの自主媒体の活用、③新聞紙面等による広報やテレビ・ラジオの広報番組の提供、④コンビニエンスストア等での広報物の配架などです。

主な情報提供方法

|                                 | 実施手段(媒体)                    | 備考   |                                 |
|---------------------------------|-----------------------------|--|---------------------------------|
| ①<br>パブリシティ活動                   | 知事記者会見                      | 令和元年度 1,930件   |                                 |
|                                 | 部課長による記者発表                  |  |                                 |
|                                 | 資料提供                        |  |                                 |
| ②<br>自主媒体                       | 「福岡県だより」                    | 隔月(奇数月)約216万部発行<br>各家庭に配布  |                                 |
|                                 | 「グラフふくおか」                   | 季刊2万9千部発行<br>金融機関、理・美容院、病院、公民館等に配布   |                                 |
|                                 | 「点字ふくおか」                    | 季刊700部発行、視覚障がいのある人に配布  |                                 |
|                                 | 「福岡県だより」録音版                 | 隔月650部発行、視覚障がいのある人に配布  |                                 |
|                                 | 「福岡県だより」音声コード版              | 隔月350部発行、活字文書読み上げ装置を<br>設置した県の出先機関・市町に配布   |                                 |
|                                 | 「福岡県だより」点字版                 | 隔月600部発行、視覚障がいのある人に配布  |                                 |
|                                 | 福岡県ホームページ                   | <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/</a>                        |                                 |
|                                 | ふくおかインターネットテレビ              | <a href="http://webtv.pref.fukuoka.lg.jp/">http://webtv.pref.fukuoka.lg.jp/</a>                      |                                 |
|                                 | 「福岡県庁」Twitter(ツイッター)公式アカウント | 福岡県庁@Pref_Fukuoka<br><a href="https://twitter.com/Pref_Fukuoka">https://twitter.com/Pref_Fukuoka</a> |                                 |
| 「福岡県庁」LINE(ライン)公式アカウント          | 福岡県庁@pref_fukuoka           |  |                                 |
| ③<br>新聞・テレビ・ラジオ等                | 新聞紙面<br>広報                  | 「福岡県からのお知らせ」   | 隔月(偶数月)第3日曜日<br>朝日、毎日、読売、西日本に掲載 |
|                                 |                             | 不定期広告  | 随時掲載                            |
|                                 | テレビ・<br>ラジオ広報               | TVQ「飛び出せ!サークル“ふくおか研”」(字幕)  | 毎週土曜日20:54~21:00                |
|                                 |                             | J:COM「飛び出せ!サークル“ふくおか研”」(字幕)  | 毎週土曜日7:55~8:00                  |
|                                 |                             | くーみんテレビ「飛び出せ!サークル“ふくおか研”」(字幕)  | 毎週金曜日17:50~17:55、土曜日7:20~7:25   |
| FM福岡「福岡県だより」                    | 毎週月・木曜日9:35~9:40            |  |                                 |
| ④<br>コンビニエンス<br>ストア等における<br>広報物 | 県広報物(チラシ・冊子・ポスター等)          | 県内のローソン、ファミリーマート、セブン-イレブン、イオン、マックスバリュに配架   |                                 |

## ○ 県民ニーズの把握

県では、県民と知事が意見交換を行う知事のふるさと訪問事業をはじめ、県政モニター制度、県民相談、県政提案メール（電子申請、電子メール、ファクス、手紙・はがき）、ふくおか県政出前講座などの広聴活動を実施し、県民ニーズの把握に努めています。

また、県庁の県民相談室及び北九州県民情報コーナーのほか、県保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所の総合相談窓口で県政に対する相談（県民相談）を受け付けています。

## ● 個人情報保護

個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護することを目的として、平成4年に福岡県個人情報保護条例を制定しました。

その後、16年に条例の全部改正により、罰則や利用停止請求権の新設など、17年に条例の対象となる実施機関の拡大などを行ったほか、27年には特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の適正な取扱いの確保及び開示などの実施に関する改正を行いました。

また、29年には個人情報の定義及び収集制限の規定を改めるなどの改正を行っています。

条例では、知事等の実施機関が取り扱う個人情報について、収集、利用又は提供等に関する取扱いの制限を設けて保護するとともに、その内容や所在を明らかにするため、個人情報を取り扱う事務の登録簿を作成し、県民等が閲覧できるようにしています。さらに、県に対し、自己の個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求することができることとしています。

また、個人情報を取り扱う民間事業者に対しては、個人情報が適正に取り扱われるよう、出前講座の実施やホームページでの情報提供などにより、啓発及び指導等に努めています。

個人情報開示の請求及び決定状況（令和元年度）

| 区分           | 件数   | 割合     |
|--------------|------|--------|
| 文書による開示請求    | 533件 | 100.0% |
| 開示           | 119件 | 22.3%  |
| 部分開示         | 407件 | 76.4%  |
| 不開示（不存在を除く。） | 0件   | -      |
| 不存在を理由とする不開示 | 3件   | 0.6%   |
| 却下           | 0件   | -      |
| 取下げ          | 4件   | 0.7%   |
| 口頭による開示請求    |      | 9,306件 |
| 訂正請求         |      | 0件     |
| 利用停止請求       |      | 0件     |
| 審査請求         |      | 3件     |

## ● 官民データの活用の推進

ICTの急速な進化により、大量のデータがリアルタイムで流通・蓄積されるようになりました。ICTを有効に活用し、行政や民間事業者が有する大量のデータ（官民データ）の利用環境を整備していくことで、人口減少に伴うさまざまな課題を解決し、生産性の向上、行政事務の効率化につなげていく必要があります。

県では、これまで、行政手続きのオンライン化、行政情報のオープンデータ化、ICTを活用した行政事務の効率化などに取り組んできましたが、こうした取組みをさらに加速させるため、平成31年3月に「福岡県官民データ活用推進計画」を策定しました。本計画に基づき、「住民及び事業者の利便性向上」、「地域課題の解決」、「行政事務の効率化」の3つを施策の柱として、官民データの利活用の促進に取り組んでいます。

## ● オープンデータの推進

オープンデータとは、統計情報、防災情報など行政機関が有する様々な情報を、国民や企業等が利活用しやすいよう、自由に加工できる形式で、二次利用可能なルールの下で広く公開す

るものです。

平成 24 年 7 月に政府の IT 総合戦略本部が「電子行政オープンデータ戦略」を策定して以降、政府を筆頭に、地方公共団体においても、オープンデータの取組みが進められています。

県では、県政の透明性の向上、公開データの活用による地域経済の活性化などを目指し、県内自治体と連携して、データ分類・形式の共通化などの取組みを推進しています。

29 年 6 月に、福岡県が保有する統計、行政資料等をオープンデータとして専用サイト「福岡県オープンデータサイト」で公開しました。以降、データの拡充、市町村のオープンデータ公開支援及び利活用の推進を実施しています。

## ● マイナンバー（社会保障・税番号）制度の導入

### ○ マイナンバー制度

マイナンバー制度とは、住民票を有する全ての方に 1 人 1 つのマイナンバー（個人番号）を付番し、複数の機関において保有している個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、効率的な情報の管理及び利用を可能とすることにより、行政を効率化し、住民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するものです。

マイナンバー制度を規定した「番号法」が、平成 27 年 10 月に施行され、マイナンバーの通知を経て、28 年 1 月からマイナンバーの利用が始まりました。

マイナンバーは、国の機関や地方公共団体などにおいて、①年金・医療保険の手続や生活保護・児童手当の給付などの社会保障分野の事務、②地方税の賦課・徴収などの税分野の事務、③被災者生活再建支援金の支給などの災害対策の分野で利用されます。利用できる事務は、法律又は条例で定める事務に限られています。

### ○ マイナンバー制度実施に伴う取組み

平成 29 年 7 月から国や地方公共団体等の関係機関間でネットワークシステムを介した情報の連携（照会・提供）が開始されています。

これにより、例えば、小児慢性特定疾病医療費支給認定の申請手続きにおいては、県は市町村から申請者に係る所得課税情報等の提供を受けることが可能となるため、申請者は所得課税証明書等の添付を省略することが可能となります。

本県では、このような法に定められた事務以外の事務でも県民の利便性向上を図る観点から、27 年 12 月、私立高校生等奨学給付金の支給事務などでマイナンバーの利用を可能とする条例（※）を制定しました。

さらに、県、市町村等関係機関における情報連携が円滑に実施できるよう、庁内情報システムの整備・運用テスト等を行うとともに、市町村等に対しては、システムの整備等に係る情報提供を行うなどの支援を行っています。

また、個人情報保護の観点から、国の第三者機関である個人情報保護委員会が定めたガイドラインに基づいた安全管理措置を講ずるほか、「番号法」で義務付けられる特定個人情報保護評価（PIA）を計画的に実施しています。

（※）「福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（平成 27 年福岡県条例第 59 号）

## ● 行政情報化の推進

### ○ 電子県庁の推進

県では、財務会計や税務などの基幹業務システム等で構成する電子県庁システムを平成17年度から運用しています。

これまで、入札や各種事務においてオンライン申請を拡大するなど県民サービスの向上に努めるとともに、庶務事務等のシステム化により庁内事務の効率化を進めてきたところです。

現在、ICT の分野ではクラウド技術が進展し、より一層効率的な情報システムの導入が可能となっています。このため、28年度からは電子県庁システムの機器更新において、クラウド技術を活用したサーバ整備を行い、システム全体の信頼性・安全性の向上とさらなる経費削減を進めています。

さらに、会議録作成支援システムやRPA（Robotic Process Automation）などのICT技術を活用した業務効率化にも取り組んでいます。

一方、近年は公的機関を標的に機密情報の窃取を目的としたサイバー攻撃が増加しており、情報セキュリティ対策の一層の強化が必要とされています。

このため本県では、情報システムの安全対策の強化や所属における情報資産の管理徹底、職員へのセキュリティ教育・研修といった取組みに加えて、県内市町村と共同でサイバー攻撃対策を行う「自治体情報セキュリティクラウド（※）」を整備し運用しています。

また、大規模災害が発生した場合においても、県民生活にとって重要な情報システムを迅速に利用できるようにするため、連絡体制や復旧手順等を明確にしたICT部門の業務継続計画を策定しました。

※ 自治体情報セキュリティクラウド:各自治体が個別に行っていたインターネットとの接続における情報セキュリティ対策を都道府県単位で集約・強化することにより、セキュリティ水準の確保とコスト削減を図ろうとする全国的な取組み。

### ○ 市町村の情報化の推進

市町村の情報化を推進することは、さらなる住民サービスの向上と行政運営の効率化に役立つものと期待されているところです。

現在、県内の市町村においては、クラウド技術を活用した効率的な情報システムの整備や共同調達、共同利用によるコスト削減などが課題となっています。

県では、これらの課題を解決するため、県と53の市町村で構成する「ふくおか電子自治体共同運営協議会」を設置し、電子申請サービスや電子入札サービス、遠隔地へのデータバックアップサービス、「LGWAN（※）」接続機器の共同調達、共同利用を行っています。

また、クラウド技術を用いたハードウェア基盤を整備しており、この基盤を活用した業務ソフトウェアの共同利用を行っているほか、RPA（Robotic Process Automation）やAIチャットボット等の実証、共同調達によりICTを活用した業務効率化を進めています。

今後も、さらなる効率化の実現に向け、共同化事業の拡大及び利用市町村の拡大を進めていきます。

※ LGWAN：国と地方公共団体を中心に構成し、高度なセキュリティで保護された行政専用ネットワーク

● 自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用促進

自動車の保有に必要な各種行政手続（検査登録、自動車保管場所証明、自動車税（環境性能割・種別割）の申告等）に係る利便性を向上させるため、平成30年2月から自宅等のパソコンでオンラインにより一括申請できるシステム（ワンストップサービス「OSS」）を導入し、利用促進に取り組んでいます。

---

---

## IV 地域別の主な事業

|   |               |     |
|---|---------------|-----|
| 1 | 地域別主要指標 ..... | 194 |
| 2 | 北九州地域 .....   | 195 |
| 3 | 福岡地域 .....    | 196 |
| 4 | 筑後地域 .....    | 197 |
| 5 | 筑豊地域 .....    | 198 |

---

---





## 1 地域別主要指標

本県は、九州の中核機能が集積している福岡地域や、九州最大の工業集積を誇る北九州地域、新たな産業展開が期待される筑豊地域、さらに農業や地場産業が展開している筑後地域と、それぞれ特性をもつ地域によって構成されています。今後、これらの地域間相互の連携を図りながら、それぞれの地域が培ってきた潜在能力を最大限に活かして、個性ある地域をつくっていくことが必要です。

また、活力ある地域づくりを進めるためには、地域が知恵を発揮することが求められており、地域リーダーの掘りおこしや人材育成を図り、地域の力を結集していくことが重要になっています。

### 地域別主要指標

|                  |     |    | 北九州       | 福岡        | 筑後      | 筑豊      | 全 県       |
|------------------|-----|----|-----------|-----------|---------|---------|-----------|
| 総 人 口            | 実数  | 人  | 1,253,515 | 2,662,156 | 794,065 | 400,377 | 5,110,113 |
|                  | 構成比 | %  | 24.5%     | 52.1%     | 15.6%   | 7.8%    | 100.0%    |
| 世 帯 数            | 実数  | 世帯 | 565,002   | 1,248,799 | 318,605 | 172,486 | 2,304,892 |
|                  | 構成比 | %  | 24.5%     | 54.2%     | 13.8%   | 7.5%    | 100.0%    |
| 製 造 品<br>出 荷 額 等 | 実数  | 億円 | 47,438    | 21,425    | 12,055  | 16,466  | 97,384    |
|                  | 構成比 | %  | 48.7%     | 22.0%     | 12.4%   | 16.9%   | 100.0%    |
| 商 品<br>販 売 額     | 実数  | 億円 | 31,019    | 163,213   | 17,328  | 6,050   | 217,609   |
|                  | 構成比 | %  | 14.3%     | 75.0%     | 8.0%    | 2.8%    | 100.0%    |

資料：・人口、世帯数は県調査統計課「福岡県の人口と世帯（年報）」（令和元年10月1日現在）

・製造品出荷額等は県調査統計課「平成30年福岡県の工業」

・商品販売額は総務省・経済産業省「平成28年経済センサスー活動調査 産業別集計（卸売業、小売業に関する集計）」

注：四捨五入の関係により、計が一致しない場合がある。

## 2 北九州地域

この地域は、九州で最も高い工業集積、技術集積を有しています。鉄鋼、化学などの基礎素材型産業に加えて、自動車、先端半導体、ロボットなどの加工組立型産業の集積が進み、蓄積された「ものづくり技術」を活かして地域の活性化が図られています。

また、深刻な公害問題を克服した経験や技術を活かし、我が国最先端の環境産業の集積や循環型の都市づくりが進んでいます。地域産業の知的基盤となっている北九州学術研究都市には、先端科学の教育や研究開発を行う大学や研究機関が集積しています。

平成17年には大水深バースを備えたひびきコンテナターミナルが整備され、18年には24時間運航可能な北九州空港が完成するなど、アジアの物流拠点として基盤整備が進んでいます。

京築地域では、地域が持つ「産業」「文化」「教育」の力を活かすことによって、大都市圏では成し得ない「アメニティ」を兼ね備えた個性的な都市圏としての発展を目指す京築連帯アメニティ都市圏構想を推進しています。また、遠賀・中間地域では、地域資源を活かした体験プログラムの開催などの広域連携による各種プロジェクトを実施しています。

### 主な事業・計画

| 事業名                 | 計画期間   | 概 要   |
|---------------------|--------|---|
| <b>交通基盤</b>         |        |   |
| 東九州自動車道の機能強化        |        | 福岡県域約49km（北九州市～上毛町間）供用中（椎田道路活用区間を含む）※苅田北九州空港IC以南（約41km）は暫定2車線（苅田北九州空港IC～行橋IC間のうち約1.1km区間については4車線化事業中） |
| 幹線道路の整備             |        | 一般国道 3号、496号、主要地方道 門司行橋線、直方芦屋線<br>一般県道 新北九州空港線、中間水巻線  |
| 港湾の整備               |        | 北九州港、苅田港  |
| 空港の整備               | H6～    | 北九州空港の整備  |
| <b>産業基盤</b>         |        |   |
| 農業生産基盤の整備           |        | ほ場整備事業、農業水利施設保全対策事業、農村総合整備事業  |
| 農村環境の整備             |        | 農業集落排水事業  |
| 農地等保全の整備            |        | ため池等整備事業、湛水防除事業   |
| 林業基盤の整備             |        | 林道：西犀川線、国見山線  |
| 漁業基盤の整備             |        | 近代化施設の整備、漁場の造成等   |
| リサイクル総合研究事業化センター事業  | H13～   | 産学官民の共同体制によるリサイクルシステムの研究開発事業  |
| 北部九州自動車産業アジア先進拠点の形成 | H25～   | 自動車関連企業の集積促進、地元企業の取引拡大支援、地元企業の開発力強化、電子・電装系企業の集積促進、自動車人材の集積・交流促進、FCV普及と水素ステーション整備の一体的推進                |
| <b>教育・文化・研究基盤</b>   |        |   |
| 世界遺産の保存・活用          |        | 世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の資産の保存管理、理解促進  |
| 北九州学術研究都市構想の推進      |        | 先端科学技術に関する教育と大学や研究機関の集積促進   |
| 福岡県特別支援教育推進プラン      | H29～R3 | 障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した特別支援教育の推進   |
| <b>生活基盤</b>         |        |   |
| 京築地域広域的水道整備計画       | H2～    | 京築地域の広域的水道整備計画の推進   |
| ダムの建設               |        | 伊良原ダム（みやこ町）   |
| 街路事業                |        | 芦屋水巻中間線、曾根行橋線等  |
| 流域下水道事業             | H7～    | 遠賀川下流   |
| 土地区画整理事業            |        | 折尾（北九州市）  |
| 京築連帯アメニティ都市圏構想の推進   | H19～   | 京築連帯アメニティ都市圏構想の実現を図るための戦略的プロジェクトの実施   |
| 遠賀・中間広域連携プロジェクト     | H22～   | 遠賀・中間地域の広域的な連携による各種プロジェクトの実施  |
| 再生可能エネルギー等導入促進事業    | H24～   | 地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入を支援し、エネルギー源の多様化・分散化を推進  |

### 3 福岡地域

この地域は、九州の管理中枢機能や第3次産業の集積が進み、西日本のリーディングゾーンとして発展してきました。

大都市の活力を持ちながら、良好な自然・居住環境をもった住みやすく、魅力ある、質の高い生活空間を創造し、アジアにおける人・モノ・情報の交流拠点を目指すふくおかアジア交流大都市圏構想を推進しています。また、九州大学伊都キャンパスを核とした学術研究都市づくりを推進するとともに、水素エネルギー産業の育成・集積に取り組む「福岡水素戦略」や有機光エレクトロニクスの実用化など先端成長産業の育成・集積に取り組んでいます。

平成17年には九州国立博物館が開館し、多くの人々が訪れるアジアの文化交流拠点となっています。23年には九州新幹線が全線開通したほか、28年には福岡空港の滑走路増設事業に着手されました。また、大水深、コンテナ時代に対応した博多港の整備など国際交通基盤の整備も進んでいます。

糟屋中南部地域、朝倉地域、宗像・糟屋北部地域及び糸島地域においては、それぞれの特色を活かした広域連携プロジェクトを実施しています。また、世界遺産登録に向けて取り組んできた『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群』は、29年7月にユネスコ世界文化遺産に登録されました。

#### 主な事業・計画

| 事業名                 | 計画期間   | 概要   | 要 |
|---------------------|--------|--|---|
| <b>交通基盤</b>         |        |  |   |
| 西九州自動車道             |        | 今宿道路（延長23.3km、うち14.5km供用中）<br>二丈浜玉道路（当面活用区間延長 5.0km）   |   |
| 幹線道路の整備             |        | 一般国道 202号、322号、385号、497号、500号<br>主要地方道 福岡東環状線、筑紫野古賀線、八女香春線、久留米筑紫野線、福岡志摩前原線、飯塚大野城線  |   |
| 港湾の整備               |        | 博多港  |   |
| 連続立体交差事業            | H15～   | 西鉄天神大牟田線（春日原～下大利）約3.3km  |   |
| 福岡空港の整備             | H28～   | 滑走路増設事業  |   |
| 福岡高速6号線             | H28～R2 | 福岡高速1号線とアイランドシティを結ぶ延長2.5kmの自動車専用道路。  |   |
| 福岡空港関連の自動車専用道路      | 計画中    | 福岡市東部地域全体の広域的な交通需要への対応を図る。<br>福岡空港の滑走路増設など機能強化が進められている中、福岡市南部地域や太宰府IC方面からの国内線旅客ターミナルへのアクセス改善と、国道3号福岡南バイパス空港口交差点の混雑緩和を図る。 |   |
| <b>産業基盤</b>         |        |  |   |
| 農業生産基盤の整備           |        | ほ場整備事業、農業水利施設保全対策事業  |   |
| 農村環境の整備             |        | 農業集落排水事業、農村総合整備事業  |   |
| 農地等保全の整備            |        | ため池等整備事業   |   |
| 林業基盤の整備             |        | 林道：早良線、第3雷山浮獄線、高木線、小葉山線、五駄・土師山線  |   |
| 漁業基盤の整備             |        | 近代化施設の整備、漁場の造成等  |   |
| 先端半導体開発拠点化事業        | H13～   | 人材育成から研究開発・製品化、ベンチャー育成、産学官交流までを総合的に支援  |   |
| 水素エネルギー戦略事業         | H16～   | 水素材料先端科学研究センター・水素エネルギー製品研究試験センター・次世代燃料電池産学連携センターによる産業化支援、福岡水素エネルギー人材育成センターによる技術者の育成                                      |   |
| 北部九州自動車産業アジア先進拠点の形成 | H25～   | 自動車関連企業の集積促進、地元企業の取引拡大支援、地元企業の開発力強化、電子・電装系企業の集積促進、自動車人材の集積・交流促進、FCV普及と水素ステーション整備の一体的推進                                   |   |
| 有機光エレクトロニクス開発拠点化事業  | H24～   | 有機光エレクトロニクス実用化開発センターによる新たな有機EL材料の実用化研究及び有機EL分野の産業化の推進等   |   |
| <b>教育・文化・研究基盤</b>   |        |  |   |
| 九州大学学術研究都市構想の推進     | H10～   | 九州大学伊都キャンパスを核とした学術研究都市の形成  |   |
| 世界遺産の保存・活用          |        | 世界文化遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の資産の保存管理、理解促進  |   |
| 福岡県特別支援教育推進プラン      | H29～R3 | 障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した特別支援教育の推進  |   |
| <b>生活基盤</b>         |        |  |   |
| 福岡地域広域的水道整備計画       | H18～   | 福岡地域の広域的水道整備計画の推進  |   |
| ダム建設                |        | 五ヶ山ダム（那珂川町・佐賀県吉野ヶ里町）、小石原川ダム（朝倉市、東峰村）   |   |
| 街路事業                |        | 北新地新田線、那珂川宇美線等   |   |
| 流域下水道事業             | S46～   | 御笠川那珂川、多々良川、宝満川、宝満川上流  |   |
| 土地区画整理事業            |        | 香椎駅周辺（福岡市）、筑紫駅西口（筑紫野市）、下大利駅東（大野城市）   |   |
| 災害対策事業              | H29～   | 改良復旧工事（赤谷川、桂川、他11河川）   |   |
| 糟屋中南部地域広域連携プロジェクト   | H22～   | 糟屋中南部地域における広域的な連携プロジェクトの推進   |   |
| 朝倉地域広域連携プロジェクト      | H23～   | 朝倉地域における広域的な連携プロジェクトの推進  |   |
| 糸島地域広域連携プロジェクト      | H27～   | 糸島地域における広域的な連携プロジェクトの推進  |   |
| 宗像・糟屋北部広域連携プロジェクト   | H24～   | 宗像・糟屋北部地域における広域的なプロジェクトの推進   |   |
| 再生可能エネルギー等導入促進事業    | H24～   | 地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入を支援し、エネルギー源の多様化・分散化を推進   |   |

## 4 筑後地域

この地域は、豊かな自然と農林水産業や地場産業、商工業などの多様な産業、文化、さらに個性ある都市群など、魅力に満ちた地域です。しかし、就業機会の不足などによる長期の人口流出、高齢化の進展など厳しい状況にあります。このため、都市機能の充実や農業をはじめとする多様な産業の展開など地域特性を活かした活性化が求められています。

大牟田地域では、平成9年の三池炭鉱閉山に伴い、石炭産業に代わる新しい産業として、環境・リサイクル産業の集積に取り組み、大牟田エコタウンでは、RDF発電や廃家電から希少金属を取り出すレアメタルリサイクルなど環境産業の展開を図っています。

広域的な取組みとして、個性豊かな都市がそれぞれの機能を連携・補完しあうネットワーク型の新しい都市として発展するために、筑後ネットワーク田園都市圏構想を推進しています。

この地域には、久留米駅、筑後船小屋駅、新大牟田駅の3つの九州新幹線駅があり、これを定住人口や交流人口の拡大につなげていく必要があります。25年4月には筑後船小屋駅がある筑後広域公園内に九州芸文館が開館し、芸術文化関連団体やまちづくり団体等と連携を図りながら、芸術文化・体験・交流など様々な事業を展開し、公園や地域の魅力を発信しています。

有明海沿岸道路や三池港などの交通・物流基盤や、筑後広域公園、流域下水道などの生活基盤の整備を進め、地域の振興と良質な居住環境の整備に努めています。

### 主な事業・計画

| 事業名   | 計画期間         | 概要  |
|---|--------------|---|
| <b>交通基盤</b><br>地域高規格道路<br>幹線道路の整備                       | H6～          | 有明海沿岸道路（大牟田市～佐賀県鹿島市延長約55km、うち県内23.8km供用中）<br>一般国道 3号、208号、210号、322号、442号、443号<br>主要地方道 鳥栖朝倉線、大牟田川副線、久留米柳川線、八女香春線、久留米筑紫野線、瀬高久留米線<br>三池港                                    |
| 港湾の整備   |              |   |
| <b>産業基盤</b><br>農業生産基盤の整備                                |              | ほ場整備事業、農業水利施設保全対策事業、農道整備事業<br>クリーク防災機能保全対策事業<br>排水対策特別事業、畑地帯総合整備事業<br>中山間地域農村活性化総合整備事業、農村総合整備事業、農業集落排水事業<br>ため池等整備事業<br>林道：仁田坂～国武線、木浦線、千々谷～滝の脇線、剣持～蚪道線<br>近代化施設の整備、漁場の造成等 |
| 農村環境の整備<br>農地等保全の整備<br>林業基盤の整備<br>漁業基盤の整備<br>大牟田エコタウン事業 | H10～         | RDF発電所、RDF化施設、エコサックセンター、リサイクルプラザ、レアメタルリサイクル施設   |
| 福岡バイオバレープロジェクトの推進                                       | H13～         | 福岡バイオインキュベーションセンター、福岡バイオファクトリーを拠点としたバイオ産業の育成、集積   |
| 北部九州自動車産業アジア先進拠点の形成                                     | H25～         | 自動車関連企業の集積促進、地元企業の取引拡大支援、地元企業の開発力強化、電子・電装系企業の集積促進、自動車人材の集積・交流促進、FCV普及と水素ステーション整備の一体的推進  |
| <b>教育・文化・研究基盤</b><br>世界遺産の保存・活用                         |              | 世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の資産の保存管理、理解促進  |
| 福岡県特別支援教育推進プラン  | H29～R3       | 障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した特別支援教育の推進   |
| <b>生活基盤</b><br>筑後地域広域的水道整備計画<br>ダム建設<br>街路事業<br>広域公園整備  | H14～         | 筑後地域の広域的水道整備計画の推進<br>小石原川ダム（朝倉市、東峰村）<br>久留米駅南町線、堤上野線等   |
| 流域下水道事業   | H7～          | 筑後広域公園  |
| 市街地再開発事業  | H6～          | 筑後川中流右岸、矢部川   |
| 筑後ネットワーク田園都市圏構想の推進                                      | H29～<br>H17～ | JR久留米駅前第二街区（久留米市）、新栄町駅前地区（大牟田市）<br>筑後地域の市町村と協働して筑後ネットワーク田園都市圏構想に掲げるリーディング・プロジェクトに関する事業を実施   |
| 再生可能エネルギー等導入促進事業  | H24～         | 地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入を支援し、エネルギー源の多様化・分散化を推進  |
| 福岡ソフトバンクホークス<br>ファームを活用した地域振興事業                         | H27～         | 福岡ソフトバンクホークスファーム本拠地の開業を契機に、筑後七国等と連携したイベントを展開  |

## 5 筑豊地域

この地域は、石炭産業の衰退による経済的、社会的疲弊を解消するため、産業基盤や生活環境の整備が進められ、地域は大きく転換しようとしています。

自動車産業の立地が進み、最先端の電磁波測定施設を有する ADOX 福岡や自動車産業を支える人材育成も活発に行われるなど、産業構造は大きく変わりつつあります。

理工系大学を中心にベンチャー企業や研究機関の集積を図り、新たな産業創出の拠点づくりを目指す飯塚トライバレー構想も進められています。

地域が一丸となって、筑豊農業の活性化に取り組み、おいしい米作りや特産のトルコギキョウ、野菜や果樹の生産が進められています。

地域活性化インターチェンジやスマートインターチェンジ、国道 200 号、201 号バイパスの整備により福岡、北九州両都市圏との交通ネットワークも飛躍的に向上し、筑豊緑地や下水道など生活環境の整備も進んでいます。これらを活用し、定住人口や交流人口のさらなる拡大を進めていく必要があります。

飯塚・嘉穂地域、直方・鞍手地域、田川地域において、地域づくり団体や住民、行政が一体となった、広域連携による各種プロジェクトを実施しています。

### 主な事業・計画

| 事業名  | 計画期間                               | 概要   | 要 |
|--|------------------------------------|--|---|
| <b>交通基盤</b><br>幹線道路の整備   |                                    | 一般国道 201号、322号、500号<br>主要地方道 飯塚福岡線、田川直方線<br>一般県道 飯塚穂波線、直方鞍手線   |   |
| <b>産業基盤</b><br>農業生産基盤の整備<br>農村環境の整備<br>農地等保全の整備<br>林業基盤の整備<br>たがわ情報センター事業                                  | H14～                               | ほ場整備事業、農業水利施設保全対策事業<br>農村総合整備事業、農業集落排水事業<br>ため池等整備事業<br>林道：豊前坊線、熊ヶ畑・安真木線<br>地域の情報拠点としての、地域の情報発信、地域の情報化支援及び情報通信関連産業の誘致育成  |   |
| 飯塚トライバレーセンター事業   | H15～                               | 産学官連携、インキュベーター施設を活用した、情報関連ベンチャー企業の創業・育成支援や企業誘致の促進  |   |
| 直鞍産業振興センター事業<br>北部九州自動車産業アジア先進<br>拠点の形成  | H14～<br>H25～                       | 電子機器の電磁波対策を行うための国際認証を受けられる計測施設の活用<br>自動車関連企業の集積促進、地元企業の取引拡大支援、地元企業の開発力強化、電子・電装系企業の集積促進、自動車人材の集積・交流促進、FCV普及と水素ステーション整備の一体的推進  |   |
| <b>教育・文化・研究基盤</b><br>飯塚研究開発センター事業  | H4～                                | 大型研究プロジェクトや産学官共同研究、コーディネータによる技術支援・マッチングの推進   |   |
| 福岡県特別支援教育推進プラン   | H29～R3                             | 障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した特別支援教育の推進  |   |
| <b>生活基盤</b><br>田川地域広域的水道整備計画<br>ダム建設<br>街路事業<br>流域下水道事業<br>嘉飯都市圏活性化推進事業<br>直方・鞍手広域連携プロジェクト<br>田川広域連携プロジェクト | H2～<br>H7～<br>H20～<br>H22～<br>H23～ | 田川地域の広域的水道整備計画の推進<br>伊良原ダム（みやこ町）<br>新飯塚潤野線、境口鴨生田線等<br>遠賀川下流、遠賀川中流<br>飯塚・嘉穂地域（飯塚市・嘉麻市・桂川町）における広域連携プロジェクトの推進<br>直方・鞍手地域（直方市・宮若市・小竹町・鞍手町）における広域連携プロジェクトの推進<br>田川地域（田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町）における広域連携プロジェクトの推進 |   |
| 再生可能エネルギー等導入促進事業   | H24～                               | 地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入を支援し、エネルギー源の多様化・分散化を推進   |   |



---

---

## V 令和2年度県予算の概要

- 1 一般会計歳入歳出予算、  
特別会計予算 ..... 199
- 
-





# 1 一般会計歳入歳出予算、特別会計予算

## (1) 一般会計歳入予算額

(単位：千円)

| 款名                 | 令和2年度         |       | 令和元年度         |       | 比較          |           |
|--------------------|---------------|-------|---------------|-------|-------------|-----------|
|                    | 当初予算(A)       | 構成比   | 当初予算(B)       | 構成比   | (A) - (B)   | (A) / (B) |
| 1. 県税              | 655,618,226   | 35.4% | 630,843,687   | 35.3% | 24,774,539  | 103.9%    |
| 2. 地方消費税清算金        | 234,452,139   | 12.7  | 190,493,710   | 10.7  | 43,958,429  | 123.1     |
| 3. 地方譲与税           | 95,900,496    | 5.2   | 93,633,755    | 5.2   | 2,266,741   | 102.4     |
| 4. 地方特例交付金         | 2,475,208     | 0.1   | 7,415,101     | 0.4   | △ 4,939,893 | 33.4      |
| 5. 地方交付税           | 251,858,319   | 13.6  | 239,029,406   | 13.4  | 12,828,913  | 105.4     |
| 6. 交通安全対策<br>特別交付金 | 1,211,937     | 0.1   | 1,362,130     | 0.1   | △ 150,193   | 89.0      |
| 7. 分担金及び負担金        | 7,620,767     | 0.4   | 7,925,269     | 0.4   | △ 304,502   | 96.2      |
| 8. 使用料及び手数料        | 17,501,977    | 0.9   | 17,905,951    | 1.0   | △ 403,974   | 97.7      |
| 9. 国庫支出金           | 206,090,460   | 11.1  | 208,746,836   | 11.7  | △ 2,656,376 | 98.7      |
| 10. 財産収入           | 2,422,780     | 0.1   | 2,611,920     | 0.1   | △ 189,140   | 92.8      |
| 11. 寄附金            | 65,177        | 0.0   | 54,931        | 0.0   | 10,246      | 118.7     |
| 12. 繰入金            | 21,237,425    | 1.2   | 17,010,668    | 1.0   | 4,226,757   | 124.8     |
| 13. 繰越金            | 1             | 0.0   | 1             | 0.0   | 0           | 100.0     |
| 14. 諸収入            | 132,849,936   | 7.2   | 137,215,893   | 7.7   | △ 4,365,957 | 96.8      |
| 15. 県債             | 222,419,300   | 12.0  | 231,567,585   | 13.0  | △ 9,148,285 | 96.0      |
| 合計                 | 1,851,724,148 | 100.0 | 1,785,816,843 | 100.0 | 65,907,305  | 103.7     |

## (2) 一般会計歳出予算額

(単位：千円)

| 款名        | 令和2年度         |       | 令和元年度         |       | 比較           |           |
|-----------|---------------|-------|---------------|-------|--------------|-----------|
|           | 当初予算(A)       | 構成比   | 当初予算(B)       | 構成比   | (A) - (B)    | (A) / (B) |
| 1. 議会費    | 3,040,236     | 0.2%  | 3,058,295     | 0.2%  | △ 18,059     | 99.4%     |
| 2. 総務費    | 59,622,200    | 3.2   | 62,262,738    | 3.5   | △ 2,640,538  | 95.8      |
| 3. 保健費    | 231,931,215   | 12.5  | 226,373,281   | 12.7  | 5,557,934    | 102.5     |
| 4. 環境費    | 3,277,831     | 0.2   | 3,410,709     | 0.2   | △ 132,878    | 96.1      |
| 5. 生活労働費  | 169,104,214   | 9.1   | 160,811,378   | 9.0   | 8,292,836    | 105.2     |
| 6. 農林水産業費 | 61,581,688    | 3.3   | 62,175,198    | 3.5   | △ 593,510    | 99.0      |
| 7. 商工費    | 123,146,911   | 6.7   | 121,024,421   | 6.8   | 2,122,490    | 101.8     |
| 8. 県土整備費  | 158,123,945   | 8.5   | 157,647,906   | 8.8   | 476,039      | 100.3     |
| 9. 警察費    | 128,977,401   | 7.0   | 128,792,913   | 7.2   | 184,488      | 100.1     |
| 10. 教育費   | 323,168,605   | 17.5  | 310,053,967   | 17.3  | 13,114,638   | 104.2     |
| 11. 災害復旧費 | 18,345,130    | 1.0   | 38,924,831    | 2.2   | △ 20,579,701 | 47.1      |
| 12. 公債費   | 226,470,838   | 12.2  | 221,814,353   | 12.4  | 4,656,485    | 102.1     |
| 13. 諸支出金  | 344,733,934   | 18.6  | 289,266,853   | 16.2  | 55,467,081   | 119.2     |
| 14. 予備費   | 200,000       | 0.0   | 200,000       | 0.0   | 0            | 100.0     |
| 合計        | 1,851,724,148 | 100.0 | 1,785,816,843 | 100.0 | 65,907,305   | 103.7     |

## (3) 特別会計予算額

(単位：千円)

| 会 計 名                             | 令 和 2 年 度<br>当 初 予 算 額 ( A ) | 令 和 元 年 度<br>当 初 予 算 額 ( B ) | 比 較<br>( A ) - ( B ) |
|-----------------------------------|------------------------------|------------------------------|----------------------|
| 財 政 調 整 基 金                       | 10,630                       | 10,340                       | 290                  |
| 公 債 管 理                           | 469,489,725                  | 441,413,524                  | 28,076,201           |
| 市 町 村 振 興 基 金                     | 15,042                       | 15,180                       | △ 138                |
| 国 民 健 康 保 険                       | 467,168,821                  | 458,671,469                  | 8,497,352            |
| 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業       | 446,132                      | 436,728                      | 9,404                |
| 災 害 救 助 基 金                       | 1,273                        | 2,137                        | △ 864                |
| 就 農 支 援 資 金 貸 付 事 業               | 54,672                       | 72,089                       | △ 17,417             |
| 県 営 林 造 成 事 業                     | 335,157                      | 337,453                      | △ 2,296              |
| 林 業 改 善 資 金 助 成 事 業               | 100,788                      | 100,790                      | △ 2                  |
| 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 助 成 事 業           | 104,274                      | 129,434                      | △ 25,160             |
| 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 事 業 | 1,706,767                    | 1,102,716                    | 604,051              |
| 公 共 用 地 先 行 取 得 事 業               | 1,189                        | 959                          | 230                  |
| 県 営 埠 頭 施 設 整 備 運 営 事 業           | 9,345,010                    | 17,787,259                   | △ 8,442,249          |
| 流 域 下 水 道 事 業                     |                              | 23,106,629                   | △ 23,106,629         |
| 住 宅 管 理                           | 7,005,149                    | 7,132,660                    | △ 127,511            |
| 合 計                               | 955,784,629                  | 950,319,367                  | 5,465,262            |



---

---

## VI 参考資料

|   |                                    |     |
|---|------------------------------------|-----|
| 1 | 平成 31 年・令和元年県政<br>10 大ニュース .....   | 202 |
| 2 | 平成 31 年・令和元年度<br>県政をめぐる主な出来事 ..... | 208 |
| 3 | 海外主要指標 .....                       | 211 |
| 4 | 都道府県主要指標 .....                     | 213 |
| 5 | 市町村主要指標 .....                      | 215 |
| 6 | 福岡県行政機構一覧 .....                    | 219 |

---

---



## 平成31年・令和元年 県政10大ニュース

| 順位 | ニュース  |
|----|---|
| 1  | ラグビーワールドカップ2019™日本大会開催、大盛況の44日間<br>～本県ゆかりの4選手も大活躍、欧米豪を中心に多くの外国人が来県～                   |
| 2  | 平成29年以来3年連続で災害発生<br>～被災地の復旧・復興、防災・減災対策に全力～  |
| 3  | 資生堂、アイシン精機の進出決定、QPS研究所の超小型レーダー衛星打上げ成功<br>～地方創生の要、働く場の創出～                              |
| 4  | 福岡空港の民間委託開始、下関北九州道路が国直轄で調査開始<br>～県民生活と経済活動を支えるインフラの整備が大きく前進～                          |
| 5  | 小川洋知事が3度目の当選<br>～「令和」の時代、福岡県のさらなる発展にまい進～  |
| 6  | 宿泊税の導入決定<br>～両政令市長とのトップ会談を経て、県・市それぞれ来年4月から～   |
| 7  | 福岡の「食」「伝統工芸品」が国内外から高い評価<br>～G20などの場でアピール、アンテナレストラン「 <small>ふくおか</small> 福扇華」早くも2万人突破～ |
| 8  | 福岡県部落差別解消推進条例を全国の都道府県に先駆けて制定<br>～差別のない社会を目指し基本理念と県の責務を明確化～                            |
| 9  | ことごと列車運行開始、天神中央公園西中洲エリアと関門海峡ミュージアムの<br>リニューアル ～福岡県の新たな魅力が誕生～                          |
| 10 | 工藤會総本部事務所の解体、性暴力根絶の条例制定、児童相談所の機能拡充<br>～県民の暮らしのより一層の安心の確保～                             |

(番外)

「第28回日韓海峡沿岸県市道交流知事会議」開催

～日韓両国政府の関係が難しい中、地域間交流の重要性を再確認～

## 平成31年・令和元年県政10大ニュース

### 1 ラグビーワールドカップ2019™日本大会開催、大盛況の44日間 ～本県ゆかりの4選手も大活躍、欧米豪を中心に多くの外国人が来県～

9月から11月、アジア初のラグビーワールドカップ2019™日本大会が開催され、日本代表チームの活躍で、日本中が「ONE TEAM」になりました。

県では、本県ゆかりの福岡、流、トゥポウ、ムーアの4選手の活躍と貢献に対し、感謝状を贈呈しているところです。全国12会場の1つ博多の森球技場はもとより、JR博多駅前のファンゾーンなどのパブリックビューイングは大盛況でした。また、国内外から多くの方が来県しました。

ウェールズ代表のキャンプ地、北九州市では、ミクニワールドスタジアム北九州を埋め尽くした市民1万5千人がウェールズ国歌を合唱し、お互いの地元新聞に謝意を掲載し合うなど、心温まる交流も行われました。

この大会を一過性のものとせず、今大会で得られた経験とノウハウを、ラグビーの振興はもとより、今後のスポーツを含む国際イベントの誘致、実施に生かしていきます。

来年の東京オリンピック・パラリンピックでも、開催地東京都に次ぐ全国2番目に多い28の国・地域が県内で事前キャンプを行う予定です。

県では、「スポーツ立県福岡」を目指し、誰もがスポーツに参加できる環境の整備、選手の育成、国際交流に力を入れています。県民一人一人の健康寿命を延ばす「ふくおか健康づくり県民運動」とあわせて、その相乗効果で県民の皆様を元気にしていきます。

### 2 平成29年以来3年連続で災害発生 ～被災地の復旧・復興、防災・減災対策に全力～

近年、大雨、台風による災害が全国各地で発生しています。

本県では、7月から9月にかけて、家屋や道路、河川などに大きな被害が発生し、3年連続の災害となりました。特に被害の大きかった県南地域では、尊い命も失われました。

県では、公共土木施設の復旧、被災者の生活再建、被災された商工業者や農林水産業者の事業継続支援など、被災地の復旧・復興に全力を挙げています。

なお、同じく被害が発生した佐賀県、長崎県と連携して国に働きかけを行い、いち早く激甚災害の指定を受けました。また、できる限り他県の被災地にも支援を行うべく、佐賀県多久市に県職員3名を派遣しています。

災害は、「とき」「ところ」「ひと」を選びません。県では、被災箇所の改良復旧をはじめ防災・減災対策を加速させ、災害に強い福岡県づくりを進めていきます。



### 3 資生堂、アイシン精機の進出決定、QPS研究所の超小型レーダー衛星打上げ成功 ～地方創生の要、働く場の創出～

2月、(株)資生堂が「久留米・うきは工業団地」に九州初の生産工場建設を、12月には、アイシン精機(株)が福岡市内に九州初のAIに特化した開発拠点の設置を決定するなど企業立地は順調に進みました。

県内の自動車関連企業は576社に増加。地元調達率は新型車を中心に65%まで上昇し、昨年度の北部九州の自動車生産台数は、過去最高の143万6千台となりました。

グリーンアジア国際戦略総合特区は、設備投資額が3,190億円を突破、約1,770人の雇用が生まれて、活用企業の約5割を中小企業が占め、2年連続、7つの特区の中で最高評価を受けています。

12月、九大発宇宙ベンチャーの(株)QPS研究所が世界最高レベルの性能を持つ超小型レーダー衛星「イザナギ」の打ち上げに成功しました。衛星のハード部分は、県内の中小ものづくり企業16社が力を結集して開発・製造し、管理システムには、本県発のプログラミング言語「m r u b y」が採用され、まさに今回の成功は、福岡県が誇るハード・ソフト技術の結晶と言えます。

県では、宇宙関連ビジネスの可能性を拡大していくための方策について検討を進めていきます。

### 4 福岡空港の民間委託開始、下関北九州道路が国直轄で調査開始 ～県民生活と経済活動を支えるインフラの整備が大きく前進～

4月、福岡空港の民間委託が始まり、県では、地域の意向を踏まえた空港運営が行われるよう、運営会社の福岡国際空港(株)に出資し、役員派遣を行いました。

民間の経験やノウハウと地域の戦略やニーズとの相乗効果が発揮され、さらなる路線の誘致や利用者サービスの向上が実現するよう、運営会社と連携、協力していきます。

北九州空港は、昨年度、空港利用者数が約180万人、うち外国人入国者数は約15万人と、それぞれ過去最高を更新しました。今年度から3年間を「ネットワーク充実強化期間」と位置付け、引き続き、アジアをはじめとする新規路線の誘致と既存路線の定着を進めていきます。

また、国に強く要望し、道路整備も着実に進展しました。

下関北九州道路は、いよいよ今年度から国が直轄調査を開始し、実現に向けて一歩前進しました。2車線のため事故や災害などで長時間の通行止めが発生していた国道201号八木山バイパスと東九州自動車道は、4車線化の事業が着手されました。

11月には、国道322号八丁トンネルが開通し、交通の難所が解消され、安全で円滑な交通が確保されました。

このように、県民生活と経済活動を支えるインフラの整備が大きく前進しました。

## 5 小川洋知事が3度目の当選

### ～「令和」の時代、福岡県のさらなる発展にまい進～

4月、統一地方選挙が行われ、129万票を獲得した小川洋知事が3度目の当選を果たしました。

5月、お代替わりがあり、「令和」という新しい時代が始まりました。

小川知事のもと、この新しい時代に、県民の皆様、県内の各産業、各地域を元気にし、福岡県をさらに前進、発展させていくため、全力投球しているところです。

## 6 宿泊税の導入決定

### ～両政令市長とのトップ会談を経て、県・市それぞれ来年4月から～

昨年7月以来、県が進めてきた宿泊税については、福岡、北九州両政令市長とトップ会談を行うなど積極的に調整を図り、総務大臣の同意を経て、令和2年4月1日から導入することとしました。

東京オリンピック・パラリンピックも開催されます。皆様からいただいた貴重な宿泊税を大事に使い、観光資源を磨き上げ、受入環境を充実させることによって、県全体の観光の底上げを図り、国内外からの誘客を増やしていきます。

また、9月、戸畑祇園大山笠、博多祇園山笠など本県の5つを含む九州・山口自慢の37の祭りが熊本に集結した「祭りアイランド九州」のように、九州ロゴマークを活用しつつ九州一体となった取組みを充実させていきます。

## 7 福岡の「食」「伝統工芸品」が国内外から高い評価

### ～G20などの場でアピール、アンテナレストラン「福扇華」<sup>ふくおか</sup>早くも2万人突破～

6月、G20財務大臣・中央銀行総裁会議が本県で開催されました。11月には、海外福岡県人会第10回世界大会を6年ぶりに本県で開催し、海外に39ある県人会から過去最多となる350名の方にご参加いただき、互いの絆と連携をさらに深めました。

こうした機会に、15年連続販売単価日本一の「あまおう」、認知症予防の効果が期待できる機能性表示食品として認められた出荷羽数九州一の「はかた地どり」、全国茶品評会（玉露の部）において農林水産大臣賞を6年連続で受賞した「福岡の八女茶」など様々な県産農林水産物を振る舞い、好評を博しています。

11月、福岡県が誇る食や伝統工芸品などを首都圏でPRするアンテナレストラン「福扇華」が開設1周年を迎えました。想定よりも早く来店者数2万人を突破し、お越しになられた皆様から「天然マダイをはじめ福岡の旬のお魚が非常においしい」「上品な雰囲気の内装がととてもよい」と高い評価をいただいています。

## **8 福岡県部落差別解消推進条例を全国の都道府県に先駆けて制定 ～差別のない社会を目指し基本理念と県の責務を明確化～**

県では、平成7年、「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を制定し、結婚や就職の際の部落差別事象の発生の防止をはじめ同和問題の解決に努めてきましたが、差別発言や差別落書きに加え、インターネット上での差別書込みや電子版「部落地名総鑑」の問題など新たな部落差別事象が発生しています。

2月、全国の都道府県に先駆けて「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

条例は、現在もなお部落差別が存在すること、部落差別は許されないものであること、これを解消することが重要な課題であることを明記し、基本理念を定め、相談体制の充実や教育・啓発などの施策に取り組み、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

県では、引き続き、人権が尊重される心豊かな社会の実現を目指し、同和問題をはじめ、女性、子ども、障がいのある人、性的少数者など様々な人権問題の解決に向けた取組みを進めていきます。

## **9 ことこと列車運行開始、天神中央公園西中洲エリアと関門海峡ミュージアムの リニューアル ～福岡県の新たな魅力が誕生～**

今年、県内各地に新たな魅力が誕生し、観光をはじめ地域に大きな活力をもたらしています。

3月、県が出資する第三セクターの平成筑豊鉄道では、沿線の食材をふんだんに用いた料理、JR九州の「ななつ星」や「或る列車」を手掛けた水戸岡鋭治さんのデザインによる上質な空間、自然豊かな風景などを楽しめる観光列車「ことこと列車」の運行を開始しました。

8月、旧福岡県公会堂貴賓館の歴史的景観、那珂川の水の景観、公園の緑の景観を眺めながらくつろげる空間の創出を目指し、天神中央公園西中洲エリアをリニューアル。

9月には、「関門海峡ミュージアム」が「関門海峡をまるごと楽しむ体験型博物館」をコンセプトとしてリニューアルオープンし、子どもから大人まで何度来ても楽しめる素晴らしい施設に生まれ変わりました。

## 10 工藤會総本部事務所の解体、性暴力根絶の条例制定、児童相談所の機能拡充 ～県民の暮らしのより一層の安心の確保～

10月から12月にかけて、傷害事件の被疑者として工藤會関係者計13人を逮捕、11月には、工藤會総本部事務所の解体が開始され、暴力団撲滅は着実に前進しています。

2月、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」を制定し、会議で具体的方策を検討しています。

年々増加する児童虐待に対応するため、児童相談所における児童福祉司の増員、警察官や弁護士の配置に取り組んでいます。また、1月に宗像児童相談所を新築、10月には久留米児童相談所の一時保護所を増築し、機能を拡充しました。

田川市で発生した事件については、学識経験者、弁護士、医師などで構成する「児童虐待事例等検証部会」で、事実の把握、発生原因等の分析を行い、必要な再発防止策を検討していきます。

このほか、飲酒運転やニセ電話詐欺被害防止など、暮らしの安全・安心の確保に努めていきます。

### (番外)

#### 「第28回日韓海峡沿岸県市道交流知事会議」開催

##### ～日韓両国政府の関係が難しい中、地域間交流の重要性を再確認～

12月21日、日韓8つの自治体（福岡県、佐賀県、長崎県、山口県、釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）による「第28回日韓海峡沿岸県市道交流知事会議」が長崎県長崎市で開催されました。

日韓の政府間関係が難しい状況にある時こそ、地域間交流を継続して積み重ねていくことが両国の友好関係の基礎となることを再確認しました。

このことは大変意義深く、県では、引き続き、韓国との人的交流、地域間交流を進めてまいります。

|   |                        |
|---|------------------------|
| 2 | 平成31年・令和元年度県政をめぐる主な出来事 |
|---|------------------------|

|    |   |
|----|---|
| 4月 | 福岡空港の民間委託がスタート  |
|    | 小川洋知事が3度目の当選  |
|    | 福岡県御笠川浄化センター下水汚泥固形燃料化施設の供用を開始                           |
|    | コロンビアが2020年東京オリンピック競技大会の事前キャンプ地を北九州市に決定                 |
|    | 県が2018年度キャピタル・アイ・アワードを受賞                                |
|    | なし新品種「玉水」を開発  |
| 5月 | 全国初の災害時健康管理支援活動に関する協定を締結                                |
|    | 全国初の九州地域循環共生圏シンポジウムを開催                                  |
|    | 工業技術センターインテリア研究所に「家具試作、評価支援ラボ」を開設                       |
|    | 障がいのある人への合理的配慮ガイドブック、ふくおかバリアフリーマップを作成                   |
|    | 「ラー麦」販売開始10周年記念商品が販売される                                 |
| 6月 | エアプサン 北九州－大邱線が就航  |
|    | 福岡県外国人材受入対策協議会を設立                                       |
|    | 福岡県渇水対策本部を設置  |
| 7月 | タイ・エアアジアX 福岡－バンコク線が就航                                   |
|    | 漁業調査取締船「げんかい」が「シップ・オブ・ザ・イヤー2018」漁船・作業船部門賞を受賞            |
|    | 日本人ボリビア移住120周年記念大会参加訪問団を派遣                              |
|    | 平成29年以降3年連続で災害発生。家屋や道路、河川などに大きな被害                       |
|    | 福岡県性暴力対策検討会議を初開催  |
|    | 宿泊税の導入を決定   |
|    | 九州初。小児・AYA世代のがん患者の「妊よう性温存治療」を支援                         |
|    | ドイツ車いすバスケットボール女子代表チームが東京2020パラリンピック競技大会の事前キャンプ地を北九州市に決定 |
|    | 福岡県外国人相談センターを開設   |

|     |  |
|-----|--|
| 8月  | 県営天神中央公園西中洲エリアをリニューアルオープン                          |
|     | 中国東方航空 北九州－大連線が就航                                  |
|     | 平成筑豊鉄道が「令和コスタ行橋駅」を新設                               |
|     | 在福岡ベトナム総領事館創立10周年。記念事業が開催される                       |
| 9月  | 東九州自動車道が高速道路の4車線化に向けた計画(案)に盛り込まれる                  |
|     | 県道猪国豊前榎田停車場線のバイパスが開通                               |
|     | ベラルーシ車いすフェンシングチームが東京2020パラリンピック競技大会の事前キャンプ地を田川市に決定 |
|     | 福岡県立ち直りサポートセンターを開設                                 |
|     | 福岡県中小企業生産性向上支援センターを開設                              |
|     | 福岡県外国人材受入企業相談窓口を開設                                 |
|     | 日本中が「ONE TEAM」に！ラグビーワールドカップ2019 TM日本大会             |
|     | 関門海峡ミュージアムをリニューアルオープン                              |
|     | オセアニアパラリンピック委員会が東京2020パラリンピック競技大会事前キャンプ地を築上町に決定    |
| 10月 | スウェーデンパラリンピック委員会が東京2020パラリンピック競技大会の事前キャンプ地を福岡市に決定  |
|     | ユニバーサルデザインタクシー等の導入助成制度を創設                          |
|     | 国内初の国際カイトボード協会(IKA)公認大会が開催                         |
|     | 共生社会ホストタウンサミットin飯塚を開催                              |
|     | 福岡ソフトバンクホークスが3年連続で日本シリーズ優勝                         |
|     | 子育て応援宣言企業が7000社を突破                                 |
|     | ふくおか人権ホットラインを開設                                    |
|     | 久留米児童相談所の一時保護所を増築                                  |
|     | 素根輝選手が世界柔道選手権東京大会優勝を報告                             |
| 11月 | 第10回海外福岡県人会世界大会開催                                  |
|     | 国道322号八丁峠道路(八丁トンネル)及び千手バイパスが開通                     |
|     | アンテナレストラン「福扇華」開設一周年。来店者2万人突破                       |
|     | 県道 直方北九州自転車道線 犬鳴川渡河橋が開通                            |
|     | 伝統的工芸品のニュースタイル、久留米紺とビームスとのコラボによる新ブランド「CATHRI」誕生    |
|     | ハワイアン航空 福岡－ホノルル線が就航                                |
|     | 大韓航空 北九州－韓国・仁川国際貨物定期便が就航                           |
|     | 工藤會総本部事務所の解体始まる                                    |

|     |   |
|-----|---|
| 12月 | 就職氷河期世代支援「ふくおかプラットフォーム」開始                               |
|     | アイシン精機(株)が九州初のAIに特化した開発拠点を設置                            |
|     | (株)QPS研究所の超小型レーダー衛星「イザナギ」打ち上げ成功                         |
|     | ドイツ車いすバスケットボール男子代表チームが東京2020パラリンピック競技大会の事前キャンプ地に北九州市を決定 |
|     | 線虫を用いたがん早期発見技術(N-NOSE)が事業化                              |
|     | 福岡サイクルステーション開始  |
|     | 「第28回日韓海峡沿岸県市道交流知事会議」開催                                 |
|     | 都市計画道路 鯉田中線(川島～幸袋)が開通                                   |
| 1月  | 九州芸文館 来館者数60万人を突破                                       |
|     | マイバッグキャンペーン 10月の1ヶ月間で過去最高のレジ袋約3,775万枚削減                 |
|     | 新・福岡県立美術館の建設地決定   |
|     | 故・中村哲さんに県民栄誉賞を贈呈  |
|     | 福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部設置                                   |
| 2月  | ふくおか健康ポイントアプリを配信開始                                      |
|     | 「福岡の八女茶」ロゴマークを初披露                                       |
|     | 県内初の新型コロナウイルス感染症患者を確認                                   |
|     | 家庭向けの食品ロス削減啓発CMを制作                                      |
|     | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県有施設を臨時休館                           |
| 3月  | 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置             |
|     | 令和元年本県推計人口が調査開始以降、前年比で初めて減少                             |

### 3 海外主要指標

|    | 国・地域     | 国内総生産                   |                 |                | 1人当たり国内総生産            |                 |                |
|----|----------|-------------------------|-----------------|----------------|-----------------------|-----------------|----------------|
|    |          | (GDP)<br>百万米ドル<br>2017年 | 対福岡県<br>福岡県=100 | 対日本比<br>日本=100 | (GDP)<br>米ドル<br>2017年 | 対福岡県<br>福岡県=100 | 対日本比<br>日本=100 |
| 1  | アメリカ合衆国  | 19,485,394              | 11,030.3        | 400.3          | 60,055                | 173.6           | 156.4          |
| 2  | 中国       | 12,237,782              | 6,927.5         | 251.4          | 8,682                 | 25.1            | 22.6           |
| 3  | ドイツ      | 3,693,204               | 2,090.6         | 75.9           | 44,976                | 130.0           | 117.1          |
| 4  | イギリス     | 2,631,228               | 1,489.5         | 54.1           | 39,758                | 114.9           | 103.5          |
| 5  | フランス     | 2,582,492               | 1,461.9         | 53.1           | 38,415                | 111.0           | 100.0          |
| 6  | インド      | 2,575,667               | 1,458.0         | 52.9           | 1,923                 | 5.6             | 5.0            |
| 7  | ブラジル     | 2,055,512               | 1,163.6         | 42.2           | 9,821                 | 28.4            | 25.6           |
| 8  | イタリア     | 1,943,835               | 1,100.4         | 39.9           | 32,747                | 94.7            | 85.3           |
| 9  | カナダ      | 1,647,120               | 932.4           | 33.8           | 44,974                | 130.0           | 117.1          |
| 10 | ロシア      | 1,577,524               | 893.0           | 32.4           | 10,956                | 31.7            | 28.5           |
| 11 | 韓国       | 1,530,751               | 866.5           | 31.4           | 30,025                | 86.8            | 78.2           |
| 12 | オーストラリア  | 1,408,676               | 797.4           | 28.9           | 57,613                | 166.5           | 150.0          |
| 13 | スペイン     | 1,314,314               | 744.0           | 27.0           | 28,354                | 82.0            | 73.8           |
| 14 | メキシコ     | 1,158,229               | 655.6           | 23.8           | 8,967                 | 25.9            | 23.4           |
| 15 | インドネシア   | 1,015,539               | 574.9           | 20.9           | 3,847                 | 11.1            | 10.0           |
| 16 | トルコ      | 851,542                 | 482.0           | 17.5           | 10,546                | 30.5            | 27.5           |
| 17 | オランダ     | 830,573                 | 470.2           | 17.1           | 48,754                | 140.9           | 127.0          |
| 18 | サウジアラビア  | 683,827                 | 387.1           | 14.0           | 20,761                | 60.0            | 54.1           |
| 19 | スイス      | 678,938                 | 384.3           | 13.9           | 80,101                | 231.6           | 208.6          |
| 20 | アルゼンチン   | 637,486                 | 360.9           | 13.1           | 14,400                | 41.6            | 37.5           |
| 21 | 台湾       | 574,940                 | 325.5           | 11.8           | 24,408                | 70.6            | 63.6           |
| 22 | スウェーデン   | 535,607                 | 303.2           | 11.0           | 54,043                | 156.2           | 140.7          |
| 23 | ポーランド    | 526,212                 | 297.9           | 10.8           | 13,786                | 39.9            | 35.9           |
| 24 | ベルギー     | 494,764                 | 280.1           | 10.2           | 43,289                | 125.1           | 112.7          |
| 25 | 九州7県・沖縄* | 463,143                 | 262.2           | 9.5*           | 32,253                | 93.2            | 84.0           |
| 26 | イラン      | 460,976                 | 260.9           | 9.5            | 5,680                 | 16.4            | 14.8           |
| 27 | タイ       | 455,303                 | 257.7           | 9.4            | 6,595                 | 19.1            | 17.2           |
| 28 | オーストラリア  | 416,836                 | 236.0           | 8.6            | 47,718                | 137.9           | 124.3          |
| 29 | ノルウェー    | 399,470                 | 226.1           | 8.2            | 75,295                | 217.7           | 196.1          |
| 30 | アラブ首長国連邦 | 382,575                 | 216.6           | 7.9            | 40,699                | 117.7           | 106.0          |
| 31 | ナイジェリア   | 375,770                 | 212.7           | 7.7            | 1,969                 | 5.7             | 5.1            |
| 32 | イスラエル    | 353,268                 | 200.0           | 7.3            | 42,452                | 122.7           | 110.5          |
| 33 | 南アフリカ    | 348,872                 | 197.5           | 7.2            | 6,151                 | 17.8            | 16.0           |
| 34 | 香港       | 341,659                 | 193.4           | 7.0            | 46,390                | 134.1           | 120.8          |
| 35 | アイルランド   | 331,430                 | 187.6           | 6.8            | 69,604                | 201.2           | 181.3          |
| 36 | デンマーク    | 329,866                 | 186.7           | 6.8            | 57,533                | 166.3           | 149.8          |
| 37 | シンガポール   | 323,901                 | 183.4           | 6.7            | 56,737                | 164.0           | 147.7          |
| 38 | マレーシア    | 314,707                 | 178.1           | 6.5            | 9,951                 | 28.8            | 25.9           |
| 39 | フィリピン    | 313,595                 | 177.5           | 6.4            | 2,989                 | 8.6             | 7.8            |
| 40 | コロンビア    | 309,191                 | 175.0           | 6.4            | 6,302                 | 18.2            | 16.4           |
| 41 | パキスタン    | 302,139                 | 171.0           | 6.2            | 1,534                 | 4.4             | 4.0            |
| 42 | チリ       | 277,081                 | 156.8           | 5.7            | 15,347                | 44.4            | 40.0           |
| 43 | ベネズエラ    | 255,093                 | 144.4           | 5.2            | 7,977                 | 23.1            | 20.8           |
| 44 | フィンランド   | 252,247                 | 142.8           | 5.2            | 45,670                | 132.0           | 118.9          |
| 45 | バングラデシュ  | 245,633                 | 139.0           | 5.0            | 1,492                 | 4.3             | 3.9            |
| 46 | ベトナム     | 223,780                 | 126.7           | 4.6            | 2,342                 | 6.8             | 6.1            |
| 47 | チェコ      | 215,825                 | 122.2           | 4.4            | 20,326                | 58.8            | 52.9           |
| 48 | ルーマニア    | 211,804                 | 119.9           | 4.4            | 10,763                | 31.1            | 28.0           |
| 49 | ペルー      | 211,403                 | 119.7           | 4.3            | 6,572                 | 19.0            | 17.1           |
| 50 | ギリシャ     | 203,086                 | 115.0           | 4.2            | 18,198                | 52.6            | 47.4           |
| 51 | ニュージーランド | 202,044                 | 114.4           | 4.2            | 42,935                | 124.1           | 111.8          |
| 52 | エジプト     | 195,136                 | 110.5           | 4.0            | 2,000                 | 5.8             | 5.2            |
| 53 | ポルトガル    | 195,041                 | 110.4           | 4.0            | 18,882                | 54.6            | 49.2           |
| 54 | イラク      | 182,024                 | 103.0           | 3.7            | 4,756                 | 13.7            | 12.4           |
| 55 | 福岡県*     | 176,654                 | 100.0           | 3.6*           | 34,593                | 100.0           | 90.1           |
| 56 | カタール     | 167,605                 | 94.9            | 3.4            | 63,506                | 183.6           | 165.4          |
|    | 日本       | 4,867,348               | 2,904.1         | 100.0          | 38,402                | 60.5            | 100.0          |

資料) 総務省統計局「世界の統計」  
 総務省統計局「人口推計年報」平成29年10月1日現在  
 九州各県「県民経済計算」平成28年度  
 国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」平成29年  
 注1) 国内総生産及び一人当たりの国内総生産の\*印は2016年度。  
 注2) 九州7県・沖縄及び福岡県の国内総生産等の換算レートは、1ドル=108.37円(2016年度の東京外国為替市場におけるイン  
 バンク直物中心相場の各月中平均値の四半期別単純平均値)とした。  
 注3) 対福岡県比及び対日本比は、小数点第二位以下を四捨五入している。  
 注4) 九州7県・沖縄及び福岡県の面積には県にまたがる境界未定地域を含まない。



| km <sup>2</sup><br>2017年 | 面 積             |                | 千 人<br>2016年 | 総 人 口           |                |
|--------------------------|-----------------|----------------|--------------|-----------------|----------------|
|                          | 対福岡県<br>福岡県=100 | 対日本比<br>日本=100 |              | 対福岡県<br>福岡県=100 | 対日本比<br>日本=100 |
| 9,833,517                | 197,183.0       | 2,601.6        | 322,180      | 6,312.3         | 253.8          |
| 9,600,000                | 192,500.5       | 2,539.9        | 1,403,500    | 27,498.0        | 1,105.7        |
| 357,578                  | 7,170.2         | 94.6           | 81,915       | 1,604.9         | 64.5           |
| 242,495                  | 4,862.5         | 64.2           | 65,789       | 1,289.0         | 51.8           |
| 551,500                  | 11,058.8        | 145.9          | 64,721       | 1,268.0         | 51.0           |
| 3,287,263                | 65,916.6        | 869.7          | 1,324,171    | 25,943.8        | 1,043.2        |
| 8,515,767                | 170,759.3       | 2,253.0        | 207,653      | 4,068.4         | 163.6          |
| 302,073                  | 6,057.2         | 79.9           | 59,430       | 1,164.4         | 46.8           |
| 9,984,670                | 200,214.0       | 2,641.6        | 36,290       | 711.0           | 28.6           |
| 17,098,246               | 342,856.3       | 4,523.7        | 143,965      | 2,820.6         | 113.4          |
| 100,339                  | 2,012.0         | 26.5           | 50,792       | 995.1           | 40.0           |
| 7,692,024                | 154,241.5       | 2,035.1        | 24,126       | 472.7           | 19.0           |
| 505,980                  | 10,146.0        | 133.9          | 46,348       | 908.1           | 36.5           |
| 1,964,375                | 39,389.9        | 519.7          | 127,540      | 2,498.8         | 100.5          |
| 1,910,931                | 38,318.2        | 505.6          | 261,115      | 5,115.9         | 205.7          |
| 780,004                  | 15,640.7        | 206.4          | 79,512       | 1,557.8         | 62.6           |
| 41,543                   | 833.0           | 11.0           | 16,987       | 332.8           | 13.4           |
| 2,206,714                | 44,249.3        | 583.8          | 32,276       | 632.4           | 25.4           |
| 41,291                   | 828.0           | 10.9           | 8,402        | 164.6           | 6.6            |
| 2,796,427                | 56,074.3        | 739.8          | 43,847       | 859.1           | 34.5           |
| 36,014                   | 722.2           | 9.5            | 23,557       | 461.5           | 18.6           |
| 438,574                  | 8,794.3         | 116.0          | 9,838        | 192.8           | 7.8            |
| 312,679                  | 6,269.9         | 82.7           | 38,224       | 748.9           | 30.1           |
| 30,528                   | 612.2           | 8.1            | 11,358       | 222.5           | 8.9            |
| 44,513                   | 892.6           | 11.8           | 14,406       | 282.2           | 11.3           |
| 1,628,762                | 32,660.2        | 430.9          | 80,277       | 1,572.8         | 63.2           |
| 513,140                  | 10,289.6        | 135.8          | 68,864       | 1,349.2         | 54.3           |
| 83,882                   | 1,682.0         | 22.2           | 8,712        | 170.7           | 6.9            |
| 323,772                  | 6,492.3         | 85.7           | 5,255        | 103.0           | 4.1            |
| 71,024                   | 1,424.2         | 18.8           | 9,270        | 181.6           | 7.3            |
| 923,768                  | 18,523.5        | 244.4          | 185,990      | 3,644.0         | 146.5          |
| 22,072                   | 442.6           | 5.8            | 8,192        | 160.5           | 6.5            |
| 1,221,037                | 24,484.4        | 323.0          | 56,015       | 1,097.5         | 44.1           |
| 1,106                    | 22.2            | 0.3            | 7,303        | 143.1           | 5.8            |
| 69,825                   | 1,400.1         | 18.5           | 4,726        | 92.6            | 3.7            |
| 42,921                   | 860.7           | 11.4           | 5,712        | 111.9           | 4.5            |
| 720                      | 14.4            | 0.2            | 5,622        | 110.1           | 4.4            |
| 330,345                  | 6,624.1         | 87.4           | 31,187       | 611.0           | 24.6           |
| 300,000                  | 6,015.6         | 79.4           | 103,320      | 2,024.3         | 81.4           |
| 1,141,748                | 22,894.5        | 302.1          | 48,653       | 953.2           | 38.3           |
| 796,095                  | 15,963.4        | 210.6          | 193,203      | 3,785.3         | 152.2          |
| 756,102                  | 15,161.5        | 200.0          | 17,910       | 350.9           | 14.1           |
| 929,690                  | 18,642.3        | 246.0          | 31,568       | 618.5           | 24.9           |
| 336,866                  | 6,754.9         | 89.1           | 5,503        | 107.8           | 4.3            |
| 147,570                  | 2,959.1         | 39.0           | 162,952      | 3,192.6         | 128.4          |
| 330,967                  | 6,636.6         | 87.6           | 94,569       | 1,852.8         | 74.5           |
| 78,870                   | 1,581.5         | 20.9           | 10,611       | 207.9           | 8.4            |
| 238,391                  | 4,780.2         | 63.1           | 19,778       | 387.5           | 15.6           |
| 1,285,216                | 25,771.3        | 340.0          | 31,774       | 622.5           | 25.0           |
| 131,957                  | 2,646.0         | 34.9           | 11,184       | 219.1           | 8.8            |
| 268,107                  | 5,376.1         | 70.9           | 4,661        | 91.3            | 3.7            |
| 1,002,000                | 20,092.2        | 265.1          | 95,689       | 1,874.8         | 75.4           |
| 92,226                   | 1,849.3         | 24.4           | 10,372       | 203.2           | 8.2            |
| 435,052                  | 8,723.7         | 115.1          | 37,203       | 728.9           | 29.3           |
| 4,987                    | 100.0           | 1.3            | 5,104        | 100.0           | 4.0            |
| 11,628                   | 233.2           | 3.1            | 2,570        | 50.4            | 2.0            |
| 377,974                  | 3,250.6         | 100.0          | 126,933      | 4,939.0         | 100.0          |

## 4 都道府県主要指標

| 都道府県     | 1)                       |                             | 2)                         |                          | 3)                    |                         | 人口増加率<br>(22~27年)<br>(%) | 人口密度<br>(人/k㎡) | 産業                    |           |             |
|----------|--------------------------|-----------------------------|----------------------------|--------------------------|-----------------------|-------------------------|--------------------------|----------------|-----------------------|-----------|-------------|
|          | 面積<br>(1. 10. 1)<br>(k㎡) | 世帯数<br>(27. 10. 1)<br>(千世帯) | 総人口<br>(27. 10. 1)<br>(千人) | 人口増加率<br>(22~27年)<br>(%) | 農業<br>産出額<br>(30年：億円) | 製造品<br>出荷額等<br>(29年：億円) |                          |                | 商品<br>販売額<br>(27年：億円) |           |             |
| 全 国      |                          | 377,975                     | 53,449                     | 127,095                  |                       | -0.8                    | 341                      |                | 91,283                | 3,190,358 | 5,448,359   |
| 福 岡      | 29                       | 4,987                       | 9 2,201                    | 9 5,102                  | 6                     | 0.6                     | 7 1,023                  | 15             | 2,124                 | 11 97,384 | 4 217,609   |
| (福岡県の割合) |                          | 1.32%                       | 4.12%                      | 4.01%                    |                       | -                       | -                        |                | 2.33%                 | 3.05%     | 3.99%       |
| 佐 賀      |                          | 2,441                       | 302                        | 833                      |                       | -2.0                    | 341                      |                | 1,277                 | 18,656    | 16,639      |
| 長 崎      |                          | 4,131                       | 561                        | 1,377                    |                       | -3.5                    | 333                      |                | 1,499                 | 18,295    | 29,869      |
| 熊 本      |                          | 7,409                       | 705                        | 1,786                    |                       | -1.7                    | 241                      |                | 3,406                 | 28,392    | 40,432      |
| 大 分      |                          | 6,341                       | 487                        | 1,166                    |                       | -2.5                    | 184                      |                | 1,259                 | 40,950    | 24,675      |
| 宮 崎      |                          | 7,735                       | 463                        | 1,104                    |                       | -2.7                    | 143                      | 5              | 3,429                 | 16,917    | 27,144      |
| 鹿 児 島    |                          | 9,187                       | 725                        | 1,648                    |                       | -3.4                    | 179                      | 2              | 4,863                 | 20,676    | 41,941      |
| 沖 縄      |                          | 2,281                       | 560                        | 1,434                    | 1                     | 2.9                     | 628                      |                | 988                   | 4,799     | 27,261      |
| 北海道      | 1                        | 83,424                      | 2,445                      | 5,382                    |                       | -2.3                    | 69                       | 1              | 12,593                | 61,307    | 179,996     |
| 青 森      |                          | 9,646                       | 511                        | 1,308                    |                       | -4.7                    | 136                      |                | 3,222                 | 19,121    | 32,735      |
| 岩 手      | 2                        | 15,275                      | 493                        | 1,280                    |                       | -3.8                    | 84                       |                | 2,727                 | 25,257    | 33,328      |
| 宮 城      |                          | 7,282                       | 945                        | 2,334                    |                       | -0.6                    | 321                      |                | 1,939                 | 44,696    | 115,549     |
| 秋 田      |                          | 11,638                      | 389                        | 1,023                    |                       | -5.8                    | 88                       |                | 1,843                 | 13,755    | 22,561      |
| 山 形      |                          | 9,323                       | 393                        | 1,124                    |                       | -3.9                    | 121                      |                | 2,480                 | 28,987    | 24,882      |
| 福 島      | 3                        | 13,784                      | 738                        | 1,914                    |                       | -5.7                    | 139                      |                | 2,113                 | 51,204    | 46,317      |
| 茨 城      |                          | 6,097                       | 1,124                      | 2,917                    |                       | -1.8                    | 478                      | 3              | 4,508                 | 122,795   | 68,688      |
| 栃 木      |                          | 6,408                       | 763                        | 1,974                    |                       | -1.7                    | 308                      |                | 2,871                 | 92,333    | 54,192      |
| 群 馬      |                          | 6,362                       | 774                        | 1,973                    |                       | -1.7                    | 310                      |                | 2,454                 | 90,290    | 70,293      |
| 埼 玉      |                          | 3,798                       | 5 2,972                    | 5 7,267                  | 3                     | 1.0                     | 4 1,913                  |                | 1,758                 | 135,075   | 169,090     |
| 千 葉      |                          | 5,158                       | 2,609                      | 6,223                    |                       | 0.1                     | 1,207                    | 4              | 4,259                 | 121,263   | 125,632     |
| 東 京      |                          | 2,194                       | 1 6,701                    | 1 13,515                 | 2                     | 2.7                     | 1 6,169                  |                | 240                   | 76,283    | 1 1,860,027 |
| 神 奈 川    |                          | 2,416                       | 2 3,979                    | 2 9,126                  | 5                     | 0.9                     | 3 3,778                  |                | 697                   | 2 179,564 | 5 210,090   |
| 新 潟      | 5                        | 12,584                      | 848                        | 2,304                    |                       | -3.0                    | 183                      |                | 2,462                 | 48,658    | 65,847      |
| 富 山      |                          | 4,248                       | 391                        | 1,066                    |                       | -2.5                    | 251                      |                | 651                   | 38,635    | 30,808      |
| 石 川      |                          | 4,186                       | 453                        | 1,154                    |                       | -1.3                    | 276                      |                | 545                   | 30,206    | 40,085      |
| 福 井      |                          | 4,191                       | 280                        | 787                      |                       | -2.4                    | 188                      |                | 470                   | 21,062    | 19,452      |
| 山 梨      |                          | 4,465                       | 331                        | 835                      |                       | -3.3                    | 187                      |                | 953                   | 25,327    | 18,827      |
| 長 野      | 4                        | 13,562                      | 807                        | 2,099                    |                       | -2.5                    | 155                      |                | 2,616                 | 61,681    | 54,771      |
| 岐 阜      |                          | 10,621                      | 753                        | 2,032                    |                       | -2.3                    | 191                      |                | 1,104                 | 56,271    | 44,422      |
| 静 岡      |                          | 7,777                       | 1,430                      | 3,700                    |                       | -1.7                    | 476                      |                | 2,120                 | 4 167,871 | 108,814     |
| 愛 知      |                          | 5,173                       | 4 3,064                    | 4 7,483                  | 3                     | 1.0                     | 5 1,447                  |                | 3,115                 | 1 469,681 | 3 416,565   |
| 三 重      |                          | 5,774                       | 720                        | 1,816                    |                       | -2.1                    | 315                      |                | 1,113                 | 105,034   | 37,836      |
| 滋 賀      |                          | 4,017                       | 538                        | 1,413                    |                       | 0.2                     | 352                      |                | 641                   | 77,936    | 25,443      |
| 京 都      |                          | 4,612                       | 1,153                      | 2,610                    |                       | -1.0                    | 566                      |                | 704                   | 57,358    | 71,582      |
| 大 阪      |                          | 1,905                       | 3 3,924                    | 3 8,839                  |                       | -0.3                    | 2 4,640                  |                | 332                   | 3 169,957 | 2 556,930   |
| 兵 庫      |                          | 8,401                       | 2,315                      | 5,535                    |                       | -1.0                    | 659                      |                | 1,544                 | 5 156,659 | 143,794     |
| 奈 良      |                          | 3,691                       | 530                        | 1,364                    |                       | -2.6                    | 370                      |                | 407                   | 20,917    | 19,972      |
| 和 歌 山    |                          | 4,725                       | 392                        | 964                      |                       | -3.9                    | 204                      |                | 1,158                 | 26,647    | 20,829      |
| 鳥 取      |                          | 3,507                       | 217                        | 573                      |                       | -2.6                    | 164                      |                | 743                   | 8,040     | 12,901      |
| 島 根      |                          | 6,708                       | 265                        | 694                      |                       | -3.2                    | 104                      |                | 612                   | 11,721    | 14,179      |
| 岡 山      |                          | 7,114                       | 773                        | 1,922                    |                       | -1.2                    | 270                      |                | 1,401                 | 76,032    | 53,570      |
| 広 島      |                          | 8,480                       | 1,211                      | 2,844                    |                       | -0.6                    | 335                      |                | 1,187                 | 100,404   | 118,740     |
| 山 口      |                          | 6,113                       | 599                        | 1,405                    |                       | -3.2                    | 230                      |                | 654                   | 61,097    | 29,900      |
| 徳 島      |                          | 4,147                       | 306                        | 756                      |                       | -3.8                    | 182                      |                | 981                   | 17,808    | 15,842      |
| 香 川      |                          | 1,877                       | 399                        | 976                      |                       | -2.0                    | 520                      |                | 817                   | 25,763    | 34,923      |
| 愛 媛      |                          | 5,676                       | 592                        | 1,385                    |                       | -3.2                    | 244                      |                | 1,233                 | 41,785    | 38,044      |
| 高 知      |                          | 7,104                       | 319                        | 728                      |                       | -4.7                    | 103                      |                | 1,170                 | 5,810     | 15,335      |

1) 資料：国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和元年）

2) 3) 資料：総務省統計局「平成27年国勢調査」

4) 資料：農林水産省「平成30年生産農業所得統計」

5) 資料：経済産業省「平成30年工業統計表」

6) 資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査 産業別集計(卸売業、小売業に関する集計)」

| 都道府県     | 7) 県内総生産(28年度)     |        |      |      | 8) 経済                          |                              |                                | 9) 財政状況                   |                    |
|----------|--------------------|--------|------|------|--------------------------------|------------------------------|--------------------------------|---------------------------|--------------------|
|          | 実数<br>(名目)<br>(億円) | 構成比(%) |      |      | 経済成長率<br>(名目)<br>(28年度)<br>(%) | 1人当たり<br>(28年度)<br>額<br>(千円) | 県民所得<br>全国平均<br>(=100)<br>との格差 | 財政規模<br>(30年度)<br>(歳出：億円) | 財政力指数<br>(28-30年度) |
|          |                    | 1次産業   | 2次産業 | 3次産業 |                                |                              |                                |                           |                    |
| 全国       | 5,498,662          | 1.1    | 27.2 | 71.3 | 0.8                            | 3,217                        | 100.0                          | 489,573                   | 0.518              |
| 福岡       | 8 191,440          | 0.8    | 20.3 | 78.3 | 1.0                            | 29 2,800                     | 87.0                           | 9 15,838                  | 0.646              |
| (福岡県の割合) | 3.48%              | -      | -    | -    | -                              | -                            | -                              | -                         | -                  |
| 佐賀       | 28,519             | 3.2    | 29.2 | 67.0 | 0.1                            | 2,509                        | 78.0                           | 4,279                     | 0.346              |
| 長崎       | 45,662             | 2.9    | 24.5 | 72.1 | 2.4                            | 2,519                        | 78.3                           | 6,627                     | 0.338              |
| 熊本       | 59,276             | 3.5    | 25.2 | 70.8 | 4.6                            | 2,517                        | 78.2                           | 8,913                     | 0.411              |
| 大分       | 43,534             | 2.4    | 27.6 | 69.7 | -0.8                           | 2,605                        | 81.0                           | 5,739                     | 0.387              |
| 宮崎       | 36,840             | 5.5    | 23.5 | 70.6 | 1.8                            | 2,407                        | 74.8                           | 5,519                     | 0.347              |
| 鹿児島      | 53,818             | 5.4    | 20.4 | 73.7 | 1.7                            | 2,414                        | 75.0                           | 7,591                     | 0.347              |
| 沖縄       | 42,820             | 1.8    | 15.3 | 83.5 | 4.2                            | 2,273                        | 70.6                           | 7,020                     | 0.356              |
| 北海道      | 190,181            | 4.5    | 17.6 | 77.3 | -0.2                           | 2,617                        | 81.3                           | 3 23,672                  | 0.449              |
| 青森       | 45,803             | 5.1    | 24.3 | 71.1 | 0.7                            | 2,558                        | 79.5                           | 6,459                     | 0.348              |
| 岩手       | 46,743             | 3.5    | 29.5 | 66.5 | 0.0                            | 2,737                        | 85.1                           | 9,578                     | 0.363              |
| 宮城       | 94,755             | 1.5    | 28.0 | 70.6 | -0.1                           | 2,926                        | 91.0                           | 10,831                    | 0.629              |
| 秋田       | 34,513             | 3.3    | 22.5 | 74.6 | 1.7                            | 2,553                        | 79.3                           | 5,980                     | 0.312              |
| 山形       | 40,398             | 3.6    | 29.9 | 66.2 | 3.1                            | 2,758                        | 85.7                           | 5,673                     | 0.366              |
| 福島       | 79,179             | 1.5    | 34.2 | 63.9 | 1.4                            | 3,005                        | 93.4                           | 12,674                    | 0.545              |
| 茨城       | 130,567            | 2.4    | 37.7 | 59.5 | 0.5                            | 3,116                        | 96.8                           | 10,353                    | 0.648              |
| 栃木       | 89,584             | 1.9    | 43.8 | 53.9 | -0.8                           | 3 3,318                      | 103.1                          | 7,392                     | 0.651              |
| 群馬       | 85,285             | 1.5    | 42.6 | 55.4 | 0.1                            | 3,098                        | 96.3                           | 7,180                     | 0.645              |
| 埼玉       | 5 226,897          | 0.5    | 27.0 | 71.9 | 0.6                            | 2,958                        | 91.9                           | 17,203                    | 0.766              |
| 千葉       | 203,916            | 1.2    | 23.5 | 74.7 | 0.3                            | 3,020                        | 93.9                           | 16,986                    | 0.777              |
| 東京       | 1 1,044,700        | 0.0    | 14.4 | 85.5 | 0.6                            | 1 5,348                      | 166.2                          | 1 73,790                  | 1.179              |
| 神奈川      | 4 346,093          | 0.1    | 26.1 | 73.3 | 1.5                            | 3,180                        | 98.8                           | 5 18,420                  | 0.900              |
| 新潟       | 88,840             | 1.9    | 29.7 | 68.0 | 0.7                            | 2,826                        | 87.8                           | 9,975                     | 0.463              |
| 富山       | 45,663             | 1.1    | 38.3 | 60.3 | -1.1                           | 5 3,295                      | 102.4                          | 4,821                     | 0.478              |
| 石川       | 46,230             | 1.0    | 31.5 | 67.5 | 0.4                            | 2,908                        | 90.4                           | 5,217                     | 0.503              |
| 福井       | 32,111             | 1.0    | 32.8 | 66.0 | -1.6                           | 3,157                        | 98.1                           | 4,467                     | 0.410              |
| 山梨       | 33,656             | 1.9    | 36.9 | 61.1 | 1.8                            | 2,873                        | 89.3                           | 4,451                     | 0.418              |
| 長野       | 82,723             | 1.9    | 34.4 | 63.2 | 0.3                            | 2,882                        | 89.6                           | 7,900                     | 0.518              |
| 岐阜       | 76,218             | 0.9    | 34.0 | 64.7 | 0.9                            | 2,803                        | 87.1                           | 7,572                     | 0.549              |
| 静岡       | 170,444            | 0.9    | 44.2 | 54.4 | 0.5                            | 4 3,300                      | 102.6                          | 11,133                    | 0.725              |
| 愛知       | 2 394,094          | 0.5    | 41.9 | 57.4 | -0.3                           | 2 3,633                      | 112.9                          | 4 22,709                  | 0.917              |
| 三重       | 82,209             | 1.2    | 43.2 | 55.8 | 3.4                            | 3,155                        | 98.1                           | 6,656                     | 0.594              |
| 滋賀       | 63,817             | 0.7    | 46.6 | 52.3 | 3.2                            | 3,181                        | 98.9                           | 5,111                     | 0.565              |
| 京都       | 104,876            | 0.4    | 31.5 | 67.4 | 2.0                            | 2,926                        | 90.9                           | 8,410                     | 0.584              |
| 大阪       | 3 389,950          | 0.1    | 20.7 | 77.6 | -0.1                           | 3,056                        | 95.0                           | 2 25,548                  | 0.788              |
| 兵庫       | 209,378            | 0.5    | 27.2 | 71.8 | 0.5                            | 2,896                        | 90.0                           | 18,316                    | 0.642              |
| 奈良       | 36,507             | 0.7    | 24.1 | 74.7 | 2.6                            | 2,522                        | 78.4                           | 4,936                     | 0.428              |
| 和歌山      | 36,765             | 2.3    | 34.1 | 63.2 | 4.3                            | 2,949                        | 91.7                           | 5,270                     | 0.328              |
| 鳥取       | 18,641             | 2.8    | 20.9 | 75.7 | 1.5                            | 2,407                        | 74.8                           | 3,360                     | 0.277              |
| 島根       | 25,206             | 2.0    | 25.4 | 72.1 | 1.4                            | 2,619                        | 81.4                           | 4,634                     | 0.260              |
| 岡山       | 76,812             | 1.1    | 33.4 | 65.1 | -1.3                           | 2,732                        | 84.9                           | 6,795                     | 0.528              |
| 広島       | 119,447            | 0.7    | 34.0 | 65.0 | 1.1                            | 3,068                        | 95.4                           | 9,009                     | 0.614              |
| 山口       | 60,875             | 0.8    | 40.2 | 58.5 | 3.3                            | 3,048                        | 94.7                           | 6,016                     | 0.454              |
| 徳島       | 30,720             | 2.3    | 32.5 | 64.9 | -0.9                           | 2,973                        | 92.4                           | 4,658                     | 0.326              |
| 香川       | 38,022             | 1.6    | 27.9 | 71.1 | 1.6                            | 2,945                        | 91.5                           | 4,331                     | 0.490              |
| 愛媛       | 50,742             | 2.1    | 30.3 | 67.5 | 3.3                            | 2,656                        | 82.6                           | 6,207                     | 0.439              |
| 高知       | 24,194             | 3.9    | 16.8 | 78.7 | 1.1                            | 2,567                        | 79.8                           | 4,352                     | 0.270              |

7)8) 全国値については、都道府県合計、都道府県平均

資料：内閣府経済社会総合研究所「県民経済計算」平成28年度

9) 全国値については、都道府県合計、都道府県平均

資料：総務省「平成30年度都道府県決算状況調」、「平成30年度都道府県財政指数表」

注：県内総生産、1人当たり県民所得、財政規模の欄内左端の数字は、全国順位を表す。

## 5 市町村主要指標

(北九州地域)

| 市区町村 | 1) 面積<br>(1. 10. 1)<br>(k m <sup>2</sup> ) | 2) 世帯数<br>(27. 10. 1)<br>(世帯) | 3) 人口                     |                   |                              |                           |
|------|--|-------------------------------|---------------------------|-------------------|------------------------------|---------------------------|
|      |  |                               | 総人口<br>(27. 10. 1)<br>(人) | 5年間<br>増減率<br>(%) | 人口密度<br>(人/km <sup>2</sup> ) | 老年人口の<br>占める割合<br>(27年:%) |
| 北九州市 | 491.69                                     | 426,325                       | 961,286                   | -1.6              | 1,954                        | 29.3                      |
| 行橋市  | 70.06                                      | 28,648                        | 70,586                    | 0.2               | 1,008                        | 28.1                      |
| 豊前市  | 111.01                                     | 10,070                        | 25,940                    | -4.0              | 234                          | 34.9                      |
| 中間市  | 15.96                                      | 17,414                        | 41,796                    | -5.5              | 2,619                        | 35.0                      |
| 芦屋町  | 11.60                                      | 5,573                         | 14,208                    | -7.6              | 1,225                        | 28.9                      |
| 水巻町  | 11.01                                      | 12,220                        | 28,997                    | -3.4              | 2,634                        | 30.2                      |
| 岡垣町  | 48.64                                      | 11,784                        | 31,580                    | -1.7              | 649                          | 31.1                      |
| 遠賀町  | 22.15                                      | 7,269                         | 18,877                    | -1.5              | 852                          | 30.7                      |
| 苅田町  | 49.24                                      | 15,341                        | 34,963                    | -2.9              | 715                          | 23.9                      |
| みやこ町 | 151.34                                     | 7,527                         | 20,243                    | -6.2              | 134                          | 37.5                      |
| 吉富町  | 5.72                                       | 2,589                         | 6,627                     | -2.4              | 1,159                        | 30.0                      |
| 上毛町  | 62.44                                      | 2,791                         | 7,458                     | -5.0              | 119                          | 33.6                      |
| 築上町  | 119.61                                     | 7,250                         | 18,587                    | -4.9              | 155                          | 34.3                      |
| 計    | 1,170.47                                   | 554,801                       | 1,281,148                 | -2.0              | 1,095                        | 29.7                      |

| 市区町村 | 4) 就業者    |                  |                  |                  | 5) 産業                         |                             | 6) 財政状況(30年度)         |                        |
|------|-----------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------|------------------------|
|      | 総数<br>(人) | 第1次<br>産業<br>(%) | 第2次<br>産業<br>(%) | 第3次<br>産業<br>(%) | 製造品<br>出荷額等<br>(29年)<br>(百万円) | 商品<br>販売額<br>(27年)<br>(百万円) | 財政規模<br>(歳出)<br>(百万円) | 財政力<br>指数<br>(28~30年度) |
| 北九州市 | 415,092   | 0.8              | 24.6             | 74.6             | 2,130,873                     | 2,696,705                   | 548,551               | 0.72                   |
| 行橋市  | 30,518    | 2.9              | 32.0             | 65.0             | 160,133                       | 106,301                     | 32,043                | 0.66                   |
| 豊前市  | 11,474    | 6.4              | 31.8             | 61.8             | 120,228                       | 29,572                      | 11,610                | 0.52                   |
| 中間市  | 17,070    | 0.9              | 31.0             | 68.0             | 51,913                        | 33,395                      | 17,618                | 0.44                   |
| 芦屋町  | 6,530     | 3.2              | 22.8             | 74.0             | 5,474                         | 9,205                       | 8,284                 | 0.39                   |
| 水巻町  | 12,026    | 1.0              | 30.1             | 68.9             | 24,892                        | 35,422                      | 9,243                 | 0.54                   |
| 岡垣町  | 13,417    | 3.6              | 25.1             | 71.3             | 13,661                        | 22,684                      | 10,244                | 0.56                   |
| 遠賀町  | 8,391     | 3.4              | 27.0             | 69.6             | 25,331                        | 30,292                      | 7,391                 | 0.60                   |
| 苅田町  | 15,365    | 1.4              | 38.8             | 59.8             | 2,004,897                     | 107,192                     | 13,368                | 1.21                   |
| みやこ町 | 8,747     | 8.9              | 31.5             | 59.7             | 127,646                       | 10,669                      | 11,827                | 0.37                   |
| 吉富町  | 3,022     | 3.5              | 38.2             | 58.4             | 24,036                        | 6,698                       | 3,238                 | 0.42                   |
| 上毛町  | 3,504     | 10.4             | 32.0             | 57.6             | 41,787                        | 1,967                       | 8,547                 | 0.29                   |
| 築上町  | 8,304     | 8.8              | 25.5             | 65.7             | 12,954                        | 11,762                      | 10,038                | 0.34                   |
| 計    | 553,460   | 1.5              | 26.2             | 72.3             | 4,743,826                     | 3,101,864                   | 692,002               | —                      |

## (福岡地域)

| 市区町村 | 1) 面積<br>(1. 10. 1)<br>(k m <sup>2</sup> ) | 2) 世帯数<br>(27. 10. 1)<br>(世帯) | 3) 人口                     |                   |                              |                           |
|------|--|-------------------------------|---------------------------|-------------------|------------------------------|---------------------------|
|      |  |                               | 総人口<br>(27. 10. 1)<br>(人) | 5年間<br>増減率<br>(%) | 人口密度<br>(人/km <sup>2</sup> ) | 老年人口の<br>占める割合<br>(27年:%) |
| 福岡市  | 343.46                                     | 764,820                       | 1,538,681                 | 5.1               | 4,481                        | 20.7                      |
| 筑紫野市 | 87.73                                      | 39,350                        | 101,081                   | 0.9               | 1,152                        | 22.8                      |
| 春日市  | 14.15                                      | 43,720                        | 110,743                   | 3.7               | 7,826                        | 19.7                      |
| 大野城市 | 26.89                                      | 39,885                        | 99,525                    | 4.7               | 3,701                        | 20.4                      |
| 宗像市  | 119.94                                     | 38,995                        | 96,516                    | 1.1               | 805                          | 26.6                      |
| 太宰府市 | 29.60                                      | 29,107                        | 72,168                    | 2.4               | 2,438                        | 25.9                      |
| 古賀市  | 42.07                                      | 22,320                        | 57,959                    | 0.1               | 1,378                        | 24.4                      |
| 福津市  | 52.76                                      | 22,272                        | 58,781                    | 6.0               | 1,114                        | 28.8                      |
| 朝倉市  | 246.71                                     | 19,088                        | 52,444                    | -6.9              | 213                          | 32.0                      |
| 糸島市  | 215.70                                     | 34,739                        | 96,475                    | -2.0              | 447                          | 26.9                      |
| 那珂川市 | 74.95                                      | 18,291                        | 50,004                    | 0.4               | 667                          | 20.3                      |
| 宇美町  | 30.21                                      | 13,119                        | 37,927                    | -1.7              | 1,255                        | 23.3                      |
| 篠栗町  | 38.93                                      | 11,539                        | 31,210                    | -0.3              | 802                          | 23.0                      |
| 志免町  | 8.69                                       | 17,591                        | 45,256                    | 3.9               | 5,208                        | 22.0                      |
| 須恵町  | 16.31                                      | 9,919                         | 27,263                    | 4.7               | 1,672                        | 26.0                      |
| 新宮町  | 18.93                                      | 10,946                        | 30,344                    | 23.0              | 1,603                        | 16.4                      |
| 久山町  | 37.44                                      | 2,825                         | 8,225                     | -1.8              | 220                          | 27.8                      |
| 粕屋町  | 14.13                                      | 18,005                        | 45,360                    | 8.0               | 3,210                        | 16.9                      |
| 筑前町  | 67.10                                      | 9,767                         | 29,306                    | 0.5               | 437                          | 28.2                      |
| 東峰村  | 51.97                                      | 742                           | 2,174                     | -10.6             | 42                           | 40.5                      |
| 計    | 1,537.67                                   | 1,167,040                     | 2,591,442                 | 3.8               | 1,685                        | 22.0                      |

| 市区町村 | 4) 就業者    |                  |                  |                  | 5) 産業                         |                             | 6) 財政状況(30年度)         |                        |
|------|-----------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------|------------------------|
|      | 総数<br>(人) | 第1次<br>産業<br>(%) | 第2次<br>産業<br>(%) | 第3次<br>産業<br>(%) | 製造品<br>出荷額等<br>(29年)<br>(百万円) | 商品<br>販売額<br>(27年)<br>(百万円) | 財政規模<br>(歳出)<br>(百万円) | 財政力<br>指数<br>(28~30年度) |
| 福岡市  | 667,895   | 0.7              | 15.0             | 84.3             | 572,001                       | 13,743,253                  | 844,135               | 0.89                   |
| 筑紫野市 | 46,512    | 1.5              | 18.2             | 80.3             | 375,508                       | 241,896                     | 35,171                | 0.79                   |
| 春日市  | 51,235    | 0.3              | 17.5             | 82.1             | 7,837                         | 156,986                     | 34,533                | 0.75                   |
| 大野城市 | 45,405    | 0.4              | 19.2             | 80.4             | 51,041                        | 380,049                     | 35,517                | 0.82                   |
| 宗像市  | 43,407    | 3.4              | 21.3             | 75.3             | 35,186                        | 105,168                     | 37,093                | 0.60                   |
| 太宰府市 | 30,477    | 0.8              | 17.5             | 81.7             | 56,329                        | 126,834                     | 23,542                | 0.68                   |
| 古賀市  | 27,180    | 2.2              | 25.9             | 72.0             | 218,437                       | 178,809                     | 20,737                | 0.70                   |
| 福津市  | 25,409    | 3.3              | 20.0             | 76.7             | 27,623                        | 77,351                      | 25,866                | 0.57                   |
| 朝倉市  | 26,038    | 15.0             | 25.4             | 59.6             | 332,409                       | 102,974                     | 38,665                | 0.54                   |
| 糸島市  | 45,717    | 9.0              | 18.1             | 72.9             | 70,275                        | 95,144                      | 36,415                | 0.56                   |
| 那珂川市 | 23,349    | 1.8              | 22.6             | 75.6             | 8,775                         | 60,125                      | 18,441                | 0.74                   |
| 宇美町  | 17,301    | 0.7              | 25.4             | 73.8             | 54,048                        | 75,219                      | 11,207                | 0.60                   |
| 篠栗町  | 14,044    | 1.0              | 18.1             | 80.9             | 20,523                        | 180,138                     | 9,706                 | 0.59                   |
| 志免町  | 21,018    | 0.6              | 21.3             | 78.1             | 24,938                        | 219,335                     | 13,374                | 0.75                   |
| 須恵町  | 12,508    | 1.0              | 25.8             | 73.1             | 49,214                        | 61,211                      | 8,129                 | 0.61                   |
| 新宮町  | 13,772    | 2.3              | 20.2             | 77.4             | 104,247                       | 173,048                     | 14,751                | 0.88                   |
| 久山町  | 3,836     | 4.4              | 20.9             | 74.7             | 50,124                        | 62,570                      | 4,807                 | 0.85                   |
| 粕屋町  | 22,483    | 1.2              | 21.0             | 77.8             | 54,993                        | 238,142                     | 14,220                | 0.87                   |
| 筑前町  | 14,419    | 8.1              | 25.6             | 66.3             | 26,925                        | 42,403                      | 12,581                | 0.47                   |
| 東峰村  | 1,129     | 19.1             | 29.3             | 51.6             | 2,022                         | 654                         | 4,805                 | 0.13                   |
| 計    | 1,153,134 | 1.7              | 17.4             | 80.8             | 2,142,453                     | 16,321,309                  | 1,243,695             | —                      |

## (筑後地域)

| 市区町村 | 1)                                      | 2)                         | 3) 人口                     |                   |                              |                           |
|------|---|----------------------------|---------------------------|-------------------|------------------------------|---------------------------|
|      | 面積<br>(1. 10. 1)<br>(k m <sup>2</sup> ) | 世帯数<br>(27. 10. 1)<br>(世帯) | 総人口<br>(27. 10. 1)<br>(人) | 5年間<br>増減率<br>(%) | 人口密度<br>(人/km <sup>2</sup> ) | 老年人口の<br>占める割合<br>(27年:%) |
| 大牟田市 | 81.45                                   | 49,398                     | 117,360                   | -5.1              | 1,441                        | 35.1                      |
| 久留米市 | 229.96                                  | 121,913                    | 304,552                   | 0.7               | 1,324                        | 25.7                      |
| 柳川市  | 77.15                                   | 23,453                     | 67,777                    | -5.0              | 879                          | 30.7                      |
| 八女市  | 482.44                                  | 22,109                     | 64,408                    | -6.7              | 134                          | 33.4                      |
| 筑後市  | 41.78                                   | 17,379                     | 48,339                    | -0.4              | 1,157                        | 25.8                      |
| 大川市  | 33.62                                   | 12,709                     | 34,838                    | -7.0              | 1,036                        | 33.0                      |
| 小郡市  | 45.51                                   | 20,964                     | 57,983                    | -0.9              | 1,274                        | 26.1                      |
| うきは市 | 117.46                                  | 9,940                      | 29,509                    | -6.7              | 251                          | 31.9                      |
| みやま市 | 105.21                                  | 12,941                     | 38,139                    | -6.4              | 363                          | 34.8                      |
| 大刀洗町 | 22.84                                   | 5,008                      | 15,138                    | -1.0              | 663                          | 25.9                      |
| 大木町  | 18.44                                   | 4,556                      | 14,176                    | -1.2              | 769                          | 25.8                      |
| 広川町  | 37.94                                   | 7,007                      | 20,183                    | -0.3              | 532                          | 27.1                      |
| 計    | 1,293.80                                | 307,377                    | 812,402                   | -2.5              | 628                          | 29.1                      |

| 市区町村 | 4) 就業者    |                  |                  |                  | 5) 産業                         |                             | 6) 財政状況(30年度)         |                        |
|------|-----------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------|------------------------|
|      | 総数<br>(人) | 第1次<br>産業<br>(%) | 第2次<br>産業<br>(%) | 第3次<br>産業<br>(%) | 製造品<br>出荷額等<br>(29年)<br>(百万円) | 商品<br>販売額<br>(27年)<br>(百万円) | 財政規模<br>(歳出)<br>(百万円) | 財政力<br>指数<br>(28~30年度) |
| 大牟田市 | 47,898    | 2.1              | 25.8             | 72.0             | 295,338                       | 213,900                     | 53,357                | 0.53                   |
| 久留米市 | 141,546   | 5.8              | 20.4             | 73.8             | 320,975                       | 803,145                     | 126,422               | 0.67                   |
| 柳川市  | 31,301    | 10.9             | 25.3             | 63.8             | 51,490                        | 105,213                     | 32,483                | 0.46                   |
| 八女市  | 32,453    | 20.5             | 22.5             | 57.0             | 96,512                        | 103,021                     | 35,908                | 0.39                   |
| 筑後市  | 22,992    | 7.6              | 25.8             | 66.6             | 181,967                       | 116,539                     | 19,109                | 0.66                   |
| 大川市  | 16,359    | 7.2              | 30.8             | 62.0             | 44,129                        | 114,209                     | 16,037                | 0.53                   |
| 小郡市  | 26,164    | 4.0              | 17.1             | 79.0             | 41,309                        | 132,501                     | 19,914                | 0.67                   |
| うきは市 | 14,625    | 15.5             | 26.7             | 57.8             | 46,360                        | 32,240                      | 15,952                | 0.38                   |
| みやま市 | 18,547    | 16.9             | 24.9             | 58.2             | 33,838                        | 35,192                      | 19,093                | 0.42                   |
| 大刀洗町 | 7,353     | 14.1             | 23.8             | 62.1             | 22,490                        | 15,899                      | 7,054                 | 0.47                   |
| 大木町  | 7,097     | 11.9             | 25.2             | 63.0             | 11,935                        | 20,280                      | 6,551                 | 0.52                   |
| 広川町  | 9,470     | 12.1             | 24.8             | 63.1             | 59,161                        | 40,622                      | 7,177                 | 0.64                   |
| 計    | 375,805   | 8.5              | 23.0             | 68.5             | 1,205,504                     | 1,732,761                   | 359,056               | —                      |

## (筑豊地域)

| 市区町村 | 1) 面積<br>(1. 10. 1)<br>(k m <sup>2</sup> ) | 2) 世帯数<br>(27. 10. 1)<br>(世帯) | 3) 人口                     |                   |                              |                           |
|------|--|-------------------------------|---------------------------|-------------------|------------------------------|---------------------------|
|      |  |                               | 総人口<br>(27. 10. 1)<br>(人) | 5年間<br>増減率<br>(%) | 人口密度<br>(人/km <sup>2</sup> ) | 老年人口の<br>占める割合<br>(27年:%) |
| 直方市  | 61.76                                      | 23,281                        | 57,146                    | -0.9              | 925                          | 31.5                      |
| 飯塚市  | 213.96                                     | 54,732                        | 129,146                   | -1.8              | 603                          | 29.1                      |
| 田川市  | 54.55                                      | 20,955                        | 48,441                    | -4.3              | 888                          | 32.0                      |
| 宮若市  | 139.99                                     | 10,737                        | 28,112                    | -6.5              | 201                          | 33.2                      |
| 嘉麻市  | 135.11                                     | 15,637                        | 38,743                    | -9.0              | 287                          | 35.7                      |
| 小竹町  | 14.28                                      | 3,331                         | 7,810                     | -9.2              | 551                          | 37.3                      |
| 鞍手町  | 35.60                                      | 6,393                         | 16,007                    | -6.3              | 450                          | 34.5                      |
| 桂川町  | 20.14                                      | 5,226                         | 13,496                    | -2.6              | 670                          | 30.1                      |
| 香春町  | 44.50                                      | 4,429                         | 10,861                    | -7.1              | 244                          | 37.4                      |
| 添田町  | 132.20                                     | 4,029                         | 9,924                     | -9.0              | 75                           | 38.9                      |
| 糸田町  | 8.04                                       | 3,814                         | 9,020                     | -6.2              | 1,122                        | 34.9                      |
| 川崎町  | 36.14                                      | 7,349                         | 16,789                    | -8.1              | 465                          | 33.8                      |
| 大任町  | 14.26                                      | 2,052                         | 5,176                     | -5.9              | 363                          | 34.5                      |
| 赤村   | 31.98                                      | 1,127                         | 3,022                     | -7.0              | 95                           | 36.3                      |
| 福智町  | 42.06                                      | 8,727                         | 22,871                    | -7.5              | 544                          | 32.7                      |
| 計    | 984.57                                     | 171,819                       | 416,564                   | -4.4              | 423                          | 32.1                      |
| 県合計  | 4,986.51                                   | 2,201,037                     | 5,101,556                 | 0.6               | 1,023                        | 25.9                      |

| 市区町村 | 4) 就業者    |                  |                  |                  | 5) 産業                         |                             | 6) 財政状況(30年度)         |                        |
|------|-----------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------|------------------------|
|      | 総数<br>(人) | 第1次<br>産業<br>(%) | 第2次<br>産業<br>(%) | 第3次<br>産業<br>(%) | 製造品<br>出荷額等<br>(29年)<br>(百万円) | 商品<br>販売額<br>(27年)<br>(百万円) | 財政規模<br>(歳出)<br>(百万円) | 財政力<br>指数<br>(28~30年度) |
| 直方市  | 24,011    | 1.9              | 29.2             | 69.0             | 166,366                       | 120,875                     | 25,604                | 0.56                   |
| 飯塚市  | 54,975    | 2.3              | 22.9             | 74.9             | 170,153                       | 268,151                     | 62,671                | 0.50                   |
| 田川市  | 19,291    | 1.7              | 23.8             | 74.6             | 73,678                        | 78,735                      | 27,868                | 0.43                   |
| 宮若市  | 12,461    | 5.6              | 30.1             | 64.3             | 1,003,230                     | 32,528                      | 17,988                | 0.60                   |
| 嘉麻市  | 15,467    | 5.9              | 26.7             | 67.3             | 49,097                        | 27,067                      | 26,521                | 0.27                   |
| 小竹町  | 3,101     | 2.2              | 31.1             | 66.7             | 34,983                        | 5,109                       | 4,309                 | 0.34                   |
| 鞍手町  | 7,070     | 4.4              | 34.3             | 61.3             | 100,850                       | 16,274                      | 7,415                 | 0.48                   |
| 桂川町  | 5,988     | 2.8              | 25.4             | 71.8             | 13,978                        | 6,768                       | 5,587                 | 0.41                   |
| 香春町  | 4,061     | 2.1              | 26.6             | 71.3             | 11,071                        | 8,069                       | 5,343                 | 0.34                   |
| 添田町  | 4,007     | 7.4              | 21.3             | 71.2             | 53                            | 3,890                       | 7,065                 | 0.22                   |
| 糸田町  | 3,438     | 2.1              | 27.0             | 70.9             | 978                           | 1,727                       | 5,354                 | 0.24                   |
| 川崎町  | 6,033     | 2.5              | 26.5             | 71.0             | 4,841                         | 17,481                      | 10,157                | 0.31                   |
| 大任町  | 1,883     | 3.0              | 25.9             | 71.1             | 2,318                         | 4,526                       | 8,511                 | 0.20                   |
| 赤村   | 1,316     | 13.2             | 22.6             | 64.2             | 280                           | 1,186                       | 3,859                 | 0.16                   |
| 福智町  | 8,594     | 2.9              | 28.9             | 68.3             | 14,756                        | 12,624                      | 18,620                | 0.26                   |
| 計    | 171,696   | 3.1              | 26.0             | 70.9             | 1,646,633                     | 605,010                     | 236,872               | —                      |
| 県合計  | 2,254,095 | 2.9              | 21.2             | 75.9             | 9,738,415                     | 21,760,943                  | 2,531,654             | 0.54                   |

1) 資料：国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(令和元年)

注：境界未定の市町村については、総務省統計局の推定面積による。

2) 3) 4) 資料：総務省統計局「平成27年国勢調査」

5) 資料：県調査統計課「平成30年福岡県の工業」

総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査 産業別集計(卸売業・小売業)」

注：四捨五入の関係により、計が一致しない場合もある。

6) 資料：県市町村支援課「平成30年度市町村財政のすがた」

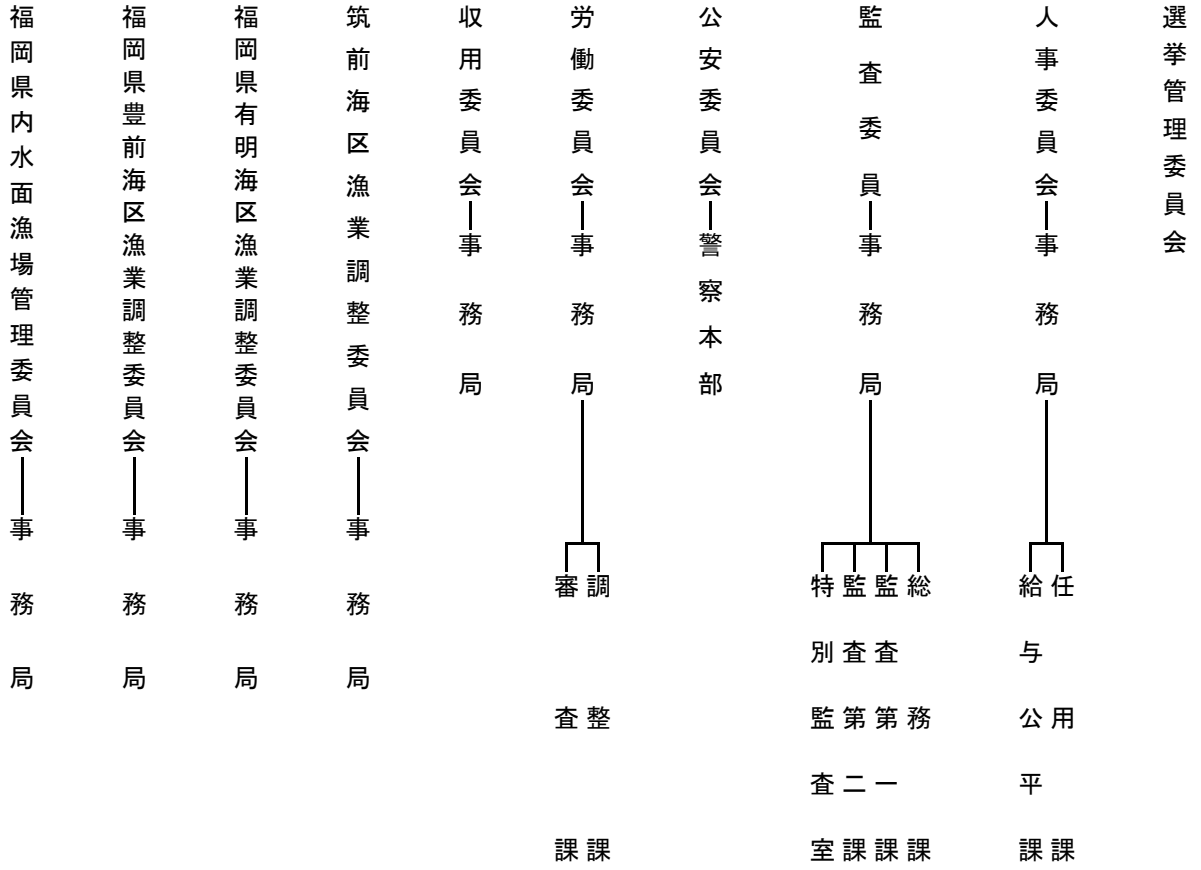
注：四捨五入の関係により、計が一致しない場合もある。

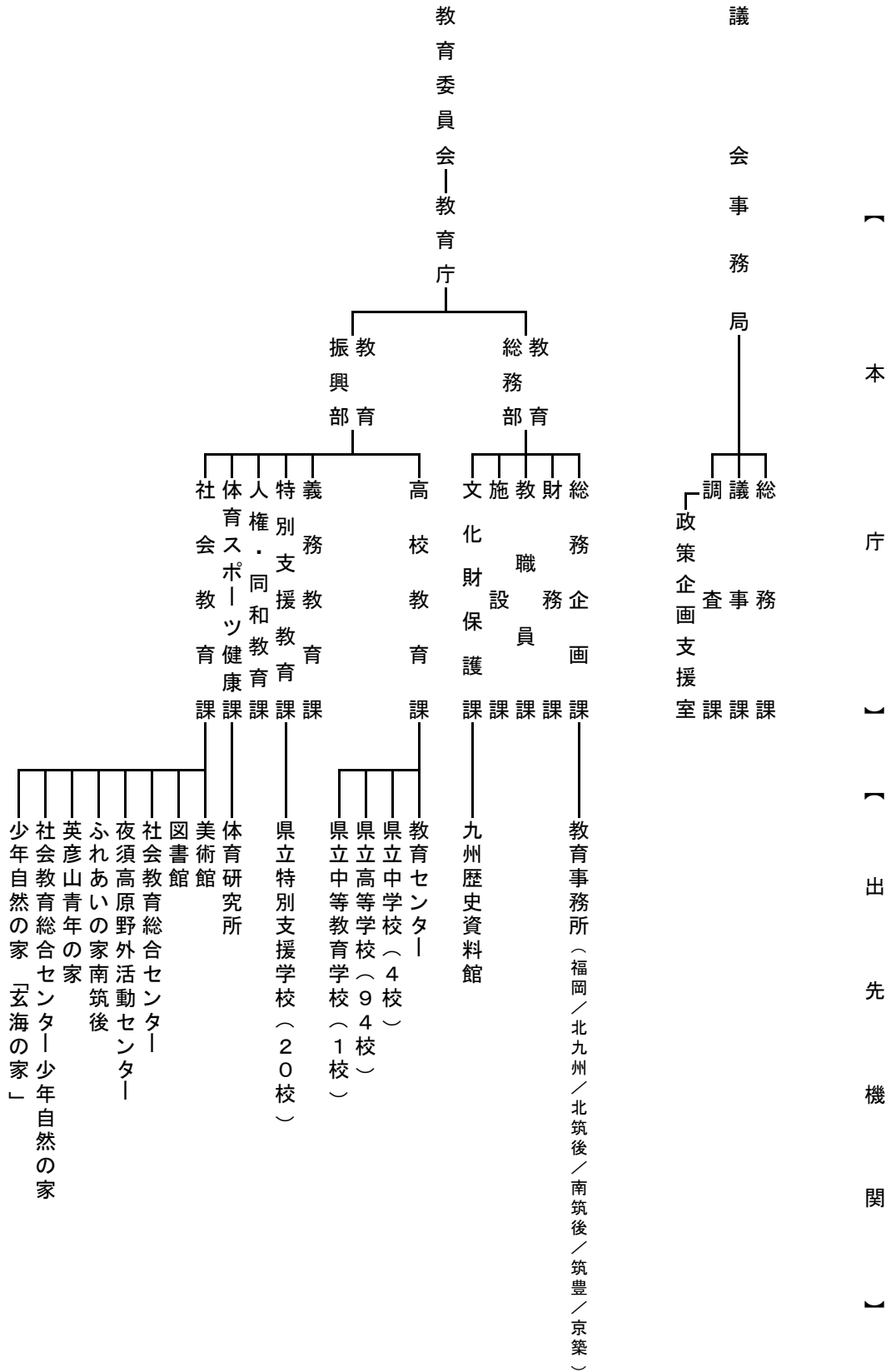






福岡県行政機構一覽(議会・各種委員会)







## ふくおか県政出前講座

県の取組みや主要な施策などについて、県の職員が直接お伺いして御説明します。

ふくおか県政出前講座テーマメニューの中から御希望のテーマを選び、実施希望日の1か月前までに県民情報広報課にお申し込みください。

開催時は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、消毒の実施やマスクの着用等の感染防止策を取っていただきますようお願いいたします。

- 
- 対 象 概ね20人以上の県民の方が参加する集会など。  
ただし、次の集会は対象外となります。
- ・収益（営利）を目的とするもの
  - ・政治的又は宗教的活動を目的とするもの
  - ・苦情や陳情、交渉を目的とするもの
  - ・暴力団、暴力団員が実施するもの
  - ・暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（団体）が実施するもの
- 時 間 平日、土日、祝日の10時から20時までの間で実施します。  
（12月29日から翌年の1月3日までを除きます。）
- 経 費 講師派遣の費用は無料です。
- 会 場 申込者で御用意ください。  
（会場使用料が必要なときは申込者の負担となります。）
- 申込方法 ①郵送 ②ファクス  
③インターネット    
④電子メール（kocho@pref.fukuoka.lg.jp）
- 

※テーマメニューと申込書は、県のホームページ  
(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/demaekouza.html>)  
からダウンロードできます。  
御連絡いただければ、郵便でお送りします。

<お申込み・お問合せ先> 福岡県総務部県民情報広報課広聴係  
電 話 092-643-3103  
ファクス 092-643-3107

令和2年度

## 県 政 概 要

令和2年9月発行

編集・発行 福岡県企画・地域振興部総合政策課  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
ダイヤルイン 092-643-3158



| 福岡県行政資料     |                  |
|-------------|------------------|
| 分類記号<br>A I | 所属コード<br>4200106 |
| 登録年度<br>02  | 登録番号<br>0003     |